

沿岸漁業における漁家世帯の 就業動向に関する実証的研究

- 平成20年度事業報告 -

平成21年 6月

財団法人 **東京水産振興会**

まえがき

日本の沿岸漁業については、就業者の高齢化と後継者不足が久しく指摘されております。しかしながら、それらの問題に関する近年の調査研究の多くは新規就業者問題が中心となっており、包括的な実態把握が求められます。

こうした課題に対して、漁業就業問題等の背景にある漁家世帯の世代交代等がどのような様相にあるのか実地調査によって把握するため、平成20年度に調査研究委員会「沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究」を設置しました。本事業は2ヶ年事業とし、漁家世帯の世代交代の背後条件や高齢漁業就業者の現状についても併せて考察し、今後の見通しと政策的課題についても検討することを予定しております。

本報告書は平成20年度の調査研究結果をとりまとめたもので、関係各位の参考にしていただければ幸いです。

なお、本事業の実施に際しましては、座長の国立大学法人東京大学 教授 加瀬 和俊 氏をはじめ、委員としてご尽力いただいた各位、並びに種々ご協力いただいた皆様方に厚くお礼申し上げます。

財団法人 東京水産振興会

会 長 中 澤 齊 彬

沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究
- 平成20年度事業報告 -

目 次

まえがき

第Ⅰ部 調査研究の意図と視点

1. 沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究
調査研究の意図と視点 1

第Ⅱ部 事例調査報告

1. 昆布の里、北海道南茅部地区における高齢漁業者世帯の存立構造 7
2. 松前さくら漁協地区における漁業就業の特質 19
3. 沿岸漁業上層経営体の構成と引退過程 茨城県大津漁協の事例から 45
4. 茨城県那珂湊漁協地区における採鮑組合員の就業実態 53
5. 瀬戸内海離島における後継者確保事情 兵庫県坊勢島の实情 65
6. カキ養殖産地における陸上作業の労働力編成の変化と高齢漁業者の存在
岡山県邑久町を事例として 81
7. 長崎県勝本町漁協地区における漁家世帯の就業動向 93
8. 福岡県姫島地区における漁業後継者の就業実態と課題 107
9. 大分県における漁家世帯の夫婦操業と就業構造の変化について
大分県臼杵市・武蔵町のタチウオ漁家を事例として 121
10. 劣悪な漁村生活環境と家族形成の崩壊
鹿児島県南さつま市秋目地域の事例から 139

第 部 漁業センサス分析

1. 自営漁業就業者の再生産に関する人口学的検討
自営漁業就業者と個人経営体世帯員に関する漁業センサスの分析 149

第 部

調査研究の意図と視点

「沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究」

調査研究の意図と視点

東京大学 加瀬和俊

1. はじめに

この調査研究の課題は、現地実態調査にもとづいて、沿岸漁業者の就業実態を把握し、今後の沿岸漁業の存続のための課題を明らかにすることである。

今日、沿岸漁業の就業面についての実態調査は決して豊富であるとは言えず、系統的に実施されている調査はほとんどない。また、官庁統計の見直し・圧縮の動きの中で農林水産省統計部の機構的な収縮が急速に進展しているために、小規模経営を多数含む沿岸漁業の就業・経営実態の統計的把握は、時系列的連続性が維持できなくなってきたことを含めて、非常に困難になっている。

こうした制約のために、漁業関係者を含めて国民の沿岸漁業についての認識は、具体性を欠いた平板・単調なイメージにとどまっているように見える。すなわち、全国の沿岸漁村では等しく高齢化と後継者確保難が進み、将来展望の見えない状況に陥っているといった悲観的で静態的なイメージが強いのである。こうしたイメージは、全国の沿岸部に多様な沿岸漁業がくまなく存在し、漁業者の日々の営みを通じて個性豊かな展開を繰り広げながら、重要な家族自営業部門として地域経済の中で高い比重を維持している沿岸漁業の意義を正當に認識しているものとはいえない。

それゆえ、沿岸漁家就業者の就業動向を把握しようとするこの調査研究の課題は、まず何よりも沿岸漁業の就業状況を可能な限り実証的・具体的に分析し、生活者集団であるとともに経営体でもある漁家世帯の多様な個性を記録し、さらにそうした状況がもたらされている因果関係を可能な限り明らかにすることである。

2. 調査研究の視点

本調査研究においては、各分担調査者の選択した各地漁村における就業実態が、それぞれの調査者の視点と方法にもとづいて分析される。したがって、各調査者がそれぞれに重視している沿岸漁業の多様な論点が漁業就業面という角度から個性豊かに分析されることになる。

同時に、全体的に重視すべき共通の視点として、以下の三点を提示しておきたい。

第一に、沿岸漁場の生産力のあり方、具体的には漁業種類とその変化に即して漁業就業のあり方を把握したい。第二に、就業者の世代（年齢）に注目して漁家世帯の就業状況をとらえたい。第三に、漁業就業のあり方を各漁家世帯の個別的選択の結果としてとらえるだけでなく、地域の漁業者集団の存在と関わらせて理解したい。

以下、この点を順次説明しながら、本研究の意図するところを明らかにしておきたい。

(1) 漁業種類とその変化

漁業種類別に漁業就業者の状況は大きく異なっている。一年を通じてどのような漁業種類が組み合わされているのか、それぞれの漁業種類の海上作業が一人で可能であるのか二人以上の共同作業を必要と

するのか、どのような陸上作業がどの程度の時間必要であるのか等によって、漁業経営体の就業状況は影響されるからである。

たとえば同一地域において、相対的に高い所得を上げて就業者数が維持されている漁業種類とそうでない漁業種類とが併存していることが多いが、そこではまず、その実態を把握することが必要であり、次いで、何故そうした事態が生じているのかの理由が検討されなければならない。

この場合、当該漁業における漁業種類の変遷にも注意を払う必要がある。沿岸漁村の漁業種類の中には伝統的に変化していないものと、一定の時期に地域内に普及・定着したものとがある。前者の伝統的漁業種類においては、その漁業種類が要請する労働力編成をとれる家族・親族グループがそれを担うであろうし、逆にその漁業種類が基幹的なものとして定着していればそれを操業するための労働力編成が維持できるように家族・親族関係が編成されることにもなる。これに対して地域にとっては新しい漁業種類が一定の時点で普及・定着を見た場合には、その時点でその漁業種類が要求する労働力編成をとれる漁家で、かつその新規漁業のために必要な投資を行い、技術を習得できる年齢階層にある者がその担い手として成長することになる。

たとえば1960年代において愛媛県ではイワシ旋網経営が回遊量の減少で危機に陥ったが、その結果として漁業構造は地域ごとに異なる条件に規定されて大きく変容した。外洋に面して資源回遊量の減少が相対的に小さかった県南地域では、旋網経営の集約化を図りながら旋網経営＝就業を持続させた。それに対して県央地域では旋網漁業者が、折から隆盛に向かいつつあったハマチ養殖業等に転換する動きを見せ、開業のための資金力と労働力を有していた一部の漁業者が大規模に開業した地域と、漁協の統一的な指揮の下に平均規模の経営体が漁協系統資金に依存しながら小規模な家族経営として開業した地域とが形成された。

また兵庫県坊勢島では1980年代に新たな漁業として船曳網漁業が導入されたが、この有利な漁業に着業できたものは当時において2隻曳の漁船を購入・建造する資金調達力と5人前後の労働力を確保できる条件を持っていた層に限定されており、それ以外の者は従来の小規模な小型底曳網を継続するという分化が発生した。

さらに、機械化の進展等によって2人で操業することを必要としていた漁業種類が単身で操業できるようになると、親族間の協業が不要となったり、あるいは漁業者が壮年の間は子弟の後継者化を必要としないようになる。

もちろん現実の変化は、こうした漁業内的な変化を基盤としながらも、漁業外的な諸要因の変動（地域における労働市場の拡大や家業維持＝直系世帯維持の規範意識の変化等）も加えた複合的な結果として決定されていると思われる。

こうした漁業生産・経営の大きな転換を含む歴史的な推移が、今日の就業事情にどのように関わっているのか、あるいは今日の地域漁業がそうした長い歴史的变化の中のどういう地点にあり、現状が何から何に向かったの変容過程にあるのかを検討することが重要である。

（2）世代論との関連

先進国においては漁業従事者には、移民・外国人労働者、浮動的非正規労働者等、労働市場の底辺部にある人々が多い。彼等を自国の通常の労働者よりも安い賃金で雇用して、商人・缶詰企業等を含む経営主が採算をとるという方式である。そうした関係の下で形成される水産物価格では、自国民の自営業

形態では自国民の平均的な水準の所得は得られないから、沿岸の家族経営は存続の余地が少ない。これに対して日本では、生鮮魚介類の多くは日本人の家族経営によって営まれる沿岸漁業によって供給され、したがってその価格には日本の労働市場において実現する平均的な賃金水準に匹敵する漁業所得を提供することが要請されることになる。輸入や量販店の価格支配力等の影響を受けてその水準の漁業所得が得られなくなれば、労働市場において平均的な賃金を得る条件のある人々は漁業部門に定着せず、その条件のない人々のみが漁業部門で就業することになるはずである。高齢漁業者の増加、離島・僻地における漁業就業者の多数の存在は、そうした事情のしからしむるところである。

それゆえ、漁業就業者が代代的＝年齢階層的にどのような編成になっているのかは、沿岸漁業の経済状態の直接的な結果であるといえるが、いったん編成された世代別の漁業就業者の分布が逆に沿岸漁業のあり方を規定するという関係もある。

そこでこの調査研究では、各地の沿岸漁業における世代別の就業状況の実態把握とその理由について注意を払いたい。高齢化と後継者不足が常に指摘される現状では、特に、高齢者の漁業就業実態の把握、後継者をめぐる諸事情の把握が重要であることは言うまでもないが、同時に地域漁業の中で生産力的に重要な位置を占める壮年層の操業のあり方が、高齢者の引退事情や若年者の漁業参入に直接的に（漁場条件の競合等）、あるいは間接的に（後継者予備軍にとって地域漁業がやりがいのある魅力的な仕事と感じられるか否か等）影響している面にも注意を払いたい。

なお、世代別の漁業就業者の実態把握に際して留意しておきたいことは、すでに漁業の外に出ている者、あるいは未だ漁業に入っていない者についても可能な限り意識して調査を行いたいという点である。沿岸漁業の現状調査においては漁協で概況を把握し、地域において典型的な漁協組合員から具体的な就業・経営事情についての聞き取りをすることが多い。こうした通常の調査方法では、現に漁業に従事している人についての知見に情報が限定されやすい。そのため、健康に恵まれて漁業就業を継続している高齢漁業者についての知見は得られても、彼等と同年配でありながらすでに引退・死亡している元漁業者、あるいは漁業者となった若者と同年配でありながら他産業を選択した者や漁業への参入を意図しつつ逡巡している漁業者予備軍などについての知見は調査の中に浮かび上がってこないことが通常である。それゆえ、漁業を止めた人、漁業に未だ入っていない人を含めて、広義の漁業就業関係者を広く可視化しつつ、現に沿岸漁業に就業する道を選択している人の性格を把握することが必要であろう。たとえば、高齢者の引退を規定している事情が何であるのか、高齢者の就業に適した漁業種類がないためであるのか、漁協が若壮年者本位の漁場利用方式をとっているためであるのか、後継ぎ層との同居や船員年金の取得等によって高齢者が労働する必要がないためであるのか等々を地域の実態に即して確定しようとするれば、現に漁業に就業している人についての情報だけでは不足していることが明らかである。

（3）漁業者集団の力を考慮する

漁業就業者のあり方を規定している要因には、個別の漁業経営体＝漁家の側の事情だけではなく、地域における漁業者の集団的な力の意義も大きい。近隣地域に比較して漁業就業者が多い集落・漁協地区では、そのことによって漁業者の社会的勢力が大きく、魚群探索情報の相互通報や漁場の侵犯を含めて相対的に高い漁業所得を上げ、結果的に漁業就業者を確保しやすくなっているといった傾向がある。また、水揚げの高い漁協市場では、有力な仲買人が集まるので魚価も相対的に高く、漁業者の所得もそれ

だけ高い傾向がある。さらに、組合員の活発な操業に支えられている漁協では職員数も多く、水産行政の各種施策についての情報も行きわたっており、行政的施策の利用に際して求められる複雑な文書類を素早く作成して公募型の政策事業メニューを有効活用することも容易である。

こうした事情は、漁業就業者の多い漁村では行政的支援を受けることが容易である結果、ますます就業者を得やすくなるのに対して、漁業就業者の少ない漁村ではスパイラル的に就業者が減少していくという対比的な傾向をもたらす。たとえば、兵庫県坊勢島、愛知県日間賀島・篠島など、後継者が多数存在していることで著名な離島を見ると、ほぼ同一の漁場を活用し、同一の漁業種類を擁している対岸の本土側の漁協において漁業者が減少していることと対照的な様相を示している。その背景は本土側への交通の便が制約されている下で、漁業者自身が漁業への依存度を高くするようにつとめ、漁協もそれに全力を投入しているという実情がある。このことは、都市化の進む本土側の漁業地区における漁協に所属している経営体の減少、それによる漁場の過密度の解消と漁業許可の余剰化を条件として、漁業者を多数擁している地域の操業者数が増加するといった両極分解的な因果関係を推測させるものである。

3．漁業就業者の世代的な把握における諸論点

すでに述べたように、本調査研究では世代別の漁業就業者のあり方を重視しているが、具体的にどのような論点を念頭においているのかについて、例示的に若干の指摘を行っておきたい。

(1) 高齢者

漁業就業者の高齢化が指摘されて久しいが、高齢漁業者の就業実態は必ずしも明らかにされてはおらず、したがってそれぞれの地域に見合った高齢漁業者に対する政策的あり方 引退を促進すべきか、放任しておけば良いか、長期に就業を継続できるような条件を整備すべきか についても詰めた議論がなされる条件がない。そこで本調査研究では、以下のような諸点について考えてみたい。

第一は、高齢漁業者の漁業就業・経営のあり方と引退プロセスの実態把握である。高齢者は何歳頃まで漁業を行っているか、加齢にともなってどのように漁業種類、操業日数・時間、使用漁具の規模、投資態度等を変化させていくか、後継者がいる場合といない場合とでこれらの点にどのような相違があるか、高齢漁業者の漁業外就業はあるのか、あるとすれば加齢とともにそれがどう変化し、漁業就業にどう影響しているかといった諸点が注意される。

第二は、高齢漁業者の家族形態と日常生活のあり方についての実情把握である。伝統的な直系世帯（若年世代との同居）はどの程度維持されているのか、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯がどの程度の比重を占めているのか、漁業者は介護期間がない、あるいは短いと言われることがあるが当該調査地域でのその実情はどうか、漁業就業は老人介護コストを引き下げているといえるか、といった諸点がここでの論点となろう。

第三は、高齢漁業者の存在が若壮年漁業者の就業機会・漁場利用を制約している面があるか否かについてである。この点が自覚されて漁協において高齢漁業者の漁場利用に対する独自の対策がとられている場合もあるが、そうした対策がとられていない場合においても、高齢漁業者と若壮年漁業者の相互関係は客観的には一定の緊張関係をはらんでいる場合がありえるのであって、その点を含めた実態把握が必要である。

(2) 若年者

漁業者の子弟の選職・就業事情を把握し、特に漁業後継者となった者については後継者の道を選択した事情について多面的に検討することが必要である。

第一に、学校卒業時の職業選択がどのような判断によってなされているのかについての実態把握である。たとえば、家業である自営漁業に就業することを選択した者としなかった者の両者について、子供の時から漁業との接し方（家の漁業を日常的に手伝ってきたかどうかを含めて）、高校の種類（水産高校かその他か）、自家漁業の所得水準や人手不足度、後継者が加わった場合の漁業所得の上昇の見通し等の要因がどのように異なっていたのかが検討されるべきであるし、他産業に就いた者の所得水準、家計との関係等と後継者になった者の個人としての現金所得部分を比較することも重要である。また、さしあたり他の産業に就いた者で将来におけるUターンを予定している者がどの程度いるのかについても情報を得たい。なお、後継者の多い年代は集中する傾向があるという指摘をしばしば聞くが、確かに、接近した数年間の中で後継者の多い学年とそうでない学年との区別があるようであり、このことは漁業後継者となる際の躊躇や阻害要因が同じ選択をする仲間がいることによって克服されやすいことを示唆しているようにも思われる。心理的事情も強く関わっている職業選択という決断については、調査の中でこうした事情にも触れることができれば有益である。

第二に、一定時点でのUターン事情についてである。いったん他産業に就業した若年者が20歳代から30歳代の前半期においてUターンして漁業後継者になる数は近年の不況過程において確実に増加しているが、流出元の産業・職業の特徴、流入者は独身者に限られるのか否か、後継者化による個人所得の増減等について情報が求められよう。

第三に、若年漁業者の操業実態についてである。伝統的に親と同一の漁船で操業する者が多いとはいえ、親子で漁船・漁業種類を別々にする世帯も近年では増えているし、父親の指示にしたがって働くよりも自分で好きな漁業種類を選択しようとする若者が増加しているように見える。技術習得のための父親との協働期間の必要性、自前の漁船取得の困難、父親とは別の漁業権・漁業許可を取得できるかどうかといった点を含めて、実情を知ることが必要である。

(3) 壮年層

壮年層の自営漁業就業については、その就業変化の少なさが特徴的であり、いったん自営漁業就業者となった者はほとんど他産業に転じない傾向にある。漁業所得の不安定性にも関わらずこうした特徴があることは、漁業所得の低下によっても適切な他産業従事の手がかりがないことの反映であろうが、それだけにこの年代層は漁業所得の安定化のために種々の努力を投入している。漁業就業者数の減少の下で、それらの努力が、漁業種類の組み合わせの変化、保有漁具の増加・大型化、労働時間の長時間化といった方向に向かい、一就業者当たりの漁獲高の増加といった成果に結実しているのか否かについて、調査地域ごとに検討したいところである。

(4) 女子

女子についても高齢者、若年者、壮年者のそれぞれの中で男子と共通に論じられるべき部分もあるが、同時に依然として、女子漁業者の特質も存在すると思われるので、その部分については調査の中でも独自に留意したい。

女子が単独で経営主になっている漁業種類としては海女が良く知られているが、そのほかの事例が極めて限られている理由が検討されるべきである。夫婦協業で女子が海上作業に従事する場合、その水揚げは後継者と父親による男子二人の操業タイプよりもかなり低いことが多いようであるが、労働時間・労働強度等の諸要因のうちの何がそれを規定しているのかが明らかにされる必要がある。家事・育児による就業時間制約という女子労働の伝統的な特性は、少子化の影響を含めて家事・育児からの壮年女性の早期解放へと変化しているとも思われるので、その実態が明らかにされることが望まれる。

総じて、漁業就業者の減少の中で女子の単身の漁業就業が増加することが予想される今日、どのような条件がそれを可能にするのかを探りたいものである。

4. 最後に

本報告書は初年度の事例調査報告などをまとめたものである。この調査研究では2年目にもさらに複数の事例調査を実施し、同時に2ヶ年の調査研究結果を総括する予定である。

なお、本年度の調査研究委員を別表に掲げる。

平成20年度委員名簿

役職	氏名	所 属
座長	加瀬 和俊	東京大学 社会科学研究所 教授
委員	大谷 誠	(独)水産総合研究センター 中央水産研究所 研究員
"	島 秀典	鹿児島大学 水産学部 教授
"	関 いずみ	海とくらし研究所 代表
"	二平 章	茨城県水産試験場 浅海増殖部 部長
"	濱田 武士	東京海洋大学 海洋政策文化学科 准教授
"	廣吉 勝治	北海道大学大学院水産科学院 教授
"	三木 奈都子	(独)水産大学校 水産流通経営学科 准教授
"	宮崎 隆志	北海道大学大学院教育学研究院 教授
"	山内 昌和	国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部 主任研究官
調査員	副島 久実	(独)水産大学校 水産流通経営学科 助教

平成21年3月31日現在(敬称略、順不同)

第 部

事例調查報告

昆布の里、北海道南茅部地区における高齢漁業者世帯の存立構造

東京海洋大学 濱田武士

1. はじめに

漁業者の高齢化が取り沙汰されるようになって久しくなる。就業年齢構成は益々高齢層に偏重しており、漁家世帯の経営主の年齢構成も同様の傾向を示している。2003年に調査が実施された第11次漁業センサスによると、自営漁業者の経営主125,931人のうち、70歳～74歳が20,382人（16.2%）、75歳以上が12,930人（10.3%）となっており、30～39歳以下の4,445人（3.5%）、29歳以下の646人（0.5%）に対して高齢漁業者世帯が圧倒している。実に、自営漁業の漁家世帯のうち、4世帯に1世帯が70歳以上、10世帯に1世帯が75歳以上の経営主になっている。

こうした状況は、後継者、新規就業者の参入が激減したことにより形成されているが、一方で高齢化した漁業者の引退が進んでいないことも強く表している。では、なぜ、このように引退を先延ばししている高齢漁業者が増加しているのでしょうか。その背景の一つとして、漁労作業の省力化、漁港などの基盤整備の進展が挙げられる。漁業、漁村の近代化のおかげで、漁業者は過酷な労働から解放されたため、年齢を重ねても漁労作業に従事できるようになったからである。しかし、そのような物的漁労環境の変化を捉えただけでは、今日の高齢漁業者世帯の存続という現象の理解が深まらない。なぜなら、漁労作業の労働負荷が軽減されたとは言え、漁業には他産業よりも危険がつきまとうし、漁業経営の存続にはさまざまな経済的リスクも伴うからである。

高齢漁業者世帯に関する論点を抽出するには、こうした漁業の産業上の特性を踏まえつつ、高齢漁業者がリスクを背負ってでも経営を続けるその動機と、漁村における社会的生産関係から見た高齢漁業者の位置を明らかにしていく必要がある。

小論では、以上を問題意識にして、“昆布の里”として知られている北海道南茅部地区を調査対象として、高齢漁業者がいる世帯の存立構造について論じたい。なお、ここでは差しあたり、高齢漁業者は60歳以上とする。

2. 地域漁業の概要とその傾向・・・昆布養殖の安定的推移と漁船漁業の低迷傾向

南茅部地区は、道南渡島半島の太平洋側の沿岸部に位置する（図1を参照）。自治体としては、函館市となっているが、平成の市町村合併が進む前は、旧南茅部町である。

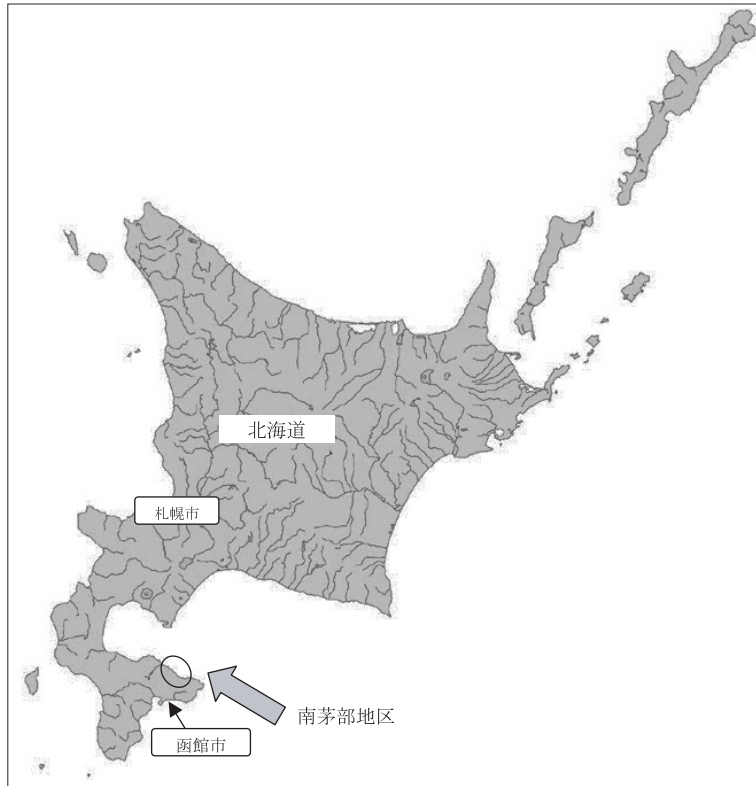
南茅部地区には、南かやべ漁協がある。この漁協は、2002年に南茅部町内にあった6つの単協（木直漁協、尾札部漁協、川汲漁協、安浦漁協、白尻漁協、大船漁協）が合併して設立した中規模漁協である。6つの旧漁協は、現在支所として、残されている。漁業権管理に関しては、旧漁協単位で実施している。

当漁協における2008年3月末の個人組合員数は1,160人、法人組合員数は11となっている。当地区は、昆布の里として知られているだけに、地域漁業の主力は、昆布養殖、昆布漁業となっている。他には、定置網漁業、採介藻漁業、刺網漁業、イカ釣漁業が営まれている。

2006年における地区全体の総水揚げ金額は99億円であり、その内訳は、昆布養殖が最も高く33%、次いで大型定置網漁業が22%、天然昆布漁やウニ漁を含む採介藻漁業が21%、スケソウダラを主漁獲対象とする刺網漁業が10%となっている。

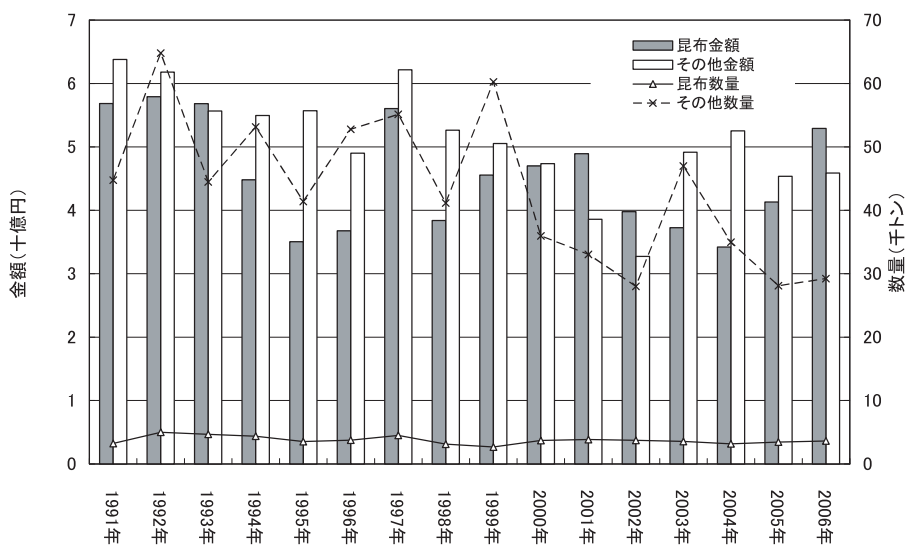
当地区の総水揚げ金額は、90年代初頭は100億円を超えていたが、その後、減少し、2002年には70億円台まで落ち込んだ。しかし、それ以後は好転して、2006年には98.7億円と100億円に接近している。

昆布の水揚げとその他の水揚げの推移を示した図2を見よう。昆布とその他の水揚げは、両者とも金額で見ると年変動が激しく上下しているが、数量で見ると昆布は比較的安定している。その他の漁業の



地図の出典：http://www.abysse.co.jp/japan/pref/hokkaido.html

図1 南茅部地区の位置



注：昆布は天然、養殖含む
資料：南かやべ漁協

図2 南茅部地区における漁業生産の推移（昆布とその他漁業）

水揚量は、1999年までは5万トンを超えていたが、2000年以後、2003年を除き、5万トンを割っている。

水揚げは年変動があるため、単年度ごとの変化を見ては長期的な水揚げ傾向を捉えることができない。そこで、2006年から見た過去10年の前後期の数値を比較しておこう。まず昆布の水揚げである。前期5年の平均は42.2億円、後期5年の平均は43.7億円であり、比較的安定している。ただし、天然昆布と養殖昆布を分けて、過去5年を比較すると、様相は異なる。天然昆布の前期5年は15.1億円、後期5年は11.2億円であり、養殖昆布の前期5年は27億円、後期5年は32.5億円となっている。天然昆布の減額を養殖昆布が補っているのである。

昆布以外の漁業はどうであろうか。前期5年は54.9億円であるが、後期5年は43.7億円と、10億円ほど落ち込んでいる。業種ごとに見ておこう。大型定置網漁業の前期5年は27.3億円、後期5年は21.8億円、小型定置網漁業の前期5年は3.4億円、後期5年は2.4億円、スケソウダラ刺網漁業の前期5年は9.8億円、後期5年は7.9億円、その他の刺網漁業の前期5年は3億円、後期5年は2.6億円、ウニ漁業の前期5年は2.3億円、後期5年は1.7億円となっている。すべての漁業において低迷傾向が見られる。

以上をまとめると、当地区の漁業は、昆布養殖業の安定と比して、天然資源を採捕する漁業は低迷傾向にあることが理解できる。科学的な根拠がないため資源量が減少しているかどうかは判らないが、漁獲数量の減少が明らかであることから、生産意欲や漁獲能力が相対的に低い漁業者が存立できる環境が弱まったと言えよう。その上、2004年から2008年8月まで、燃油費が高騰し続けたことから、漁船漁業への生産意欲はより弱まってきたものと推察される。とりわけ、高位な水揚げよりも、中・低位でも安定的な水揚げを望む漁業者層、特に高齢漁業者が営漁する条件が刺網漁業やイカ釣漁業などの漁船漁業では喪失していると言えよう。

3. 漁家世帯の動態と高齢漁業者の就業特性

1) 組合員、漁家世帯の動向と着業状況

表1は、1970年から2000年までの10年ごとと、2004年、2006年における南茅部地区における漁家世帯数と漁協の組合員数を示したものである。漁家世帯数、組合員数ともに一貫して減少している。2006年時点で、漁家世帯数は971、組合員数は1,199になっている。1970年と比較すると、組合員数においては約半減している。

表1 南茅部地区における漁家世帯数と組合員数の変化

	1970年	1980年	1990年	2000年	2004年	2006年
漁家世帯数	1,682	1,520	1,377	1,108	1,014	971
組合員数	2,574	2,212	1,858	1,393	1,248	1,199

資料：図2に同じ。

2008年3月末時点の組合員の年齢構成を表2に示した。60歳～69歳の20.4%、70歳以上の22.4%と高齢漁業者が4割以上を占めている。モードは、50～59歳にあるが、その数値は25.6%であり、高齢漁業者の構成比と比較すると、決して高くはない。こうした現象は全国的状況と概ね似ている。しかし、当地区では、39歳以下の若齢漁業者の構成比が全国平均よりも高位であることから、他地区よりも、漁業者の再生産が進んでいると言えるかもしれない。

次に漁業種別の着業状況を確認しておこう。表3は、主とする着業漁業種別、組合員年齢構成を示し、

表4は主とする業種の経営体がどのような業種を兼業しているかを示したものである。これらの表からは次のことが言える。

まず、漁船漁業を主とする組合員は、若齢漁業者ほど構成比が高いこと、それとは逆に、採介藻を主とする組合員は高齢者ほど構成比が高い。体力や意欲を要する漁業ほど、若齢漁業者が求められ、体力よりも技能蓄積が必要な漁業ほど、高齢者が多いということになる。

また、定置網の従事者層は40～49歳層から下の構成比が高い。特に、30歳未満が高い。乗組員として従事することから、安定的な収入が得られるため、若齢漁業者層の希望が多いであろうし、船主サイドも体力のある若齢層を積極的に採用するのであろう。表4を見ると、定置従事の経営体の多くは、採介藻漁業やウニ漁などを兼業している。もっぱら、定置網漁業に従事しておいて、採介藻漁業やウニ漁により副収入を得ているものと思われる。ただし、定置網漁業に従事する傍ら、採介藻漁業やウニ漁を行うことは可能であるが、あくまで定置網漁業への就業を優先している。

表2 南茅部地区における組合員の年齢構成

19歳以下	5	0.4%
20歳～29歳	62	5.3%
30歳～39歳	111	9.6%
40歳～49歳	188	16.2%
50歳～59歳	297	25.6%
60歳～69歳	237	20.4%
70歳以上	260	22.4%
合計	1160	100.0%
法人組合員	11	

注：2008年3月31日現在

資料：図2に同じ。

表3 組合員の年齢構成（着業・従事別、2004年）

	合計	構成比	平均年齢	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～64歳		65～69歳		70歳以上	
合計	1248		54.6	82		142		202		304		127		174		217	
大型定置	4	0.3%	51.5	0	0%		0%		0%	4	1%		0%		0%		0%
小型定置	22	1.8%	52.1	3	4%	3	2%	3	1%	4	1%	1	1%	2	1%	6	3%
漁船漁業	175	14.0%	51.8	18	22%	26	18%	28	14%	40	13%	17	13%	27	16%	19	9%
養殖業	500	40.1%	54.1	28	34%	61	43%	83	41%	128	42%	62	49%	65	37%	73	34%
採介藻	137	11.0%	67.8	1	1%	5	4%	3	1%	12	4%	5	4%	36	21%	75	35%
定置従事	171	13.7%	49.1	20	24%	25	18%	44	22%	37	12%	15	12%	17	10%	13	6%
漁船漁業従事	43	3.4%	50.4	3	4%	9	6%	11	5%	7	2%	1	1%	5	3%	7	3%
漁業副業	196	15.7%	55.2	9	11%	13	9%	30	15%	72	24%	26	20%	22	13%	24	11%

資料：図2に同じ。

表4 経営体の類型別の着業状況（2004年）

	経営体数	定置		刺網		えび籠	つづ籠	いか釣り	たこ	養殖		天然採介藻	うに等	
		大型	小型	スケソウダラ	その他					ほたて貝	昆布			
経営	大型定置	12	12											
	小型定置	16		16	2						3	12	12	
	漁船漁業	118		1	76	85	41	6	24	45		42	104	94
	養殖	396		9	20	61		3	6	15	11	389	313	364
従事	採介藻	135			2	15	1			3		1	122	109
	定置	140		1	1	5				3		11	128	125
	漁船漁業	34				3				1		3	26	
	漁業副業	174		2	1	2				4		8	137	
		1,025	12	29	100	173	42	9	30	71	11	457	842	704

資料：図2に同じ。

養殖業においては、高齢者ほど高くなるが、構成比のモードは60～64歳階層にあり、それ以上の年齢階層は構成比が落ち込んでいく。この養殖業は、ほぼ昆布養殖と見て良い。昆布養殖は先に見たとおり、収入源としては、安定している。また、漁船漁業のような漁獲競争がなく、着業者のペースで営漁できる。しかし、収穫から乾燥、製品づくりを実施する6～8月の期間、着業者は長時間労働を強いられる上、雇用者を調達したり、雇用者を管理したりしなければならないため、後継者がいなければ、その労

働負荷から逃れるために、高齢化するに伴い徐々に養殖規模を小さくする傾向にある。それゆえ、安定収入が得られる昆布養殖をやっていたとしても、養殖規模の縮小に伴い他の漁業が主となる。実際、65歳～69歳階層から養殖業の構成比が低下して、採介藻漁業の構成比が上昇している。養殖業を主とする経営体の多くは採介藻漁業あるいはウニ漁を兼業していることもその裏付けとなろう。

2) 昆布養殖・漁業の着業動向

先にも述べたように、昆布養殖業が南茅部地区において水揚げシェアがもっとも高い業種である。しかし、昆布養殖業が開発される以前は、天然昆布漁業がもっとも主力産業であった。そのため、今なお多くの組合員が天然昆布漁業に着業している。

2004年における天然昆布漁業の着業組合員数は1,062人となっており、業種別の組合員数は最大である。地区の総組合員数が1,259人であるから、実に84%が天然昆布生産に着業していることになる。他方の昆布養殖に着業していた組合員数は592人となっている。着業割合は47%である。水揚金額ベースでは昆布養殖業が地域漁業の最大産業であるが、着業者数では天然昆布漁業が最大産業になる。このように当地区では、昆布生産が地域漁業の主力となっている。

ここで、天然昆布生産と養殖昆布生産の水揚げ状況を確認しておこう。表5にその状況を示した。この表は過去10年の状況を記している。これを見ると、天然昆布生産の水揚げは、下が240トン、上が1,411トンと乱高下しており、不安定な生産状況となっている。養殖生産は2,500～3,300トンの間に収まっており、比較的安定している。

表5 南かやべ地区における天然昆布漁業と昆布養殖業の推移

	天然昆布生産		養殖昆布生産		養殖経営規模		1経営体当たり養殖規模		
	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)	施設台数 (幹綱120m)	経営体数	施設長(m)	数量(トン)	金額(千円)
1997年	1,411	2,486,289	3,087	3,116,192	4,881	486	1,205	6.35	6,412
1998年	521	1,013,127	2,605	2,825,715	4,831	481	1,205	5.42	5,875
1999年	263	716,003	2,416	3,839,251	4,828	475	1,220	5.09	8,083
2000年	731	1,543,771	2,983	3,156,180	4,868	474	1,232	6.29	6,659
2001年	548	1,296,703	3,308	3,596,921	4,892	476	1,233	6.95	7,557
2002年	908	1,600,388	2,826	2,377,649	4,928	465	1,272	6.08	5,113
2003年	240	466,550	3,302	3,259,314	4,917	461	1,280	7.16	7,070
2004年	622	1,195,626	2,544	2,224,505	4,917	460	1,283	5.53	4,836
2005年	341	861,890	3,122	3,269,498	4,882	453	1,293	6.89	7,217
2006年	895	2,100,857	2,740	3,190,301	4,825	442	1,310	6.20	7,218

資料：図2に同じ。

ところで、天然と養殖生産の安定性の格差はどこからきているのであろうか。昆布は潮通りの良いところで育つと言われている。天然昆布が群生している場所は、平磯場であり、一方の、昆布養殖はその沖合で養成されていることから、養殖昆布の拡大が天然昆布の育成環境になんらかの影響を与えて、生産を不安定にしているのかもしれない。昆布養殖において、沖側の施設の昆布の成長がよく、岸側の施設では成長が悪いのも、その裏付けかもしれない。このような現象は、海苔、ワカメなど海藻類の他の養殖業にも共通する現象である。

次に、表5に示された養殖昆布の施設台数を見よう。過去10年間、上下している。2002年に4,928と最大を記録しているが、その後、やや減少している。また、経営体数を見ると、この数値は一貫して減

少している。このことから、養殖漁場に空きがでているものと推察されるが、聞き取りから実態はそうではないことが判った。先にも述べたが、岸側での養殖は、昆布の成長が悪い。そのため、岸側の区画漁業権の漁場が利用されないのである。

養殖漁場に空きがでているどころか、残存経営体は養殖施設を拡大する傾向にあり、なおかつ、新規に着業する漁業者もおり、劣等漁場の空きを除けば、養殖漁場は満度に利用されている。地域内の施設長は短くなっているが、生産金額で示されたとおり、産業としては縮小していない。表5に示される一経営体あたりの金額を見ると、500～800万円の間で年変動しているものの、先に見たように過去10年の前後期の総生産額を比較すると、後期5年の金額は前期5年の金額を若干ではあるがむしろ上回っていた。昆布養殖業は当地区で唯一安定している産業なのである。

それゆえ、当地区では、昆布養殖からの引退、撤退や施設規模の縮小により、空き漁場が生じた場合、意欲のある残存経営者が、その漁場を獲得し、経営規模を拡大できるように、漁業権行使規則で所有施設規模の上限を順次引き上げてきた。例えば、白尻地区では、1980年後半では、施設台数制限を10台としていたが、90年代に入り、20台にした。

また、空き漁場がでた場合、漁船漁業や定置網に従事している漁業者がそれらの漁業をやめて新規に着業するケースもある。最近では、小型定置網漁業を営む66歳の漁業者が新規着業した。定置網や漁船漁業は資源の来遊如何で生産量が決まる上、経営リスクが高い。さらには、燃油高騰、資源の低迷など、不安要素が重なっている。そのことも影響して、そうしたリスクが小さい、安定した昆布養殖業を新規に着業希望する漁業者が多くなっている。利益率は低い、生産基盤整備が進んだため、従前より労働が軽減され、安定志向の強い漁業者にとっては魅力的な業種になっている。昆布養殖業がその他の漁業の脱落者を吸収する業種になっている。

3) 昆布養殖を営む漁家世帯の行動

2004年、函館市が実施した調査によると、昆布養殖業を主として営んでいる世帯396のうち、後継者がいる世帯は86であり、後継者がいない世帯は183、未定が126である。安定しているとは言え、今日の昆布養殖業は後継者がいない世帯が多くを占めている。

では、後継者がいない世帯はどのようになっているのか、確認しておこう。

昆布養殖は、海上での収穫作業だけではなく、洗浄作業、乾燥作業そして製品づくりまで、作業が多岐にわたっており、漁業者1人ではとうてい営むことができない。家族労働力の動員が必ず必要なのである。ところで、昆布養殖は、船外機船への電動ポンプユニットの装備など省力化が進んだとはいえ、手労働が必要な労働過程が多くあり、家族労働力を前提にした業種である。しかしながら、息子・娘が世帯から独立して地域外で就業するケースが多くなっている今日では、家族構成が老夫婦2人のみという世帯が多くなっている。

20年前と比較すると、多くの世帯において、家族労働力が明らかに不足している。子供らが巣立ち家族の動員ができなくなった夫婦は、雇用労働力を調達しながら、一定の養殖規模を維持してきた。とりわけ、漁船に乗って行う収穫作業と陸上作業の両方の作業が集中する夏期において、陸上作業において雇用労働力に依存しなければならない。

しかし、高齢漁業者は自身の体力が落ち込んでいくと感じると、やがて、養殖規模を落としていく。そして、最終的には、夫婦2人のみで営める規模にまで縮小するという。雇用者がいる場合、年間

の水揚げはおおよそ700～800万円、夫婦のみになると200～300万円になるという。

昆布養殖業を営む世帯は、専門的な昆布養殖世帯であっても、そのほとんどの世帯が天然昆布漁業を営んでいる。もともと、天然昆布を営んできたし、陸上の生産設備類は昆布養殖の陸上作業で利用する設備の範囲以内である。そのため、兼業するための経済的リスクは低い。

天然昆布漁業を除けば、刺網漁業を営む漁業者が多い。また、乗組員として定置網漁業に従事する漁業者もいる。調査を行った白尻地区では、組合員77人のうち11人が養殖をしながら定置網漁業に従事している。こうした漁業者は、夏期間、仕事が極めて過酷になる。昆布養殖の作業を行っている合間に定置網漁業に従事するからである。そのため、定置網漁業に従事する漁業者のほとんどが体力のある青年・壮年層（30代、40代）となっている。しかし、この従事者の中に64歳の高齢漁業者もいる。若年従事者が不足していることから、体力があれば、高齢漁業者でも従事者としての就業機会があるということであろうか。

なお、昆布養殖を主とする経営体の平均漁家所得は昆布養殖のみで724万円、兼業業種の水揚げやその他の収入も含めると940万円である（2004年函館市調査）。

4) 採介藻漁業を主とする世帯と高齢漁業者

このタイプの世帯は、表4に示されているように、70歳以上の高齢者世帯がもっとも多い。また、70歳以上の高齢者世帯が主とする業種の中で最も世帯が多い業種である。漁船漁業、定置網、コンブ養殖を引退して、最後に残る就業対象となっている。

漁家所得の平均値が114万円と低い。しかも、この数値は、刺網漁などで豊漁の時に行われる網外し作業や昆布養殖の製品づくり作業など“丘周り”作業の手伝いなどで得る収入も含まれている。要するに、このタイプの漁家世帯は、生産意欲が弱く、体力が続く範囲内で、漁業を続けている高齢漁業者世帯が多い。妻に先立たれ単身になったか、あるいは妻が病気、怪我などで諸作業に対応できなくなった高齢漁業者世帯が多い。こうした高齢漁業者世帯は、自分以外の家族労働力を最低1人は必要とする昆布養殖を断念せざるを得ず、漁業を細々と続けている。事実、調査では、妻が昨年他界し単身になり、昆布養殖業を止め、天然昆布漁業とウニ漁を続ける82歳の漁業者Aがいた。また、天然昆布漁業を専門的に営む84歳の漁業者Bは、地元で息子夫婦が暮らしているが、一人暮らしをしており、漁協から乾燥後の昆布切れ葉を買って、それを粉末にして、薬品会社に販売するという商売もやって、生計を立てている。高齢漁業者世帯の中でも、単身世帯が採介藻漁業を専門的に営む傾向が強い。

こうした漁業者の就業サイクルは、7月中旬～10月中旬まで、天然昆布を採取しながら、11月中頃まで製品づくりを行う。天然昆布の採取の就業日数は30日程度、製品作りの就業日数は60日程度で、9月から翌年の2月頃までの間に20日ぐらいウニ漁やナマコ漁を営んでいる。年間の総就業時間は約630時間と、昆布養殖業を専門的に営む漁家の就業時間約2,252時間と比較して短い。しかしながら、天然昆布漁業の最盛期の一日の就業時間は10時間～11時間と短くはないし、昆布採取作業の労働負荷が高く、体力を必要とする。決して、老齢漁業者が1人で気軽に続けられる業種ではない。それでも、体力の続く限り高齢漁業者は漁業就労を続ける。

採介藻漁業を主とする就業形態は、家族労働力を失った高齢漁業者が引退する前に収斂する一就業形態と言えよう。

4 . 高齢漁業者がいる昆布養殖世帯の事例

本調査では、南茅部白尻地区において、昆布養殖を営み、高齢漁業者がいる3世帯から聞き取りを行った。以下、その事例から、高齢者世帯の就業動機の要因について述べておきたい。

事例1・・・老夫婦世帯（漁業者C75歳、妻70歳）

漁業者Cは、昆布養殖業を主として、ウニ、ナマコ漁そして天然昆布漁業を営んでいる。現在、70歳の妻と二人暮らしである。子供は男5人（37歳～45歳）いるが、すべて独立して、地域外で暮らしている。

漁業者Cは、200海里体制（1977年）以前は、春に日本海サケマス流網漁業に従事し、夏にイカ釣り漁業、冬場はスケソウ刺網に従事していた。雇われ船頭であった。夏季は地元に戻り、天然昆布漁業を営んでいた。しかし、200海里体制への移行に伴い、日本海サケマス流し網漁業が減船されてから、地元に戻り、漁船漁業をやめて、昆布養殖業を始める。南茅部地区では、ちょうど養殖漁場を拡大する時期であった。200海里体制の減船によって漁船を降りた漁業者が地元帰還するので、昆布養殖業がその受け皿となったのであろう。

Cは、妻と子供5人、家族総出で昆布養殖を営む。当時は、乾燥は天日干しだったことから家族労働力だけでは足りず、夏季は4人の雇用者を雇っていた。施設は10台保有していた。

その後、乾燥機を装備し、省力・省人化が進む。また90年代には船外機船に電動ポンプという巻き上げ機が装備されるようになり、船上の漁労作業も軽減された。しかし、70歳を過ぎて、体力の限界を感じ、施設を3台まで減らした。ただ、5人の息子が巣立ち、独立したことで、妻以外の家族労働力を失ったことから夏季の作業は雇用者4人を雇って養殖業を営む形となった。

自らの事業以外に、スケソウダラ漁が豊漁の際に、築港で行う網外し作業を手伝う。スケソウダラ刺網漁が大漁の時は、網外し作業に臨時的な雇用機会が大量発生する。その時に、網外し作業を手伝う。もちろん、時間給により賃金を受け取る。

聞き取りによれば、この世帯は「水揚げ金が約400万円、漁業所得はその約1/3」である。漁業所得と年金を併せれば、夫婦二人が暮らしていける。今後、「4～5年は昆布養殖を続けたい」、「昆布養殖を止めても、天然昆布漁業とウニ・ナマコ漁を続けたい」という意向を持っている。高齢化に伴い労働負担を低めていくような就業形態に転換する（すなわち、昆布養殖を主業とする就業パターンから採介藻漁業専業に転換する）ようである。しかし、「体力が続く限り、漁業を続けるつもり」である。こうした意向を持つ背後には次のような事情が横たわっている。「年金が夫婦で140万円しかなく、漁業を止めれば、生活費に困り、また、息子からの仕送りに頼るわけにもいかない」という事情である。

事例2・・・後継者が中核となっている世帯

（漁業者D84歳、後継者A51歳、嫁40歳代、孫娘23歳、孫息子21歳、孫娘21歳）

この世帯は、現在、昆布養殖業を主業とし、兼業業種として、天然昆布とウニ漁を営んでいる。昆布養殖の施設台数は、10年前は12台であったが、現在17台を所有している。昆布養殖の水揚げは1,000万円を超えている。

漁業者Dは、軍人として終戦後抑留され釈放された後、引き上げ、当地区に復員してきた。樺太では、ニシン漁と昆布漁を営んだ経験があるという。地元に戻ってからは、夏季から秋季に天然昆布漁、冬季

にスケソウダラ刺網、春季に天然ワカメ漁というサイクルで漁業を営んでいた。昆布養殖は後継者Aが漁業に就業してから始め、80歳までは、収穫作業を親子操業で行い、丘周り作業に関しては他界した妻がその管理を担当していた。漁業者Dの妻が他界してからは、漁業者Dが妻に代わって丘周り作業の管理を担当している。しかし、天然昆布漁は今なお単身でやっており、同じく単身で天然昆布漁の操業を行う後継者Aよりも水揚げが多い。Dは、84歳という高齢者でありながら、極めて健康的であり、漁労作業能力も衰えていない優良漁業者である。

養殖昆布の収穫作業は、後継者AがAの息子に当たる孫息子と一緒にやっている。また、孫娘の二人は、それぞれ地元薬局アルバイト、看護師（旧函館市内在住）として従事しているが、昆布の最盛期には丘周りの作業を手伝っている。

昆布養殖に対して以上のように家族労働力が投入されているが、陸揚げ、洗浄、乾燥など丘周り作業のすべてを家族労働力では賄えない。家族労働力で賄えない時間帯は、近隣の漁家の家族構成員3人が手伝いに来る。この近隣漁家は定置網漁業を営んでおり、養殖昆布の収穫・陸揚げ作業を、昆布養殖専門の漁家の収穫作業が終わってから始める。それゆえ、陸揚げ、洗浄、乾燥作業の遂行に当たって、それぞれの漁家が労働力を時間帯によってパーターして、相互扶助を実践している。もちろん、労働力の対等交換による相互扶助なので、報酬は発生していない。

以上のように、この世帯は、家族労働力だけでなく、近隣の漁家との連携による労働力配分・交換によってうまく昆布養殖を営んでいる。現在の養殖規模は、先に見た工夫の上に成り立っている。とりわけ、この世帯にとって漁業者Dの存在は欠かせない。昆布養殖では、適期に集中収穫すれば、良い製品ができることから収穫作業は二人操業が望ましい。80歳まで、Dはその戦力として機能していたことから、養殖施設を12台から17台に増設することができた。しかし、昆布養殖の場合、丘周り作業の管理も重要であるため、Dの妻の死後は、Dが丘周り作業を担当せざるを得なくなった。それへの対応としては、役場つとめのDの弟が、Dの代役として、後継者Aと一緒に舟に乗り、収穫作業を手伝った。昨年からは、孫息子が漁業に就業したことで、後継者と孫による収穫作業が行われている。

この世帯は、近隣の漁家と労働力を交換したり、あるいはDの弟に一時的に手伝ってもらうなどしたりして、現在の養殖規模を維持してきた。地縁・血縁の関係が漁家経営の再生産に利用されている。

Dは、国民年金50～60万円程度と、元町議会議員であったことから議員年金があり、なおかつ、息子夫婦の家族構成員であることから、後継者のいない高齢者世帯と比較すると、生活に切迫感はない。Dは「健康のため」に漁業を続けているというが、漁家経営の実情をひいて観察するとそのような主体的意向だけで漁業を続けているとは考えられない。この世帯は、高齢漁業者Dがいなければ、現在の規模を維持できないし、健康で家計への負担が少ないDが就業していなければ、家計費充足率（漁業所得／家計費）や経済余剰が低下するからだ。この漁家世帯が現状を継続するには、孫の成長が急がれているところである。高齢漁業者の就労の動機は、漁家経営の事情から切り離せない。

事例3・・・息子夫婦と同居する高齢世帯

（漁業者E62歳、妻61歳、息子34歳、嫁30代、孫息子中1、孫娘小5）

漁業者Eは、CやDと比較すると比較的若い高齢者である。現在、昆布養殖、天然昆布漁、ウニ・ナマコ漁を営んでいる。昆布養殖で600～700万円の水揚げがある。昆布養殖を始める前（16年前）は、イカ釣り漁業やスケソウダラ刺網漁業に就業していた。

Eの妻は、7月～11月末までは養殖昆布に従事するが、その後は地元の水産加工業においてパート職員として従事する。息子は、高校卒業5年後、漁協組合員となり漁業に就業するものの、重傷を負う怪我により、医者に漁業からの引退を勧められる。現在、地元において、採石を運ぶ運送会社に勤めダンプの運転手として就業している。また、息子の嫁は、地元の商店の正職員として勤めている。

Eの妻は、水産加工業でのパート仕事をやっていない4ヶ月間は、昆布養殖の丘周り作業に専念している。収穫の最盛期（7月～8月末頃）に関しては、妻や息子家族の手だけでは足りないため、二人の臨産を雇っている。息子、息子の妻あるいは孫は、それぞれの就労・就学時間外の時間帯に手伝っている。息子は、7～8月の2ヶ月の間、合計40～50日程度、出勤前に沖の収穫作業を手伝っている。

このようにEは、息子家族と同居し、息子夫婦と孫が家族労働力として部分的に養殖労働に寄与しているものの、E夫婦と息子家族とは独立の家計になっている。労賃も支払っているという。

Eは、現状の養殖規模を維持していく意向である。息子が漁業者になれば、規模拡大を果たせる可能性もあるが、現在、定収入があるため、すぐにダンプの運転手を辞める状況ではないとのことである。勤めている会社の状況次第では、退職して、漁業を引き継ぐ可能性があるが、現在は不透明である。また、妻や息子の妻も、他の仕事に就業し、ある程度定収入がある。そのため、家族労働力を漁業に総動員する動機が働かない。現状では、現在の規模を家族労働力の部分的投入によって維持することが、Eが漁業を続ける最大の動機となっているのではないかと考えられる。

5. おわりに

調査において、「当地域では、昆布養殖への転業を希望する高齢漁業者が多くなっている」、「高齢漁業者は後継者がいると死ぬまで丘周り作業などを続ける」、「後継者がいないと体力の限界まで漁業を継続する」という話を、漁協職員から伺った。こうした話を念頭にして、以下、当地域の事情と小論の論点をまとめておきたい。

まず、昆布養殖への新規参入についてである。現在、図2の説明で述べたとおり、当地区における今日の漁船漁業の生産力は低迷している。例えば、5トン未満の漁船では、漁獲数量が見込めないため、展望が見えず、厳しい経営を強いられている。小型定置漁業を営む漁家も同様の状況である。小規模漁業ほど厳しい。そのため、そうした規模の漁業者は、漁業を続けるには、規模拡大（漁船の大型化）が業種転換を図らなければならない。漁船漁業が不安定であることから、何らかの対策が求められている漁業世帯はよりリスクが低く一定の利益が見込める昆布養殖への転換を希望することになる。漁協の信用事業における新規の借入（設備資金などの借入）が65歳までと限られていることから、借入が可能な年齢で現状の漁業が不振な高齢漁業者ほど、昆布養殖への転換を希望していると思われる。

またその一方で、昆布養殖業の生産力は安定していることから、規模拡大を図りたい意欲的な既存の養殖経営者がいる。養殖施設を多く所有すれば、陸上作業の手間が少ない4～5月頃に収穫する生鮮昆布を増やすことができ、雇用調達を増やすことなく、水揚げを増やすことができるためである。

こうした実情が、養殖漁場に空き漁場を発生させない状況を形成させている。同時に、このことは、地域漁業の今後の在り方を考えるに当たり、養殖漁場の再配分問題に直面することを示唆している。ヒアリングを行った白尻地区では、養殖漁場の再配分は、優先順位などの規定が無く、組合員間の話し合いが基本となっているようである。漁場利用の再配分問題は、小論のこれまでの議論から、高齢漁業世帯の存立に関わるどころの問題として見ることができる。

翻ってみると、当地域の高齢漁業者は、後継者がいるいないに拘わらず、漁業を続ける傾向にある。では、なぜ、身体が続く限り漁業を続けるのか。このことについて改めてまとめておこう。

後継者がいない場合の事情は、事例1でも見たように、年金だけでは暮らしていけないという深刻な事情がある。これは高齢でかつ単身世帯となった漁業者Aや漁業者Bも同じである。当地域では、昆布養殖が開発され、勃興するまでは、ほとんどの漁業者が1年の大半を出稼ぎ労働に時間を費やしていた。そうした時代には、地元での安定収入がなく、漁協の経営管理も行き届いていないことから、多くの漁業者が年金の掛け金を納める習慣がついていなかったという。それゆえに、現今の高齢漁業者のほとんどは、年金の年間支給額が100万円にも満たないとのことである。そのような漁業者は、年金生活が不可能なため、妻が顕在している間は昆布養殖を営み続け、単身になれば、採介藻漁業を専門的に営む。高齢漁業世帯のほとんどは、年金生活が成り立たないため、漁業を続けざるを得ないのである。漁業を続けるに当たり、差しあたり、安定性の高い昆布養殖が選択されがちである。調査した白尻地区（組合員数131名）では、2007年における水揚げ金額の平均値は60歳代の組合員（31名：23%）が927万円、70歳代（27名：20%）が564万円、80歳以上（7名：5%）が331万円であった。漁業所得ではなく水揚げ額ではあるが決して低い額ではないように思える。

また、後継者がいる場合は、家族労働力において最大限の規模を維持するために、高齢漁業者が漁業に就業し続けなければならないという実情がある。事例2、事例3は特殊なケースかもしれないが、両事例ともそれに当てはまる。結局、漁家経営の再生産を果たす役割を高齢者が担っており、後継者が成長するまでは、現状の規模を落とさないような世帯行動をとることになるのではないかとと思われる。

他方、漁村では、漁業の陸上作業に従事できる余剰労働力が必要とされており、高齢漁業者もその戦力として位置づけられている。例えば、スケソウダラ刺網漁業では、盛漁期に網外し処理への大量人員投下が必要となる。なぜなら、盛漁期は、漁港と漁場の往復回数により、水揚げの多寡が決まり、大漁の際には、網に漁獲物が刺さったまま網を持ち帰り、漁港で網外しをした後に、すぐさま漁場に戻るといった営漁行動をとるからである。網外しに多くの雇用を使わなければならない。多いところでは、10人の陸上雇用者をやとっている。それゆえに、漁船漁業では、期間限定でかつ時間に融通が利く、臨時的な雇用労働力が必要なのである。昆布養殖業や採介藻漁業に従事し、冬季間は比較的就業時間に拘束されない高齢漁業者は、こうした労働力の一部分を担っている。昆布漁業に従事している高齢漁業者は、冬期間の余剰労働力として、重要な存在なのである。しかし、そうした就業機会は、小遣い稼ぎにはなるが、漁模様によって左右されるため安定収入にはならない。そのため、昆布養殖や採介藻漁業など比較的安定収入が得られる漁業を営むのである。

以上、高齢漁業者のフェーズアウトの過程を捉えつつ、高齢漁業者世帯が存立する構造的要因を整理した。高齢漁業者世帯が高齢化とともに昆布養殖そして採介藻漁業に収斂していく状況は当地域の特性であろうが、年金生活ができないという事情により漁業を続けざるを得ないという事情は他地域にも通じる内容かもしれない。

参考資料：

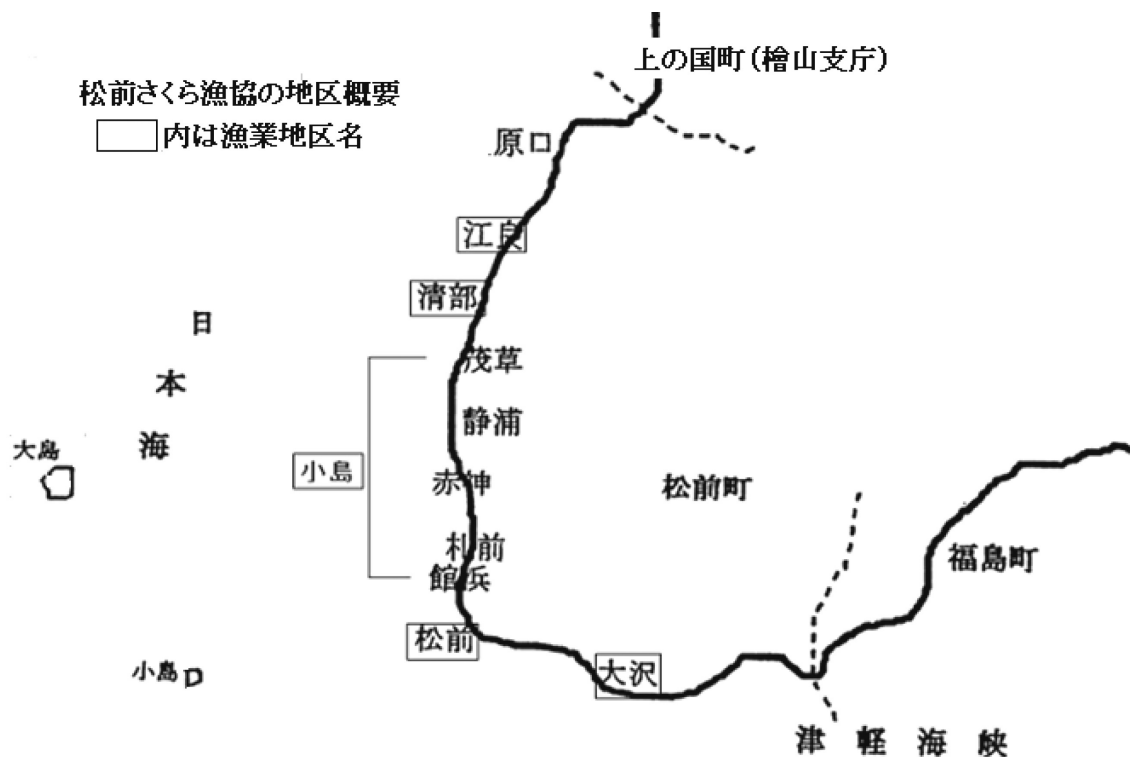
函館市「緊急地域雇用創出特別対策推進事業 昆布の里 地域営漁改善計画」平成17年3月

松前さくら漁協地区における漁業就業の特質

北海道大学大学院 廣吉勝治
(独)水産総合研究センター 大谷 誠
(独)水産大学校 副島久実

1. 漁業就業の特徴と調査課題

北海道渡島支庁管内松前町には、江良・清部・小島・松前・大沢の5つの漁業地区がある。町内の漁協は数回の統合・合併を経て形成された「松前さくら漁協」である。就業については地域漁業就業の全体的特徴をみるのが調査の課題であるが、漁家経済関連の考察については相対的に青壮年層の多い地区であり、また漁協の本所が置かれる小島地区のヒアリングが中心である。



近年の松前さくらの漁業就業者数の外形的特徴は3点ある。第1に、西暦2000年に入って就業者数の絶対的減少に拍車がかかったことである。漁業センサス年次ごとの年齢階層別(男子)漁業就業者数を示した表1を見ると、1993-1998では減少率は10%未満であったが、1998-2003では20%近い減少率となった。その後も、漁業雇われや出稼市場の縮減に伴い、また不良債権処理等の漁協再編を契機とした負担増により、組合員の大幅な脱退が進行している。第2に、若年層の減少に留まらず壮年・中堅層の縮減も著しいことである。漁業センサスの5才刻みの男子漁業就業者数において、2003年時点での戦後ベビーブーム世代を含む55~59才層は、1993年センサスから減少に転じ、60~64才層は1998年センサスから、そして65~69才層でも2003年センサスでも、いずれも大幅な減少に転じている。他方、高卒者を含む階層(15~19才層)からの補給は1980年代後半から大幅に縮小を続けており、2003年の当該年齢

層は6名であった。但し、コーホートの的に見ると2003年では20才以降44才に至る5才刻みにおいて5年前から増加が認められる階層もあり、注視すべきであり、後述する。第3に、以上の結果から、70才以上層の高齢者の相対的増加が極端に際だつというのが現在の松前の状況である。男子漁業就業者数の内(2003)、70歳以上は31%を占めた。この状態を正組員数の内訳で捉えたと(資格的には年間漁業従事日数120日以上)、2008年9月時点での正組員数415名の内、70才以上は46%にのぼっている(図1)。

上述のように、センサスで見える限りかなりの高齢層において現役就業者の脱落が認められるのであるが、こうした形で更に高齢の組員が厚い層をなして存在しているということは、漁村労働力の空洞化現象の劇的な到来を予想させるものであると同時に、高齢者就業の存在条件が当該地域にはあるという意味もある。ここが松前さくらの地域漁業のとらえ所であると思われる。

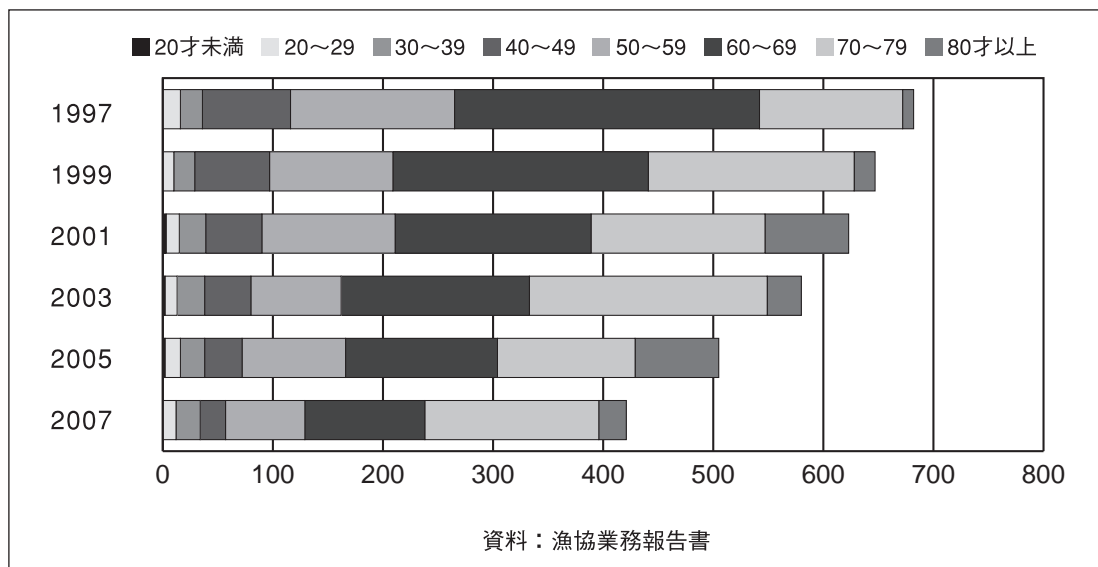


図1 松前さくら漁協の正組員数

当該地域は北海道随一の出稼ぎ地帯といわれる。かつては漁業出稼ぎの「母村」とも言われ、1980年代からは土建現場への出稼ぎが中心となった。今日でも市町村別には出稼ぎ者の比率は北海道一といわれるが、しかし、近年は出稼ぎ市場の急速な縮減により、漁業者を含め松前町民の就業と生活に大きな影響がもたらされている。80年代から90年代にかけて地域漁業も大きな再編成を迫られたことは間違いないが、地域漁業は漁業就業の在り方と関わりながら推移してきたという点、また漁業就業は地域漁業の存在にのみ左右されてきた訳ではなく、日本の北洋を中心とする資本制漁業の展開とも関わってきたという歴史性も見なければならないと思われる。また、松前さくらにおいては困難を余儀なくされた漁協の組織と運営の問題からも組員数の就業と生活が影響を受けているという側面を見落とすべきではない。

調査報告の課題は以下の通り。第1に、当該地域における漁業就業の構造的特質に注目する必要がある。特にその辿ってきた歴史性や再編経過をレビューしておく必要がある。第2に、地域漁業の存在形態を資源条件に依拠しつつ「出稼ぎ」、「漁期間就業」、および「漁業雇われ層」の形成等の特徴的な就業との関連で解明する。この中で、地域漁業の展望の問題とも関わるが、経営の継承関係の特質について把握する。第3に、漁協の新規加入者名簿、及び脱退者名簿の整理に基づき、就業の特質把握の観点から新規参入者や高齢漁業者の存在形態や生活問題を事例的に明らかにする。第4に、組員に及ぼし

ている漁協の経営問題や組織再編の態様、影響について把握する。

なお、高齢者の存在形態に関する考察については、大谷 誠（中央水研）と副島久実（水大校）が担当した。また、ヒアリング調査について、関いずみ（海とくらし研究所）の参加を得た。

2. 雇われを中心とする漁業就業の多様化・二極化の展開構造

－マクロ的な漁業就業の存在形態把握－

当該地区における全般的な漁業就業者の減少、若手漁業層の脱落、高齢漁業層の急速な構成比拡大等の諸動向を漁業就業の地域特性との関連で検証する。

(1) 漁業就業の存在形態－漁業雇われ就業との深い結合－

松前さくらの漁業就業は長い間、漁業雇われを中心とする歴史性を背負った形で推移してきた。当該地域全体として、地元漁業就業者数の内、漁業雇われ主体の就業者が少なくとも1970年代までは半数を占めた。1958年「沿岸漁業臨時調査」（漁協を調査客体とした「臨時センサス」）によれば、当該地域（当時6漁協）内の「漁家」（無動力船又は3トン未満動力船で年間30日以上漁業を営んだもの）は536、「企業体」（合計動力船3トン以上又は大型定置、地びき網を営んだもの：実質は漁家である「個人企業体」が殆ど）は202、計738が「漁業経営体数」であったが、他に「30日未満個人経営体数」は786、「準漁家」（漁船を所有しないで漁業を営んだ世帯）は429が計上されている。「30日未満個人経営体」に「準漁家」を加えた世帯数で1,215となり、「漁家」（「漁家」プラス「個人企業体」）世帯数725の1.7倍にもなる。さらに「主とする収入源別漁家数」という別の調査項目によれば、「漁家」536の内90%に当たる483が「漁業雇われ」であったから、「30日未満個人経営体数」や「準漁家」の主な就業形態が漁業雇われであったことは容易に推察できる。

また、1978年センサス以降の漁業就業者数を自営、雇われ別に把握してみたものが表2であるが、1970年代後半まで漁業雇われを主体とする就業が過半を占めていたことが示されている。今日、地元漁

表2(1) 松前さくら漁協地区、漁業就業者数の自営、雇われ別内訳の推移

	自営のみ+自営主体		雇われのみ+雇われ主体		計
	計	%	計	%	
1978	807	45.1	1,021	55.9	1,828
1983	930	60.0	621	40.0	1,551
1988	819	66.9	406	33.1	1,225
1993	643	77.9	182	22.1	825
1998	625	83.3	125	16.7	750
2003	503	82.3	108	17.7	611

資料：漁業センサス

表2(2) 小島地区、漁業就業者数の自営、雇われ別内訳の推移

	漁業就業者数		自営のみ		自営と雇われ						雇われのみ	
					小計		自営が主		自営が従			
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
1978	475	100.0	246	51.8	167	35.2	13	2.7	154	32.4	62	13.1
1983	375	100.0	210	56.0	84	22.4	22	5.9	62	16.5	81	21.6
1988	340	100.0	239	70.3	48	14.1	16	4.7	32	9.4	53	15.6
1993	250	100.0	196	78.4	26	10.4	12	4.8	14	5.6	28	11.2
1998	229	100.0	179	78.2	33	14.4	25	10.9	8	3.5	17	7.4
2003	200	100.0	112	56.0	66	33.0	53	26.5	13	6.5	22	11.0

資料：漁業センサス

業の中心と目される小島地区でも1970年代は「自営と雇われ」を含め、漁業雇われ就業者は少なくなかった。さらに漁業従事者世帯調査から見た漁業雇われの専従別把握によれば(表3)、1978年センサスでは漁業従事者世帯数が726、これは地元の個人経営体世帯数695よりも多い。従事者世帯といっても雇われ専業はむしろ少なく、漁業自営やその他を兼業するものが多い。地元で自営世帯と雇われ世帯が隔絶して存在する訳ではないのである。専兼別に個人経営世帯の内容を見ると、1980年頃まで兼業経営体の内、3割程度は漁業雇われ(共同経営出資含む)であったことが分かっている(2003年センサスではこの割合は22%であった)。

表3 漁業従事者世帯数

	漁業従事者世帯計	漁業雇われのみ	漁業雇われが主	漁業雇われが従	(参考)個人経営体数
1978	726	85	471	170	695
1983	365	133	158	74	883
1988	252	84	134	34	763
1993	144	57	62	25	563
1998	95	40	46	9	552
2003	87	30	47	10	448

資料:漁業センサス

(2) 地元外漁業雇われ就業と地元漁業雇われ就業

松前町は離島ではないが、近年まで漁業就業への依存度合いが非常に高く推移してきた。国調による表4(松前町の産業別就業者数及び構成比の推移)を見てもらいたい。松前町では1970年代はじめ頃まで「漁業」の就業構成比が最も高く、町の半数以上の就業者が「漁業」就業であった。1970年の場合、町内9,676人の就業者のうち58%強にあたる5,628人が「漁業」就業であった。1980年頃まで「漁業」は産業別就業のトップを占めていた。「漁業」就業の内訳は上述したように雇われを主軸として展開したものであるが、それは地元外就業がメインであった。内容としては、北洋漁業、並びにイカ釣り・棒受網・延縄を主とする道東方面の漁業出稼が主であった(漁業出稼については後述するが)。漁業出稼は専業化した就業もあったであろうが、小島地区の場合でも見たように、地元の漁業自営等にも着業する、季節出稼タイプが多かったと思われる。とくに磯根漁業が盛漁期となる夏場には地元で一時的に帰郷するものも少なくなかった。

しかしながら、こうした地元外漁業雇われ就業は、200カイリ問題や北洋漁業の縮減を契機として急速に縮小し、地域経済に打撃を与えた。他方、1980年頃から町内の就業のメインは土建業出稼ぎへとシフトしていき、漁業出稼ぎの機会を失った青壮年層の多くも土建出稼ぎへと転換した。こうした漁業外就業にシフトするなかで、副次的であった地元漁業就業との関係は断ち切られる場合が多かったことと思われる。前出表2・表3でも見たように、80年代中頃において漁業雇われ主体の就業者数が急速に萎んでいく様子が窺えるのである。

他方、漁業雇われ層は地元漁業就業において形成されていく力は弱かった。地元漁業が発展の体制を整えるのは70年代以降からである。まず産地卸売市場が道漁連の直営市場として整備されるのは1966年、そこで入札制度が開始されるのは1969年である。商業的漁業の展開は70年代、相対的に多いイカ、マス、ホッケ等水揚げを中心になされる。しかしながら、年間をとおして比較的収益性の高い、雇用力のある

中小船主層（主力は10～30トンの中下層）が地元で形成されるのは〔沖合イカ釣り＋日本海マス〕など一部業種に限られ、かつての漁業出稼を中心とする分厚い漁業就業に代わり得るものとはなり得なかった。しかも、これらの業種は、80年代中頃以降の200カイリ規制や漁獲の可及的な減少により破綻する経営が^{そうせい}発生し地域漁業は厳しい状況に直面するのである。その後、漁業就業は縮小再編する自営漁業への展開と共に推移することとなる。

表4 松前町の産業別就業者数及び構成比の推移

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
	人	人	人	人	人	人	人	人
就業者	9479	9587	9676	7983	7516	6736	5901	5275
農業	866	611	274	382	128	77	98	34
林業、狩猟業	91	129	91	66	71	64	53	58
漁業	5998	6114	5628	2443	1693	1293	1020	733
鉱業	74	58	66	37	32	32	37	8
建設業	608	696	992	1454	1734	1480	1021	1080
製造業	176	179	410	1072	1080	1132	1017	908
卸売・小売業	661	673	852	849	922	848	722	750
金融・保険業			53	64	74	78	80	75
不動産業			7	11	8	6	3	
運輸・通信業	244	228	226	237	237	193	184	180
電気・ガス・水道業	6	12	15	24	25	22	17	14
サービス業	574	637	797	887	967	986	1044	964
公務	157	209	262	450	542	525	553	470
分類不能		1	3		3		2	1
	%	%	%	%	%	%	%	%
就業者(構成比)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	9.1	6.4	2.8	4.8	1.7	1.1	1.7	0.6
林業、狩猟業	1.0	1.3	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1
漁業	63.3	63.8	58.2	30.6	22.5	19.2	17.3	13.9
鉱業	0.8	0.6	0.7	0.5	0.4	0.5	0.6	0.2
建設業	6.4	7.3	10.3	18.2	23.1	22.0	17.3	20.5
製造業	1.9	1.9	4.2	13.4	14.4	16.8	17.2	17.2
卸売・小売業	7.0	7.0	8.8	10.6	12.3	12.6	12.2	14.2
金融・保険業	0.3	0.4	0.5	0.8	1.0	1.2	1.4	1.4
不動産業	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
運輸・通信業	2.6	2.4	2.3	3.0	3.2	2.9	3.1	3.4
電気・ガス・水道業	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
サービス業	6.1	6.6	8.2	11.1	12.9	14.6	17.7	18.3
公務	1.7	2.2	2.7	5.6	7.2	7.8	9.4	8.9
分類不能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料:国勢調査

(3) 出稼ぎ就業の展開と縮減

これまで、出稼ぎ就労（在村労働力）の存在が多種多様な漁期を有する地元漁業就業を支えたことは、既に述べた。1973年の町役場調べによれば、町内出稼者は2,016名で全就業者の約25%を占めた。内訳として、漁業出稼ぎが6割を占めた。しかし、80年代には漁業出稼ぎは終焉し、内地を中心に土建出稼ぎが増加するが、90年代に入ってから土建出稼ぎも減少が続き、季節出稼は1999年には1,000名を割り、2005年は660名とされる（表5）。

一方、北海道労働局の管内ハローワークによる統計（「季節労働者の推移と現状」）によれば、2006年度、松前町には423名の季節労働者（雇用保険の受給資格者）がいる（この季節出稼者の就業者数比率は市町村別に見て全道一といわれる）。おそらく雇用保険もない実際の季節出稼者数はこの「季節労働

者数」の1.3倍はあると地元では予想されているが、就労機会が急速に失われている状況の中で、この機会にリタイア - をして地元で年金受給を待ち受ける50才台以上者、並びに出稼ぎ先を失って次の就労機会を待ち受ける青壮年層は相当多数、半失業状態で地元にいると思われる。が、詳しい実態は不明である。

2008年9月現在の正組合員数415名の就業状況を、名簿段階であるが手元で集計したところ、前年に
出稼ぎを経験した者は61名 = 約15%であった。こうした出稼者は磯根漁業（自営）や臨時の雇われ等で
漁業就業者の一部を形成する存在ではあるものの、出稼従事と地元漁業従事の（ある意味で補完的）関
係性は基本的に断たれたと言える。

しかし、地元のイカ釣り船主やマグロ延縄船主の大方の発言であるが、「いま、どうしても人手が必要な場合、地元で臨時に雇いや相乗り者を求めるならば確保は難しくはない」という。出稼先や地元外就業から弾かれた半失業層が、年金待ちの状態、或いは次の就業を待機しつつ臨時に地元の漁船に相乗りする形なのであろうと思われる。表6は、1983年以降における最盛期の海上作業従事者数の推移を見たものであるが、93年から98年にかけて家族も雇用者も増加を示すものの2003年には再び大幅な減退を示し、漁業経営体数、漁業就業者数と同様の減少傾向のトレンドをたどる状況となっている。地域漁業の展開において就業者数を伸ばす形での特徴は見られない。

表5 出稼労働者数の推移と現況

調査年月日	男	女	計	前年対比	うち道外
	人	人	人	人	人
H 7年3月	1,361	79	1,440	—	1248
H 8年3月	1,337	84	1,421	△ 19	1164
H 9年3月	1,309	75	1,384	△ 37	1172
H 10年3月	1,019	51	1,070	△ 314	925
H 11年3月	937	41	978	△ 92	856
H 12年3月	867	33	900	△ 78	783
H 13年3月	866	36	902	2	769
H 14年3月	789	23	812	△ 90	685
H 15年3月	747	22	769	△ 43	633
H 16年3月	675	18	693	△ 76	565
H 17年3月	660	19	679	△ 14	551

※平成17年3月調査の地域別数値

地域別	道内	道外	道外人数に対する割合							計
			東京	埼玉	神奈川	千葉	愛知	群馬	その他	
人数(人)	128	551	139	64	89	67	45	20	127	679
割合(%)	18.9%	81.1%	25.2%	11.6%	16.2%	12.2%	8.2%	3.6%	23.0%	100%

資料: 松前町産業振興課商工観光グループ

表6 松前さくら、最盛期の漁業従事者数の推移

	計		参考(漁業就業者数)	(参考)漁業経営体数
	家族	雇用者		
1983	1,625	1,164	1,551	777
1988	1,404	1,021	1,225	573
1993	934	695	825	568
1998	1,093	803	750	459
2003	841	677	611	412

資料: 漁業センサス

3. 地域漁業の動向－漁業構造と協業形態の特質－

(1) 主要漁業の動向、特徴

・水揚げ動向：地域の水揚げは1980年代後半から90年代初期にかけピークとなり、その後は数量も金額も急速に減少している（図2、図3）。水揚量は1万トン台から3千トン台へ、生産額は約40億円から17億円へ、10年くらいで低落したことが分かる。また、水揚量の減少分が単価（の上昇）によって支えられるということは無かった。魚種別の水揚げ金額で見ると、代表的魚種であるスルメイカ、ヤリイカ、ホッケ、海藻類が金額を大幅に縮減させていることが大きく影響している。他方、相対的に高単価のマグロの水揚げが2000年代になり増加傾向を見せ、当該地域で最有力の水揚げとなった。近年、平均産地価格の上昇が見られるのもその為である。

・かつての主要業種の衰退：表7を参照して頂きたい。70年代から80年代において人気業種であった日本海マス流網、及びマス延縄の水揚げが地域漁業と就業を支えた。一時期、マス流網は日本海中型3隻、津軽海峡58隻、マス延縄は10トン以上30隻、10トン未満75隻の勢力があったが、200カイリ問題の煽りを受け、80年代で殆ど勢力を失った。他方、スルメイカ、ヤリイカは一時水揚げ金額全体の8割を支えるまでに成長した。中型を含むイカ釣り、及びヤリイカ敷網・ヤリイカ定置が中心漁法であり、マス漁業と並んで雇用力のある中小資本漁業の形成が認められた。しかし、イカ釣りは投資過剰や漁獲の縮減によって経営破綻、或いは撤収するものが少なくなかった（これら地域における中小漁業層の経営破綻によって漁協の固定化負債問題が浮上する）。

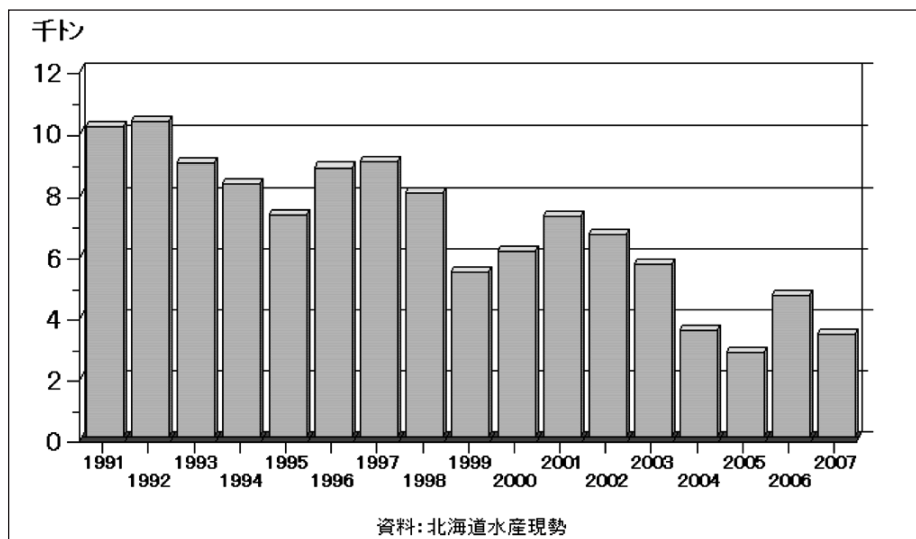


図2(1) 松前さくら地区水揚量の推移

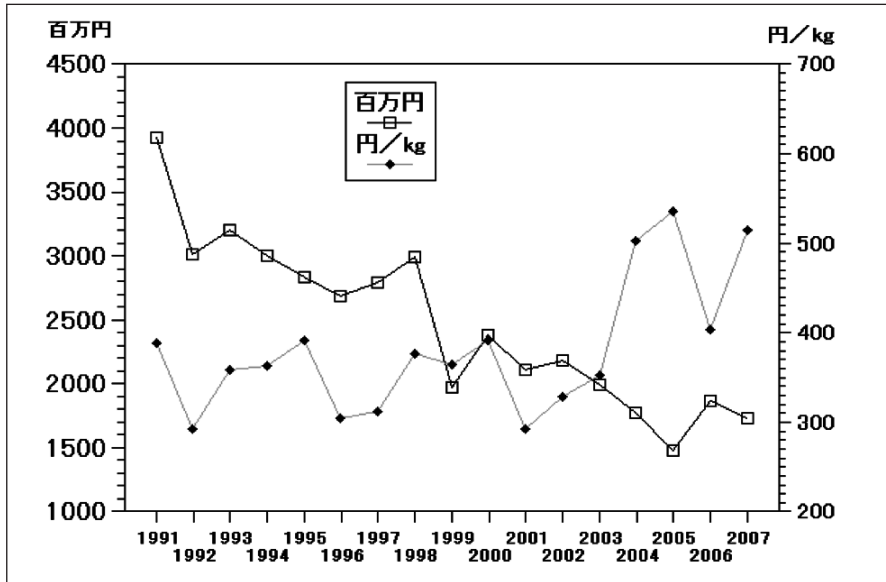


図2(2) 松前さくら地区の水揚金額と産地価格の推移〔現勢より〕

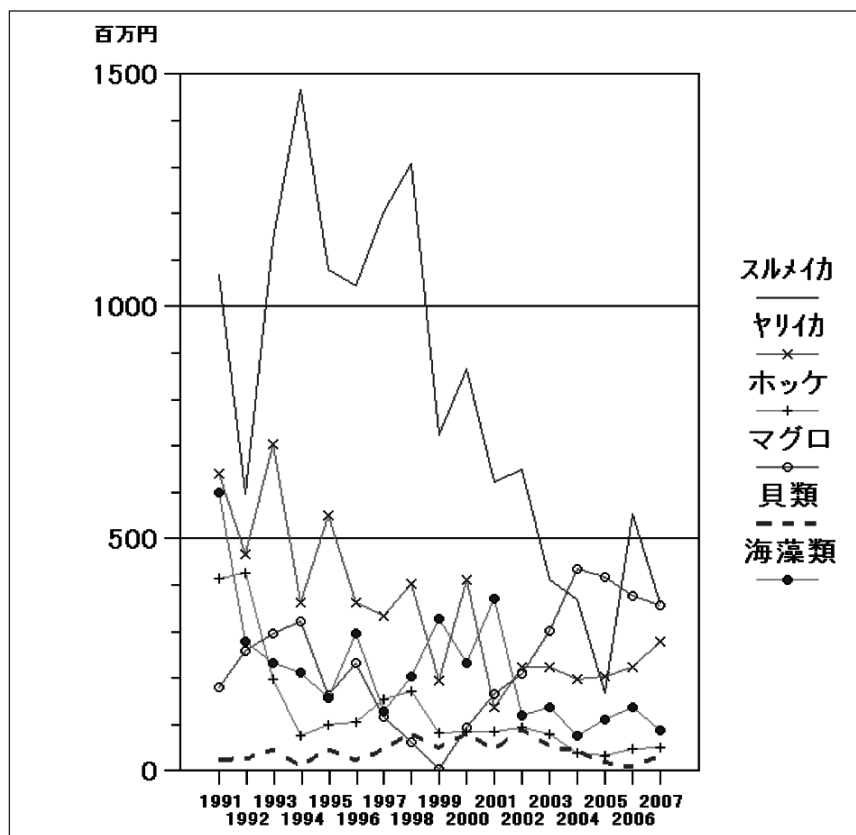


図3 主な魚種別水揚金額の推移〔現勢より〕

・地域漁業の多様性の存在：当該地区は日本海流（対馬暖流系）の影響を受け、多様な資源が多様な漁業を成立させてきた。ひとつひとつの業種の漁期は短く水揚げは限界があるが四季を通じてみると相当多数の多様な業種の存在によって年間の就業が可能となる状況が生まれている。図4は、小島地区の年間漁業種類と漁期であるが、着業種において単作的な産地が多い北海道の中では業種は相当多様性に富

表7 営んだ漁業種類別経営体数（主なもの）の推移

実経営体数	サケ・マス流網	サケ・マス延縄	イカ釣り	その他敷網	その他刺網	小型定置網	沿岸まぐろ延縄
1983	889	26	476	102	33	48	...
1988	777	16	270	45	52	59	...
1993	573	5	269	77	37	92	...
1998	568	1	225	81	27	102	...
2003	459	1	139	75	42	82	33

資料：漁業センサス

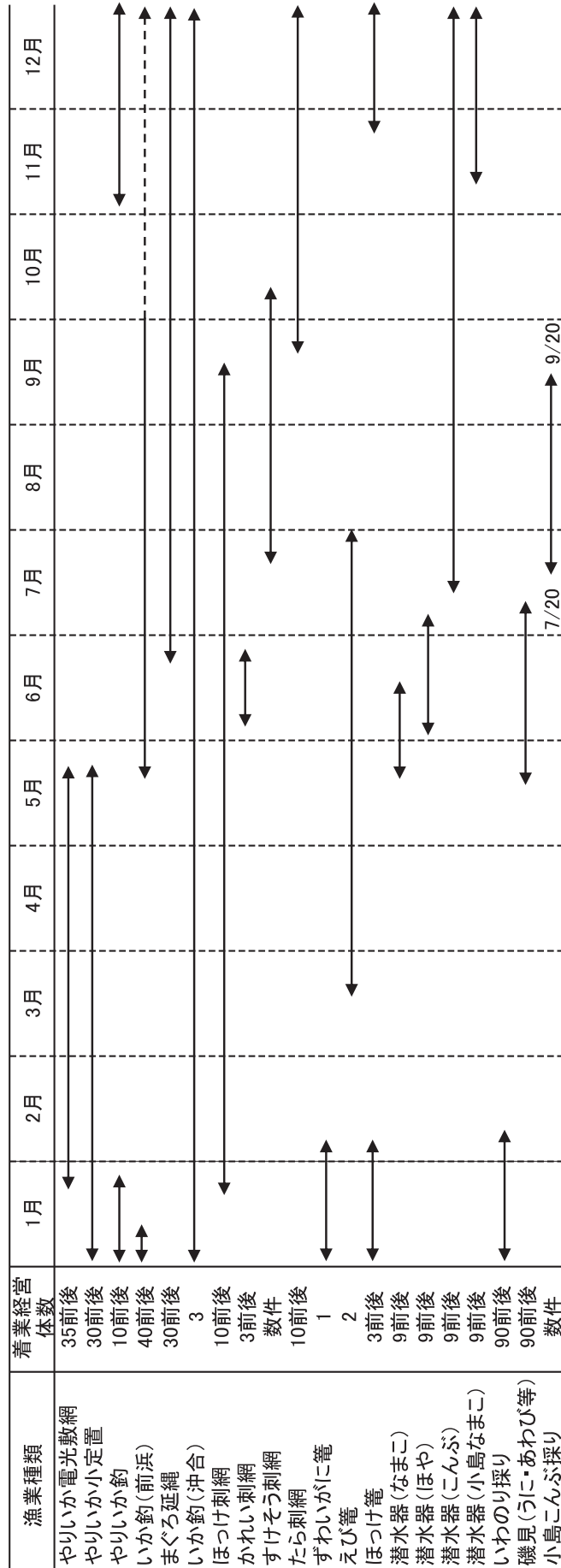


図4 松前町小島地区における主な漁業種類と着業期間

んでいる。とくに採貝藻については、これにとどまらない。ウニ、アワビ、サザエ、ツブ、カキ、ナマコ、ホヤ、イガイ、タコ、細目コンブ、ワカメ、ヒジキ、テングサ、フノリ、岩ノリ、モズク、ギンナンソウ、ツノマタ等の多種類の漁業種がある（道内には珍しいサザエも当地区では採捕される）。このような多様な漁業は、1980年代以降地域漁業として成長できる芽が摘み取られているものが少なくないが、出稼者、半失業者の季節的漁業就業、あるいは高齢者等の漁業就業と結合して存在してきた経過がある。

・地域漁業の縮小再編と小島地区：上述のとおり、これまで主力としてきた漁業生産の大幅低落に見舞われたが、一経営体当たり年平均漁獲金額では1993年＝451万円、2003年＝434万円、2006年＝485万円であり、さほどの低下は見られない。これは、前出表6でも見たように、この10年の間に経営体数、並びに就業者数が経済的下層を中心に約3割も減少したことから、地域漁業がマグロ沿岸延縄、ヤリイカ敷網、ホッケ刺網、定置・底建網等を中心とした自営漁業部門へと生産力再編を進行させつつあることによるものと思われる。特に、松前さくら5漁業地区の内、前浜の磯根資源に恵まれた小島地区は平均漁獲金額が703万円（2003年）と松前町の平均を4割程度上回っており、当該地区を中心とした漁業再編の内容が注目されることである。

（2）協業形態と漁業承継の特徴－小島地区を事例として－

小島地区には上記主要漁業種を中心として、小企業の規模の自営漁業が育っている。40才未満の漁業就業者数は小島地区では20%であり（町平均13%）、比較的若手の就業者が多い（前出表1）。また、2003年センサスにおける専兼別、基幹的漁業従事者別、個人経営世帯員数別統計の整理によれば（表8）個人経営世帯の内、家族数が1～2人で（2人というのは高齢者夫婦が殆ど）、かつ男子基幹的従事者年齢が65才以上並びに基幹的従事者が女子であるような世帯の比率は、専業・兼において小島地区が最も低い（専業では他地区の半分位である）。つまり、小島地区では高齢核家族経営世帯は比較的少ないということだ。さらに、基幹的従事者の年齢階層別、海上作業従事のタイプ別に小島地区の個人経営体（139）を類型化すると（表9）小島地区には一方で65才以上の高齢単身操業も決して少なくはないが（60経営体）、他方で2人以上の協業タイプも約3割を占め40経営体ほどあることが確認された。そして、このような協業形態には、親子操業の形態だけではなく様々な協業の形態と変化があることが当調査で分かった。

（3）複合経営における協業と継承関係の特徴

小島地区において、こうした海上作業従事者2人以上の経営体の存在の背景にあるのは、まず第一に、上述のように地域漁業における年間着業種類が非常に多様に存在することである。小島地区における2008年の組合員名簿から、漁協の協力を得て、組合員家族の年間就業形態・着業種の組合せ形態等の個人経営体一覧を作成した（表10）。この時点での調査において一人従事経営体が88、2人以上従事（協業）経営体が38であった。こうして見ると、近年の主力業種であるマグロ延縄、イカ釣、ヤリイカ敷網等に加えて、殆どの経営体が2～3種類以上の着業種に年間通して就いていることが分かる。2人以上の協業形態の経営体において年間単一種経営であるのはイカ釣経営と刺網経営の2経営体のみで、あとは全て数種類の業種を組合せて営む複合経営である。年間4種類以上の着業も珍しくはない。

なお、2人以上の協業形態の経営体38の内、親子協業は23経営体＝約6割であった。こうした複合経

表8 専兼別個人経営世帯数、及び高齢基幹的従事者の核家族世帯比率

	経営体数	専業	(高齢核家族世帯)	I 兼	(高齢核家族世帯)	II 兼	(高齢核家族世帯)
松前町計	448	137	53.3%	191	35.6%	120	16.7%
小島地区	139	38	31.6%	67	32.8%	34	20.6%
他地区	309	99	61.6%	124	37.1%	86	15.1%

資料:2003年漁業センサス。高齢基幹的従事者の核家族世帯比率とは家族数が1~2人、かつ基幹的従事者が男子65才以上世帯並びに女子である個人経営世帯の比率。

表9 海上作業従事タイプ別、基幹的漁業従事年齢別個人経営

小島地区, 139経営体(100.0)		経営体数	%
1人操業	計	99	71.2
	~39歳	4	2.9
	40~59	22	15.8
	60~64	12	8.6
	65歳~	60	43.2
	女子	1	0.7
男子2人協業	計	25	18.0
	~39歳	1	0.7
	40~59	11	7.9
	60~64	7	5.0
	65歳~	6	4.3
男女2人協業	計	11	7.9
	~39歳		
	40~59	2	1.4
	60~64		
	65歳~	9	6.5
3人以上協業	計	4	2.9
	~39歳		
	40~59	2	1.4
	60~64	1	0.7
	65歳~	1	0.7

資料:2003年漁業センサス(CD版)

営における協業と継承関係の変化の特徴を把握するため漁家調査を実施したので、いくつかの事例を掲載する(年齢は2008年時点)。

〔事例1: Y S氏58才〕

1968年に高卒後、後継者として父と2人でヤリイカ小定置、マグロ釣り、離島小島でのコンブ採り等を営むが、30才になって父が引退することとなった前後に9.9トンの中古木船を4.9トン(中古木船)に縮小した。この時期、小定置から撤退し1人操業の範囲でイカ釣り、ヤリイカ敷網を中心に転換、夏場の離島小島のコンブ・岩ノリ・ウニ・アワビ採取も組合せ、20年余り経過する。この間、東京、青森方面に土建出稼を経験する。また、漁船は6.6トンのFRP中古船に切り替えるが、更に2003年にマグロ延縄にも着手するため9.9トンFRP中古船に。その後2005年、予期しなかった息子のUターンがあったの

表10 松前町小島地区における年間着業種類の組合わせ別経営体数

	着業漁業種類の組合わせ	経営体数
1	一本釣+採貝藻	7
2	一本釣+やりいか小定置+採貝藻	2
3	一本釣+まぐろ釣+やりいか小定置	1
4	一本釣+まぐろ釣+やりいか小定置+採貝藻	1
5	やりいか小定置	2
6	やりいか小定置+採貝藻	3
7	やりいか小定置+採貝藻+その他	4
8	こんぶ養殖	1
9	こんぶ養殖+やりいか小定置	2
10	こんぶ養殖+やりいか小定置+その他	2
11	こんぶ養殖+やりいか小定置+いか釣+まぐろ釣+その他	1
12	自営+やりいか小定置+採貝藻+その他	1
13	いか釣+やりいか釣	3
14	いか釣+やりいか釣+採貝藻+一本釣	1
15	いか釣+やりいか釣+一本釣+採貝藻	1
16	いか釣+やりいか釣+一本釣+まぐろ釣+採貝藻	1
17	いか釣+やりいか電光敷網(1人)+採貝藻+その他	1
18	雑延縄+採貝藻+その他	1
19	刺網(1人)+やりいか小定置+採貝藻	1
20	潜水器+やりいか小定置	1
21	潜水器+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+その他	1
22	まぐろ延縄(1人)+潜水器+いか釣+やりいか電光敷網(1人)	1
23	まぐろ延縄(1人)+いか釣+やりいか電光敷網(1人)+採貝藻	1
24	まぐろ延縄(1人)+いか釣+やりいか電光敷網(1人)+その他+採貝藻	1
25	出稼ぎ+採貝藻	6
26	出稼ぎ+採貝藻+その他	1
27	出稼ぎ+やりいか小定置+採貝藻	2
28	出稼ぎ+やりいか小定置+採貝藻+その他	2
29	出稼ぎ+刺網(1人)+やりいか小定置+採貝藻	1
30	出稼ぎ+いか釣+やりいか釣+採貝藻	1
31	採貝藻	23
32	その他	1
33	採貝藻+その他	11
34	刺網(2人)	2
35	刺網(2人)+ほっけ籠+ずわいがに籠+採貝藻	1
36	19t型いか釣	3
37	いか釣+やりいか電光敷網(2人)	1
38	潜水器+やりいか電光敷網(2人)	1
39	潜水器+やりいか小定置+まぐろ延縄(2人)+いか釣	1
40	潜水器+まぐろ延縄(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+その他	1
41	ほっけ籠+底建網+いか釣+やりいか電光敷網(2人)	1
42	えび籠+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+採貝藻	1
43	まぐろ延縄(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)	2
44	まぐろ延縄(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+採貝藻	10
45	まぐろ延縄(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+その他	4
46	まぐろ延縄(2人)+潜水器+いか釣+やりいか電光敷網(2人)	4
47	まぐろ延縄(2人)+刺網(2人)+いか釣	1
48	まぐろ延縄(2人)+刺網(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)	2
49	まぐろ延縄(2人)+刺網(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+その他	1
50	まぐろ延縄(2人)+えび籠+刺網(2人)+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+採貝藻	1
51	まぐろ延縄(2人)+ほっけ籠+いか釣+やりいか電光敷網(2人)+採貝藻	1

資料出所: 図4に同じ。上段は1人従事経営体(計88経営体)、下段は2人以上従事(協業)経営体(計38経営体)である。

で、それまで収入的には小島のコンブ採取がメインであった1人操業の形態を変え、マグロ延縄を中心に据える。2006年の水揚げは960万円であった。

〔事例2：YY氏53才〕

高卒後、1975年に、人気業種であった日本海マス延縄をメインとして、イカ釣り、ホッケ刺網等の父の操業の後継者として乗子となる。しかし1981年、200カイリ問題によりマス延縄からスケソ刺網に転換し、他にヤリイカ敷網、ホッケ刺網、タラ刺網等の網漁業をメインとするようになる。1990年に、9トンの木船から9.7トン新造FRPに代船。1993年、36才の時父が亡くなったので、当該新造船の維持のために乗子を1人雇入れる。乗子は最初は親類の60才代であり、その後出稼ぎのリタイヤー、定年退職者など地元の高齢者を継いで雇ったが、2005年に出稼先から環流してきた地元の若手を雇うこととなった(20才代、漁業経験なし)。これを契機にマグロ延縄を開始、他にヤリイカ敷網、ホッケ刺網、タラ刺網等(時々、イカ釣り)に年間着業している。2006年の水揚げは1,770万円であった。

〔事例3：HK氏72才〕

中卒後、1952年に父・叔父の共同経営のイカ釣専門船(手釣り・生分け時代)に相乗りした(1964年に9トン木船を購入)。1974に父・叔父がリタイヤーしたので、30才代の親類2人を雇用、3人協業となったところで中古19トン型に切り替えて日本海マス延縄を開始し、タラ刺網、ホッケ刺網を組み合わせた操業に変わった。1977年には200カイリ問題で前浜(津軽海峡)操業のマス延縄に転換し、1983年には木船7トンを追加購入する。しかし翌年にマス延縄からの撤退を余儀なくされ、刺網とイカ釣りを組み合わせた操業に落ち着く。1993年、娘Aの婿が地元外就業からUターン参入したのを契機に8.5トンFRPを新造、雇用者を併せ3人協業となった。最近、転出していた娘Bの息子(孫)が同船に相乗りする変化があり、マグロ延縄への参入を契機に同氏は船を下りている。2006年の水揚げは2,540万円であった。

〔事例4：HM氏36才〕

同氏は中卒後1988年、木船8.3トンの父・叔父共同経営船に乗り込んだ。当該漁船は、かつてはマス延縄をメインとしていたが、1978年以降はイカ釣り、日本海マス延縄、ホッケ刺網、ヤリイカ敷網等を組み合わせた複合的経営である。しかし、叔父が翌1989年、4.9トン船でもって独立し単身操業経営者となったことを契機に、9.1トンを代船建造し、さらに2001年マグロ延縄を開始している。現在、親子操業の形でマグロ延縄、イカ釣り、ホッケ刺網、ヤリイカ敷網等を組み合わせた経営である。2006年の水揚げは3,710万円であった。

〔事例5：MW氏41才〕

1983年、同氏が中卒で父経営の9トン船(イカ釣り+ヤリイカ敷網)に相乗りするまでは、親類の3人が乗子として雇用された4人協業の経営であった。同氏の参入時に2名が下船、さらに1986年に弟の参入時に1人が下船し親子(兄弟)の3人協業に再編された。その後19トン型を代船としてホッケ刺網、タラ刺網、ホッケ簗を組み合わせるが、1992年に刺網専用船として7トンFRP船を追加しスケソ刺網を開始(2002年まで)。1997年に19トン型の代船として14.5トンFRP中古船を購入。翌年、父がリタイヤーし兄弟協業経営となった。マグロ延縄は2001年に開始する。2006年の水揚げは2-300万円であった。

〔事例6：IT氏64才〕

同氏は中卒後、イカ釣り(地元船)の乗子として10年間の漁業従事経験を経、1968年に独立した。

2.5トン中古木船を乗り出し後、およそ10回の中古船代船購入を繰り返し今日に至る。しかし、1979年には19トン鋼船を新造している。現在の漁船は1999年に購入した7.3トンFRP中古船である。一貫してイカ釣りをベースとし春のヤリイカ敷網を組み合わせる操業タイプ。一時、1999～2000年の2年間ほど同氏の奥さんが乗子として従事したことはあるが、基本的に単身操業を続けている。2006年の年間水揚げは930万円であった。3人の娘は全て転出しているが松前にいる。将来、婿あるいは孫が漁業を継ぐ可能性はあるという。

〔事例7：TK氏51才〕

同氏の中卒後1972年、道東方面のスケソ刺網の乗子となったが、1978年に地元船の乗子を続けていた父との協業で、7トン中古木船により一本釣り、イカ釣りの自営漁業者として独立した。10年後に8トン中古FRP船に代えヤリイカ敷網を、さらにまた約10年後漁船を更新（中古FRP）してマグロ延縄を開始する。2000年に父がリタイアしたことから、地元へ帰還していた20才代の土建出稼従事者を乗子として雇用している。年間着業種はマグロ延縄、ヤリイカ敷網、イカ釣りである。2006年の水揚げは1,860万円であった。同氏には2人の息子がいるが、雇用者にいずれは自営漁業をゆずるつもりであるという。

〔事例8：MT氏38才〕

昭和一ケタ生まれの父と叔父は、中卒後北洋出稼ぎを続けていたが、1967年に4.5トンの木船を新造して春から夏の北洋出稼を兼ねつつ兄弟協業でイカ釣り漁業を開始した。1970年には7トン、1973年には9.9トンと漁船を更新しタラ刺網、マス延縄を加えるが、季節出稼は1977年まで続く。77年に漁船を更新しホッケの刺網・簗漁業を加えたのを契機に自営専業となる。同氏が漁業研修所を卒業した1986年に叔父は独立し、親子協業となった。さらに弟が1991年に参入して親子3人協業となった。その後、2度の代船建造を経て現在14.9トン中古FRP船を使用し、タラ刺網、ホッケ刺網、カレイ刺網、スケソ刺網、ズワイ簗、ホッケ簗など、網漁業にこだわった経営を行っている（マグロ漁業は行わず）。2006年の水揚げは2,150万円であった。同氏の父は2007年にリタイアし、再び兄弟協業の形となった。

〔事例9：IM氏76才〕

地元イカ釣り船の乗子であったが、1963年31才のとき、兄弟4人でイカ釣り経営に乗り出した（中古木船2.5トン）。その後、1965年ヤリイカ敷網、1980年エビ簗の操業を加え、漁船の新造や大型化が伴った。ヤリイカ敷網専用船の4.5トン木船（1974年新造）及びエビ簗・イカ釣り用9.9トン中古FRP船（1985年購入）が現在の漁船である。1980年に兄弟2人が下船することとなったので地元から複数雇用したが、1990年になって息子（当時30才）がUターンしてきたので親兄弟・親子の3人協業の形態となった。エビ簗（3月下旬～7月）については数名の乗子を加えて操業している。2006年の水揚げは1,230万円であった。

以上のように、小島地区の漁家のライフヒストリーや協業形態の変化をいちべつしてみたが、ここからいくつかの特徴点を指摘できる。

松前さくら地区は、単一の漁業で発展する条件は乏しいが、漁期の異なる様々な着業種の存在（資源の多様性に裏打ちされている）を背景として、非常に多様な協業関係が形成されている。

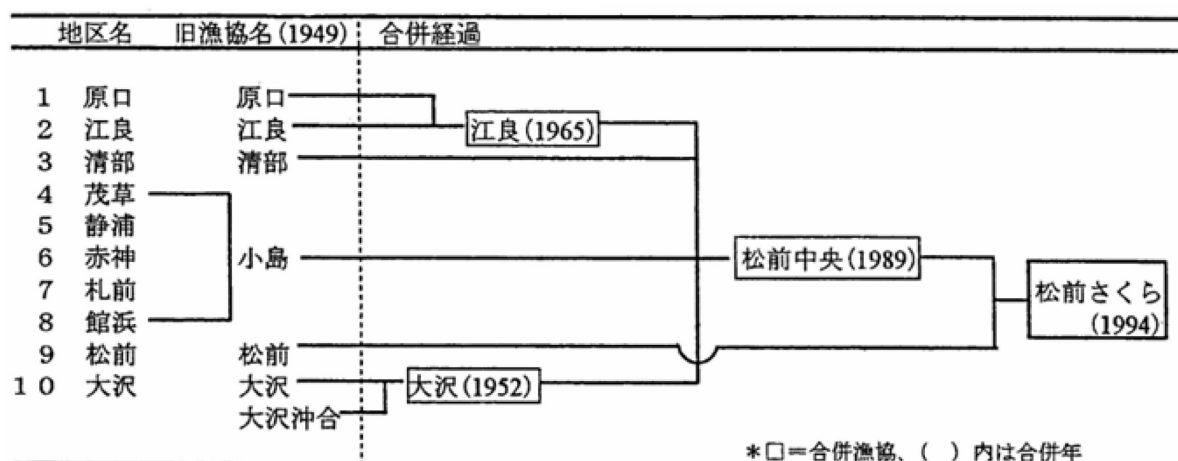
地域漁業生産の勢力はピーク時から見て大幅に縮減したとはいえ、「漁業雇われ」、「漁期間就業」のような就業形態は失われていない。

多様な協業関係の形成は、親子協業のような漁家再生産維持の形態以外に、Uターン者受け入れ、

雇われからの自営業化、共同経営や兄弟協業からの独立など、多様な地域漁業再生をより可能にする条件であったと言える。

(3) 漁協再編問題と組合員の分解の助長

松前町の約60kmの沿岸域において、戦後の漁協制度により設立された旧漁協の地区は10地区あったが（他に業種別が1漁協）、数次の合併を経て、平成になってからは、全町5単協（大沢、松前、小島、清部、江良）の不良債権処理問題を契機とする2度の合併により現在の「松前さくら漁協」が誕生（1994）するのである（図5）。本稿では漁協の合併問題に深入りはできないが、就業を規定した一因でもあり、簡単に触れておきたい。



資料引用：漁港漁村建設技術研究所・研究成果報告書〈平成13年度採択研究助成〉『中小漁協の事業改革の課題と組織及び地域社会(漁村社会)の再編の方向に関する実証的研究』、平成15年6月、48頁。

図5 松前町における漁協合併の経過

先に示したとおり、地域の主力漁業であった日本海マス漁業、イカ釣漁業（特に10トン以上の沖合型）が80年代後半から不振を続けた。漁船設備資金貸付、出稼ぎ者への生活資金貸付、購買未収等が累積し漁協の管理債権債務者は平成11年度末でも約300名にものぼった。特に「松前」、「江良」両地区の不振と欠損が大きく、再建目的の合併漁協の固定化負債は56億円に膨らんでいる（平成13年度漁港漁村建設技術研究所助成研究成果報告書『中小漁協の事業改革の課題と組織及び地域社会の再編の方向に関する実証的研究』平成15年6月、48～63頁参照）。

平成20年度に再建達成を掲げた合併漁協の目標は、平成18年度の時点で達成が困難とされ（この時点で固定化債権残高は38億円、累積欠損金は10億円）あらためて平成19～33年度「松前さくら漁協再建計画」が再スタートすることとなった（欠損補填計画は平成19～27年度）。その主な内容は以下の通り。

信用事業の停止（平成19年3月1日付で北海道信漁連に信用事業を譲渡）。欠損金補填のため組合員一律50%減資を実施する。平成19年度より経営維持負担金（特別賦課金）を引き上げて一律とし、年間正組合員6万円、准組合員2万円とする。また、水揚げの天引き増資を一律1.3%とする。平成17年度からの販売手数料引上げ実施を継続する（鮮魚は1.5%アップ、製品・管外は1.0%アップし、それぞれ8.0%、5.0%・4.0%）。信用事業譲渡に伴いATMは本所に設置し、松前支所・江良支所業務の廃止・閉鎖、松前事業部（市場）を拠点として荷受業務を一元化する（マグロは江良と松前2港体制）。

他に加工部門、直販部門の展開、並びに流通改革など積極的な見通しも見られるのであるが、漁協組織の実際は職員数の更なる削減（平成18年度末34名 20年度末17名）と専務職、参事職の不置など、組合員へのサービス低下に繋がり兼ねない内部リストラが断行される事態となった。このような非常に厳しい再建策が進行するなかで、前出図1に見たように、組合員数の減少がさらに助長されることとなった。1994年の合併時点で正組合員数780名であったが、2008年12月時点で415名にまで減少する。特に信用部門の廃止や、組合員の負担強化が決まった2006年から2007年にかけて組合員数は約70名、13%強の減少をみた。

4. 新規加入組合員の存在形態と高齢組合員の役割

組合員の加入と脱退（引退後）の実態について検討する。これは当該地域の漁業就業条件の在り方や特徴を把握する方法の一つとして重要であると思われる。

まず、ここでは2004年3月から2008年4月までに組合加入があった115名について、その加入者の属性、加入動機・事由、前職等の概要を整理することができたので、これらの動向について見る（表11）。年平均にして28名強の加入がある勘定である（准組合員を含め5%程度の組合員加入がある）。組合の資格審査は、特に漁業後継者（組合員子弟）の新規加入についてはまず准組合員として加入を承認し、その後は1年後に実績が評価され正組合員（年間漁業従事120日以上）への加入を図るという手順で行われる。また後継者加入には「将来の営漁計画を勘案」といった条件緩和条項があり、また漁業研修所入学については補助もある。

表11は、上記期間における新規加入組合員115名の加入時年齢、漁業地区、加入前職歴等の属性をまとめたものである。特徴として、第1に、加入者数に地域的な偏りはあまりなく、60才以上層が33%を占め高齢者の割合が相対的に高い。しかし、加入者は各年代にわたって分散・分布していることがむしろ特徴と言える。第2に、加入の事由・前職等をみると、漁家としての承継を目的とする場合が最も多いことである。「夫の死亡や病気等」による加入は夫の死亡で海藻の採取権が失われないようにする対応（准組合員）である。「継承」「出稼ぎ」「他自営業」「漁業雇われ」等も世帯主が死亡したり、リタイヤー年齢に達したことを動機とする承継目的が含まれている。第3に、「出稼ぎ」「漁業外雇われ」の中には30～50才台で出稼先に見切りをつけたり失業したりして環流してくるものが少なからず含まれているようである。第4に、10才台+20才台が20名あり新規学卒者も2名含まれているが、20才台の中には、高卒後漁業外の地元外就職をしながらも離職して親元にUターンする後継者が3名含まれている。学卒漁業後継者における就業選択年齢の遅延化の傾向を松前でもみることができる。

高齢層の新規加入が相対的に多い理由は、漁業雇われや漁業外就業のリタイヤー帰村者として年金暮らしの組合員となるケースが少ないこと、また松前では上述のように専婦の加入があることなどを含んでいるからであるが、近年は土建等の出稼先を失って早めにリタイヤーしたり就業待ちの状態になって環流する中高齢者が多くなっていることが、高齢者の組合員加入を助長する作用をもたらしていると思われる。松前のように、漁期は短い各種の磯根漁業が存在する漁村で、高齢者の漁業就業の道が開かれてきたことが地域漁業の存在条件と安定性をもたらしてきたと思われる。岩ノリ、フノリ、ヒジキ、マツモ等の海藻の採取権のためには、少なくとも組合員の家族或いは准組合員であることが必要であるが、上述のように漁協の再建策のなかで准組合員（専婦や高齢女性の大半は准組合員）にも組合員負担金を引き上げていることから、おかず取り程度の海藻摘みのために組合員になることを躊躇するも

のが出てくる可能性もあり、そうすると前浜の資源荒廃防止の手立てを組合は失うことにもなり兼ねない。

ちなみに、松前さくら漁協においては、2007年度から海藻摘みは員外者にも認めるような規定となった。但し、員外者の摘み取りは1～3月という盛漁期をはずした4～6月であること、漁協女性部員であること、3,500円の負担金納付が必要であること等の条件が付けられている。

5. 組合員引退後の高齢者の存在形態と年金加入問題

すでに述べたように、漁協があらたな再建見直し計画をスタートさせたことを契機として、平成18年4月から19年2月にかけて高齢組合員を中心に大量の組合脱退者が発生した。脱退の理由は、大半が「高齢引退」であるが、本稿はこうした高齢者への聞き取り調査を中心として、以下のような課題に付き記述する。

高齢漁業者のライフヒストリーと存在条件。

高齢者の存在形態。

高齢漁業者の生活不安と年金加入問題。

(1) 高齢漁業者のライフヒストリーと存在条件

表12に、聞き取り調査からの把握により、漁業を引退済及び引退間近の高齢漁業者の50歳以降の就業形態の推移と現在の生活環境を示した。調査対象者の内訳は、70歳以上の男性5人と女性1人で、漁業後継者を確保した世帯の1人を除いて、漁業後継者のいない世帯の高齢者である。また、漁業を引退した者（組合を脱退した者）が5人で、漁業就業中の者（漁協正組合員）が1人いる。まず、それぞれの漁業種類とその変化についてみる。

A氏（78歳）：17歳で漁業に参入し、父と共に雇われ漁業者をしていた。6～11月はイカ釣、3～5月はホッケまき網、加えて、20歳を過ぎてからは7月から3ヶ月間はコンブ漁業に雇われとして従事していた。30歳の時に自分で船を購入し、乗組員を10人ほど雇い、自営イカ釣とコンブ漁業を行った。40歳の時にイカ釣船の機械化を行い、乗組員は1～2人のみ雇い、1年中イカ釣をするようになった。しかし、48歳の時に胃を手術したのをきっかけに、50歳で船を売り、イカ自営を廃業した。35～50歳までは東京や神奈川で土木系の出稼ぎをしていた。イカ自営を廃業した後は、雇われとしてイカ釣船にのっていたが、75歳の時に、組合監視をしている時に怪我をしたのをきっかけに漁業を引退した。60歳ぐらいから最近までは、おかずとり程度の釣をしていたが、今は歩くのも大変になったため、それもやめた。息子は3人いるが、全員、漁業はしていない。現在、妻と長男家族と同居している。

B氏（75歳）：中学卒業後、父も雇われとして乗っていた同じイカ釣船に雇われとして従事しはじめた。20歳の時に、父とは違う船に乗りたいという理由から、大手水産会社の社員として、4～8月は北洋漁業、12月～4月は南氷洋漁業に従事し始めた。しかし、7～8年従事したあと、体を壊したのをきっかけにやめた。その後は、土木関係の出稼ぎを65歳までしながら、再びイカ釣に従事し、年金を受給するようになった65歳から磯舟でコンブ、ワカメ、ノリ、フノリ、タコなどをとっていたが、2006年11月に組合の減資直前（組合減資については後述）に73歳で引退した。現在、地元のイカ加工場に勤めている妻（67歳）と二人暮らし。

C氏（80歳）：最初は道東地区の北洋漁業や流し網の乗組員として漁業に従事していたが、25歳の

表11 新規加入組合員の属性調べ

(1) 加入時年齢階層		(2) 漁業地区別		(3) 主な新規加入者の事由、或いは前職調べ	
10才台	3	江良	41	18	ノリ摘みを目的とする場合が中心
20	17	清部	9	29	病氣、死亡等による場合を含む
30	22	小島	31	22	出稼ぎのリタイヤー、出稼ぎユーターン、及び②の場合等を含む
40	14	松前	21	8	②の場合も含む
50	21	大沢	13	14	同上
60	32	計	115	18	リタイヤー、ユーターン等を含む
70	6			2	
計	115			4	
				115	備考

注：漁協資料による。平成6年3月末から平成20年4月1日までの新規加入者。

表12 松前さくら漁協地区における高齢者の営漁形態の推移と生活環境

	A	B	C	D	E	F
性別	男	男	男	男	女	男
年齢	78	75	80	71	74	72
漁業後継者	無	無	無	有	無	無
組合員資格	脱退済	脱退済	脱退済	脱退済	脱退済	加入中
主要魚種	イカ釣自営	イカ釣乗り子	イカ釣自営	刺網等自営	イカ釣自営(夫)	イカ釣自営
営漁形態推移	イカ自営を廃業→50歳イカ釣乗り子→75歳引退	イカ釣乗り子を離職→65歳磯舟で一本釣、採介藻→73歳引退	イカ自営を廃業→60歳磯舟で採介藻→79歳引退	親子で刺網自営→69歳引退、陸上作業で子世代のサポート	夫死別→62歳採介藻、水産加工業(准組合員に)→72歳引退	イカ釣自営を廃業→65歳磯舟で採介藻
漁業引退の理由	減資、体力衰退	減資、病氣	体力衰退、負担金支払い	減資	減資、ケガ	
世帯構成員(同居者)	妻、子、嫁、孫	妻	妻	妻、子、嫁、孫3人	なし	妻、子、嫁、孫2人
所得源(同居の子世代除く)	年金	年金	年金、水産加工業の給与(妻)	年金	年金	年金

資料：聞き取り調査

頃に父が漁船を買うのをきっかけに実家に戻り、イカ釣に従事しはじめた。56歳ぐらいから約10年間は東京で出稼ぎをしながら、自営イカ釣を行っていた。しかし、息子が漁業を継がなかったこともあり、イカ釣の設備投資は無理だと判断したことから、60歳で船を売り、自営イカ釣を廃業した。その後は磯舟でウニやアワビ、ワカメ、コンブを採っていたが、組合に支払う賦課金が負担となってきたことから、2007年の79歳の時に完全に漁師をやめた。現在は、地元の水産加工場で働く妻（73歳）と二人暮らし。

D氏（71歳）：19歳の頃夕張の炭鉱で働き、20歳からは道東地区で雇われとして漁業に従事していた。イカ釣をするために27歳で地元に戻り、新造船を購入して自営漁業を始めた。1973～1976年の3年間はマス延縄もしていたが、その後は主要漁業種を再びイカ釣に戻し1983年まで行った。1973年からはタラ刺網も兼業として始めていた。マス延縄をやめた後は、ホッケの餌が安い時にはホッケ籠漁業をし、餌が高い時には関西へ土木系の出稼ぎに行っていた。イカ釣をやめた後は自営刺網を主要漁業種へと変え、兼業としてホッケ籠を続けていた。1996年からはズワイガニ漁も開始している。1998年ごろから同居している長男（39歳）が漁業に参入し、出稼ぎはやめ、親子で刺網をしていた。しかし、組合の減資をきっかけとして69歳で引退し、船の名義も長男に変更した。現在は、妻とともに陸上作業で息子の漁業をサポートしている。別居している次男（38歳）も長男の船に雇われとして乗っている。

E氏（74歳、女性）：夫がイカ釣の雇われをしていた。E氏が若い頃は漁業の陸上作業や自給的農業に従事していた。また、夫は出稼ぎをしていたが、E氏自身も40歳台後半～58歳になるまで土木系の炊事をする出稼ぎに行っていた。E氏が58歳になったときに夫が病気になり、看病のため出稼ぎをやめた。E氏が出稼ぎをやめてからは地元の水産加工場で働き、夫は磯舟でおかず獲り程度の漁をしていた。水産加工場は、2001年に怪我をしたのをきっかけにやめた。夫が1997年に68歳で死亡した為、准組合員として1～4月に岩ノリやフノリなどのノリ摘みを始めた。ノリ摘みをしていると、他のノリ摘み従事者と一緒に作業したり、会話したりできるので楽しかったが、膝が悪くなったこともあり、減資される前の2006年10月に准組合員をやめた。現在、娘5人とは別居し、年金で1人暮らしをしている。将来的にも娘家族と同居することは考えておらず、施設に入居することを検討している。

F氏（72歳）：中学卒業後、すぐにワカメ、コンブ、ウニなどの採貝藻漁業に従事した。その後、7～12月はイカ釣の雇われ、4～8月はワカメ・コンブ漁をしていた。20歳台後半から5、6年間はイカ釣の漁開期の1～6月に稚内地区で雇われカニ漁をしていた。雇われカニ漁をやめてから船を購入し、自営イカ釣を始め、途中、日本海サケ・マス延縄と兼業していた時期や、ヤリイカの電光敷網を試した時期もあった。イカ釣は弟と2人で操業していたが、2002年の66歳の時にイカ釣を廃業し、今は磯舟を使って1～3月の雑魚とり、4月～アワビ、6月～ウニ、7～10月コンブをしている。もともと65歳で漁業を廃業しようと思っていたことや組合の減資の際に妻は組合をやめて欲しかったことなどもあったが、健康維持のために少しずつ漁業を続ける形となっている。現在、妻と息子家族と同居しており、息子は土木関係の出稼ぎに、息子の妻は水産加工場で働いている。

以上より、50歳以降の就業形態の推移を見ると、漁業後継者がいない世帯の高齢者は、50歳台から65歳までに、中心としていたイカ釣自営等から、磯舟での一本釣や採貝藻、沿岸イカ釣の短期乗り子など軽労働の営漁形態に転換している。このような転換の契機としては、肉体的体力的な衰えや年金受給開始を理由に挙げる者が多い。一方、後継者がいる世帯の高齢者は、69歳まで親子操業を継続している。この世帯は複数で操業を行う必要があり、かつ網補修等の陸上作業の多い刺網を中心とした営漁形態で

ある影響もあり、軽労働への転換より、子世代の操業サポートに回る選択をしたと見られる。このように、前者世帯は高齢者自身の肉体的・体力的事情や経済的事情によって軽労働の営漁形態へ転換し、後者は世帯の営漁形態の事情によって子世代のサポート役に回るなど、高齢者は各々の事情によって60歳以降に就業形態を変化させている。つまり、高齢になっても従事できる漁業種類が存在するか、高齢者に陸上作業部分を提供する経営主が存在するかなど、高齢になっても漁業に関わることができる条件が整っているか否かが大きく関わってくる。また、この頃に漁業就業を継続する目的を把握すると、所得の確保や漁獲物の自家消費以外という経済的理由に加えて、健康維持や老化防止のためといった理由や、周辺住民とのコミュニケーションの場としての前浜の価値、孫や家族とのふれあいの場としての利用など多方面に渡ることが伺える。高齢者の漁業就業にこのような目的が存在することは、調査対象者の中で夫と死別した女性が、准組合員として新たに加入してノリ摘みを中心とした採貝藻を開始する事例が存在し、かつこのような加入が、ここ15年間で18人確認できることに端的に表れている。

多くの企業が60歳定年制を導入している現在、漁業においては、60歳以上の高齢者も自身や世帯の事情に応じて漁業就業を継続することが可能であり、さらに経済面以外にも様々な効用がもたらされている。このことから、漁業は所得や健康、生きがいの面で高齢者に優しい産業であると評価されて良いであろう。こうした理由で高齢者が漁業者として存在していくためには、漁業収入に依存しなくても年金あるいは妻や子世帯の他産業就業などによる収入が得られる状況にあるか否かが重要となってくる。一方で、産業的価値がなくなったり、漁業者が高齢化したりするなどして、衰退している漁業種類（例えば、フノリ採取など）の地域漁業は、高齢者によって支えられている側面もあるといえる。今回ヒアリングを行った高齢者も引退直前は生業的とはいえフノリ採取をしていたというケースがいくつか見られた。つまり、これらの地域漁業は高齢者によって支えられてきたといえ、彼らの漁業引退によってこれらの漁業はますます衰退し、付随する多面的機能や役割もまた縮減していく可能性が高いといえる^{※1}。

しかし、70歳台に入ると、漁業を引退する者が現れている。なお、2006年度の全組合脱退者の平均年齢は正組合員で71.5歳、准組合員は67.2歳であることから、調査対象者の動向は組合員全体の傾向とほぼ一致する。ここではまず、4人の高齢者が減資直前に組合を脱退していることから、当漁協で2006年に出資金が1/2に減額される減資が行われたことに注意を要する。このような減資が行われなければ、もう少し高齢になってから引退すると考えられる。しかし、いずれにせよ漁協への負担金（約7万円/年）の費用対効果を考えて脱退した者も存在することから、高齢者は経済的事情を考慮して漁協にとどまるか否かの選択をしていることが伺える。また、引退の契機となる事由は、経済面以外に病気やケガ等の健康上の理由も複合的に存在している。当漁協地区は、磯舟での一本釣や前浜での採貝藻が営まれ、かつ女性の就業先（水産加工場）が存在し、夫が漁業を引退した後の家計の大きな一助を担うことができていることから、全国的に見ても高齢者に恵まれた就業環境であるといえる。しかし、このような地区でも、死ぬまで漁業就業を継続できる者は少なく、高齢となった女性がいつまでも水産加工場で働くことも難しい。先述したように、定年がない漁業は高齢者に優しい産業であるが、それでも漁業を引退してから生活を成立させる必要が生じるのである。

（2）高齢者の存在形態

では、高齢者の現在の生活環境を把握すると、世帯員構成として、高齢者のみ世帯と家屋や家計を子世代と同一にする完全同居世帯に二分される特徴が見られる。当地区は漁業兼業として出稼ぎが多いこ

とからも分かるように、漁業外の産業が十分に発達していない。このため、漁業就業を選択しなかった子世代は地区外へ流出しやすいことから、高齢者のみの世帯が少なからず存在することになる。このような世帯の実情を見ると、大病を患い函館まで通院する夫とその介護に忙殺される妻。あるいは一人暮らしで将来的に施設入居を検討している寡婦など、決して恵まれた生活環境にはないことがわかる。さらに、所得源を見ると年金に依存した実態がある。漁業不振で老後資金の蓄えが不十分であるならば、所得面でも恵まれていると言い難い状況下におかれることになる。このことは、高齢者向きの漁業構成を有する地区においても、高齢者の所得や健康、介護、孤立化など高齢化社会が抱える問題が出現することが示唆されている。このように、当漁協地区の高齢者の存在形態を見ると、多くの働き場で定年制が採用されている第二次、三次産業の従事者と比べて高齢者に恵まれた就業環境におかれている一方で、漁業を引退後は生活不安が増す実態があることが明らかである。特に、漁業後継者が確保されにくい現状においては、高齢者のみの世帯が多く出現するであろう。このため、これら世帯員の将来不安が高いことから、漁業地区の福祉や年金制度の充実が不可欠であろう。

(3) 高齢者の生活不安と年金制度加入問題

以上のように、高齢者は漁業引退後の生活に不安を有している。特に所得面で年金に依存していることから、漁業における年金制度は重要である。そこで、本節では漁業の年金制度の現状と加入傾向を把握してみたい。

漁業者が対象となる年金は、まず日本に住居を有するすべての人が対象となる国民年金と船員の厚生年金がある。船員の厚生年金とは、かつての船員年金のことであり、政令（船員法第1条第2項第3号）で定める総トン数30トン未満の漁船以外の漁船乗組員に適用される船員保険の老齢年金部分にあたる。船員の厚生年金となったのは、1986年4月の「年金制度大改正」によって、船員保険のうち老齢年金と障害年金、遺族年金は厚生年金保険によって運用されることによるものである。このため、船員は厚生年金の第3種被保険者と位置づけられている。ただし、一般の厚生年金支給条件と異なる部分があり、1986年3月までの期間は実際の加入期間を3分の4倍し、1986年4月から1991年3月までは5分の6倍して計算されるという加入期間の割増計算の特例がある（1991年4月以降は特例なし）。

さらに、漁業者を対象とした年金には、1981年に誕生した「漁業者老齢福祉共済（漁業者ねんきん）」と1991年に誕生した「漁業者国民年金基金共済（なぎさ年金）」の二種類が存在する。前者は漁協系統がつくった自主年金制度であり、後者は職能型国民年金基金の漁業版である。このため、前者は漁業者であれば誰でも加入できるが、後者は国民年金への加入が必要である。また、前者は任意解約が可能であるが、後者は法定事由に該当しない限りは脱退できない。ただし、後者は掛金が全額社会保険料控除の対象となることや、受給した年金が公的年金等控除の対象となること、さらに死亡一時金は非課税という税制上の優遇措置を受けられる等の違いがある。主な年金プランの内容は、漁業者ねんきんの定額終身コース（保証期間10年）で30歳加入65歳年金支払い開始の場合、共済掛金が年払9.5万円で受取年金額が年24万円（月2万円）である。また、10年確定年金コースで40歳加入65歳年金支払い開始の場合、共済掛金が年払15.9万円で年金受取金額が年48万円（月4万円）である。一方のなぎさ年金の主なプラン内容は、終身年金A型（保証期間15年）で35～60歳支払65歳から年金支払い開始の場合、月払16,680円で受取年金額が月3万円である。このような年金制度の根拠として、漁協系統（JF共水連）では、夫婦の老後の必要資金を月額23万円として（総務省家計調査による高齢夫婦無職世帯の消費支出は月間約

23万円のため) 国民年金で月13万円(792,100円÷12ヶ月)を受給し、残りの10万円を夫婦とも月5万円(漁業者ねんきん2万円+なぎさ年金3万円)ずつ準備するという考え方によるものである。

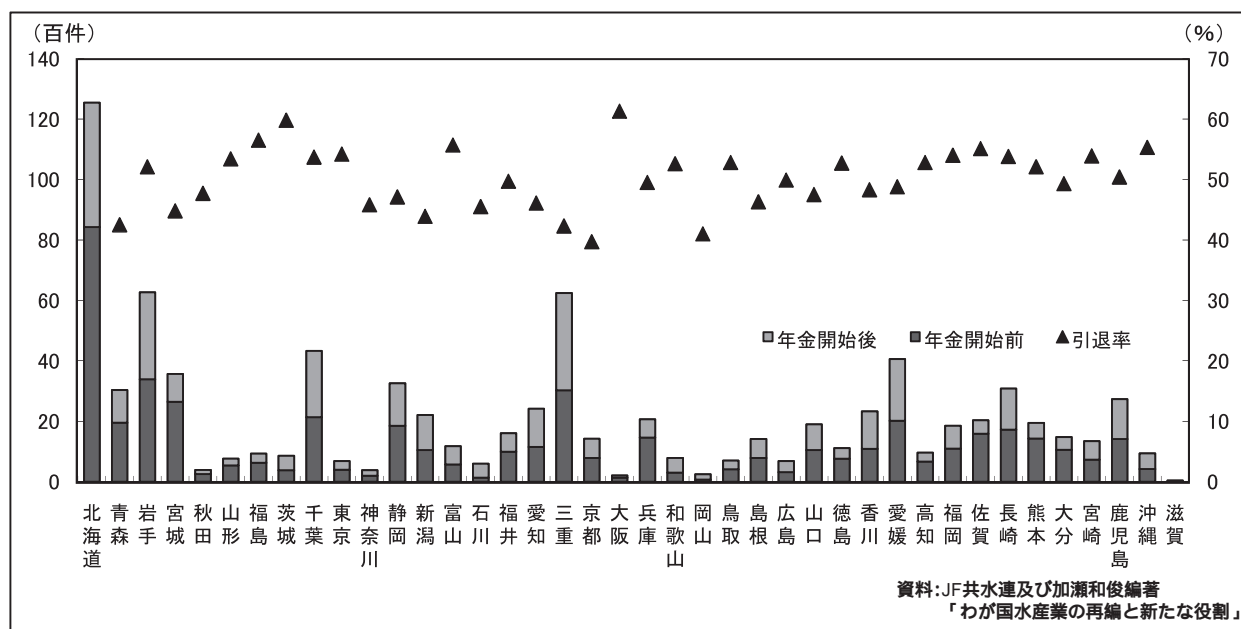
このような年金の加入傾向を把握するために、まず表13に、2007年度の長期共済の加入件数等を示した。これを見ると、2007年度で漁業者ねんきんが85,808件、なぎさ年金が4,043件となっている。この数値は、ケガや病気等の生活上の危険を保障する普通厚生共済と火災や自然災害等による家財の損害を保障する生活総合共済という「保険」に類する共済の合計が400,661件であることと比較して少ない。さらに、この傾向は新規加入件数でより顕著である。このことは、漁業者は操業時に不慮の事故が多い産業特性を考慮して、「年金」より「保険」を重視する傾向が強いことを示している。また、漁業者ねんきんは、2000年と2006年に運用比率を変更(年金支払額の減少)していることから、漁業者に不信感を生んだことも契約件数が伸びない一因のようである。なお、なぎさ年金の契約件数が少ないのは、国民年金への加入が必要なことや任意脱退できないことが影響していると漁協系統では考えている。

次に、現在のところ漁業における年金制度の中心となっている漁業者ねんきんの加入件数について、都道府県別の傾向と支払開始前後の割合を見るため、図6に2008年9月現在における都道府県別の年金支払前後の加入件数と2003年時における75歳時の引退率を示した。なお、75歳引退率とは、加瀬が11次漁業センサスを用いて、1998年時点で70歳以上の漁業者の何%が、2003年に75歳となった時点で引退し

表13 長期共済の加入件数と金額(2007年度)

	件数	(件、万円、%)		金額
		うち新規	対前年比	
普通厚生共済	310,201	24,278	94.7	197,530,093
生活総合共済	90,460	11,081	100.0	102,510,670
漁業者老齢福祉共済 (漁業者ねんきん)	85,808	552	96.8	476,864
国民年金基金共済 (なぎさ年金)	4,043	35	92.3	

資料: JF共水連



資料: JF共水連及び加瀬和俊編著
「わが国水産業の再編と新たな役割」

図6 都道府県別の漁業者ねんきん加入件数と75歳引退率

たのかを示す指標として作成したものである（加瀬和俊編著「わが国水産業の再編と新たな役割 - 2003年（第11次）漁業センサス分析 - ）。これを見ると、都道府県別の加入件数と75歳引退率との相関係数は $r=0.25$ と相関関係は見られていない。このことから、引退が早い都道府県で年金の重要性に対する認識が高い訳ではないことが分かる。むしろ、加入件数は各漁協系統の推進運動によるところが大きいことから、三重や愛媛、鹿児島等の養殖が盛んな県で多い傾向が見られるものの、さしたる特徴的な傾向は表れていない。また、年金支払前と支払後の加入件数を見ると、前者が49,103件であるのに対して、後者は35,549件となっている。表2で示したような新規加入件数の低調さを合わせて考えると、若年者に全国かつ全産業的に年金不信が広がる中、漁業における年金も将来の制度維持が難しくなりつつある現状があると指摘できる。

最後に、当漁協地区における漁業者ねんきんの加入件数を表14に示した。また、参考として高齢者向きの漁業が多い当地区と対照的に、漁船漁業に特化している長崎県勝本町漁協地区の同様の数値も併記した（本調査研究の大谷担当調査地）。これを見ると、当漁協では勝本町漁協と比べて組合員数に対する加入件数が少ないことが分かる（松前さくら漁協の正組合員は415人、勝本町漁協は同520人）。先述したように、都道府県別の傾向では75歳引退率と加入件数の相関は見られなかった。しかし、松前さくら漁協と勝本町漁協を比較すると、各漁協地区単位では高齢者が着業しやすい漁業の有無によって、漁業者の年金に対する重要性の認識に差があることが示唆されている。ただし、わずか2漁協の比較であり、各漁協の指導方針の影響も大きいであろうことから、この点は詳細は傾向分析が必要だろう。また、新規加入件数を見ると、当漁協地区では2003年度からゼロの状況が続いている。このことは、先に述べたように、将来の年金制度の維持に不安が生じていることを示している。高齢者向きの漁業が存在する当漁協地域においても、死ぬまで漁業就業を継続可能でない者が存在する。にもかかわらず、漁業引退後の生活基盤となるべき年金制度に加入者数が少ない実態、さらに将来の年金制度の維持に不安を残す現状は、年金制度の普及活動や制度の見直しを含めて、今後の検討すべき課題であろう。

表14 松前さくら漁協地区における漁業者ねんきんの加入件数及び金額

（単位、件、円）

	松前さくら漁協地区			勝本町漁協地区		
	加入件数	うち新規	金額	加入件数	うち新規	金額
2003年度	56	0	2,374,920	295	4	20,439,216
2004年度	52	0	2,360,673	288	1	20,217,658
2005年度	45	0	1,692,378	280	0	16,402,677
2006年度	39	0	1,488,453	273	2	16,163,149
2007年度	33	0	1,416,039	263	1	15,950,193
2008年度	33	0	1,416,039	261	3	16,056,916

注) 2008年度は9月現在の数値

資料: JF共水連

最後に、農業における年金制度について若干みておきたい。農業者を対象とした年金には、「農業者年金」や職能型国民年金基金の「みどり年金」、国民年金基金の「個人型確定拠出年金」がある。いずれも任意加入方式であるが^{注2)}、「みどり年金」と「個人型確定拠出年金」との重複可能は可能であるのに対し、「農業者年金」は「みどり年金」とも「個人型確定拠出年金」とも重複加入できない。次に、「漁業者ねんきん」が発足するきっかけともなった「農業者年金」についてみる。

「農業者年金制度」は、国民年金の給付に上乘せる公的年金である。「農業者年金制度」は、農業

者にもサラリーマン並みの年金を給付することを目的に1971年1月に発足され（旧制度）、2001年に制度改正が行われた（新制度）。「農業者年金制度」は、他の公的年金と同様に老後生活の安定と福祉を目的としているが、併せて、年金事業を通じて農業政策の推進を図ることを目的としていることに特徴がある。すなわち、旧制度では、後継者への経営の移行・譲渡による農業経営の若返りと離農促進による経営規模の拡大といった「農業経営の近代化」や「農地保有の合理化」を図っており、新制度では、農業者の高齢化や農業の担い手不足の深刻化を受けて、経営移譲を通じて農業経営の近代化等を促進するよりも、中高年齢者を含めて幅広く農業者を確保する「農業者の確保」に重点を置いている^{注3)}。

「農業者年金制度」では、旧制度においては、65歳までに経営移譲した場合に受給できる「経営移譲年金」と原則65歳に達した時に受給できる「農業者老齢年金」があった。新制度では、「経営移譲年金」部分が「特例付加年金」に変わり、65歳に達し、かつ、農業を営むものでなくなったときから受給できるようになった。新制度と旧制度の主な違いは次のような点が挙げられる^{注4)}。

旧制度では一定面積以上の農地等の権利名義を有すること等の要件があったが、新制度では、年間60日以上農業に従事している60歳未満の者であれば、誰でも加入できるようになった。これにより、旧制度では加入することが困難だった女性や後継者等、幅広い層からの加入が容易になった。

旧制度で設けられていた「経営移譲年金」を受給するためには、65歳までに経営継承しなければならなかったが、新制度の「特例付加年金」では年齢制限がなくなり、農業者のライフスタイルに応じた経営継承が可能となった。

旧制度では、年金給付等に必要な費用をその時々々の現役世代（＝加入者）の保険料で賄う賦課制であったため、その時々々の加入者数が受給者数に比べて減少してくると、年金財政が悪化し、保険料の増崇を招くことがあったが、新制度では積立方式になり、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく方式となった。これにより、加入者数や受給者数の動向等の影響を受けにくくなった。

新制度では「政策支援（保険料の国庫補助）加入」が設けられ、認定農業者や家族経営協定を結んだ人など一定の要件を満たせば、2～5割の保険料の国庫助成を最大20年間受け取ることができるようになった。これは、「若く意欲ある農業者」に加入対象を絞ることで担い手確保に寄与しようとしているものである。国庫補助は、農業者を対象とする他の年金制度にはなく、新制度の最も大きな特徴といえる。なお、「農業者年金」の保険料は全額所得控除対象となっており、節税効果も大きいとみられる。

新制度での毎月の保険料は2万円が基本で、最高6万7千円まで千円単位で自由に決めることができる。平均の受給金額は、（独）農業者年金基金によると、加入要件や加入年数などによって様々だが、新制度では2万8,604円/年（2006年度）、旧制度では平均するとおおよそ1ヶ月あたり約2万円とのことである。現在の加入者数は8万8,103人だが（2007年度）、加入対象の目安となる基幹的農業従事者（20歳以上60歳未満）は70万人、保険料の一定割合が助成される「政策支援加入対象者」と想定される認定農業者だけでも約20万人いることをふまえると^{注5)}、決して加入者数は多いとはいえず、（独）農業者年金基金では加入者数10万人を目指しているところである。また、被保険者59,179人（2007年度末）のうち政策支援加入は約39%だが、年齢階層別でみると、35歳未満4,727人のうち64%が政策支援加入である。つまり、35歳未満の若手層では政策支援加入によって被保険者となった人が多いともいえるが、被保険者数のうち35歳未満は8%にしかすぎないため、全体として若手層の加入は少ないといえる。女性

についてみても、家族経営協定締結を政策支援加入の要件としているものの、被保険者のうち10%しかおらず、女性や若手層にはそれほど普及していないといえる。

漁業者ねんきんに比べると、農業者年金は農業政策を推進するための年金という色合いが強く、国庫補助も設けられているにもかかわらず、加入者の確保状況は決して良いとはいえないのが現状である。現在の社会保障には不安材料が多い中で、農業者年金も決して例外ではないことを示している。農業においても、漁業においても、年金制度のあり方や普及の方法について実態をふまえながら再検討する必要がある。

注1) 廣吉勝治「地域における漁業の役割と漁業就業の動向」『研究成果報告書 中小漁協の事業改革の課題と組織及び地域社会（漁村社会）の再編の方向に関する実証的研究』、2003年、p.42。

注2) 「農業者年金」はかつては強制加入方式であったが、現在は任意加入方式となった。

注3) 制度を一新させた背景の1つには、運営母体である（独）農業者年金基金の財政状況が悪化し、行き詰まってしまったことも挙げられる。

注4) （独）農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」2008年、谷口里美「農業者年金制度の現状と課題」鳥取大学修士論文、2005年。

注5) 日本農業新聞（2006年11月16日）。

沿岸漁業上層経営体の構成と引退過程

茨城県大津漁協の事例から

東京大学 加瀬和俊

はじめに

沿岸漁業の経営体の顕著な減少傾向はすでに常識となってしまうが、個々の経営体の廃業がどのような経緯で進行しているのかについての情報は決して十分ではない。そのため、「後継者の不在 高齢漁業者の海上労働の物理的限界年齢到達 経営体の廃業」という想定されるプロセスが具体的にはどのようにして進行しているのか、したがってそれに対してどの程度の対策が漁業内外において必要であり、有効であるのかについて、意味のある判断ができない状況にあるように思われる。

そこで本稿では、茨城県北茨城市大津漁協を対象地区として取り上げ、最近約10年間の全廃業経営体について、廃業プロセスの特徴やその影響（漁船の売却、乗組員の転業等）を明らかにすることを試みている。ただし、船外機等を含む極く零細な経営体の場合には廃業と着業（漁業への再参入）を繰り返す場合が少なくないと考えられるので、4トン台の漁船を用いて漁業に主業的に従事していた経営体（大半が船曳網漁業を主としている）のみに調査対象を限定している。

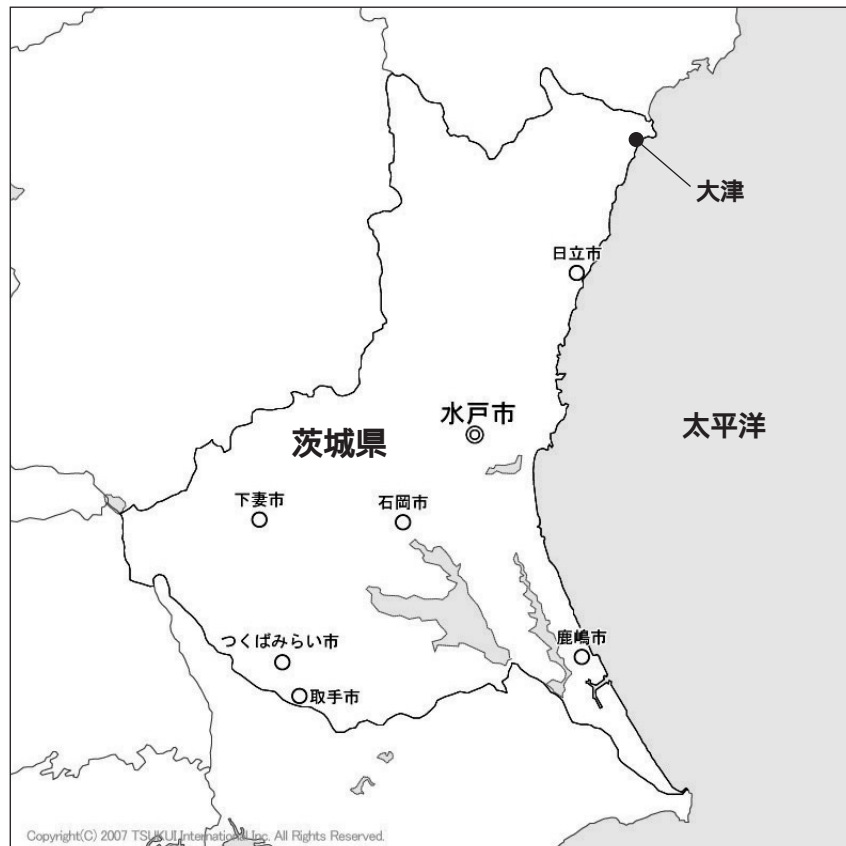


図1 大津地区の位置

1. 大津漁協の経営体の構成

(1) 概況

表1は大津漁協の概況を示しているが、法人を除く正組合員は2005年の101人、2006年の96人（さらに表には示していないが2007年には92人へ）と確実に減少傾向を続けている。漁協内の漁業種類別の部会編成では、表2に示したように、旋網船主会5人、小底船主会3人、小型船組合84人（船曳網もこれに入っている）、採鮑組合3人、採藻組合24人という構成である。地域漁業の中で経営体数の面でも、地元水揚げの面でも（表1に見られるように、旋網漁業は他港水揚げが圧倒的に多い）中心的位置を占めているのは船曳網漁業であり、したがってそれが今後どのような展開するのかは地域漁業の将来にとって極めて重要な意味を持っている。

また漁船トン数と従事者数を漁業種類別に表3で見ると、従事者数では旋網が200人を超えて最も重要であるが、「雑漁業」が57経営で92名を占め、単身操業よりも2名操業が多いことを推測させる。また、同じ「雑漁業」で3トン以上漁船数が42隻となっており、当地の小型漁船漁業が1～3トン規模を中心とし、単身操業を基本とする沿岸下層経営ではなく、沿岸上層経営に位置付けられると判断される。

続いて表4で「雑漁業」漁船の保有する許可の内訳を見ると、しらす・さより・おきあみを対象とする船曳網漁業の許可数がそれぞれ36～37となっている。後に見るように、4トン台の漁船がほぼこの層に対応しており、3種の船曳網漁業の許可を併せて保有しているのである。

表1 大津漁協の概況

(単位:人、100万円)

	2005	2006
正組合員	106	101
漁民	101	96
法人	5	5
准組合員	30	29
職員	21	19
受託販売額(組合員分)	3455	4771
自港計	712	695
大中型まき網	146	159
沖合底びき網		70
小型底びき網	133	74
雑漁業(5トン未満)	431	386
採貝藻	2	6
他港水揚げ計	2742	4076
大中型まき網	2736	4070
沖合底びき網		3
小型底びき網	6	1
雑漁業(5トン未満)	1	2
受託販売額(組合員外)	309	247

表2 大津漁協の組合員組織

	2005	2006
旋網船主会	5	5
小型底引網船主会	3	3
小型船組合	89	84
採鮑組合	2	3
採藻組合	26	24

表3 漁業種類別経営体数・漁船規模別隻数と漁業許可数

漁業種類	経営体数	従事者数	漁船(トン数規模別隻数)				
			計	～3	3～5	5～15	15～
まき網	5	233	25			7	18
沖底	1	4	1			1	
小底	2	7	2			2	
雑漁業	57	92	89	47	41	1	
採鮑	3	3					
採藻	5	5					

表4 「雑漁業」漁船の保有許可数(2007年3月末現在)

しらす曳網	36
さより曳網	37
おきあみ曳網	36
流し網	45
えび板	15
自家用えび板	19
貝まき	45
せん・かご	19
固定式刺網	33

(2) 4.9トン型経営体の基本性格 2人操業・船曳網漁業

表5は大津漁協所属の4トン台の漁船を示したものである(3トン台の漁船が1隻含まれているし、4トン台でも4.3トンから4.9トンまで幅があるが、漁協では標準船型である4.9トン型と同様に扱われているので、ここでもそのように判断する)。この40隻は各種の許可を有しているが、1隻を除いて船曳網漁業の許可を持ち、それを操業の中心にしているのである。

当地の船曳網漁業は1そう引きで、シラス（4月～12月）が操業期間的にも漁獲金額的にも中心を占め、これにオキアミ（3月～6月）、コウナゴ（2月～5月）が加わる。操業方式は2人乗りないし3人乗りであり、2人乗りであれば2人とも揚網作業に従事し、3人乗りならば1人は舵を担当して2人が揚網作業に従事する方式をとる。3人乗りの場合には舵の担当者の作業はきつくないので、70歳を超えた父親が舵を操作し、息子2人が甲板労働を行うという方式が少なくないという。2人乗りの経営体は兄弟、父子、夫婦のどれかの組み合わせであるが、そのうちで最も数が多い兄弟タイプでは、通常は兄が経営主、弟が乗り子であって、両者の関係は共同経営ではなく雇用関係である。雇われ乗組員として

表5 4トン台漁船の内訳

(2008年6月現在) 漁船登録年順

	トン数	進水年	登録年	許可						備考
				小型底曳	刺網	船曳網	せんかご	一本釣り	雑漁業	
1	4.87	1971	1979	○		○				
2	4.98	1976	1982	○		○				
3	4.9	1982	1982	○		○				
4	4.59	1974	1985	○	○	○				
5	4.8	1985	1985	○	○	○				
6	4.8	1986	1986	○	○	○				
7	4.9	1986	1986	○	○	○				
8	4.9	1986	1987	○	○	○				
9	3.63	1973	1988	○	○	○		○		
10	4.8	1988	1988	○	○	○		○		
11	4.31	1973	1989	○	○	○		○		
12	4.93	1974	1989						○	
13	4.41	1977	1989	○	○	○				
14	4.9	1988	1989	○	○	○		○		
15	4.9	1989	1989	○	○	○	○			
16	4.9	1993	1994	○	○	○	○			
17	4.9	1994	1994	○	○	○	○			
18	4.9	1994	1994	○	○	○	○			
19	4.9	1995	1995	○	○	○				
20	4.9	1995	1995	○	○	○		○		
21	4.9	1995	1995	○	○	○	○			
22	4.9	1995	1995	○	○	○		○		
23	4.9	1996	1996	○	○	○	○			
24	4.9	1996	1997	○	○	○	○			
25	4.9	1997	1997	○	○	○		○		
26	4.9	1992	1999	○	○	○				
27	4.9	1996	2001	○	○	○		○		
28	4.9	1985	2002	○	○	○		○		
29	4.9	1998	2002	○	○	○	○			
30	4.9	2002	2002	○	○	○				
31	4.9	2002	2002	○	○	○	○	○		
32	4.9	2003	2003	○	○	○		○		
33	4.9	2003	2003	○	○	○	○	○		
34	4.9	1999	2004	○	○	○	○			
35	4.9	2004	2004	○	○	○		○		
36	4.79	1972	2005	○	○	○				
37	4.8	1990	2005	○	○	○	○			相続
38	4.8	1996	2006	○	○	○				
39	4.9	1996	2006	○	○	○	○			
40	4.94	1982	2007	○	○	○				相続

注: 大津漁協資料による。

の弟の賃金は、各経営体によってマチマチであるが、ほぼ水揚額の20～25%程度であるという。

兄弟操業タイプの場合に両者の関係が共同経営者であるのか（同じ共同経営であっても、漁船・漁具の所有も共有であるタイプと、漁船は一方の所有物であるが水揚金額から大仲経費と船代を引いた残金を折半するタイプとがある）、雇用関係にあるのかは、地域によって異なっており、当地では以前から一貫して雇用関係が一般的になっている。

このタイプの相違は日常的な操業＝作業の仕方にはほとんど影響しないが、水揚げ変動時の経営の存続のあり方や経営の継承関係をめぐっては重要な問題として浮上することになる。たとえば、魚価の低落、対象資源の回遊量減少、燃油価格高騰といった諸要因によって配分額が減った場合、共同経営者であれば双方が対等・平等に所得が減るので不満が出ることはないが、雇用関係であれば弟の所得が大幅に下落して生活が厳しくなるので、弟が他の漁船の乗組員、陸上の日雇労働、自動車工場の季節工等に転じようとする動きが見られるという。その結果、その経営体は2人操業を維持できなくなるので休業や転業（単身型漁業への転換）を避けようとするれば、経営主である兄としては追加の賃金を払わざるをえなくなる。実際に、2008年8月の調査時点では燃油価格の急騰によって乗組員賃金の急落が生じており、船主側は弟を引きとめるために規定外の追加賃金を支払わざるをえないという事態が広範に生じていた。特に当地では賃金の最低保証のない単純歩合方式なので、この問題は深刻であった。

さて標準船型である4.9トン型の船曳網漁船の建造費は1,500万円程度であるといわれているが（機器類・漁網ともに全く新たに入手して開業するのであればその倍額以上かかるという）、現在の漁業経営環境の下では新船を建造することは容易ではない。

表5によって現存の4トン台漁船の進水年と現所有者の登録年を比較してみると、1994年から97年までに登録した10隻はいずれも進水年ないしその翌年には現在の所有者の所有になっているので、ほぼ全船が現在の漁業者が建造したものと判断できる。

それに対して1999年から2007年までに登録された15隻については、相続によって同一経営内で移譲されたと見られるものが2隻、進水年と登録年が等しく現在の漁業者が建造したと判断されるものが5隻であって、残りの8隻は中古船として売買された可能性が高い。

また同表に示した40隻を進水年別に集計すれば、1970年代（船齢が30年以上）が8隻、1980年代（船齢が20年以上）が10隻、1990年代が17隻、2000年代が5隻という構成である。

船曳網漁業は単身で操業している事例もないわけではないが、基本的には男子2人の乗組員を必要とする点で沿岸漁業の上層部分に位置していると言える。沿岸漁業において最も多い単身操業の経営体の場合には、海上作業者個人の体力の限界によって廃業が決定されるという点でその論理は単純であるが、2人操業を基本とする本事例にあっては、経営体の廃業をめぐる事情は単純に乗組員の体力的要因に還元することはできず、各種の社会的・経済的要因も大きく関係している。そのことは逆にいえば、漁協や行政機関側の対応如何によっては経営体の廃業をめぐる諸事情を一定範囲において操作できることを示唆するものでもある。

2. 4.9トン型漁船の操業者構成

表6によって1985年および2003年における4.9トン型漁船の操業者構成を見ると、以下のような特徴を読み取ることができる。

第一に、経営体数が57から46（内容が判明したものは40）に減少しており、沿岸漁業の中では相対的

に堅調で経営体存続の度合いが高いといえる。

第二に、年齢階層としては高齢化の進展が読み取れる。ただし、同表は乗組員の年齢のうち最年長の者の年齢で分類しているため、若年者が少なくなったことを直接には意味していない。確かに言えることは、高齢者がより高齢時点まで漁業に従事するようになったことである。

第三に、単身経営体は19から13へ減少している。これは1985年時点では単身操業で50歳代が多く、彼等は後継者のUターン等を期待しながらそれまでの期間を一人で操業する方式をとっていたのに対して、今日では50歳代であってもいったん子弟が他産業につくと後継者化を期待せず、一人操業に適した3トン未満漁船に乗り換えるか、漁業を廃業するかといった選択をとっているためであると推測される。

第四に、2人操業タイプの変化としては、夫婦操業は45～54歳から50～69歳へと高齢化している。機械化によって労働強度が緩和され、高齢女子の操業が容易になったことが推察される。また父子タイプでは65～74歳層に多い点は変わらないが1985年にはなかった父親が45～54歳階層であるタイプが現われている点は注目される。聞き取りによれば、この層は活動力ある親子が奮闘して高い水揚げを上げている積極的経営体であるという。全体としての経営体減少、漁獲努力量削減の下で、積極的な経営展開がこうした階層で出現していると評価できそうである。次に兄弟操業型は2人操業の3つのタイプの中では減少度が激しいが、聞き取りによれば兄弟の所得の差が大きく現れる時があるために、世帯を異にする兄弟の雇用関係はかえって維持しにくいようである。ただし、別の事情として3人操業タイプだけがこの間に増加していることに示されるように、兄弟の父親が引退年齢を先送りして3人操業タイプへ変化しているようにも見える。いずれにせよ、単純に一路衰退しているといった状況ではなく、年齢と世帯事情を勘案しつつ、種々の対応がはかられていることが推測される。

第五に、その3人操業型の内訳を見ると、2003年の8事例のうち、兄弟と一方の子の組み合わせが3

表6 大津漁協：4トン台漁船所有者の海上作業者構成・年齢別経営体数

	計	単身	2人			3人
			夫婦	父子	兄弟	
2003	80-84歳	2	1			1
	75-79	5	4			1
	70-74	7	3		2	1
	65-69	9	3	1	2	2
	60-64	3	1	1		1
	55-59	4	1			2
	50-54	9		2	2	3
	45-49	1			1	
	計	40	13	4	7	8
1985	75-	2	1			
	70-	5	2		2	1
	65-	6	2		3	1
	60-	8	5		1	2
	55-	16	5		5	4
	50-	10	4	3		2
	45-	4		1		2
	40-	3				2
	35-	0				
	30-	3				2
計	57	19	4	11	15	

注：2003年は46経営体のうち、内容の判明した40経営体を示した。
2003年は全漁連『沿岸漁業就業構造改善調査報告書』1987年3月、210頁。
1985年は漁協資料による。

事例あった以外は、3人兄弟、父子と雇業者1名、夫婦と長男、夫婦とその父親、兄弟と雇業者1名という5つのタイプがそれぞれ1事例ずつであった。より高齢まで働くことができる操業者構成を維持するために、それぞれの世帯の労働力調達条件に応じて多様な組み合わせが採られていることがわかる。

3. 廃業経営体の廃業理由

4.9トン型漁船を使用して沿岸漁業に従事していた者は、基本的に漁業専業者である。彼等がどのような事情で廃業しているのかを事例にもとづいて検討してみたい。対象とする事例は表7に示した通り、大津漁協において2008年までの6～7年間のうちに廃業・引退した13経営体である（ここでの廃業・引退には4.9トン型漁船を使用することを止めて、より小型の漁船を使用するようになったものを含む）。これらを操業タイプごとに分類すると以下の通りになる。

(1) 兄弟操業が壊れたタイプ 廃業へ

兄弟操業であったが弟が死亡したため、75歳で廃業した。漁船は近隣の漁協所属の漁業者に売却した。

兄弟操業であったが弟が死亡したため、72歳位で廃業し、数年後に死亡した。漁船は廃船にした。

兄弟操業であったが体力的限界で3年ほど前に廃業した。廃業後は兄（70歳）は何も仕事をせず、弟（66歳）は底曳網の雇用乗組員となった。漁船は近隣の漁協地区の漁業者に売却した。

兄弟操業であったが本人が70歳で死亡したため廃業した。弟（現在66歳）は1トン規模の漁船で単身で刺し網を行っている。

兄弟操業であったが自分が67歳の時に弟が死亡したので廃業した。漁船は同じ漁協内の漁業者Aに1,000万円、5年間返済の条件で売却した。Aは兄弟3人で操業し、兄に雇用される立場であったが、この漁船を取得することによって夫婦のりで船曳網を行い、堅実に経営を伸ばしている。Aが抜けた残り2人の兄弟操業経営は水揚げを低下させて経営が悪化したという。Aは妻が海上作業に新たに加わったことによって独立が可能になったといえる。

兄弟操業であったが本人が死亡したので廃業し、弟も数年後に死亡した。漁船は阿字が浦ヘレジャー船として売却された。

(2) 父子操業から息子が離脱

父子操業であったが、後継者である長男が勤労意欲を失って船に乗らなくなったため、父親は65歳で廃業し、その後は船大工として働いて今日にいたっている。漁船は近隣地区の漁業者へ売却した。

(3) 単身操業の船曳網漁業から引退・死亡へ

一人で工夫をしながら船曳網を操業していたが、癌にかかって死亡した（68歳）。漁船は買い手を探して係船中。

一人で操業していたが、ローラーに巻き込まれて事故死した（65歳）。漁船は同じ漁協のB（兄に雇われて船曳網を操業していた）が購入して50歳で独立したが、経営は順調に行っていないようである。

(4) 単身操業の簡易漁業から引退・死亡へ

～ 4.9トン型漁船を使用しつつも、体力的にきつい船曳網漁業はせずに単身でエビ板曳網漁業を行っていて廃業したものが4事例ある。1事例は死亡、2事例は高齢で廃業、1事例は遊漁・民宿に比重をかけ、エビ板曳網もやっていたが75歳で漁業は廃業して陸上産業だけに従事するようになった。この4事例はすべて漁船は廃船になっている。水揚金額が少なく、馬力も必要としないエビ板曳網漁業しか操業していなかったため、漁船の装備や修理等も十分ではなかったためであろう。

表7 大津漁協：2003～2008年に廃業した13事例
(4トン台の漁船を所有していたものについて)

	廃業時 年齢	操業タイプ	廃業理由	漁船の処理	特記事項
1	75	兄弟	弟が死亡	売却(久慈浜へ)	
2	72	兄弟	弟が死亡	廃船	
3	70	兄弟	体力限界	売却(久の浜へ)	兄は引退、弟(66歳)は底引きの乗り子となる
4	70	兄弟	死亡		弟は1トンの漁船で刺し網へ
5	67	兄弟	弟が死亡	売却(地元)	地元の3人兄弟操業の一人がこの漁船を1000万円で購入して独立。
6		兄弟	死亡	売却(阿字が浦へ)	阿字が浦ではレジャー船として利用
7	65	父子	息子が勤労放棄		父親は船大工に転職
8	68	単身	癌で死亡	売却先さがしている	単身で工夫して船引きを操業していた事例
9	65	単身	死亡	売却(地元)	ローラーに巻き込まれて事故死 兄弟操業の地元の50歳の乗り子が漁船を購入して独立
10	75	単身	体力限界	廃船	えび板びき。遊漁・民宿も兼営していた。
11	71	単身	体力限界	廃船	えび板びき
12		単身	死亡	廃船	えび板びき
13		単身		廃船	えび板びき

おわりに

資源の回遊状況に依存する船曳網漁業の経営は決して安定的ではないが、茨城県では沿岸漁業の中で最も水揚金額の高い重要漁業である。本稿はその漁業を操業できる許可と漁船を所有している経営体が、保有する労働力を組み合わせてどのような操業タイプを形成しているのかという点と、経営体の減少をもたらす廃業事情について検討を加えたものである。

廃業事情についていえば、経営主または乗組員の死亡によって廃業にいたるケースが相当に多く、一般産業での雇用者とは異なって「死ぬまで働く」状況に近いと言えるし、聞き取りの限りでは、いわゆる介護対象者となった者はほとんどいないようである。ただしこの点は、介護対象者となって漁業に従事しなくなると漁協との日常的接触が切れ、漁協関係者に情報が入らなくなるために、事実が把握できていない可能性もある。

廃業のルートについては、単身操業型の場合には本人の死亡、引退によって経営体が無くなる点で単純であるが、複数人の操業の場合には一人の死亡・引退によって残りの者がどのような選択をするのかについて状況と個人的判断にもとづいて多様なコースが選ばれていることがわかった。同一漁業の単身での継続、同一漁業の新規従事者確保による継続、単身操業の簡易漁業への転換、他産業への転換、非就業者化等、あり得る選択枝の中でどのコースが選好されるのかについてより具体的に検討することが次の課題である。

また、ここで検討した廃業事例では、男子の平均寿命に比較して漁業者の死亡年齢が早いという印象を受ける。「現役時代の労働がきついので早死にするのではないか」という意見が妥当であるかどうかについて、確定できるだけの検討を加える必要がある。

本稿ではふれなかった高齢漁業者の生産力的比重（同一漁業種類の全体の漁獲量の中で高齢漁業者のそれがどの程度に当たっているか）についての検討も加えつつ、地域漁業の中で高齢者漁業をどのように位置付け、どのように誘導していくべきかといった施策上の課題の解明につながるような実態調査を試みたい。

茨城県那珂湊漁協地区における採鮑組合員の就業実態

茨城県水産試験場 二平 章

1. はじめに

潮間帯から水深20mにいたる浅海域ゾーンは、河川から流入する陸水の影響域であることから栄養塩に富む基礎生産力の高い沿岸水帯を形成する。また、およそ水深5m以浅の浅海岩礁域は太陽光が透過する有光層帯を形成することから豊かな海藻群落形成域でもある。また、陸岸境界と波浪により形成されてきた複雑な浅海環境ゾーンは、多様な生息場空間の提供の場であることから、生物の多様性に富み、また様々な海洋生物のナーサリーゾーンとして海洋生物資源維持に重要な役割を果たしてきた。しかし、一方、浅海海域は陸域における様々な人間活動の影響を強く受ける水域でもあることから、全国的に自然環境保全と浅海海域の利活用バランスが崩される現象が現れている。このため、国家的な政策として浅海域の環境管理とその制度化、環境活動に向けた具体的な戦略が求められ、国土庁は2000年に「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定し、浅海海域環境の回復・保全の具体的取り組みと産業、生活、環境学習などの多面的利用に関して、地方公共団体と市民が共同して計画を策定し実行することを決定している。漁業産業は良好な海洋環境下においてこそ、その持続性が保証されることはいうまでもないことから、水産サイドにおいても浅海海域の環境特性と漁場利活用実態を整備し、浅海海域における自然の環境管理と良好な漁場管理、海辺の多面的利用を両立させていく統括的な「浅海海域管理」の確立にむけ努力することが求められている。

茨城の沿岸漁業においては高度経済成長期以降、漁船の増トン・増馬力が進展して全国的にも有数の近代化した沿岸漁業を創出した反面、アワビ漁業に代表される浅海域の小規模漁業は高年齢化や後継者不足から「空洞化」現象を呈するようになってきて久しい(二平, 1981)。

しかし、高齢化、就労者減少が著しいとされてきた採鮑漁業は、高齢化による採鮑組合組織の崩壊の反面、新規組織化のなかで親組合内および組合外からの新規参入に見られるような就業者構成の変化を見せる地区も出てきている。

これまで採鮑漁業はその小規模さと閉鎖性ゆえに行政施策上、必ずしも着目されてきたとはいえない。しかし、近年、漁業就業者・漁家の減少、高齢化が進行するなかで、設備投資規模が他の漁業種に比較して極めて小さい採鮑漁業は新規参入漁業としての条件可能性をもつ漁業種として、また、高齢漁業者の就労漁業として施策上重要視すべきであると考え。これはまた、海岸線環境・浅海水域環境の守り手としての漁業者層の育成の面でも重要な課題である。

ここでは、茨城県那珂湊漁協地区採鮑漁業組合の漁業就労者の実態と課題について検討する。

2. 那珂湊漁協の概観

那珂湊漁協は、ひたちなか市(人口15万人)の旧那珂湊地区に位置し、平成4年に旧那珂湊漁協と平磯漁協の合併でできた組合である。19年度事業報告書によれば正組合員は50人、准組合員は53人、うち採鮑組合員は正が4人、准が8人である。所属漁船のおもな漁業種類は、まぐろ延縄漁業、さんま棒受網漁業、小型底曳網漁業、5トン以下の小型船漁業(ヒラメ建網、シラス船曳、ばいかご漁業など)である。所属漁船の漁獲生産額は7億3,191万円、うち採鮑漁業の生産額は4,352万円である。販売取扱高

は4億9,835万円である(表1、2)

表1 那珂湊漁協所属漁船の漁獲生産額(平成19年度)

(数量:トン 金額:千円)

区分 漁業種別		販売数量及び金額			
		本年度		前年度	
		数量	金額	数量	金額
自 港 水 揚	まぐろ延縄漁業	—	—		
	さんま棒受網漁業	166.9	11,693	140.7	8,570
	小型底曳網漁業	273.1	137,330	211.5	139,118
	小型船漁業	206.0	131,078	141.1	120,772
	採鮑漁業 (かき・うに)	5.9	43,519	4.5	38,821
	(小計)	(651.9)	(326,142)	(497.8)	(308,750)
他 港 水 揚	まぐろ延縄漁業	497.0	341,778	352.3	249,655
	さんま棒受網漁業	572.2	42,522	555.0	38,698
	小型底曳網漁業	42.2	21,136	57.7	27,027
	小型船漁業	0.3	335	0.4	523
	(小計)	(1111.7)	(405,771)	(965.4)	(315,903)
合計		1763.6	731,913	1463.2	624,653

表2 那珂湊漁協漁業種別水揚数量・金額(平成18年)

数量...kg

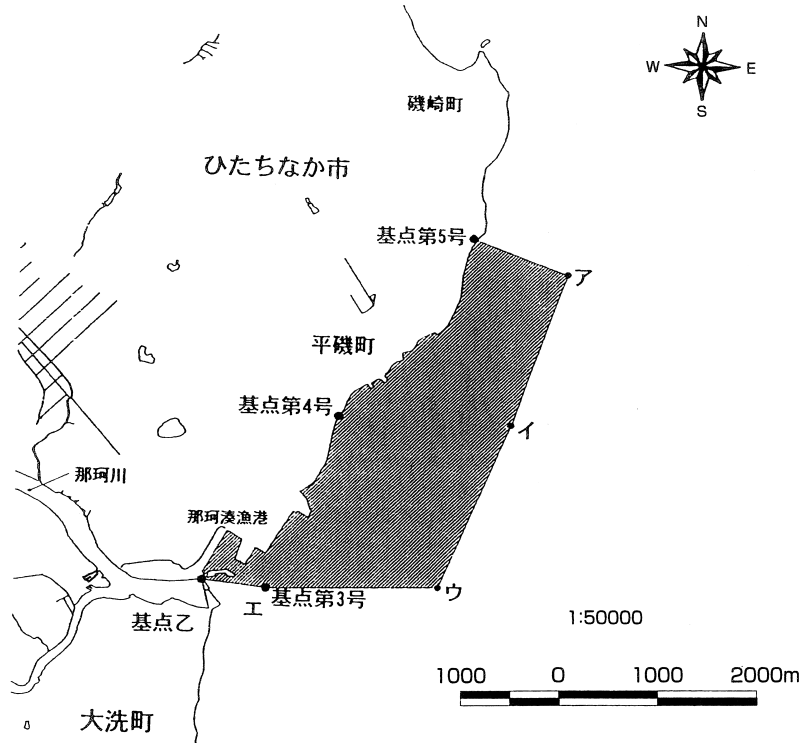
金額...円

年度 漁業別	平成19年度			平成18年度			比較増減 ▲...減		
	隻数	数量	金額	隻数	数量	金額	隻数	数量	金額
鱧一本釣	29	677,654	151,431,298	36	781,187	162,945,156	▲7	▲103,533	▲11,513,858
さんま棒受網	41	546,580	34,988,928	33	514,904	34,966,825	8	31,676	22,103
小型船	4,219	459,202	228,002,786	3,964	342,706	240,101,613	255	116,496	▲12,098,827
活魚	0	19,887	40,405,200	0	10,035	19,808,292	0	9,852	20,596,908
採鮑	150	5,929	43,519,478	180	4,575	38,817,407	▲30	1,354	4,702,071
合計	4,439	1,709,252	498,347,690	4,213	1,653,407	496,639,293	226	55,845	1,708,397

3. 採鮑漁業の現況

那珂湊漁協における採鮑漁業は茨共第13号の第1種共同漁業権漁業であり、あわび漁業のほかにも、いせえび漁業をはじめ17の漁業権種が営まれている(図1、表3)。漁業権免許者は、あくまでも那珂湊漁協であるが、採鮑組合は那珂湊漁協内の任意組織として、種苗放流や漁場管理の実際を担っている。

採鮑組合員は全員で12人、うち親組合の正組合員が4人、准組合員が8人である。親組合の正組合員



次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

図1 茨共第13号共同漁業権の漁場図

表3 茨共第13号の漁業権の種類および内容

(平成20年3月31日現在)

	免許番号	免許年月日	漁業権者名	種類	漁場の位置	漁業の名称
共同漁業権	茨共第13号	平成15年 9月1日	那珂湊漁業協同組合	第1種	ひたちなか市 平磯町地先 ひたちなか市 のうち旧那珂 湊町地先	いせえび漁業 うに漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 あかがい漁業 わかめ漁業 あらめ・かじめ漁業 つのまた漁業 ひじき漁業 いわのり漁業 あおさ漁業 おごり漁業 まつも漁業 あさり漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業

条件としては出漁日数が60日以上で3年間継続が条件となっている。アワビ操業だけでは、日数が足りないことから、正組合員となっている採鮑就労者は1トン以上の船舶を所有して、雑建網や釣りをやっている。

採鮑漁業の操業期間は6月1日から9月30日までであるが、平成17年より特別採捕として10月1日から10月31日までの許可を受け期間延長をしている。

日々のアワビ操業の決定は6月から10月の毎日、朝8時に平磯港に集合し採鮑組合長が海の状況により出漁の可否を判断する。日曜・祭日も区別はない。朝8時の平磯港への集合は義務ではないが、明らかな時化日以外は大半の組合員が集合する。

アワビの販売は基本的には房州ちくら漁協へ一括出荷で、1日から2日間の短期蓄養後、ちくら漁協より輸送トラックが集荷にくる。少量の5kgから30kgは地元お魚センター内のY水産など3社へ、また、平成20年には年間100kgが近隣のホテル、料亭用に販売されている。たまに、隣の大洗町の仲買業者へ100kg程度販売することもある。平成20年のアワビ単価は6,000円から7,300円であった。

アワビの漁獲金額は一人あたり185万円から632万円（平成19年）であり、年間の出漁日数は平成19年で最大14日である（表4）。アワビの他に若干のウニ、岩ガキの販売金額が加わる。ウニは平成19年以前は、個人売りで自己申告制であったが、平成20年より漁協市場で一部セリ売りをはじめた。平成20年は海藻の付きが良いせいかウニの身入りが良好で卸値は大が1個あたり250円から300円、中が大が200円、小が100円から150円であった。販売価格は卸売価格の2倍から2.5倍で漁協前のお魚センターなどで売られる。月、火より木、金、土の方が値段が良い。操業は海水の濁り等でアワビ操業ができない日にやる。10個から20個単位で料理屋へ流れるものもある。岩ガキはグループでの共同プール操業を6人から7人でやっている。

表4 採鮑組合員の年令、出漁日数、漁獲金額（平成19年）

年令	出漁日数	漁獲金額	1日当たり	漁業者NO
79才	12日	191万円	16万円	(に継承移行中)
69	0	0	0	
60	14	342	24	
59	14	371	27	
57	10	186	19	
56	14	430	31	
56	12	280	23	
54	14	538	38	
54	14	445	32	
50	14	632	45	
40	14	315	23	
39	14	572	41	

上部組合の販売手数料は5%。アワビの放流用種苗は県の栽培漁業協会から購入し、近年の種苗放流量は8万個で、県内第1位である。採鮑組合では組合費として年間一人8万円、全部で96万円の資金を徴収している。このうち約50万円をアワビ種苗購入費に回し、その他平均1人あたり20万円を種苗購入資金として別途徴収している。ひたちなか市から放流種苗補助金として毎年34万円が支出されているが、

補助金カットの情勢下であり平成21年度からはなくなる見込みである。市役所からの補助がなくなればその分は採鮑組合での負担を予定している。

採鮑組合への加入条件は、親組合の正組合員ならば加入を認める方針であり、平成17年にNO.10氏が加入している。加入金として採鮑組合へ70万円を支払ったが、これは、殻長11cm、4才貝以上から漁獲することから過去4年間の種苗放流代金に相当する金額である。後継者が加入条件する場合、見習いとして父と2年間潜水操業できる。ただし、1隻に親子2人で乗船し、2人で潜っても良い。息子が准組合員になった時点で、親は引退しなくてはならない。正組合員以外での加入希望に対しては、全採鮑組合員の同意を必要としている。

4. 平磯地区におけるアワビ漁業の沿革

昭和20年代には終戦後の兵隊帰りの組合員が多く、平磯漁協だけでも60人から70人の採鮑組合員がいたとされる。おそらく那珂湊漁協と合わせると100人を超えるアワビ漁業従事者がいたものと推察される。平磯漁協には、昭和30年代には採鮑組合員は50人程度おり、6月から8月にアワビ漁に従事した。従事者は主に三職兼業船（春：カツオ・秋：サンマ・冬：ピン長縄）の乗子であった。三職兼業船の主力は9月から12月のサンマ漁で当時は60隻ほどあり、1月から2月は「冬ピン」と呼ばれるピン長マグロの延縄漁、3月から8月はカツオ一本釣り漁であった。カツオ漁は八朔祭の8月上旬までで、その後は盆休みに入った。アワビ従事者は6月になると下船してアワビ漁を操業した。アワビ漁業就労者は沿岸漁船を持つ日帰りと船船主、自営業（自転車屋、風呂屋など）との兼業従事者でもあり、当時高卒で月給8,000円から1万円の時代に、アワビ漁獲金額が1シーズンで一人100万円もの高収入を得る者もいてうらやましがられていた。仲買は平磯町にあった「魚兵水産」(屋号「門星」)が一手に購入していた。「門星」とは、門型に中に点のある判子だったからそう呼ばれていたという。「魚兵水産」は天秤棒秤で、購入したアワビを平磯地区の天然磯である「高磯」あたりに一時的に籠入れ蓄養し、東京出荷をしていた。

昭和40年代に入るとアワビ資源が減少を始めた。原因は海藻であるアラメの減少、洗濯機普及による洗剤流入のせいと言われていた。アワビ漁業就労者は基本的には世襲制で、新規就労者は入れないのが原則であったが、漁協組合員から何年かの見習いを経て新規加入した就労者もまれにはあった。昭和の終わり頃までに従事者が高齢化し、平成の始めには平磯で9名、那珂湊では1名にまでに減少し、漁獲量も1トン足らずにまで採鮑漁業は衰退している。

平成2年に常陸那珂港建設補償金の支払、平成4年に旧那珂湊漁協と旧平磯漁協の合併に伴い平成3年から5年に新規就労者の加入募集が行われた。加入者は当時30歳台で非組合員でアワビ採りをしていた者たちで、それまでは採鮑組合員らと互いに牽制しあい、組合側は排除しようとしてきた者達であった。加入認可の背景には、アワビの水揚げが伸びないこと、取締時間が重荷となっていたこと、高齢化で従事者が減少したこと、ある程度仲間がいないとアワビ操業が駄目なことがあった。また、常陸那珂港補償が終了し高齢・廃業者がでたこと、漁協合併前であったことが要因である。当時の新規加入者は同じ町内在住者であり、従来の採鮑組合員らの親戚などで身元がよくわかっている者たちであった。

平成3年に平磯漁協の採鮑組合員に残っていたのは4人で、組合合併のとき、那珂湊漁協の2人が合流している。平成3年当時はウニが多く平磯漁協の2人は6月はウニを採っていたこともあり、アワビは7月解禁となっていた。那珂湊漁協の内の1人は勤め人であったためほとんど潜ることはなかった。

当時は組長が自分で集金、歩合金のみ漁協へ納入した。

アワビはかなり昔から屋号「門星」(魚兵水産)に卸していたが、先代が死去、息子がエビの加工を始めたためアワビ仲買をやめ、仲買は同じ町内の「A水産」へ移行。当時、A水産の生簀の限界から、仲買の都合で漁獲に制限がかかり、出漁日数が少なかった。平成9年から「A水産」から「房州ちくら漁協(8漁協合併)」への一括販売に移行して出漁日数が増加、アワビ放流量も増加した。

なお、旧那珂湊漁協では現在の那珂湊漁港、加工団地埋立地が天然磯でありアワビの好漁場であった。アワビ漁業者への埋め立て補償は、アワビ漁業者が販売実績を漁協に報告していなかったため実績が証明されず補償額は少額であったらしい。

5. 採鮑組合員の家族構成(平成20年)

現在操業している採鮑組合員に面接し、家族構成等を聞き取った。

NO.1 漁業者：昭和14年生まれ、69才、正組合員。

平成3年に1,000口10万円を納入して新規加入した。精肉販売業を兼業。平成21年で息子に引継ぎ引退を予定。家族は妻が精肉販売業、長女が会社勤務、長男が准組合員で精肉販売業の手伝い。平成6月に小型船舶免許をとり船を所有。底曳、固定式刺網、船ひき、流し網などの許可を得ている。

NO.2 漁業者：昭和29年生まれ、54才、准組合員。

平成9年に加入。実父が平成9年に62才で死亡の後、千葉より帰省、42才で継承加入した。現在、会社勤務(夜勤)をし兼業している。独身。子供の時から海に潜っていたので、アワビ漁業者となるのに抵抗はなかった。

NO.3 漁業者：昭和26年生まれ、57才、准組合員。

平成5年に加入。兼業で会社勤務(日勤)している。操業日は会社休暇。独身。平成5年まで親が営んでいた鋳物用木型製造業に従事していたが、現在は電気業に従事。

NO.4 漁業者：昭和27年生まれ、56才、准組合員。

兼業で土建業(解体業)の会社勤務(日勤)、操業日は会社休暇。平成4年加入。それまでタンカー乗組員をやっていたが糖尿病で下船した。祖父がアワビ組合員であった。家族は妻がパート勤務。長女、長男はともに会社員。長男はアワビ漁業を継承する気はない。

NO.5 漁業者：昭和4年生まれ、79才、准組合員。

専業で昭和年代からの唯一の継続アワビ操業者、元、カツオ船乗組員。家族は長女が宮城県の漁業者へ嫁ぎ、長男も会社員で独立した。次男も会社員で同居している。次男は定年後アワビ漁業就労の希望あり。

NO.6 漁業者：昭和33年生まれ、50才、正組合員。

平成6年加入。それまではトラック運転手の合間に操業、本業に。もともと海や船が好きだった。親は大型船の船員。現在、兼業で会社勤務(夜勤)、NO.2 漁業者と同職場である。家族は妻がパート勤務、会社員の長女と予備校生の長男がいる。

NO.7 漁業者：昭和27年生まれ、56才、准組合員。

平成3年加入、兼業で会社勤務(三交代勤務)している。家族は妻が平磯町で喫茶店経営、長女が会社員で孫1人、長男も会社員25才になる。長男はアワビ漁業を継承するかは不明である。

NO.8 漁業者：昭和23年生まれ、60才、准組合員。

平成5年加入、現在専業、平成10年まで会社員をしていた。家族は妻が「環境サービス」会社を自営。次男（31才）がそれを手伝っている。祖母は入院。次男はアワビ後継者になるといっている。

NO.9 漁業者：昭和24生まれ、59才、准組合員。

平成4年加入、兼業で会社勤務（三交代勤務）している。家族は妻がパーマ業経営。実父は大型船の船員であった。義父がアワビ操業していたが60才で死亡したあと、本人はそれまで漁業従事の実験はなかったが、権利継承で加入した。長女は独立、長男（昭和56年生）がいるがアワビ漁業を継承するかは不明。

NO.10 漁業者：昭和43年生まれ、40才、正組合員。

平成17年加入、加入金70万円。4.9トン船も所持し漁業専業でやっている。家族は正組合員で漁業現役の父（71才）と母が同居している。

NO.11 漁業者：昭和44年生まれ、39才、准組合員。

兼業で精肉販売業手伝いをしている。独身。家族はNO.1 漁業者の父、精肉販売業の母と同居。小さい頃から潜水で魚取りをしていた。平成3年父がアワビ漁業者に加入したときから継承すると決めていた。2年間見習いで父と操業、平成21年より父と交代した。

NO.12 漁業者：昭和29年生まれ、54才、正組合員。

平成3年加入、専業、家族は元カツオ船乗組員で年金生活の父（84才）と同居。父は時々、魚とりを手伝う。加入当時は平磯町で魚屋（店）を経営、しばらくは兼業していた。

6．廃業者の経緯

廃業した組合員に直接面接することはできず、現在の組合員および漁協参事からの聞き取りによった。2003年から2008年間にアワビ操業を廃業した組合員は以下の通りである。

SK氏：

平成4年加入。実父がアワビ操業していたが、58才で死亡のため、30才の時に継承加入し、平成17年、48才まで操業、平成18年、49才で発病、8月に死亡した。19才の長男に採鮑組合加入を勧めたが、アワビでは生活できないからと会社員になるため権利放棄した。

MM氏：

旧那珂湊漁協から継続加入して、平成13年（65才）まで操業した。平成14年（66才）に那珂湊の灯籠流しの行事の日に、交通事故で死亡した。長男のMT氏は平成15～19年の間、加入していたが潜水することなく、平成20年に廃業した。

HY氏：

平成12年（75才）まで操業していたが、平成13年に廃業。平成17年80才で死亡した。長男がいたが会社員になっていたため権利放棄。

KT氏：昭和3年生まれ80才存命

平成13年まで操業したが、平成14年75才で廃業。長男は水産高校練習船「鹿島丸」指導教官となっていたため権利放棄。

KA氏：

親が旧那珂湊漁協のアワビ業者で合併後、平成5年に継承加入したが、会社勤務のためアワビ操業することなく廃業した。

7. 現役・高齢漁業者（79才）への詳細聞き取り

NO.5氏は昭和4年生まれの79才で現在も准組合員で昭和年代からの唯一の継続アワビ漁業就労者である。そこで、那珂湊地区のアワビ漁業の沿革について、NO.5氏と次男に詳細な聞き取りを行った。

NO.5氏の親は50トンカツオ木船の乗子で大目流し、サンマ流し網操業に従事していた。一人乗りのエンジンなしの和船も所持していた。当時、カツオは沿岸まで来遊し、小舟でもカツオ釣りできたが、徐々に沿岸に来遊しなくなった。

NO.5氏は15才から親の船に乗り手伝いをしたが、17才から採鮑組合のみの組合員になった。当時、年齢が足らず本組合員にはなれなかった。当時のアワビ操業時期は県令で7月1日から10月15日と定められていたが、出漁日数は10日あまりで、水の濁りで休みが多かった。当時はふんどし一つでの裸潜りであったので、アワビは多かったが長時間は潜ってはいられなかった。

アワビ獲りだけでは食べられなかった。アワビは「魚兵水産」に売っていた。判子が門の形に中点なので「もんぼし」と言っていた。現社長磯崎光平氏の親の時代から「もんぼし」に販売していた。昭和20年代平磯にはアワビ組合員は60～70人ほどいた。兵隊から帰ってきた人間が多かった。

17才からサンマ船の乗子になり、こちらが本業であった。60～70トンの木船、エンジンは70～80馬力、焼き玉、ダブルで操業はサンマ、延縄、大目流しでカジキをねらった。漁場は犬吠沖であった。20才でサンマ1万円、アワビ1万円弱、年間2万円の収入であった。

21才で結婚。昭和25年3月9日に入籍した。相手は親父の同業者の娘で許嫁だった。羽田飛行場の穴守さん神社付近へ、マコガレイ用の延縄餌の「ユ」(ユムシ)をこの娘と一緒に採りにいった。楽しかった。

サンマ漁は9～12月、アワビが良いときは遅れてサンマに乗船した。漁場は金華山から岩手沖の流し網だった。正月からは延縄で銚子沖に出漁、カジキを漁獲した。カジキの刺身は脂がのっておいしかった。湊、平磯のカジキ好き食文化はここにある。

NO.5氏の一家は男3人、女3人の兄弟姉妹で男3人は別々のサンマ船に乗船、その後、それぞれ4.9トン小型船の所有者になった。兄は5才上、釣船などを操業、水産試験場の調査用務に協力していた。酒の飲み過ぎで70才代で死亡した。弟は、2～3才下で、4.9トン小型船をやっていたがVローラーにカッパが挟まれ死亡した。

アワビ漁業への就労はNO.5氏のみだった。サンマ乗子の時は本組合は准組合員の資格だった。結婚後すぐに1トン船を購入、それまでは、サンマ乗子、実家の船手伝い、アワビ漁業に従事した。1トン船船主となり晴れて正組合員になった。

昭和20～30年代にはタイつり(小タイ、チダイ)が盛んで、5月には浮きタイ縄でマダイをねらった。40才位(昭和44年頃)になって4.9トン船を所有し、タイつり、浮きタイ縄、底びきをやった。他地区の5トン底びき船にのって、板のかがりを覚え、平磯地区で小型船で開口板を一番最初に使った。山崎丸のじいさん、大先輩の金太郎さんにも教えた。そのせいか金太郎氏からは「さん」付けで呼ばれた。

28～29年前(昭和57年頃)に4.9トン船を売却し、その後、採鮑組合員のみの准組合員となった。

NO.5氏家族は、長女が昭和25年生まれで、宮城金華山の漁業者へ嫁いだ。長男は昭和28年生まれ、中学卒業後、昭和44年、4.9トン船所有から2～3年親の船の手伝いを行った。アワビ獲りはやらなかった。親が採鮑組合員なので、ドロボーはやらせなかった。アワビ漁業は短期で、周年就労できないので

北洋トロール大型船の乗組員になり、甲板長になった。現在は会社員。

次男は昭和32年生まれで中学卒業後、昭和48年から兄の後を継ぎ親の船に二人で乗っていた。昭和57年頃の4.9トン船の売却まで、エンジンと舵を担当した。約10年間親と4.9トンに乗船し、その後、三重の500トンカツオ船に乗船した。その後、大手水産会社のサラリーマン（フォークリフト作業）に転職した。アワビ操業が長く潜れるならばやりたい意向があった。60才定年まであと8年、父がそれまで現役で、権利継承できるかが課題。父はやるなと言う。自宅に居住。

アワビ漁業ではA水産へ卸していたとき25日潜りで200万円以下だった。いい加減な値段で買われ不満であったが、組合では10年近く売っていた。不満解消のため組合で交渉し、千葉県千倉へ一括販売することになり、値段が上昇した。夏のみで500万円の水揚げになった。

那珂湊市場はアワビ出荷のための一時蓄養施設がないため、現在、水産試験場側のアワビ測定作業を認める代わりに、1日から2日間にわたり試験場の水槽を借用し短期蓄養しているが、これが使えなくなると千葉への出荷ができなくなる。磯崎漁協は大洗地区の仲買業者へ売却している。

常陸那珂港の補償後に4.9トン漁船をやめた人間が多い。補償金分配については、採鮑組合は漁獲の実績無視で平等一人100万円の分配だった。アワビ依存の高い自分としては不満が残った。アワビ漁は経費がかからず漁業が続けられる。今年から息子の扶養家族になったので、100万円程度しか漁獲できないのが残念であると述べている。

8. 採鮑組合員の年令・出漁日数・漁獲金額

表4に採鮑組合員の年令・出漁日数・漁獲金額を示した。平成19年のアワビ漁への最大出漁日数は6月から10月までの5ヶ月間で、わずか14日間で、11人中8人が全日数出漁している。アワビの一人当たり総漁獲金額は最高で632万円、最少で186万円である。年令階層別の漁獲金額を表5に示した。30才台、40才台、60才台、70才は各一人しか該当せずサンプル数は少ないが、年令階層別に検討する。30才台の就業者は前組合長の息子であり、2年間の見習い期間を経て、組合員となっている。親も漁獲能力は優れていたことでアワビの好適生息礁を伝承したこと、自身も幼いときから磯遊びをしており潜水作業に慣れていたこともあり、年間で572万円、出漁日1日あたりの漁獲金額も41万円をあげている。50才前半の就業者は年間平均で538万円、1日あたりの漁獲金額も38万円をあげ30才台に次いで高い金額となっている。40才の就業者は平成17年に新規加入したNO.10氏であり、まだ採鮑労働に不慣れであることから漁獲金額は低くなっているものと思われる、50才前半までの年令ならば潜水操業に慣れさえすれば年間500万円以上、1日当たり40万円程度にはなるものと思われる。55才以上60才台では年間300万円、1日当たり24.5万円程度にまで減少している。

表5 一漁家あたりアワビ漁獲金額（那珂湊、平成19年）

年令範囲（才）	漁獲金額（万円）		
	年間	1日当たり	1時間当たり
79	191	16	2.7
60	342	24	4.0
55～59	322	25	4.1
50～54	538	38	6.4
40	315	23	3.8
39	572	41	6.8

1日あたりの操業時間は午前8時30分から午後2時30分の6時間であるから、素もぐり労働できつい作業とはいえ時間当たり労働単価は30才から50才前半までで6万円台、55才後半から60才台で4万円、79才のNO.5氏でも2.7万円と年令の進行とともに低下するものの他の漁業に比較しても那珂湊地区の採鮑漁業の労働生産性は非常に高いことがわかる。

9. 採鮑組合加入までの履歴

表6には2漁協の合併後、新採鮑組合への加入までの履歴を整理した。前採鮑組合からの継続組合員はNO.5氏のみである。他に現役漁業者からの加入は平成17年に上位4.9トン階層から加入したNO.10氏である。陸上の会社員からの加入は7人、うち親や祖父からの権利継承の形態が3人、権利継承でなく新たに権利取得のケースが3人である。陸上自営業者からの加入は権利継承者が1人、新たに権利を取得したものが3人である。親が漁業者である漁家からの加入者が継続者を含めて7人、非漁家からの加入が5人である。

表6 合併後新「採鮑組合」への加入までの履歴

前歴	漁業者NO
漁業者 (前採鮑組合からの継続) (4.9トン階層から)	
会社員 (親・祖父の権利継承) (親：権利なし、非漁業者)	
自営業者(親の権利継承) (親：権利なし、漁業者) (親：権利なし、非漁業者)	

10. 現採鮑組合員の兼業形態

現在の採鮑組合員の個人別兼業形態を表7に示した。採鮑漁業のみの専業者は79才になる前採鮑組合からの継続漁業者であるNO.5氏のみで、漁業専業で採鮑漁業と他の漁業を組み合わせている者が2名である。11名の組合員のうち陸上就労との兼業者が8人で、うち会社勤務員が6人、自営業者が1名である。会社勤務員のうち三交代の夜勤勤務者が4人、日勤者が3人である。自営業者は元採鮑組合員であった父および母親と共に平磯町内の精肉店を営んでいる。会社勤務員や自営業者の就労形態は、アワビへの出漁日には交代・休暇がとりやすい比較的柔軟な勤務形態となっている。

表7 現在の採鮑組合員の兼業形態

兼業形態	漁業者NO
漁業専業 採鮑のみ 他漁業従事	
兼業 会社勤務(夜勤) (日勤) 自営(精肉業)	

注： は に継承したので除く

11. 後継者の有無

表8には、現在の組合員の婚姻状況および後継子息の有無、子息の後継希望状況を整理した。現組合員11人のうち妻帯者は7人、独身者が4人である。妻帯者のうち7人全員に子息がいるが、そのうち後継を希望する子息をもつ組合員は2名、後継希望なしの子息を持つ組合員が1名、また、継承を希望するか不明な子息をもつ組合員が4名である。後継を希望するNO.5氏の子息は定年まで8年ある。NO.5氏は79才であることから、それほど現役を長く続けることは困難であると思われる、子息は定年を待たずに継承するか判断を迫られると思われる。また、同様に継承を希望する31才の子息を持つNO.8氏は本人が現在まだ59才であることから当分は本人が現役を続行することが可能で子息への権利継承には、まだ年数がかかると思われる。

表8 後継者の有無

子息の有無	後継希望	漁業者NO
子息あり	あり	
	なし	
	不明	
なし(独身)		

注： は に継承したので除く

12. おわりに

平成初期に新規参入者を迎えた那珂湊漁協のアワビ漁業と新規参入が10年遅れた隣接する磯崎漁協とを比較すると、どちらの漁協も平成2年から6年にかけては、昭和40年代にともに10トン以上示したアワビ漁獲量は1トン以下にまで衰退している。その後、那珂湊漁協は新規参入漁業者を迎え、新旧交代期をへて11人の漁業就労体制で漁獲量は平成11年からは安定して4トン以上を示すのに対し、磯崎漁協は平成14年には3名の就労者にまで減少し、その後、新規就労者を加入させ13人にまで増加させるが平成17年まで漁獲量は2トン以下と低迷している。アワビの人工種苗放流数では那珂湊地区が平成初期の3万個台から近年は8万個台へ増加させているのに対して、磯崎地区は平成初期の1.3万個台から一時は6,000個台へ減少し、やっと近年、1.2万個台に復帰している。放流種苗の混種率は80%以上となっており、放流の投資効果は4年で7.4倍になることからアワビ漁業の所得増加には種苗放流が欠かせない。那珂湊地区での一人当たりアワビ漁獲金額は平成19年で、10日から14日の操業で186万円から632万円、1日5時間程度の労働で1日当たり16万円から45万円の漁獲金額である。79才のNO.5氏でも12日間の操業で191万円(1日当たり16万円)の漁獲金額をあげている。平成17年に新規参入したNO.11漁業者(39才)は、「陸には新規参入を希望する仲間を含めた若者はいる。」と述べている。ひたちなか市の磯崎地区と那珂湊地区の岩礁域に、現在24名のアワビ漁業就労者数をどこまで追加収容できる「生物的環境容量」があるかは未定であり、今後、那珂湊・磯崎地区にどの程度、新規就労者を包含しうるか科学的な調査検討が必要である。茨城の他の地区ではアワビ就労者の高齢化と減少で採鮑組合と磯根漁場利用体制が崩壊し密漁が公然化している地区もある。

はじめにの項でも述べたように、これまで採鮑漁業はその小規模さと閉鎖性ゆえに行政施策上、必ずしも着目されてきたとはいえない。しかし、ここで述べた那珂湊地区の事例は、近年の漁業就業者の減少、高齢化の進行のなかで、設備投資規模が極めて小さい採鮑漁業が新規参入漁業としての条件可能

性のある、また高齢漁業者の就労漁業としての存在価値のある漁業種として施策上もっと注目されてよいものと思われる。

空洞化したアワビ漁場への新規参入には、全く新たな陸上労働力の参入形式と、上位漁業階層である4.9トン階層の漁業後継者らの個人的参入あるいはグループでの共同利用的参入形態が考えられる。那珂湊地区の参入形式は一人を除き前者の参入形式である。既存漁業内労働力の新規参入は上位階層漁業の副業化あるいは漁業後継者の副収入的アルバイトの性格を持つと考えられる。空洞化したアワビ漁場の利用に関しては、4.9トンの上位漁船階層の副業化で漁場を独占すれば、陸からの新規就労希望には応じることはできない。漁業就労者が全体的に減少するなかで陸からの新規就労可能性が高いアワビ漁場を既存上層漁業者で分配することは得策ではない。4.9トンの上位漁船階層は様々な漁業許可を所持しており、アワビ漁場へ参入せずとも十分経営を維持することは可能であろうと思われる。陸上からの潜水も可能で必ずしも船も必要とせず設備投資が少額な採鮑漁業には陸上からの新規就労者を迎える条件は、他の漁業に比較すれば好条件にある。また、現状の漁業者のように陸上就労との兼業も十分可能である。高齢化・空洞化したアワビ漁場への新規参入者をどこから受け入れるか、漁協はその形態について十分な検討が必要であるように思える。

文献

二平 章（1981）沿岸漁業における生産力展開の動向と課題，茨城県沿岸漁船漁業を例として．北日本漁業，11，29-48.

瀬戸内海離島における後継者確保事情

兵庫県坊勢島の実情

東京大学 加瀬和俊

はじめに

この小文は、後継者の増えている漁村として注目されてきた瀬戸内海の坊勢島^{ほうせい}について、漁業経営・漁業就業者事情とその背景、現在の問題点、将来見通し等を検討し、後継者の少ない全国漁村の将来構想の参考にすることを目的としている。

坊勢島は姫路港から約20キロに位置し（図1）、家島町^{いえしま}に属していたが、2006年に家島町が姫路市と合併したため姫路市坊勢地区となった。隣接町村を合併した姫路市は、2008年末で人口54万人を擁する地方大都市となった。坊勢島には姫路港から坊勢汽船等のフェリーの便があり、約40分で到着する。島内に小学校、中学校はあるが高校はなく、隣の家島に家島高校があるが、現在では大半の高校生が本土の姫路市内の高校にフェリーで通っている。

島の全戸数は824戸（2,985人）、うち漁協組合員の世帯が（443戸）であり、そのほかにも漁業関連の職業が多い。国勢調査による全就業者に占める漁業就業者の割合は、1985年：53.8%（584人）、1990年：50.4%（563人）、1995年：49.0%（561人）、2000年：46.3%（567人）と報告されており（山崎義人ほか「人口増加を続けてきた坊勢島の居住システムの考察」『日本建築学会計画系論文集』612号、2007年2月、62頁）、漁業は就業者のほぼ半数の比重を占めているのである。



図1 坊勢島の位置

1. 漁業就業者等の推移と現状 統計的観察

(1) 漁業就業者

漁業に従事している者の人数の推移をまず坊勢漁協の組合員でみよう。表1によると、正組合員数は、

1967年：310人から、1990年：541を経て2002年：601人（ピーク）まで若干の増減を示しつつも増加を続け、以後は減少に転じて、2007年に546人になっている。近年における組合員数の減少は後継者難によるものではなく、表から確認できるように65歳以上の漁業者の集中的な減少によるものである。これは、組合員を引退する際の退職金制度（功労金制度と称する）が2004年度から2008年度までの5年間の経過付きで廃止されることになったため、高齢者がその間に駆け込み的に引退した結果であるという。39歳までの年齢階層では漁協組合員が次第に減少しているが、これも後継者難によるというよりも、少子化にともなう人口構造上の理由に主としてよっている。また、正組合員の平均年齢は直近10年間で44歳台から48歳台へ上昇している。

組合員は基本的には正組合員に限っており、准組合員は法人1を除くと4人のみであり例外的な存在である。これは1972年の赤潮発生に対する天災融資が組合員でないと借りられなかったので雇用者を准組合員として貸し付け対象にした結果であるという。

次に、表2で漁業センサスによって把握された「漁業就業者」数の推移をみよう。これは統計的な下限の適用 海上作業に30日以上従事しているかどうかの判断 や住所要件の適用 島の出身ではあるが住所を本土側に移している漁業者子弟や雇用乗組員を地元の漁業就業者にカウントしているかどうか等の適用をめぐってかなり変動しており、数値の安定している漁協の組合員数とは異なっている。

これによると漁業就業者の特徴として以下の点を指摘できる。第一に、女子の漁業就業者は例外的にしか存在していない。聞き取りによれば、30年ほど前までは夫婦操業タイプの漁家も相当数存在したというが、今日では女子の海上作業はノリ養殖業も含めてほとんど全くなかったとのことである。これは男子だけで必要な就業者数を確保できるようになったこと、小型底曳網漁業・磯端漁業で単身操業が無理なく可能になったこと、漁場利用範囲が広域化し操業時間が長くなったために家事・育児に拘束されている女子を排除して男子のみの乗組員構成に単純化したこと等が原因であると思われる。

第二に、就業者の自営業・雇用の区別については、「自営のみ」が減少し、「雇われのみ」、「雇われ主」が増加していることがわかる。船曳網・旋網を中心に、少子化の進行の下で親族で乗組員を構成できる範囲が縮小し、親族関係の無い者を雇用する傾向が強まってきたことが推測される。また、後に見るように（表3）乗組員数が5人以上の経営体が増加してきたこともこれと対応している動きである。

第三に、男子の漁業就業者については1970年代の420～440人台、1980年代の540人前後、1990年代の580人前後へと順次増加を継続している。それを年齢階層別に見ると、2003年現在では35～59歳階層が各5歳幅で50～70人台の人数を示して最も多いが、20～34歳階層、55～69歳階層もほぼ各5歳幅で40人台を確保しており、平均的に分布していると言える状況である。この点が、高齢者ほど就業者数が多く、20歳代はほとんど存在しないという全国平均的な状況とは大きく異なる点である。

（2）漁業経営体数

表3に示される経営体数の動きは、1973年の253経営から1993年の379経営までほぼ一貫して増加し、2003年にも363経営を維持している。1980年代を中心として漁業経営が順調に増加し、雇用乗組員の独立化を含む経営体の増加が進展したこと、船曳網や小型底曳網経営体数の増加がそれに対応していることが読み取れる。1998年の数値は全体としてやや低下しているが、2003年においてはほぼ1993年の経営体数が維持されており、経営体数増加の趨勢は止まったとはいえ、衰退傾向に入っているわけではないといえる。

表1 坊勢漁協組合員数等

	正組合員数			年齢別														坊勢島全体			
	計	加入	脱退	-19	20-	25-	30-	35-	40-	45-	50-	55-	60-	65-	70-	75-	平均年齢	世帯	人口	男	女
1967	310																				
1989	527																				
1990	541																				
1991	565																				
1992	582																				
1993	580	11	13																		
1994	577																				
1995	582																				
1996	588	12	6																		
1997	584	12	16	17	44	47	75	62	54	79	47	43	56	40	15	5	44.2				
1998	592	16	8	15	45	43	70	65	61	73	45	51	54	44	18	8	44.7	782	3144	1566	1578
1999	597			10	46	43	68	73	53	71	55	52	48	44	26	8	45.3	791	3159	1566	1593
2000	596	9	10	6	47	44	60	76	56	58	72	41	48	51	27	10	45.8	791	3180	1582	1598
2001	600	11	7	10	45	39	61	73	57	59	75	41	44	51	30	15	46.2	796	3166	1576	1590
2002	601	12	11	15	36	45	54	74	62	55	76	47	39	50	32	16	46.5	794	3161	1572	1589
2003	583	5	23	7	37	49	46	68	63	63	69	45	43	49	32	12	46.6	800	3147	1558	1589
2004	578	13	18	5	33	49	45	69	70	70	51	68	51	47	47	33	46.9	808	3107	1539	1568
2007	546	4	14	5	22	39	44	54	75	56	51	70	42	29	40	19	48.4	824	2985	1477	1508

出典:坊勢漁協「業務報告書」

表2 坊勢漁協の漁業就業者数推移

年度	1973	1978	1983	1988	1993	1998	2003
漁業就業者計		456		546	593	556	585
自営のみ		411		369	391	344	305
自営主		2		12	25	53	31
雇われ主		0		82	92	58	125
雇われのみ		43		83	85	101	124
男子・漁業就業者計	420	447	543	539	586	555	581
15歳-	35	24	56	25	23	15	11
20-	62	51	65	79	14	50	44
25-	32	74	50	56	79	44	46
30-	43	40	76	52	63	69	48
35-	63	54	39	75	61	55	72
40-	67	60	61	40	77	59	62
45-	36	63	60	57	41	73	56
50-	26	31	60	59	56	39	71
55-	17	17	31	48	53	49	38
60-		25	20	27	50	48	45
65-		14	13	25	21	34	45
70-						10	34
75-						6	9
女子・漁業就業者計	9	9	3	7	7	1	4
漁業世帯員							
男子・漁業世帯員		593		665	723	715	730
15歳-		93		71	69	73	50
20-		73		100	67	69	65
25-		84		71	87	59	61
30-		43		58	76	73	58
35-		57		79	66	61	75
40-		62		41	84	64	70
45-		63		58	45	77	58
50-		35		63	58	45	77
55-		21		53	57	55	43
60-		27		31	58	54	52
65-		35		40	56	48	50
70-						18	43
75-						19	28
女子・漁業世帯員		537			667	662	708

出典:「漁業センサス」

表3 坊勢漁協の漁業経営体数推移

年度	1973	1978	1983	1988	1993	1998	2003
経営体	253	305	340	331	379	328	363
-1	3	6	2	4	17	5	4
1-	49	36	28	36	41	40	40
3-	38	51	161	162	156	145	177
5-	134	176	56	42	54	42	47
10-	15	17	48	29	32	24	25
20-			10	15	27	32	29
30-					8	3	4
50-100			1	2	2	2	3
100-200							1
小定置	4	3		1	2	1	1
養殖 ぶり	9	10	5	1	1	1	1
他魚類					1	2	1
かき		1		8	8	1	3
のり	1	5	28	31	30	31	27
営んだ漁業別							
小型底曳網	196	230	260	231	239	220	245+194
船曳網		6	40	44	61+1	62	61
中小型まき網					10	4	3+6
他刺し網	40	56		76	128	68	109
小定置	4	3		1	2	1	2
採貝					1	4	28
養殖ぶり	9	10	5	1	1	1	1
他魚類			1			2	1
かき					8	3	4
のり	1	5	29	31	31	31	27
海上人数別		305		331			
1人		199		186	202	169	213
2人		81		50	71	62	63
3-4人		22		76	90	85	57
5-9人		2		17	12	9	25
10-19人		1		1	1	3	3
20-49				1	3		2
金額別		305		331			
-100		3		19	10	7	13
100-		28		38	32	8	33
200-		129		86	66	58	116
500-		129		95	133	129	96
1000-		9		21	59	46	22
2000-		5		61	71	62	70
5000-		1		8	4	13	8
1億-		1		3	4	5	5
動力漁船		352		559	680	619	636
-1		11		19	16	16	7
1-		70		100	127	106	94
3-		63		386	430	393	425
5-		208		31	52	39	38
10-20				21	54	65	72
30-50				2	1		

出典:「漁業センサス」

注:2003年の小型底曳網は「縦びき1種」と「縦びきその他」が別々に表示され、船曳網は「ひき回し網」と「ひき寄せ網」が別々に表示され、いずれも実数を算出できない。

経営体の漁業種類別の内訳については、船曳網が1978年から1993年にかけて急増していること、中小型旋網が1993年に出現していることが特徴的である。この結果、5人以上の海上労働力を用いる経営体の数が、1978年の3から2003年の30まで動揺を含みながらも増加していることがわかる。

船曳網漁業が1980年代を中心に急増したために、その時点で10歳代から30歳代であった者の多くが漁

家の二三男を含めてこれに従事し、現在の30-50歳代の漁業者として最大多数の就業者層を形成していると解釈される。

(3) 漁船

表3で動力漁船の規模別推移を見ると、まず漁船総数が1978年の352隻から1993年の680隻まで急増しており、その後も3トン未満階層の隻数減少によって総数は減少に転じたとはいえ、3トン以上階層は維持されていること、10~20トン階層は顕著な増加が続いていることがわかる。また、動力漁船数の中心は3~5トン層であって、3トン未満の隻数ははるかに少ない。

このように漁船隻数が減少を続けている全国の平均的な様相とは異なって、相対的に大規模な漁船の維持・増加が続いていることが特徴的である。

2. 水揚高の推移と漁業種類別の経営事情

(1) 水揚高

漁業者の漁獲物はすべて漁協の受託販売事業に乗る形式がとられており、後に述べる漁業被害に対する補償金が水揚高に対応するように定められていることもあって、その金額が実態から大きく離れていることは無いと見られる。漁協の受託販売額は、1970年代の20億円台から順調に増加し、1981年に30億円台、1985年に40億円台、1988年に50億円台に乗った。1990年代にはほぼ50億円台の水揚高が続いたが、2005年以降、40億円台へ下がってしまっている。この背景には、1990~91年のバブル崩壊以降の長期にわたる不況下で価格が低迷していることとともに、漁獲高の点では船曳網の対象となる浮魚の回遊量の不安定性、のりの色落ちの深刻化等が指摘されている。基礎的な海洋環境の悪化や資源量の大きな変動期にあたっているとも考えられるし、船曳網の漁獲物の価格が他の産地の豊凶によって不自然に変動することが影響しているとも見られる。

ごく大ざっぱに言えば漁業就業者数が550人前後であった1990年頃に60億円の水揚げ高（一人平均1,000万円強）であったから、経費率を5割として所得は一人当たり500万円程度であり、沿岸漁村としては安定的な水準にあったといえる。これに対して、近年においては就業者数が同じままで40億円台（一人当たり700~800万円）に低下してきたので、一人当たり所得は400万円弱程度になっていると見られる。前掲表3に示した漁業センサスの数値によっても、1990年代には漁獲金額500~1,000万円の経営体が最も多く、1993年には500万円以上で全経営体の71.5%を占めていた状況から、2003年には200~500万円階層の経営体が最も多くなり、500万円以上の漁獲金額を上げる経営体が55.4%に低下していることがわかる。沿岸漁村としては依然として相当に高い水準にあるとはいえ、従来ほどの勢いがなくなっていることも否定できない。

(2) 漁業種類別の状況

当地の主要漁業について表5、表6を参照しつつ検討しておこう。

1) 小型底曳網

当地の小型底曳網はシャコ、エビ、カレイ・ヒラメ、タコ等を主要な漁獲対象としている。小型底曳網は就業者数・経営体数では最大の漁業種類であり、その部会には280~300隻が加入している。

漁協理事をつとめる58歳、単身操業のM氏の小型底曳網漁業従事は以下のような推移をたどっている。

同氏の父親は分家して小型底曳網を経営していた。M氏は中卒で、まず叔父の小型底曳網漁船に乗ったが、その後7年間は砂利運搬船（ガット船）で働いた。その後、父親の小型底曳網漁船と一緒に乗ったが「考え方が違う」ので半年後に貯金で中古船を購入して父親とは独立して操業し、その後、資金を借り入れて新船を造った。

この事例に見られるように、他の地区であれば父親との父子操業形態で継続していたと思われる時期に、経営を分離して父子それぞれが単身操業しているのであって、それを可能とした許可の取得、中古船を購入できるだけの漁業による蓄積、良好な経営見通しによる資金借入力等に支えられて、漁船数・経営体数が増加していったことがわかる。M氏が父親とは別の経営を始めた20歳代後半は、前掲表3で小型底曳網漁業が196経営から260経営に増加していた1980年前後に当たっているから、同氏のような事例は決して少なくなかったとみられる。M氏が独立してからは父親とM氏の弟が二人で操業していたが、父親は65歳ころに船をおり、その後を弟とその息子の二人で操業して今日に至っているという。

M氏は一人乗りであり、朝3時起床、4時出港で、一日に9回程度網を引く（1回45～50分程度）。魚の販売は出買船に売る方式であり、出買船（後述）と連絡をとって混雑具合を見て午後3時頃に帰港するのが通常であるという。

同氏には子供がいないので後継者はないが（後継者のいない漁家は子がいない場合、娘しかいない場合が多数を占めているという）、本人の希望としては80歳近くまでは今の漁業を継続するつもりであり、年金が少ないので働けるうちは働くつもりであるという。新船を造れば2,200～2,500万円程度はかかるので、すでにその意思はない。

2) 船曳網

現在の操業方式は2そう引きで乗組員は2～4人、対象魚種はシラス、イカナゴとその稚魚であるコウナゴ、オキアミである。2隻の漁船は兄弟それぞれが1隻ずつ所有する場合が多く、両者の関係は雇用関係ではなく基本的には共同経営である。

経営体数は、すでに見たように1980年前後の短期間に60か統へ急増している。この時に新規に着業できたものは、その時点で資金力、労働力を保有していた世代であり、その層が現在でも分厚い階層として存在している。なおこの時点でこれほど潤沢に許可を入手できたのは、これが大臣枠・知事許可の制度の下にあり、本土側の漁協で不稼働状態の許可が存在している時に、県としては近隣他県との対抗上、実際に許可を有効活用する漁協に免許を渡したいという意向があったためであろうと推測される。

近年の経営体数・従事者数・漁船隻数は表6に見られるように安定的に推移しているが、水揚高は不安定な推移を示している（表4）

表4 坊勢漁協の業種別水揚金額推移

（単位：100万円）

年度	合計	底曳・磯端等	船曳網	のり養殖	その他
1992	5,010	2,374	1,118	1,118	400
1993	6,367	2,802	1,641	1,635	289
1994	5,526	2,635	1,446	1,169	276
1995	5,971	2,969	1,938	907	157
1996	5,660	3,067	1,223	1,233	137
1997	6,092	3,040	1,339	1,427	286
1998	5,533	2,743	1,323	1,237	230
1999	5,613	2,789	1,464	1,045	315
2000	5,991	2,719	1,340	1,708	224
2001	5,380	2,487	1,618	1,055	220
2002	6,068	2,655	2,527	645	241
2003	5,394	2,721	1,417	1,053	203
2004	5,880	2,699	1,462	1,521	198
2005	4,320	2,295	1,033	836	156
2006	4,689	2,363	1,168	989	169
2007	4,267	2,359	1,511	290	107

出典：坊勢漁協「業務報告書」

注：まき網は「底曳、磯端等漁船漁業」に含む。

3) 中型旋網

当地の旋網の主要な漁獲対象はマイワシ、カタクチイワシである。近年の漁労体数は4か統、乗組員

表5 坊勢漁協における主要漁業

(上段:統数、下段:延人員)

漁業種類		1998	2000	2004	2007
許可漁業	小底	318	322	322	322
		318	304	309	322
	船曳	58	58	58	58
		232	232	232	229
		4	4	4	4
中型旋網	88	89	89	89	
	3	3	3	3	
漁業権漁業	定置網	6	6	6	6
		98	98	98	96
	刺網等	120	119	118	111
		24	27	27	12
	イサリ	24	27	27	16
		15	13	13	13
養殖業	魚類	23	25	25	25
		32	32	32	32
	ノリ	112	113	127	128
		4	4	4	3
	カキ	5	5	5	4

出典:坊勢漁協「業務報告書」

注:この統計は1998年度が初出である。

は各20人強で総計89人で安定している。その構成は網船・探索船・付属船共に10～20トン規模であり、付属船の数が微増しつつある。

水揚高は3億円台はほしいといわれるが、4か統で8～10億円前後の水揚高であるので、1か統で2～2.5億円、22人で割れば一人当たり900～1,100万円程度である。一人当たりの乗組員賃金は当たり年には1,000万円あったというが、今日では500～600万円位と言われている。

4) 磯端漁業

これはごく沿岸部＝「磯の端」で漁獲活動を行う小規模漁業であり、具体的には、さし網、かご、たこつば、いさり(箱メガネでナマコ、サザエを漁獲する)等を含んでいる。共同漁業権漁業と許可漁業とを含むが、増えてくる漁業者をまず受け入れる部門として重要であったという。水揚高は1,000万円を超える者もあるとのことであり、他の漁業に比較すれば所得率が高いので、他の漁業に移ろうとはせず一貫してこれに留まることを選択している者も多い。表6によると磯端漁業の中心をなす刺網と採介藻の隻数はやや不自然な変動をしているので、両者の合計を算出してみると、277隻、262隻、273隻、236隻と推移している。これに従事していた高齢者が功労金制度の廃止の前に引退するという選択をしたことによって近年の減少が進行したものと見られる。

5) のり養殖

32経営体で安定しており、従事者数はこの間に少し増加して現在は1経営＝4人が基本になっている。操業には男子労働力が海上3人、陸上1人を基本としている。他地区の場合にはのり養殖の陸上作業には女子の役割が大きい。当地では機械化によってのりをはく労働が不要となって男子だけで間にあるようになり、女子はほとんど関与していないという。男子4人を構成するのは1世帯では困難であるから、親族が共同して単独経営としているものと、親族ないし他人同士が共同経営化しているものとが併存している。

乾燥機は今では最新の16連のものであり、2007年には補助事業(国が5割補助、県・市で1割補助)で7経営体がこれを導入して従来型の10連から性能をアップさせた。全経営体32のうち2割強が単年度で

機械更新を図っていることから、投資意欲が高いことがわかる。

のり養殖は近年、色落ちで価格低下の年があり、前掲表4に見られるように、2005年から不作が続き、特に2007年度は入札5回で切り上げざるをえなかった（通常は11回程度）。この結果、当地の漁業経営の中では、のり養殖が最も大きな問題を抱えている。

表6 坊勢漁協の漁船数

年度	漁業種類	-1 トン	1-	2-	3-	5-	10- -20	合計
2007	採介藻	40	55	3	16	31	14	159
	定置網	1	2	2	1	1		7
	一本釣	11	3			3	8	25
	延縄			2				2
	刺網	15	29	15	12	5	1	77
	まき網						8	8
	まき網付属船					2	19	21
	小底		2	2	295			299
	ひき網				117	3		120
	官公庁船						3	3
	漁獲物運搬船		1		7	29	54	91
	雑漁業	53	37	16	20	1		127
	合計	120	129	40	468	75	107	939
2004	採介藻	21	35	2	11	32	16	117
	定置網	1	1	2	1	1		6
	一本釣	10	7	1	2	4	5	29
	延縄			2				2
	刺網	29	64	34	24	4	1	156
	まき網						8	8
	まき網付属船			1		1	16	18
	小底		2	2	311			315
	ひき網				119	3		122
	官公庁船						3	3
	漁獲物運搬船				12	27	55	94
	雑漁業	18	22	4	3	1		48
	合計	79	131	48	483	73	104	918
2000	採介藻	17	35	2	13	8	14	89
	定置網	1	1	2	1	1		6
	一本釣	2	6	0	2	4	4	18
	延縄		1	2				3
	刺網	38	77	32	22	3	1	173
	まき網						8	8
	まき網付属船			1		1	16	18
	小底		3	2	310			315
	ひき網				116	3		119
	官公庁船						3	3
	漁獲物運搬船	1			9	27	53	90
	雑漁業	12	19	2	4		1	38
	合計	71	142	43	477	47	100	880
1998	採介藻	22	33	3	13	11	11	93
	定置網	1	1	2	1			5
	一本釣	2	5	0	1	3	5	16
	延縄		1	2				3
	刺網	44	81	35	20	3	1	184
	まき網						8	8
	まき網付属船			1			15	16
	小底		5	2	311			318
	ひき網				115	3		118
	官公庁船						3	3
	漁獲物運搬船	1		2	8	30	54	95
	雑漁業	18	19	2	3		1	43
	合計	88	145	49	472	50	98	902

出典：坊勢漁協「業務報告書」

6) その他の漁業、その他の収入

はまち養殖は前掲表3に見られるように、かつての10経営体から現在は1経営体だけに減少している。海水温が低く、越冬できないので種苗段階で出荷せざるを得ず、経営的にうま味がないためである。

表5では魚類養殖が13経営存在することになっているが、これは旋網・定置網の経営体が、あじ・さば・ぶり等を蓄養しているものであろう。

なお、漁業以外で海に関係した収入として、一つはつり堀（海上）がある。これは島に2経営体あるが、魚類養殖の小割いけす2台を漁協が許可して行使させている。最盛時には数経営になったが、経営がむずかしく2経営に減った。現在存続している経営体はそれなりに成功して、何億円かの収入を得ているという。

遊漁船としては沖釣りが2経営体（かつては3経営体）、瀬渡しが旅館の1戸のみであり、いずれも漁業者は関与していないし、海上タクシーも業者の経営であって漁業者はやっていない。以上のように、漁業者は基本的に漁業専業であるといえる。

(3) 補償金収入

岩山からの石材搬出および海砂利取得が漁場・水産資源を破壊することに対する営業補償として、石材企業から補償金が支払われている。補償金額は、石材業者の利潤を制約しない範囲に限度付けられざるをえないし、バブル経済期とその後の公共事業増加期とは異なって今日では石材需要が減退し、石材搬出量も減少していること、小豆島等補償金額が低いところからの搬出量が増加していること等の事情があり、当地への漁業補償金は減少傾向をたどっている。この補償金は昭和30年代にはすでに存在していたとのことであり、漁業者にとっても漁協にとってもその存在が少なからざる意味を持ったことは事実である。

漁協は石材採掘・ガット船磯採取について業者側と毎年協議して協定を結び、漁協としての必要経費（監視船費用、稚魚放流費等）を天引きした上で、組合員に配分している。その金額は組合員の水揚高、組合加入期間等によって異なるが、平均すれば一人当たり年間20万円強である。もっともこれを現金で渡すのではなく、後述のように漁業者年金の掛け金助成等の形をとっている。

漁協の定めによれば、補償金を受ける権利は、正組合員であって漁船を所有していること、市場手数料として13万円以上（市場手数料率は3%であるから申告水揚高430万円以上に相当する）を支払っていることが条件となっている。漁船所有を条件としているのは、単なる雇われ人ではなく、自らの判断で営む漁業部分を有して漁業経営者の苦勞がわかる者という考え方に基づいているようである。この場合、所有すべき漁船は船外機船でも良い。ただし、企業的経営の雇用主が季節的従事者を含めて雇用乗組員数を増やし、その全員が漁船を所有して補償金の配分対象となるという状態は望ましくないの（営業補償という趣旨にも反する）各漁業種類には補償対象に算定される乗組員の人数の上限が設定されている。たとえば、のり養殖経営体では1経営について4人までと漁協の内規で定めている。

漁業者への配分の内訳は、漁業者年金の掛け金（年10万円）、所得税の一部、高齢で漁協を脱退する者に対する功勞金等に支出される。以上のようにして漁業者に給付された補償金は、いずれも翌年の税務申告に際して雑所得として処理している。

このうち高齢漁業者に対する功勞金制度は、30年以上の組合加入期間を経た組合員が65歳以降になれば何歳で脱退しても出資金を倍返しするという仕組みである。補償金が減少したためにこの制度は5年

間の通減期間をへて2008年をもって廃止した。この期間の組合員数減少はこれにともなう駆け込み的脱退による。この制度は高齢者を早期に引退させて、その許可を他の組合員に回すといった構造改革的視点によっているものではなく、高齢者に対する「御苦労さま」の意味で渡していたとのことである。功労金を受領した高齢者は海へは出ない約束になっており、功労金を受けずに漁業を続けることを選択する者もいた。

漁協が漁業者の税務申告を代行しており、所得税の一部を補償金から支払っていることは独特の制度である。実際、水揚金額の多い旋網漁業者が自ら税理士に依頼して税務申告を行っている以外は、組合員は基本的に漁協に税務申告を任せているという。

漁業補償金の存在が漁業後継者の確保にとってどの程度の意味をもったのかについては判断材料がないが、バブル経済期には現在の2倍以上の補償金があったということであるから、金額的には漁業所得に比較してわずかな部分に過ぎなかったとはいえ、不安定な水揚高変動による将来不安を打ち消すための安心材料であったとは言えそうである。

3．漁協事業と販売ルート

(1) 漁協の事業と経営

漁協職員は33人であるが、全員が坊勢島出身者である（子の教育のために住所を本土側に移している者はあるという）。人間関係の濃密な狭い島内で漁協職員採用をめぐる縁故関係が生じないようにするために、漁協の職員の採用試験は県漁連が代行する方式を採用している。

漁協の運営は、漁業種類別に理事定数等を定めており、島内3地区の地区別の割当制はない（総じて島内の「地区」が漁協運営で役割を果たすことはないようであり、「漁業種類」別の分担が基本である）。漁協の出資金は最低限度が150万円であり、加入時に150万円支払う義務がある（2年間の分割が可能）。また定款によって定められている出資金の上限は200万円である。

また本漁協が自認する特色として、取得できる補助金を可能な限り漁業生産拡大に資するように努力しているという。たとえば、離島漁業再生交付金も漁業生産に役立つように生産手段の導入等に活用している。具体的には、部会ごとに生産増加・商品価値向上のために必要と考えられる希望の物品を申告させ、それを取得できるように奮闘してきた。

なお、漁協は漁場利用の調整機能として、釣り団体との協定を行っている。かつては自由・無料の漁場利用を求める釣り業者から裁判が提訴されたことがあるが、今日では釣り船も減少し、協定対象の釣り船はかつての800隻から現在では500隻程度になっている。

(2) 販売ルート

離島である当地では漁獲物の販売ルートの点で独自の苦労がある。現在の販売ルートは以下の通りである。

まず、どのようなルートを通しても漁協の受託販売事業によって扱ったことにして、販売手数料（販売額の3%）を漁協が入手する。したがって、他の漁協の市場で売る場合には、その漁協の販売手数料（通常3%）と当漁協のペーパーマージン3%を加えた率になる。販売額を申告していないことがわかると操業停止（5日間）になるし、13万円以上の販売手数料を払っていないと補償金を受けられない規則になっている。また漁協と協力関係にあり、漁港に停泊場所をもらっている出買船（集荷商人）は漁

協に対して取扱高を正確に通報せざるをえない。したがって漁協が把握している各経営体の水揚げ高はほぼ正確であると見ることができる。

組合員の水産物の販売ルートは以下のいずれかである。

1) 漁協の買い取り販売

漁協が組合員から買い取って漁協の本土側の荷捌き所兼直売所である姫路市妻鹿^{めが}の施設に水揚げし、岡山、大阪、神戸、姫路等の消費地卸売市場等に陸送して販売するルートである。

2) 出買船による島での買い取り

組合員の漁船が島の港に戻ると漁港に船を横づけして待機していた出買船がその場で魚を購入する方式である。現在は3社が島の商人としてこれに従事している。出買船が買い取るその日の値段は事前に決まっており、妻鹿で漁協が買い取る価格がこれに対する牽制効果を持つ。

3) 漁業者自身が各地の中央卸売市場等に販売する

漁業者自身が多くは集団的に荷をまとめてトラックまたは船で近隣の15か所ほどの市場等に搬入する方式である。

以上に見られるように、他の地区に比較して漁協の役割が全体としては大きいにも関わらず、販売事業に関しては漁協の統制力が極めて弱く、自由市場の様相が色濃いことがわかる。瀬戸内海の都市の近辺に位置していること、同種の漁業種類の漁船の相当数が同じルートでまとめて販売行為をすることによって、そうした分散的なルートでの取引面で不利を被ることがないこと等の事情によって、この方法で大きな問題がないと判断できる。その意味では、こうした多元的なルートの併存も沿岸漁業集積地ゆえのメリットであるということもできる。

4. 後継者確保の実情

(1) 後継者と新規組合員

男子の漁家世帯員のうちどれだけの者が漁業就業者となっているかについて前掲表2をみよう。これによると、漁業世帯員中の漁業就業者の割合では、15～19歳は50人中11人であり、高校在学者が多数を占めていることを推測させる。これに対して20～24歳では65人中44人（68%）、25～29歳では61人中46人（75%）、30～34歳では58人中48人（83%）、35～39歳では75人中72人（96%）となっている。20歳代では他産業従事者ないし無業者が一定の厚さで存在しているが、30歳代になるとほとんどが漁業者になっていることがわかる。

他方、同じ表から1988年以降の5年ごとに漁業世帯員中の漁業就業者の割合の推移を見ると、25～29歳については、71人中56人（79%）、87人中79人（91%）、59人中44人（75%）、61人中46人（75%）と推移しているし、30～34歳については、58人中52人（90%）、76人中63人（83%）、73人中69人（95%）、58人中48人（83%）となっている。男子世帯員中の漁業者の比率が減少しているという傾向はないといってよいであろう。

続いて1993年と2003年の10年間の漁業世帯員の推移を見よう（表3に示されるように1998年の調査対象漁家世帯は前後の調査年に比較して不自然に落ち込んでいるので、1998年を間にはさんだ10年間隔で調べたことにした）。これによって1993年の各年齢階層の世帯員が10年後にどれだけ残存しているかを算出してみると、1993年の15～19歳階層は69人から61人へ（残存率88%）、20～24歳階層は67人から58人へ（残存率87%）、25～29歳階層は87人から75人へ（残存率86%）、30～34歳階層は76人から70人へ

(残存率92%)、35～39歳階層は66人から58人へ(残存率88%)と推移しており、島外への流出率が若年者ほど高いという傾向は存在しないことがわかる。このことは、漁家子弟の島外流出が激化しているとはいえないことを意味するものであり、すでに見たように島内残留者の漁業以外従事化傾向も進展していないことと合わせて、漁業後継者の確保状況が以前と同様に良好であって基本的に変化していないことを示している。

なお、表7は漁協の新規組合員の年齢別分布を示したものであるが、ほとんどの加入が30歳代までになされていることがわかる。

表7 新規加入組合員の年齢別構成

年度	-19	20-	30-	40-	50-	60-	合計
2003	2	2	0	0	1	0	5
2004	4	3	4	0	0	2	13
2005	0	2	1	0	1	0	5
2006	3	2	2	0	0	0	7
2007	2	1	1	0	0	0	4

出典: 坊勢漁協「業務報告書」

(2) 後継者化のルート

中卒または高卒で漁業に着業する者が大半であり、他の地域で多く見られる事例のように、数年間種々の職業を他の地域で経験してから戻ってくるというタイプは少ない。それだけ漁業に就業することが最初から予定されているといえる。漁家子弟も家島高校に通う者は少なく、大半は船で姫路の高校に通学しているので、高校生になれば島の外の雰囲気にも日常的に触れているわけであるが、そのことが若者の漁業離れ・島離れをもたらすという状況ではない。

後継者化のルートとしては、自分の家の経営に入る場合と企業的経営の雇われ乗組員となる場合とがある。自分の家が漁業者でない場合、あるいは家で労働力を未だ必要としていない場合には船曳網・旋網の雇われ乗組員となるが、その賃金は同年配の陸上産業の賃金よりは相当に高い。たとえば雇われ乗組員として周年的に漁業に従事している者は高卒の20歳代で500～600万円はあるとのことであり、季節労働のり養殖業でもほぼ同様で漁期中の各月ごとに50万円位の賃金を得ているという。なお、船曳網急増時にのり養殖業から従業員が船曳網に移ったのでのり養殖業でも賃金が高くなったといわれているように、漁業種類間で雇用量賃金が平準化しようという関係も見られる。

漁業者の子弟にあっては、男子が一人の場合には跡取り意識が強い。特に労働力が必要な船曳網、のり養殖等では後継者化が待たれている場合が多いから、跡とりは成長過程で自然とそれを意識してくるという。

もっとも最近においては、漁業に先行きの不安を感じる者が多くなって、後継者化を望まない親も出てきており、大学へ進学したり、一般産業に従事する者が増加しつつあるとも言われている。

一方、女子の場合には漁業就業にはほとんど全くタッチしていないのが特徴的である。30年ほど前までは当地でも夫婦操業の漁家があり、のり養殖等では女子が不可欠な労働力であったが、現在では女子の海上作業は全く後をたち、のり養殖の陸上作業者としても少ないという。男子労働力が豊富に確保されるようになったことの結果であるともいえるし、男子中心の乗組員構成になったために遠方の漁場も含めて操業時間を延長するようになって、そのことが女子就業を困難にしてきたようにも推測される。

漁業者のいわゆる嫁不足は深刻な問題とは意識されていない。30歳を超えた独身男性の増加は島でも見られる傾向であるが、他の地域のように低所得ゆえの問題として理解されているわけではなく、男女を問わず結婚年齢が遅くなる傾向が島の若者にも及んでいると受け取られている。

(3) 後継者確保を支えた条件

後継者確保を可能とした条件として漁業所得の高さが基本である。また、漁業補償金は漁業所得に比較すれば金額的にはずっと少ないが、ある程度安定的に入ることが予想できた時期においては、これも所得の安定要因として機能したといえる。

これに加えて当地では、同じ漁協の漁業者集団が存在することが大きな力になっていたようである。そもそも離島としての一定のまとまりが強い上に、漁船数が多くそれが集団的に操業していることによって個々の漁業者の力を超えた集団の力、地域の力として作用している。それが、漁場侵犯を含む積極的な漁場利用を可能としている要因でもある。加えて、当地区ではより濃密な仲間としての「片船」の慣行が重要である。「片船」は海上作業を含めていくつかの経営体間で協力しあう固定的な漁業者仲間であり、網修理や漁場探索効率がそれによって高まる効果があるという。

5. 今後の課題

(1) 生産基盤の劣化

当漁協のこれまでの成長を支えた条件は、本土側各漁村における漁業者の減少を基礎的条件として、当漁協の漁業者が漁場・資源をより濃密に活用することができたことであった。この点は船曳網の急激な成長に特に顕著であった。

しかし周辺の漁村の縮小が行きつくところまで進み、当漁協地区の漁獲能力が資源的制約によって定常状況に到達した現状では、漁業が本来負わされている自然産業としての不安定性が表面化せざるをえない状況である。

たとえば前掲表4に示されるように、漁業種類ごとの水揚金額の変動は依然として大きなものがある。漁獲共済によって変動の大きさは相当程度ならされているとしても、不安定性は排除できていない。たとえば、栄養塩類の減少や珪藻の大量発生によるノリの生育悪化は顕著に進んでおり、経営に対する打撃も大きい。2007年度にはのり養殖が特に悪く1月中旬で切り上げざるをえず、例年10億円前後の水揚高のところ3億円に達しないという惨状となった。

長期的な水揚高の推移についても、1989～93年頃が60億円を超えて最高であったが、その後、55～60億円から40億円台へと減少傾向が続いている（特に船曳網、旋網、のり養殖が大きく変動している）。こうした漁業経営の状況を反映して、漁協の職員給与は1995年が最高であり、以後低迷しているという。

周辺地域の漁業の衰退を条件にして、その漁獲量を坊勢島の漁業者がとりこむ形で発展してきたが、すでに周辺部の整理が限界値に近いところまで進展した結果、自らが生産力の基礎を掘り崩すところまで来てしまったのかも知れない。漁獲能力の制御と漁場・資源利用の広域的な再編が検討されなければならないだろう。

(2) 漁船投資

全国の沿岸漁業では新船建造は非常に減少しているが、それに比べれば当地では先に触れたのり乾燥

機の新規購入にも見られたように、未だ設備投資が積極的になされており、そこには漁船投資も含まれている。漁業近代化資金の借入件数で見ても、新船建造件数は減っているが、機関換装、機器導入、陸上施設建設等のための件数は多い。

最近の傾向として、新船建造が少なくなってきたこと（2006年ははじめて新規建造がなく、2007年には1隻にとどまった）、中古船取得ですませるようになったこと等が指摘されている。たとえば、小型底曳網漁船は淡路の東浦、岡山の日生等から購入するものが多くなっているという。現在の小型底曳網漁船の大半はFRPとして2隻目であって、3隻目への更新が以前のようには順調にっていないと自覚されている。

なお、当地の小型底曳網漁船は1隻目は全国メーカーであるヤママー、ヤマハ系が多かったが、2隻目は地元の造船所で建造したという変化があったという。地元における漁船建造の増加は、地域内に漁業の成長の効果が波及する度合いを高めたといえる。

（3）社会的収容力との関係

若年者が増加し、漁船が増加している反面で、住居の不足等が顕著であり、漁業の有利性による後継者の確保に対して、社会的収容力を拡張・培養する努力が意識的に追求されてこなかったことが桎梏となっているように思われる。

住居問題については、土地がないので若年世代の別棟を建てられないといった問題が指摘されている。島内のわずかな平地部分は密集状態であるから、開発を進めるためには丘を崩す等の自然条件の改変が不可欠であろうし、それらの土地の補償関係も複雑になることが予想される。こうした地域居住条件改変のための制約の下で、住民の多くが個別的な対策をとっている。たとえば、子供の高校進学等をきっかけにして本土側にセカンド・ハウスを所有する者が増加しており、姫路港から産業道路の間に坊勢島居住者が所有する一戸建て、マンション等がたくさんあるとのことである。漁協が扱っている漁業者への貸付金の中には、この種の住宅を取得した際の住宅ローンがその後の水揚高減少によって返済難に陥っているものが若干見られるという。

なお、当地の居住条件については建築学分野において一連の貴重な実証研究がなされており¹⁾、漁業後継者問題の検討にとっても参考になる。それらの研究の主要な主張点は、（1）二三男には（時には長男にも）結婚に際して親が住居を用意する（貸家の場合もある）慣行＝「新宅分け」が存続している、（2）島内で「転居が家族のライフステージの節目に行われ」、「同一の住宅・宅地を親族等が連鎖的に利用している」、（3）漁家において女性が海上労働に従事せず、家事・育児・介護を通じて地域社会の中で交流していることが、「人口増加や継続的な居住を支えている」といった事実である。漁業所得が順調に推移して、漁業就業者が増加した中で、増加する漁業世帯員の円滑な居住を可能とした条件として、これらの事情が作用した側面は無視できないだろう。

（4）高齢者問題

当地の高齢者問題については独自の調査が今後必要であるが、「漁業者は長生きと思うか？」という

¹⁾ 山崎義人ほか「人口増加を続けてきた坊勢島の居住システムの考察」（『日本建築学会計画系論文集』612号、2007年2月）、同「坊勢島におけるライフステージに応じた地域内転居システム」（同、616号、2007年6月）、同「ライフステージ毎にみた坊勢島における女性の交流の特徴」（同、624号、2008年2月）。

質問に対して漁協職員からは、「労働がきついので他産業に比較して短命ではないか」という回答があった。後継者が得られた場合に、高齢者が体力的に無理のない船内労働部分を担当することによって、後継者が得られない場合に比較してより高齢時まで働いているか、逆に体力のある後継者が時間的にも漁場の遠近度の点でもきつい操業をすることの妨げにならないように、高齢者は早期に海上作業をやめるようになるのかは、地域により、漁業種類によって異なっている。当地においてこの二つの傾向のどちらが顕著に表れているのかは今後の実態調査の課題であるが、一人でも操業できる小型底曳網では後者の傾向が、複数人を必要とする船曳網においては前者の傾向が主として表れているように推定される。

高齢者世帯（高齢漁業者および漁業引退者）の性格については、高齢者夫婦だけの世帯が増加している。しかし子弟の一人は島内に居住するという関係が今日までほぼ順調に維持されてきたので、病気や介護の必要な場合には近くに住んでいる子弟・親族が対応する態勢があり、大きな社会的問題としては未だ表面化していない。その意味では、後継者・跡取り層の豊富な地元居住によって、他の地域に見られる高齢者のみ世帯の介護の問題等の深刻さを今のところ回避できているといえる。ただし、介護施設は坊勢島内にはなく、家族が介護を支え切れなくなった場合、家島の施設に入れることがあるというから、問題は次第に表面化しつつあるといえる。

なお、年金については船曳網も旋網も船員年金には入っておらず、したがって現在の高齢者は国民年金しか得られないという。このことは、高齢者が生活水準を維持するために後継者を必要とする意識を強める一方で、子供がいない等の事情で高齢者だけで操業している者にとっては、体力的に可能な限り操業を続けようとする意思を強めさせているように思われる。

カキ養殖産地における陸上作業の労働力編成の変化と高齢漁業者の存在

岡山県邑久町を事例として

(独)水産大学校 副島久実

1. はじめに

現在のカキ養殖の生産数量(殻付ベース)は約20万トンであり(2007年)、養殖業の中でも主要な位置を占めている。そのうち広島県が52%(約10万トン)で最も多く、つづいて宮城県が23%(約4万5,000トン)、岡山県は7%(約1万4,000トン)で第3位となっている。広島県は企業的な大規模経営によってカキ養殖経営を行っているが、宮城県や岡山県では小規模な家族経営によって営まれている。

小規模な家族経営によってカキ養殖業が営まれる場合、体力的な理由から海上作業を引退した高齢漁業者も、むき身作業という陸上作業を通じて重要な家族経営の担い手となっていると考えられる。そして、そのことが小規模な家族養殖経営が存続してきた条件のうちの1つとなってきたと考えられる。しかし、現在のようにカキ養殖業の陸上作業において外国人労働への置き換え等の変化がみられる中では、高齢者の存在が漁業や漁家世帯、さらには地域において変化してきているものと思われる。つまり、カキ養殖業における小規模家族経営の再生産の様相が変わりつつある可能性がある。

そこで、本稿では岡山県瀬戸内市^{あき}邑久町を事例として、カキ養殖業における高齢者の引退プロセスを明らかにすることによって、高齢層になっても陸上作業に従事するということが、高齢者にとってどのような意味を持つのか、小規模家族経営の漁業にとってどのような意味を持つのかを明らかにすると共に、その変化の状況を見ていきたい。

2. 地域漁業の概要

(1) 邑久町の位置と地域労働市場

岡山県瀬戸内市邑久町は岡山県の東南部に位置し(図1)、農業と漁業が中心の地域である。岡山市までは自動車では約40分なので、岡山市への通勤や通学は可能である。また、邑久町から橋でつながっている長島にハンセン病の国立療養所があり、邑久町からこの療養所に通勤している人も多い。その他には女性が従事しやすい地元プールの監視員やブドウ集荷場などパートの仕事もある。

(2) カキ養殖の状況

邑久町は、岡山県備前市^{ひなせ}日生町と並ぶカキ産地で、この2町で岡山県のカキ生産量の約89%を占めている(2003年)。現在、邑久町



図1 邑久町の位置

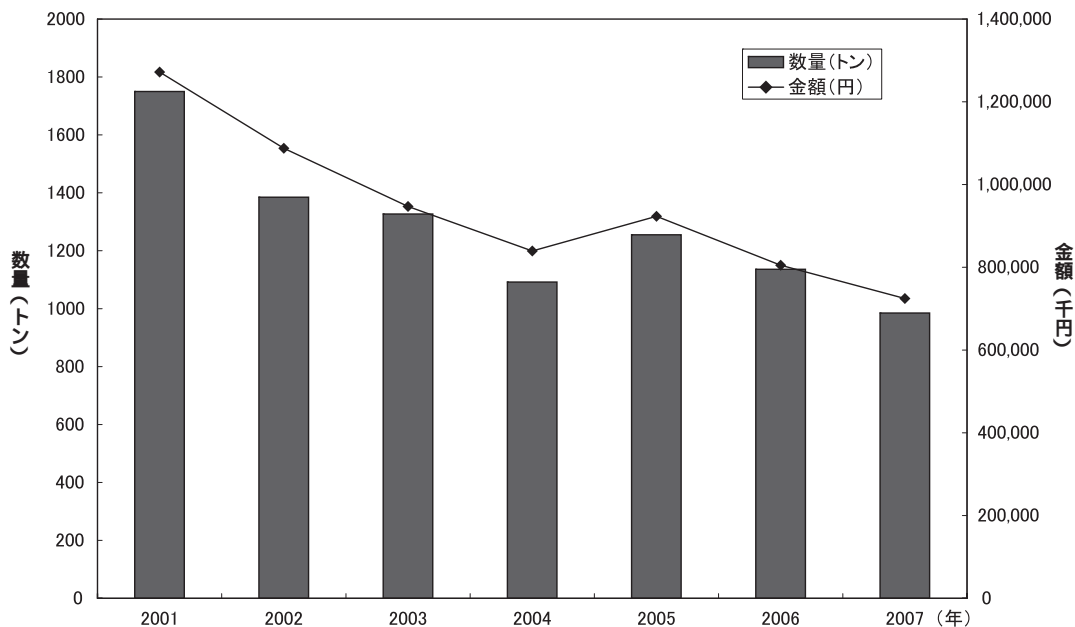
漁協の正組合員数は92人、准組合員は117人で、1世帯1組合員制である（2007年）。主とする漁業種類別経営体数は、カキ養殖83経営体、つぼ網2経営体、刺網15経営体、底曳き網2経営体で、漁業種類別水揚数量は表1のようになり、現在のカキの水揚げは985トン、724,477千円である（2007年）。カキの平均水揚げ金額は700～800万円、多い人で1,000～3,000万円である。

表1 漁業種類別水揚数量および水揚金額（2007）

	カキ養殖	つぼ網	刺網	底曳き網
数量(トン)	985	27	17	3
金額(千円)	724,477	14,996	17,847	2,381

資料：邑久町漁協「業務報告書」

邑久町でのカキ養殖が本格的に開始したのは、1952年に裳掛村漁協（現：邑久町漁協）が広島や宮城産の種ガキを移入して簡易垂下式養殖を行ったのが始まりである¹。当時は、底曳き網漁業などの漁船漁業が主体であったが、漁閑期となる冬季の収入源として底曳き網漁業者のうち30人が、干潟に竹杭を立てて養殖を行う簡易垂下式によるカキ養殖をはじめた。この年のカキの生産量は8トンであった。その後、次第に規模を拡大し、1963年には筏式養殖（本垂下）が出現し、これより1965年からは前年のカキ養殖の就業者数が75人から一気に120人に増加した。1960年代後半には簡易垂下式養殖はほとんど行われなくなり、効率の良い筏式の本垂下養殖が主体となり、この時期に、ほぼ現在の養殖設備の形が整った。1970年代に入ると、浅海魚が著しく減少し、漁船漁業からカキ養殖漁業への移行がさらに進んだ²。カキ生産量は筏式の普及により1970年ごろから急激に増加し、1980年には2,270トンとなり岡山県内で生産されたカキの約55%を占めていた³。



資料：邑久町漁協「業務報告書」

図2 邑久町漁協におけるカキ販売取扱量と金額の推移

¹ 岡山県水産試験場（2002）p.1，邑久町漁協「あけぼの会館」資料。

² 岡山県邑久郡邑久町（1972），p.343。

³ 邑久町漁協「あけぼの会館」資料より。

しかし、質を高めることよりも生産量を高めることに専心していたため、市場評価が著しく低下し、販売の行き詰まりをみせるようになってきたため「量から質へ」の転換を図る必要が生じてきたこと、そして、隣地区から賃借していた身入り漁場の利用が1987年度からできなくなったことをきっかけとして、地元漁場を見入り漁場として再生しなければならなくなり、1988年から筏の台数制限が実績に基づき行われた⁴。そのことをきっかけに⁵、1980年代後半から1990年前半にかけてカキの生産量が大きく減少した。その後は多少の増減を伴いながらも、全体としてはカキの取扱量、金額ともに減少傾向を示している(図2)。

(3) カキの流通状況

現在、邑久町漁協では組合員は、カキを漁協が開設する産地卸売市場での入札に出荷することになっている⁶。漁協でのカキの取扱量と金額は年々減少しているが、毎年3～5人ずつ正組合員が減少していることも要因として挙げられるが⁷、漁協がカキをさばききれないことも大きな要因として挙げられる。現在、入札には漁協と買受人7業者が参加しており、漁協と買受人2業者で全体の約55%を購入しているが、買受人はいずれも小規模業者であり、今以上に買付量を増やすことは難しい。漁協は、カキ全体の約15%を購入し、漁協の自営加工場でバック詰めし、おかやまコープや岡山市中央卸売市場などに出荷している。しかし、最近、カキの売れ行きが悪いため、漁協は、むき身作業の禁止日(臨時の生産調整日)を2008年度は年末・正月商戦時期に、12月に計5日間、1月には3日間も出したため、漁業者は「稼ぎ時」に作業を何日も休まなければならなくなった。また、通常、むき身作業開始時間は午前3時からと決められていたが、むき身の量を制限するために2008年度は5時から(打ち子は6時から)と調整された。つまり、漁業者は、カキがあるにもかかわらず、むき身にして商品化する機会を制限されてしまっているのである。そのため、漁業者は独自に電話やインターネットなどによって注文を受け、宅配で小売する個人売りの割合が高まっている。しかし、個人で新しく顧客を開拓することは難しく、また、個人売りが増えても、その分、梱包や受発注にかかる作業も増えてしまうため、漁業者や漁業者家族にとって大きな労働負担となってしまっている。

3. 陸上作業(むき身作業)タイプ別の漁家の状況

(1) 筏の配分とむき身作業人数

邑久町漁協地区では、上記のように約20年前のカキ生産量の実績によって筏の台数が決まっており⁸、1漁家あたりカキ筏(25メートル×8メートル/1台)を基本的に15台ずつ配分している。2年ガキを養殖する人はプラス3台所有することが認められているため、18台というのが最も多い数である⁹。つま

⁴ 加瀬和俊(1988) pp.245-248。

⁵ 邑久町漁協におけるヒアリングより。

⁶ 邑久町におけるカキの産地形成や流通変化については、拙稿(2006) pp.157-177を参照。

⁷ 2008年度も3人の正組合員が脱退することになっている。

⁸ 配分された台数は現在のところ変更はない。また、筏の敷設場所は漁業権内であれば基本的に自由で、良い場所だけクジで毎年決めている。

⁹ 筏1台につき5,000円、筏を使っていなくても海に浮かべていれば3,000円の手数料を漁協に支払うことになっている。

り、邑久町では筏台数の増加という規模拡大ではなく、カキ養殖方法やむき身作業の仕方の工夫、上述のような個人売り、他の漁業種類との兼業などによって経営改善を図っていくことになる。ところで、むき身作業を夫婦2人程度の少人数で行う場合から10人ほど雇用者を雇う場合まで幅があるが、基本は夫婦2人に両親（または息子夫婦）に1～2人の雇用者を加え、4～6人体制で行う世帯が多い。以下では、むき身作業の従事者数別に漁家の状況をみていく。

（2）陸上作業（むき身作業）タイプ別の漁家の状況

カキ養殖を主としている83経営体のうち43経営体について、漁協および漁業者からの聞き取りを元に、現在の陸上作業（むき身作業）タイプ別に漁家の状況を表2に示した。表中にある中国人とは外国人研修生のことで、日本人とは地域に在住している雇用者のことである。

7～9人および10人以上体制でむき身作業をしている漁家

まず、7～9人および10人以上でむき身作業をしている漁家は、1,000万円以上の水揚げがあり、経営移譲したばかりの若い経営主の世帯や、息子（または婿養子）が後継ぎとして父と一緒に漁業に従事している。中国人を受け入れている経営体は、いずれも1,500万円以上の水揚げがある。ここで、漁業者番号2と漁業者番号4の漁家のケースをみってみる。

漁業者番号2：

父（66歳）は、若い頃、漁協に勤めながら家のカキ養殖を手伝っていた。24歳の時に結婚し、その2年後に父が亡くなったので、末っ子だが否応なしに後を継いだ。後を継いだ後1年間は漁協勤務と兼業しながらカキ養殖をしていたが、その後は漁業専業になった。現在の経営主（35歳）は、大学卒業後、東京でホテルマンをしていた。そこで妻と知り合い、結婚と同時に地元へ戻り、次男だがカキ養殖に従事しはじめ、2008年で9年目になる。カキ養殖に従事しはじめてから2年目に父から全て経営移譲してもらい、4年目に家を邑久町の隣接地区の尾張に建て、両親と離れて暮らしている。

水揚げしたカキ（1,900万円）は全て漁協へ出荷しており、個人売りはしていない。外国人研修・技能実習制度を活用し、中国人研修生を受け入れるのに、なかなか決心がつかなかったが、受け入れるようになって今年で3年目になる。中国人の他に、地元の農業女性（67歳）を時給850円で長年雇っている。彼女には1ヶ月あたり多くて15万円ほど支払うことになる。中国人が来る前は、母の姉2人がむき身作業に来ていたが、高齢になったので自然にやめていった。

中国人を雇うようになってからは、父が11～3月の間、ナマコ漁に出るようになった。1年間のナマコの水揚げは500万円ぐらいで（うち、経費は100万ぐらい）、1日に約15万円の水揚げとなる。カキよりナマコのほうが儲かるとのことであり、ナマコ漁ができるようになったのは中国人のおかげとのことである。

漁業者番号4：

経営主（62歳）は、高校卒業後、家業の酪農に従事しており、カキ養殖は趣味的に家族で行っていた。しかし、酪農の経営が傾き始め、借金ができる前にやめよう、ということになり、兄と一緒にカキ養殖を本格的に始めたが、3年目に兄と経営をわけることにした。現在、カキ養殖をはじめて26年目になり、家を有限会社にして24年目である。息子（26歳）は、大学卒業後、漁業外就業していたが仕事が合わず3年前にやめ、実家に戻ってきた。現在はアルバイトという形で家の漁業に従事している。

水揚げしたカキ（1,800万円）は全て漁協へ出荷しており、個人売りはしていない。また、20歳前後

表2 陸上作業（むき身作業）タイプ別漁家の状況

人数	組み合わせ	漁業者番号	経営主年齢	2007年度水揚げ高(万円)	後継ぎあり	備考	
						兼業漁業(従事者・年間水揚げ金額)	その他
10人以上	夫婦+婿養子+日本人(10人)	1	62	1,000	○	婿養子(37歳)	
	夫婦+両親+中国人(3人)+日本人1人	2	35	1,900		中国人を息子の代になって受け入れ、息子の代になってからカキ一本にして力を入れるようになった。父(66歳)	
	夫婦+両親+日本人(4人)	3	40	1,000		日本人(男性)4人のうち1人は時々	
	夫婦+息子+中国人(3人)+日本人(1人)	4	62	1,800	○	妻(55歳)、息子(26歳)	
	本人+母+親戚(2人)+中国人(3人)	5	43	1,500		今年、父が亡くなったため、今年から経営主に。妻は漁業外就業。	
	夫婦+息子+中国人(3人)	6	53	1,700	○	本人が継いで10年目。中国人を受け入れてから7~8年目。カキ筏柱多い。	
4~6人	夫婦+息子+姉+義母+叔母(2人)	7	44	1,300	○	サワラ・マナガツオ 流網(本人+息子、160万円)	息子(21歳)は18歳ごろから漁業に。
	夫婦+父+息子+日本人(2人)	8	60	1,250	○		息子(33歳)は前は父と一緒に漁業をしていたが、親とケンカをして家を出て行き、この秋に離婚して再び戻ってきた。
	夫婦+中国人(3人)	9	60	1,500			息子は公務員。休みの日は手伝う。
	本人+婿養子+日本人(3人)	10	69	1,460	○		娘は最近から漁業外就業。以前は日本人を10人ぐらい雇っていた。
	本人+両親+妹	11	45	1,100			去年、父(72歳)から経営移譲。独身。
	夫婦+日本人(4人)	12	65	1,000			妻(62歳)、母(96歳)
	夫婦+両親+日本人(2人)	13	47	1,000			4~5年前に父(73歳)から経営移譲。
	本人+母+中国人(3人)	14	53	1,000			父(76歳)が病気がちなため、5年前に継いだ。妻は漁業外就業。
	夫婦+両親+息子	15	68	1,000	○		息子(41歳)
	本人+両親+中国人(2人)	16	41	980			妻はカキをしない。父(76歳)
	夫婦+娘+夫婦	17	68	940	○		婿養子(49歳)
	本人+父+日本人(2人)	18	48	850			父(77歳)。後を継いで10年目。日本人(女性)2人は半日だけ。本人は去年離婚。
	夫婦+母+親戚(2人)	19	30	800			父が亡くなったので後を継ぎ3年目。今年結婚し、妻は最近手伝いはじめた。
	夫婦+息子+日本人(1人)	20	42	800			去年、父(73歳)から経営移譲。中国人2~3人を去年まで雇っていたがやめた。
	夫婦+息子+日本人(2人)	21	60	800	○		息子(31歳)
夫婦+両親+中国人	22	57	770	○		娘は2008年から漁業外就業。	
夫婦+両親+中国人	23	45	760			父(68歳)が車で怪我したことをきっかけに約15年前に経営移譲。	
本人+父+親戚2人	24	41	700			独身。父(69歳)	
1~3人	夫婦+息子+夫婦	25	61	550	○	息子(28歳)	
	夫婦+両親	26	49	440		父(74歳)。両親は午前中だけ作業。	
	夫婦+息子+夫婦+日本人(1人)	27	54	300	○	観光客向けに焼きカキの販売などをしている。息子(26歳)	
	夫婦+母+妹+叔母	28	51	?		本人は漁業外就業していたが、高に家に呼び戻された。妻は夜中のコンビニアルバイト。	
	夫婦+両親+義母	29	47	1,600	○	父(73歳)10年前に父から経営移譲。息子(19歳)は漁業を継ぐ意思あったが2009年家を出した。	
	本人+息子+日本人(1人)	30	68	950	○	息子(46歳)は漁業外就業していたがやめて戻ってきた。	
	夫婦	31	65	940		事故で目が見えなくなったため、今年いっぱいカキをやめる予定。アナゴ、建網へ移行予定。子供は漁業外就業。	
	本人+両親	32	46	900		去年父(75歳)から経営移譲。妻は漁業外就業。	
	夫婦+親戚	33	43	820		父(79歳)から4~5年前に経営移譲。	
	夫婦+嫁	34	65	815	○	息子(40歳)はカキ鼓収集業をしている。	
	夫婦+息子	35	64	790		一度飛び出した息子が戻ってきた。息子に継ぐように説得中。	
	夫婦	36	49	770		10年前に父が亡くなってから継いだ。	
	夫婦+息子	37	68	710	○	息子(37歳)の妻は漁業外就業を始めた。	
	夫婦+息子	38	66	718	○	息子(33歳、独身)が漁業外就業をやめ、戻ってきた。	
	母+息子	39	61	600	○	息子(35歳)が中心にしている。	
夫婦+息子	40	60	500	○	息子(30歳、独身)に継がせたくない。		
息子+夫婦+母	41	77	460		息子(51歳)が中心にやっている。		
夫婦	42	54	380		息子に継がせたくない。		
本人のみ		43	200		父(91歳)から4~5年前に経営移譲。本人が漁業外でアルバイトをしており、ほとんど養殖していない。妻も漁業外就業。		

資料:漁協および漁業者からの聞き取りによる。

の中国人研修生3人を受け入れ始めて現在、4年目になる。中国人の他に日本人男性1人(66歳)も雇っている。彼は、以前はカキ漁師をしていたが、経営が悪くて廃業した人である。彼へのむき身作業の給料は15万円/月である。2年前までは、日本人の地元女性(83歳、元公務員)1人を10年間、雇っていたが、中国人の1/3ほどの量しかカキむきが出来ないにもかかわらず、給料を約8万/月支払っていたので、中国人との差が大きく、やめてもらった。

中国人を受け入れる際、彼女らが住む家の準備など最初だけお金がかかるが、研修生はひと冬の間に1人あたり約300万円を稼ぐが、経費は抑えられるため、全体として研修生が来てからは売り上げが良くなったとのことである。

現在のところ、個人売りはしていないが、息子中心に来年ぐらいからインターネット販売できないかと考えている最中である。

4～6人体制の漁家

4～6人体制の漁家は、家族4人に雇用者を1～2人を加えているケースが多い。6人体制だと1,000万円以上の水揚げがあるが、4人体制の場合700万円ぐらいになる。しかし、兼業漁業による水揚げを加えると1,000万円近くなる漁家もある。また、経営移譲の時期をみると、息子が40歳前後、父が60代後半～70代前半の時にしていることが多いようである(漁業者番号6、11、13、18、20)。ここでは、漁業者番号6、9、12、23、25についてみる。

漁業者番号6：

経営主(53歳)は、漁業を継いで22年目である。大学卒業後、岡山市でサラリーマンをしていたが、結婚して5年目に自らの意思でUターンしたため、両親は驚いていた。Uターンした翌年に経営移譲し、正組合員となった。妻(51歳)は、子供が小さい時は地域のプール監視員のパートを2～3年していたが、今は夫と一緒に海上作業も行っている。父(80歳)は、現在、趣味的に魚とりと、カキ養殖のロープ直し、板通し、舵取など、夏はカキの種とりと販売をしている。一昨年までは船でカキの水揚げをしていたが、足が上がらなくなり、海上作業を引退した。むき身作業は、根気のいる仕事のため、自分ではうまくやっているつもりでも、むき身に傷がついていたりすることもあり、良い商品を出荷するために父にはやめてもらった。母は今も少しだけむき身作業をしている。長男(26歳)は、今、同居しているが働いておらず、漁業も手伝っていない。本人は漁業はしたくないといっているが、経営主は後を継いでほしいと思っている。次男(25歳)は東京で働いている。

現在、カキの水揚げは1,700万円あり、カキの90%は組合へ出荷、10%は個人売りである(他にカキ種販売もしている)。個人売りは2004年から開始した。良い商品しか出したいくないので、このことが父がむき身作業を引退するきっかけとなった。現在の個人売りの顧客は約80件ある。シーズンはじめには妻が手作りダイレクトメールを送り、ファックスで注文を受ける。

中国人研修生を受け入れはじめて8年目になる。20～28歳の人を3人雇っている。父の代では、地元の日本人を雇っていたが、高齢化が進み、60～70歳代の人が多く、カキが崩れたり、傷をつけられたりするにもかかわらず、多い人で給料が12～13万円/月かかるので、中国人に切り替えた。去年は日本人1人(42歳)に来てもらったが良くなかったので今年は来てもらっていない。

漁業者番号9：

経営主(60歳)は、高校を卒業後、少し外で働いてから20歳の頃に自分の意思でUターンした。息子

は公務員をしているのでカキ養殖の後継ぎはなく、また、継いでもらおうとも思っていない。

現在、中国人3人を受け入れ始めて7年目になる。以前は、地元の日本人と義姉の2～3人を雇っていた。

水揚げしたカキ(1,500万円)はほとんど漁協に出荷し、個人売りは知り合いなどに少しだけ販売している程度である。

後継者がいないので、とりあえずは現状維持をしていくつもりだが、ズルズルとカキ養殖を続けていても仕方がないと思っている。パート感覚でよその経営体にカキ打ちに行く方が経営の不安もなくてよいかと、妻(60歳)はあと5年を目処に引退する予定である。

漁業者番号12：

経営主(65歳)は、婿養子である。高校卒業後、バス会社に勤め、23歳で結婚。24歳まで勤めていたが、会社まで片道2時間以上かかり通勤が大変だったため、会社をやめ漁業に従事し始めた。漁業を始めてから1年ぐらいは打たせびき網漁をしていた。その後、義父と4～5年間は一緒にカキ養殖を行い、本格的に漁業に従事しはじめた。その頃、妻(62歳)も漁業に入った。義父は70歳すぎで亡くなったが、亡くなる前の10年間は夏は網漁業、冬はむき身作業を手伝っていた。義母(96歳)は、80歳までカキのむき身作業と孫の子育てを手伝っていた。カキ養殖では女性も陸上作業に従事しているため、高齢の親が孫の面倒をみることが多い。現在は、家で介護が必要になっているが、妻が陸上作業で家を空けることが多いので、家に医者を呼んで診察してもらったり、義母用のトイレを部屋に設置したりしている。邑久町では女性も冬場はカキに従事しないといけないので、親を老人ホームに預ける家も少なくない。特に、最近では恥ずかしがらず、堂々とホームに預けられるような雰囲気になってきたそうである。

むき身作業には、サラリーマンを退職した人など50～60代の人を4人雇っている。時給700～800円で、だいたい8時間で計算している。作業の早さを考えると、30～40代の打ち子がほしいが、最近の若い人は年間通して働ける場所で働きたいので、なかなか季節労働的なむき身作業に従事したいという日本人はいないとのことである。

カキの水揚げは、15年前は約2,500万円あったが、現在は約1000万円にまで落ち込んでいる。5～6年前から個人売りを始め、現在、漁協へ8割、個人売り2割となっている。また今、娘がインターネット販売をするための準備をしてくれている。個人売りの割合を増やしたいが、代金回収や荷造り、事務などの専属の人がいないと労働負担が大きく、なかなかできない。

今のところ、70歳まではカキ養殖をするつもりで、錨を持ち上げられなくなった時が海上作業の引退の目処と考えている。ただし、カキ打ちはできると考えている。

漁業者番号23：

父(69歳)は、中学卒業後すぐ親と一緒に漁業を始めた。7～8年ぐらい経った時に、親が70歳手前となっていたので経営移譲してもらった。その後、車で自分が怪我をしたのをきっかけに14～15年前に息子(45歳)に経営移譲した。もともと、息子には継いで、継がなくてもどちらでもいいと言っていたが、もし、継いでくれなかったら、いつまでも自分が漁業をしないといけなかったのが、継いでもらえて良かったと思っている。現在は、むき身作業を中心に息子を手伝っている。経営を譲ってからはアナゴ漁を趣味的に始めた。体が動く限りは漁をしたいと思っている。通院は、町内の病院に月に2回ほど、1回あたり1万円弱の支払いである。妻は別の診療所に月に2回、1回1万5,000円程度の支払いをしている。現在、国民年金と月にいくらかの生活費を息子からもらっている。

経営主（45歳）は、高校卒業後、1年ほど漁業外就業についていた。現在、親とは同居せず、隣町の尾張に住んでいる。経営主が「親に楽をさせてあげるため」と、今年（2008年度）から中国人研修生を受け入れ始めた。

漁業者番号 25：

経営主（61歳）は、中学卒業後、すぐに漁業に従事し始め、約20年前に父親が引退したのを機に、経営主となった。この経営体では、カキ養殖と通年のつば網漁業を営み、カキ養殖に偏らない漁業経営を目指している。邑久町でつば網漁業をしているのは2経営体のみである。この経営体では、つば網を設置する場所や網の設計などを日々模索したり、カキ養殖最盛期の冬期であっても、出来る限りつば網漁業も並行して行うなど、同漁業にも力を入れている。

カキ養殖については、生産の量より質を高めようとする方針に切り替え、かつてはむき身作業のため地元日本人約3人を雇って行っていたが、現在は経営主夫婦2人と息子夫婦2人の合計4人の家族だけで行えるような規模にしている。そうした結果、カキの水揚げ高は12年ほど前までは1,500万円あったが、現在は550万円となっはいるが、経営的には今の方が堅実であるとのことである。そして、最近では個人売りにも力を入れている。個人売りのために、冷蔵庫（約60万円）、海水用の紫外線殺菌装置（約80万円）、カキ小屋の修繕（約100万円）などを整えていった。紫外線殺菌装置を持っているのは区内で3～4件のみである。この経営体では、電話やファックスで注文を受け、宅急便でカキを送る方法だけでなく、地元の直売所での対面販売にも家族総出で積極的に向出ている。直売所では、主にカキフライにして販売することが多い。客の目の前でカキを油で揚げフライにするため、個人でフライヤー（2台）テントも購入した。最近では、息子の発案で、ホットドックのようにカキフライをパンに挟んだ商品も売り出し始め、なかなか好評とのことである。このように、宅配や直売所での対面販売などの個人売りも積極的に行うことで、カキの売り上げを伸ばそうと努力している。今は、個人売りの売り上げが占める割合は、漁協への出荷に対し、1割にいくかないかであるが、年々個人売りは増えてきている。また、カキ以外にも、ヒオウギガイ、岩ガキ、アワビなどの試験養殖も行い、養殖対象種の多様化を図っている。

このように、営む漁業の多角化や直売所での対面販売を積極的に取り組む背景には、息子（28歳）の漁業への参入がある。息子は高校卒業後、1年間民間会社に勤めたが、漁業の方がいいと実家に戻ってきた。この経営体では、息子が漁業に従事しやすいように、そして、息子夫婦が生活しやすいように、経営主夫婦は色々な配慮をしている。例えば、息子への経営移譲をスムーズに行えるよう、個人売り用のダイレクトメールを息子の名前で出したり、カキ小屋の表札も息子の名前を使うなど、経営移譲についてはかなり意識をしている。生活面に関しては、息子夫婦とは家を二世帯住宅にし、毎月17万円の給料を渡し、きちんと家計も分ける、などである。このように、生産のあり方や売り方に工夫をしたり、後継者家族が漁村や漁家で生活しやすいように工夫することは、たとえ、生産規模の拡大という方法を目指さなくとも、経営体が存続していくための方法として、今後、ますます重要となっていくと思われる。実際に、この経営体は、家族4人でむき身作業を行う程度の規模の養殖経営体であるが、地区内の漁業者たちから、後継者も入り、堅実な経営をしている優良な経営体との評価を受けている。

1～3人体制の漁家

1～3人体制の漁家では、カキの水揚げが1,000万円以下であるところが多いが、バラつきがある。こ

のバラつきは経営方針の違いが関係しているとみられる。ここでは、漁業者番号29、36についてみる。

漁業者番号 29 :

経営主(47歳)は、高校卒業後、備前市にあるレンガ会社に6年間勤務していたが、父親が病気になったのをきっかけにUターンした。家計を握っていた母親が60歳になった時に、経営移譲した。経営移譲してもらう前から実質的に中心となって漁業をしていた。妻(42歳)も同じレンガ会社に勤めていた。父(73歳)は、夏は建網で生計を立てている。カキの海上作業は行わず、カキ打ち、板通し、種付け、漕ぎ出しのみ手伝っている。母(70歳)は、カキ打ち、板通しに従事している。高2のころから漁業をやりたいと言い出していた息子(19歳)に、自分たちが60歳ぐらいになったら、息子に経営を譲る予定であるが、息子は高校卒業後すぐに漁業に従事していたが、今年(2009年)になり家を飛び出していった。

現在、むき身作業は夫婦に両親、妻の実家の母(62歳)も従事している。父の代の時は父の姉もむき身作業をしていた。

現在、カキの水揚げは1,600万円、ワタリガニ・アナゴ・アサリの水揚げが100万円である。カキのほとんどは組合に出荷しており、1%ほどが個人売りである。個人売りは4~5年前からはじめ、顧客は10人くらいである。個人売りは一定の商品の質を家族で保つのが大変なため、両親が嫌がっている。

むき身作業は3~4人まででしかしないと決めている。人が少ない方がむき身の質のバランスが良くなるからである。また、少人数なので量をたくさんむけない分、1個1個のカキが大きくなるように海上で工夫している。

漁業者番号 36 :

経営主(49歳)は、大学卒業後、一般企業に勤めていたが、33歳の時に父が突然亡くなり、継ぐことになった。妻(45歳)は地元の生協やプール監視員など、短期間のパートをしていたこともあったが現在はしていない。

現在、カキ養殖だけをしている。5年前までは地元の人2人を雇い、4人体制でむき身作業をしていたが、カキの値段が上がらない上に、雇用者も高齢化したので、今は夫婦2人でしている。

カキの水揚げ770万円ですべて漁協に出荷し、個人売りは少しだけしている。現状維持も厳しく、明日にでもやめたいと経営主は言っている。

4 . 高齢者の引退プロセスとその後の生活

次に、高齢者の引退プロセスとその後の生活についてみる。ここでは、2008年に漁業を引退したばかりの高齢者(A)と、8年前に完全に引退した高齢者(B)についてみる。

高齢者 A (76歳) :

A氏は15歳の時にエビの底曳き網、アナゴ、イカ、タコ漁を始めた。カキ養殖は36歳の頃から始め、続けてきたが、2008年2月にカキ養殖を廃業した。体力の限界を感じたためである。70歳まではがんばろうと思いつつ漁業を続けていたが、漁協の中で、いつの間にか自分が一番年上になっていたため、2~3年前からやめる心積もりをし、その準備をしていた。例えば、仙台や広島のカキ種は使わず、地種だけ使うなど少しずつ規模を縮小していった。30年前まではカキの水揚げは約2,000万円、10年前は1,400~1,500万円あり、陸上作業者も5人くらい雇っていたが、去年は800万円まで縮小させた。

これまでカキ養殖を続けることができたのは、妹の婿（60代）が手伝ってくれたからである。現在は、趣味的に刺網、建網をしているのみである。現在、妻（75歳）と二人暮らしだが、娘が、今年から親の面倒みることを意識して、地元に戻ってきたため、安心していているところである。

高齢者B（81歳）：

終戦後しばらくは航空機製作所に勤めていたが、地元に戻り、漁業と農業をしていた。56年前に結婚した後、つぼ網とカキ養殖を本格的に50年間行ってきたが、1998年につぼ網をやめ、2000年の春の73歳の時にカキ養殖もやめ、漁業を完全に廃業した。70歳になった頃から、筏の上を歩くときに、足が上がりなくなり危険を感じるようになった時から引退を考えはじめ、3年後に何もかも終了できるように、種の仕入れを押さえたりするなど、漁業にケリをつけられるように準備した。他にも機械化が進み、最近の機械の使い方を覚えられないことも理由にあった。

漁業をしていた頃は、つぼ網とカキ養殖を合わせて1,000万円ぐらいの水揚げがあったが、最後2年間のカキ水揚げは800万ほどであった。また、むき身作業は家族3人に雇用者2人体制で行っていたが、最後の2年間は夫婦2人で行った。

自分が苦勞してきたので、子供には学歴をつけさせ、漁業を継がせたくなかった。50代半ばで両親が亡くなり、60歳ごろまでに子供が片付いた後、漁業は夫婦でがんばれるだけががんばったという感じである。

現在は、妻（77歳）と二人で国民年金と漁業で蓄えてきた貯金で生活している。地域の診療所（片道2kmぐらい）に1週間に2回ぐらい自分でバイクで通っている。血圧を測り、薬をもらう程度なので、支払いは、1,000円/回ぐらいである。妻も別の病院だが似たような状況である。漁業をずっとしてきたので、比較的体は元気である。また、息子と孫3人は邑久町から車で20分ほどのところに住んでいる。娘2人は岡山市内に住んでいるので、何かあっても安心である。

以上をみてみると、後継者がいない世帯では70歳を目処に引退を考え始め、2～3年かけて規模を縮小させ、廃業するようである。今回聞き取りをした高齢者2人は比較的、健全な経営をしてきたようで、貯蓄もある程度あったため、スムーズに廃業に至ることができた。現在でも、借金があったり、廃業後の生活費の見込みがないために、「やめたくてもやめられない」という高齢漁業者も多いそうである。

また2人とも、子供が地元へ戻ってくるか（同居ではない）、近くに住んでいるということが老後安心して過ごせる要素となっている。

5．おわりに

以上をふまえ、邑久町における就業構造や高齢者の存在、地域の変化についてみる。

邑久町漁協地区では筏の台数制限があるため、これまで企業的な大規模経営という方向は模索されず、あくまで小規模な家族経営という範囲の中で労働力配分がなされつつ、補完部分を血縁・地縁関係を中心に雇用してきた。そうした中で、世帯内の高齢者は自家労賃部分として経費の圧縮に大きく寄与してきたと考えられる。そして、むき身作業は海上作業を引退した親や地域の高齢者にとっても「働く場」として機能していた。ところが、若くて作業も早く、人件費も安い中国人研修生の参入によって、水揚げが多い経営体や若い経営主の経営体を中心として、中国人労働力への置き換えが始まっている。今後この傾向は強まっていくと考えられる。また、漁協への出荷が制限される中で、個人売りが増えてい

るが、そのことによって、より質の高いむき身技術が求められるようになり、上記のようにますます日本人の高齢者が淘汰される要因となっている。つまり、現在、研修・技能実習生への費用負担の範囲内で、確実な労働力と高い生産性を確保できる外国人労働力に依存しつつある一方で、高齢者は漁業者としての役割を失いつつあるといえる。また、カキ養殖業における小規模家族経営の再生産の様相が変わりつつあるといえる。

第2に、これまでカキ養殖業においては漁家の女性の労働力が必要不可欠であったが、最近になって妻や同居の娘などにおいて漁業外就業が増えてきている状況がみられた(例えば、表2中の、漁業者10、14、22、28、32、37、43など)。今のところ、中国人労働力への置き換え結果とは言い切れないが、既述のようにカキの売り先がないために生産調整がなされる状況の中では、世帯内の陸上労働力を減らして、漁業外就業に着業した方が経営的に有利と判断されるようになってきていることが示されつつあるといえる。つまり、漁家の女性労働力の存在が小規模な家族経営が再生産される条件の1つであったが、その状況にも変化が見られ始めたといえる。

第3に、息子が経営主となり、親とともに陸上作業をしている場合であっても、親とは同居せずに隣町から通ってきているケースがみられるようになってきている。これまで邑久町では親世代との同居という形が普通であったがそれが崩れつつある。つまり、既述のように陸上作業という働く場所を失った高齢者は、日中の仕事もなく、息子家族と別居し、高齢者夫婦のみ世帯や独居老人という形が増えていく可能性があると思われる。また、生活の場としての地域の空洞化が進行しつつあると考えられる。

第4に、漁業を継ぐか継がないかを決めないまま会社勤めをしたものの、会社勤めが合わずに実家にUターンするというケースがみられる。これは、最近の経済不況を反映している面もあると思われるが、やはりUターンしてきた子供を受け入れられるだけの漁家の経営基盤があるからではないかと考えられる。ある程度の経営基盤があることは、当該地区には婿養子が多いことや、息子が40歳前後、父親が60代後半の時に割合スムーズに経営移譲していることなどからも伺える。しかし、漁協におけるカキの出荷が伸び悩んでいる中では、今までのような経営状態であり続けることは難しい可能性が高く、今後、後継者確保問題に直結していくものと思われる。

参考文献

岡山県邑久郡邑久町『邑久町史』、岡山県邑久郡邑久町役場、1972年

加瀬和俊「岡山県邑久町漁協」全国漁業協同組合連合会『沿岸漁業就業構造改善調査報告書()』、1988年、pp.234-248

岡山県水産試験場『カキ養殖設計指針1』、岡山県水産試験場、2002年

長谷川健二・常清秀「カキ養殖業における家族経営の存立構造 - 宮城県を事例として - 」『北日本漁業』第30号、2002年、pp.115-131。

長谷川健二・常清秀「企業的カキ養殖業の構造変動 - 広島県を対象として - 」『地域漁業研究』第42巻第2号、2002年、pp.43-64。

副島久実「漁村女性起業化グループ取組支援事業の評価と課題 - 岡山県・邑久町漁協女性部起業化グループを事例として - 」東京水産振興会『沿岸・沖合漁業経営再編の実態と基本政策の検討 - 平成17年度事業報告 - 』2006年、pp.157-177

長崎県勝本町漁協地区における漁家世帯の就業動向

(独)水産総合研究センター 大谷 誠

1. はじめに

近年、我が国の地域漁業を維持してきた漁家世帯の再生産機能が低下している。また、若年者の新規就業が減少する一方で、高齢化が進行している。このため、漁家世帯の内部に焦点を当てて、各世代の構成員の就業動向を把握する必要がある。そこで、長崎県壱岐市にある勝本町漁協地区の10t未満船の漁家を対象とした調査を実施した。対象とした漁家は、親子間の世代交代によって再生産されていることから、世帯内の就業動向の把握に適している。特に、近年はイカ釣からマグロやメダイなど魚釣へ営漁形態が変化していることから、この変化に対応する漁家世帯の動向が把握できる。また、若年の後継者が存在する漁家が一定数存在する一方で、高齢者のみ世帯も出現していることから、若年世代と高齢世代双方の就業動向を把握することが可能である。このため当漁協地区を対象として、第2節及び3節では、漁家の周辺環境を確認するため、地域漁業の概要を把握する。第4節では、漁家の生活環境を明らかにするため、世帯構成や生計方法等を把握する。第5節では、世代交代の実態を明らかにするため、操業体制の歴史的推移と親子間の漁業活動の移行状況を把握する。第6節では、漁家構成員を年齢区分して、若年世代と高齢世代の就業動向を明らかにするため、新規就業や漁業離脱時の動向や理由を把握する。以上を通じて、当漁協地区における漁家世帯の就業動向の特徴を明らかにしたい。

2. 調査地域の概要

調査対象とした勝本町漁協は、福岡市の北西80kmに位置する長崎県壱岐島に存在する(図1)。2004年3月に旧郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町が合併して、現在は島内全域が壱岐市となっている。隣接する福岡市とジェットfoil等が毎日約7往復運行されており、所要時間も1時間程度であることから、都市部とのアクセスは離島ながら良好である。しかし、島内の公共交通機関は路線バスが少数存在する程度であり、十分に整備されているとは言い難い状況にある。

壱岐市の人口推移を表1に示したが、1955年の5.1万人をピークに減少傾向が続き、2005年は3.1万人となっている。しかし、65歳以上の人口は増加していることから、高齢化の進行が著しいことがわかる。さらに、世帯数は減少していないため、若年世代の島外流出によって高齢者のみ世帯の割合が増加していることが伺われる。また、産業別の就業者数を見ると、肉用牛や水稲、葉タバコなどを主幹作物とする農業や漁業などの一次産業の割合が26.6%と、全国平均を上回って高い特徴が示されている。この特徴は、かつて主要産業の一つであった土木・建設業が、公共事業削減の影響を受けて減少し、近年は恵まれた自然環境を活かした観光業に力を入れているが、夏期の季節限定的規模にとどまるという産業構造が影響している。



資料: 壱岐市役所HP

図1 長崎県壱岐市の位置

さらに、若年世代の動向を把握するために、2007年度の高校卒業生の進路を表2に示した。吉岐市内には高校が2校存在することから、高校までは自宅から通学する者がほとんどである（中学から高校への進学率はほぼ100%）。しかし、高校卒業後の進路を見ると、357人のうち231人が進学しており、市内に大学がないことから、進学者の全員が市外（すなわち島外）へ流出している。さらに、就業することを選択した126人は、二、三次産業が未発達であることから、86人が島外で就業している。このように、若年世代は、高学歴化や産業構造の影響から、高校卒業後に島外へ流出する傾向が強い。

表1 吉岐市における人口及び世帯数の推移

(単位:人)

	人口	うち65歳以上	世帯数
1980年	41,035	5,549	10,646
1985年	39,528	6,053	10,656
1990年	37,308	6,844	10,543
1995年	35,089	8,014	10,565
2000年	33,538	9,078	10,661
2005年	31,417	9,441	10,560

資料:国勢調査

表2 2008年度の吉岐市における高校卒業者の進路

(単位:人)

		市内(島内)	市外	県外	計
男	進学	0	14	106	120
	第一次産業	3	0	0	3
	第二次産業	6	1	12	19
	第三次産業	12	3	32	47
女	進学	0	14	97	111
	第一次産業	1	0	0	1
	第二次産業	2	0	3	5
	第三次産業	16	2	33	51
合計		40	34	283	357

資料:吉岐市教育委員会

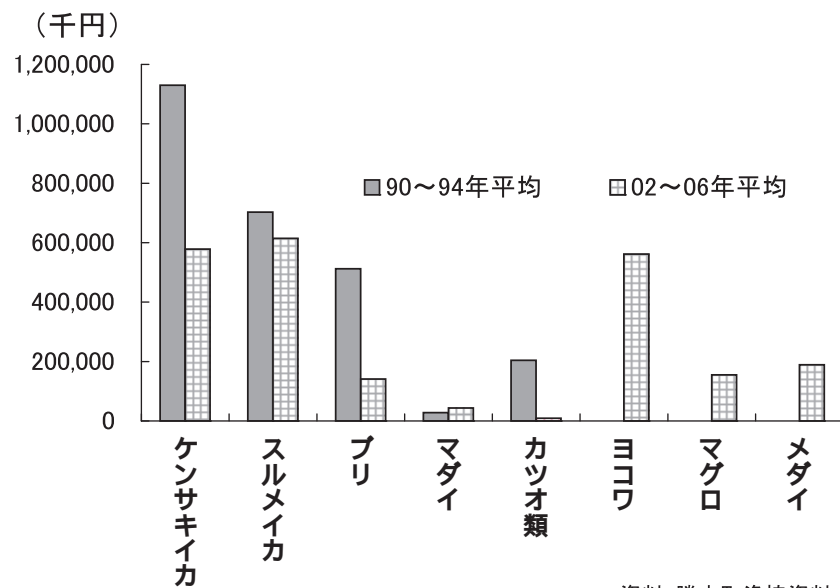
3. 地域漁業の概要

(1) 営漁形態

勝本町漁協地区の漁家は、19t型船でイカ釣漁業を営む階層と10t未満船で一本釣漁業を営む階層に区分される。つまり、漁船漁業が中心であり、かつ釣漁業に特化している特徴を有する。経営体数の推移を概観すると、前者は後継者確保難による廃業などから、ここ25年間で半減し、2008年9月現在で31経営体となっている。これに対して後者は、1970年代からほぼ維持されており、同365経営体が存在している。なお当漁協では、19tイカ釣を県外船、4~10tを中型船、4t未満を小型船に区分して各々の組合が存在し、属する経営体数は県外船31、中型船178、小型船187となっている。

この中で、調査対象とした10t未満船の漁家の営漁形態はいくつかのパターンがあり、かつ近年は営漁形態が変化していることから存在形態は複雑である。主要な営漁形態としては、夏場に営まれるケンサキイカのかかり釣や流し釣。冬場に営まれるスルメイカの流れし釣や大型マグロの流れ一本釣。さらに、

周年営まれるヨコワの立縄、メダイの捲き落とし釣などが存在する。これらを組み合わせて営漁されているが、ここ10年間でこの形態に変化が生じている。当漁協地区における魚種別の漁獲金額について、90～94年度と02～06年度の平均金額を見ると（図2）、前者では総漁獲金額に占めるスルメイカとケンサキイカの割合が65.7%に達していることから、イカ釣へ特化している傾向が明らかである。なお、この数値は地元水揚分なので、19tイカ釣漁業の遠征時の水揚分は含まれていないことから、10t未満船の漁家のイカ釣特化の傾向がわかる。これは、イカ釣口ポットや自動巻き取り機の導入、イカ類価格の上昇といった要因から、1960年代までのブリとイカ類の一本釣中心から、1970年代にイカ釣に特化した経緯によるものである。それが、後者になると、イカ類の合計が48.0%に低下する一方、マグロやヨコワ、メダイ類が出現し高い割合を示していることから、イカ釣から魚釣中心へ営漁形態が変化していることが明らかである。この要因として、イカ釣漁業が、スルメイカ価格の低下と光力設備やイカ釣口ポット等の導入によって高コスト体質に見舞われたこと。さらに、メダイの捲き落とし釣、大型マグロの流し一本釣の漁場が順次開拓されたことを指摘できる。2008年の中型船組合の漁家を営漁形態別に見ると、専らイカ釣を行う漁家は20ほどであり、イカ釣は行わずに魚釣に特化した漁家が50ある。また、残りの漁家も、高価格が期待できる夏場のケンサキイカのかかり釣以外は魚釣を営んでいる。



資料：勝本町漁協資料

図2 勝本町漁協地区における魚種別水揚金額（地元水揚分）

（2）操業体制

次に、営漁形態の変化によって、漁家の操業体制に変化が生じていることから、この状況を見てみたい。イカ釣から魚釣への転換に際する漁家の対応として、イカ釣と魚釣の漁場距離や操業時間はさほど変わらないことから、漁船の大型化は不要となっている。また、漁具を換える必要は生じるが、あくまで釣漁業であることからコストはさほど要さない。唯一、マグロ流し釣はソナーや電気ショッカーによって漁獲効率は向上するため、導入する漁家が存在しているが、それでもイカ釣口ポットや光力設備が必要なイカ釣と比べて、営漁形態の変化に関わるコストは高くない。むしろ、必要とされるのは人的労働力、すなわち単身操業から二人乗操業への転換である。これは、イカ釣は、イカ釣口ポット等の機械

化によって単身操業でも二人乗操業と遜色ない収益性を確保できた一方、メダいの捲き落とし釣やマグロの流し釣は、二人乗操業の方が収益性が向上する特性を有するためである。具体的には、メダイ捲き落とし釣の場合、撒き餌の総量と釣獲量が関係するため、二人で操業して撒き餌をした方が釣獲量が増加すること。さらに、深夜の出港から早朝の操業開始まで、漁場確保のための待機時間が生じるため、二人の方が肉体的疲労が少ないことから、二人乗操業の方が収益性が向上するという。また、マグロ流し釣の場合は、著名な大間のマグロー本釣に助け船の習慣があることから分かる通り、数百キロにおよぶマグロを漁獲する際には、一人ではテグスの巻き上げで精一杯であることから、操船や取込の補助をする者がいた方が、バラしが少なく漁獲効率が向上するという。このため、後継者が存在する漁家は、イカ釣特化時には、親子操業を短期化し、親と子が別々の船で操業するケースが存在したが（本船とは別に、若年の子世代の19tイカ釣の乗り子従事や、高齢の親世代の小船による沿岸のブリ釣営漁など）近年は親子操業を長期的に行うケースが増加している。なお、後継者が存在しない漁家では、イカ釣を継続するケースやヨコワ立縄（一隻当たりの樽数が制限されるため、単身操業でも二人乗と収益性に差がない）を営漁するケースが多い。このように、後継者の確保状況による二人乗操業体制の確立の可否によって、漁家の営漁形態が分化しつつある。

(3) 就業構造

さらに、就業構造を見るために、年齢別の男子漁業就業者数を示した（図3）。この数値は、自営漁業者と雇われ漁業者の合計値のため、19tイカ釣の乗り子が含まれる点は留意する必要がある。1978年当時を見ると、いわゆる昭和一桁生まれ世代と団塊世代の二つ山があったことがわかる。しかしその後は、イカ釣漁業の不振と省力化によって乗り子が減少したこと。また、10t未満船の漁家は、中型船組合に属する178世帯のうち60世帯で後継者が存在する一方で、小型船組合の184世帯のうち後継者が存在するのは20世帯であることから、漁家数こそ維持されているものの、その内実は規模の小さい下層で高

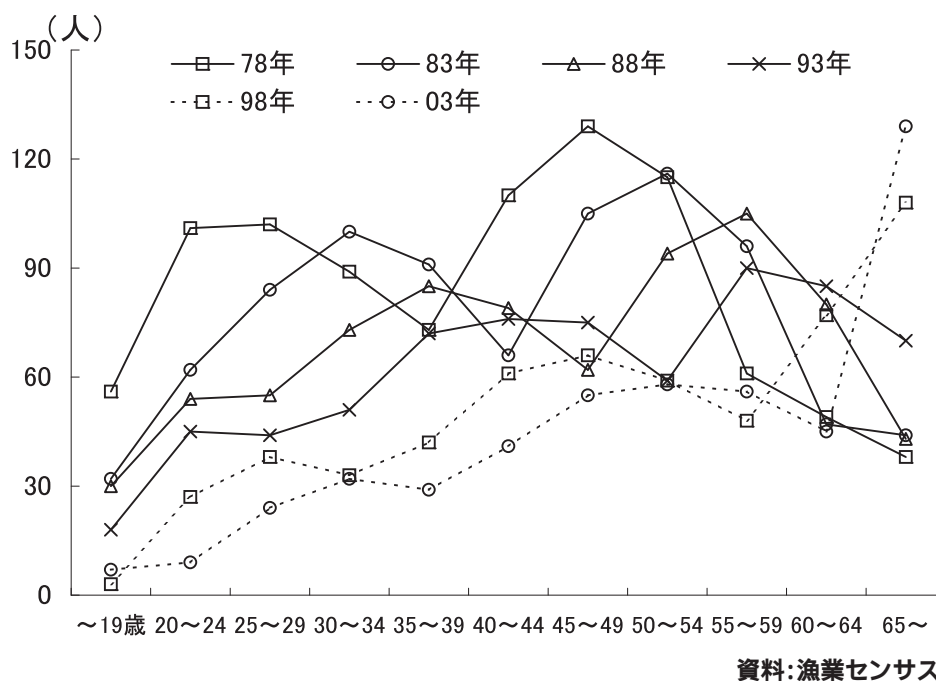


図3 勝本町漁協地区における年齢別男子漁業就業者数

齢化していること。これらのことから、現在では高齢化した年齢構成を示している。また、女性就業者数は各年次とも10人前後に留まっている。これは、女性が営漁可能な漁業がないことと、女性を乗船させない風習が色濃く残る地域特性の影響によるものである。このような風習は、二人乗操業で収益性が向上する漁業が出現しても、夫婦船を行う漁家が存在しないことに端的に表れている。

4. 漁家世帯の生活環境

本節では、10t未満船の漁家における生活環境を把握してみたい。表3にA地区船団における正組合員の世帯員構成等を示した。なお、当漁協地区では、県外船、中型船、小型船という区分による組合以外に、居住する地区ごとに無線船団という形の漁業者組織が形成されており、A地区船団は18存在する地区船団の一つである。また、2008年9月時点で正組合員の漁家世帯を対象としているため、実質的に営漁していない世帯が含まれる。

表3 A地区船団における世帯員構成及び居住形態等

	年齢	主営漁形態	後継	同居	別居	後継不在理由
A	36	ヨコワ立縄		母、妻、子2		就学中
B	58	出漁せず		母、妻	子2	漁業外就業
C	68	出漁せず		妻	子	女の子
D	59	マグロ流釣		妻	子2	女の子
E	56	ヨコワ立縄		妻、子2		就学中
F	61	出漁せず		妻、子、嫁、孫2	子2	漁業外就業
G	58	ヨコワ立縄				独身
H	51	ヨコワ立縄		妻、子2	父、母	就学中
I	50	ヨコワ立縄		妻、子3		女の子
J	75	マグロ流釣	○	妻、子、嫁、孫2		
K	57	イカ釣		妻、子、孫		女の子
L	65	出漁せず		妻	子3	漁業外就業
M	33	ヨコワ立縄		母、妻、子2		女の子
N	82	イカ釣		妻、子		漁業外就業
O	62	メダイ捲落釣	○	妻、子	子	
P	61	イカ釣		妻	子	女の子
Q	59	マグロ流釣	○	妻、子		
R	71	マグロ流釣	○	妻、子	子	
S	64	マグロ流釣	○	妻、子、嫁、孫2		
T	72	ヨコワ立縄		妻	子2	漁業外就業
U	49	ヨコワ立縄		妻、子		就学中
V	74	マグロ流釣	○	妻、子、嫁、孫	子	
W	82	マグロ流釣	○	妻、子、嫁、孫		
X	68	マグロ流釣		妻	子2	漁業外就業

注) 年齢は世帯主のもの

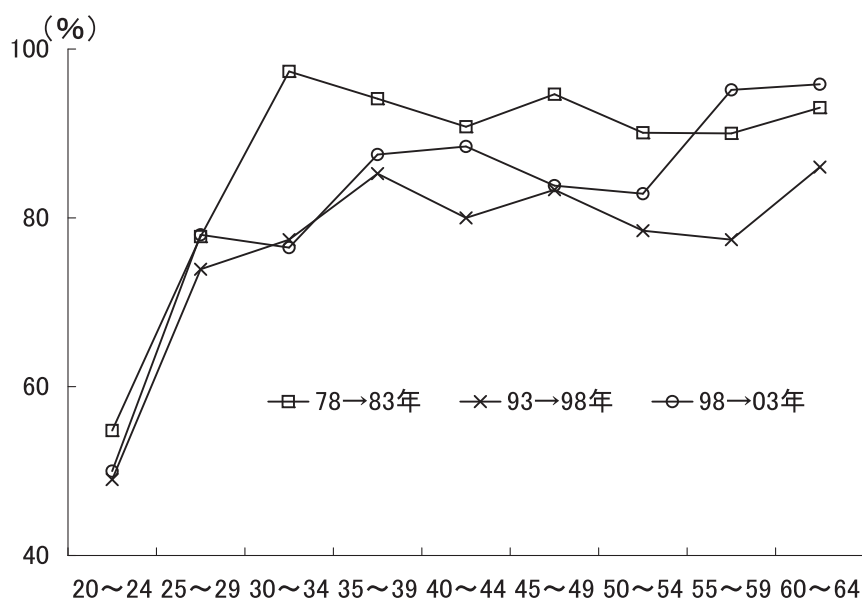
資料: 勝本町漁協資料及び聞き取り

これを見ると、漁業後継者が存在する7世帯は、すべて親子が同居していることから、親子同居型生活が一般的である結果が示されている。この要因として、狭隘な地形と賃貸住宅が少ない地域特性、親子操業のため日々の生活サイクルが同一であること、同居によって生活費の軽減が可能になることが影響していると考えられる。また、これらの世帯の生計は、子世代が独身・既婚に関わらず同一生計が多いことから、漁家世帯における生計分離度は低いことが明らかである。漁協総代経験者からは、子世代の責任感の醸成や嫁の不満解消のため、給与制による分離生計を定着させるべきとの意見も聞かれたが、このような世帯は少数派である。また、漁業後継者となった子世代の7人中3人が独身であることから、

漁家が嫁不足である状況が読み取れる。このため、漁協では、子世代に女性との出会いの場が少ないことや、親世代が娘の漁家への嫁入りを望まない傾向を問題視している。

一方、漁業後継者が不在の世帯では、子世代が就学中の4世帯と親世代が独身の1世帯を除いて、12世帯中7世帯（母親同居の1世帯を含む）で子世代が別居し、夫婦のみ世帯となっている。これは、子世代が漁業外就業を選択した場合は、島外へ流出する地域特性が影響していることによる。また、後継者が存在しない漁家の中には、子世代が女子のみである世帯が6存在している。このことは、少子化が進行すると、男子不在による漁家離脱が少なからず生じることを示している。また、婿養子を取って漁業を続ける世帯は存在しないことから、婿養子による漁業後継は一般的ではないことが明らかである。このように、当漁協地区における漁家世帯は、子世代が漁業後継者となった世帯においては、住居や生計を一にする完全同居世帯。子世代が漁業外就業を選択した世帯では、夫婦のみ世帯と二極化する傾向が示されている。

さらに、当漁協地区の漁家全体について世帯員の動向を見てみる。男子世帯員数の前年次の5歳前階層との増減率を見ると（図4）、20～24歳階層で前年次の5歳前階層より5割近い減少を示している。さらに、この減少傾向は、78～83年当時は25～29歳階層まで。最近の93～98年及び98～03年では30～34歳階層まで続いていることから、若年者の職業選択期はこの年頃まで行われていると考えることができる。また、後者では前者より5歳上の階層まで減少傾向が続くことから、最近の若年者は職業選択期間が長期化していることを読み取ることができる。次に、40歳以上の階層を見ると、増減率はほぼ一定のまま推移していることから、一定の離脱はあるものの、壮年期の就業変化は少なく、漁業から漁業外へ転じる者が少ないことが示されている。また、苓岐市内の農家では定年帰農する者が存在しているが、漁家は漁船漁業が中心の故に、漁業外就業した者が定年して戻ることは少ないとされている。このため、60～64歳階層でも増加は見られていないが、98～03年では減少率が低下している。この変化の要因は定かではないが、漁家の資本蓄積の減少や年金制度改革が影響しているのかもしれない。なお、女子については、25～29歳階層及び30～34歳階層で嫁の加入と考えられる増減率の上昇を把握することができる



資料：漁業センサス

図4 男子世帯員数の前年次5歳前階層からの増減率

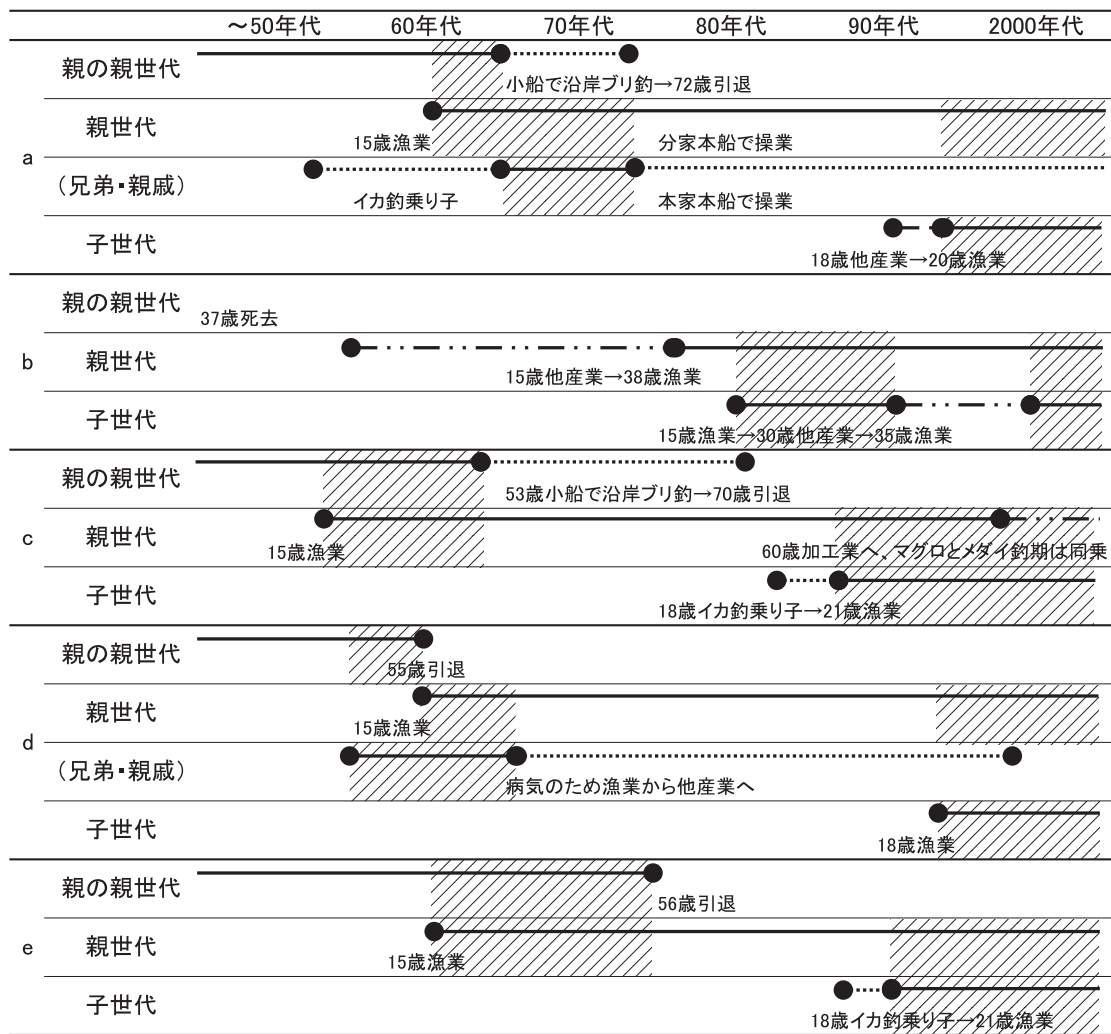
以外は、男子と同様の傾向が示された。ただし、30歳～40歳代の男子と女子の世帯員数を比較すると、男子の実数が上回ることから、ここにも嫁不足の一端を読み取ることができる。

5. 漁家世帯の世代交代

(1) 操業体制の推移

本節では、漁家世帯の世代交代の実態を把握したい。なお、調査対象者を「親世代」(50～60歳代)対象者の子を「子世代」(30～40歳代)、対象者の親を「親の親世代」と表現する。表4-1と表4-2に、聞き取り調査から把握した、漁家8世帯における操業体制の歴史的推移を示した。調査対象者は、

表4-1 操業体制の歴史的推移(漁業後継者あり世帯)



資料: 聞き取り

- = 世帯所有の本船で漁業就業した期間
- = 他船で漁業就業した期間(イカ釣乗り子、世帯所有の本船以外船)
- - - - = 他産業に従事した期間
- ////// = 親子(兄弟)操業した期間

注) a～eの年齢、主な営漁形態、漁船規模、家族構成

a=58歳、マグロ流釣・ヨコワ立縄、4t、妻・子4人(うち別居3人)

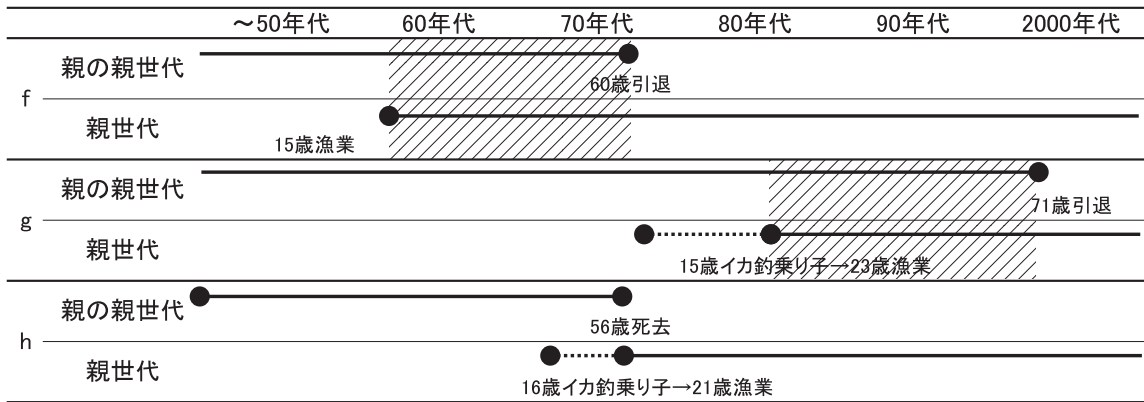
b=64歳、マグロ流釣、7t、妻・子・嫁・孫2人

c=64歳、マグロ流釣・メダイ捲落釣・ヨコワ立縄・ケンサキ釣、6.5t、妻・子3人(うち別居2人)

d=62歳、マグロ流釣・メダイ捲落釣・ケンサキ釣、5t、妻、子3人(うち別居2人)

e=58歳、メダイ捲落釣、8.3t、子3人(うち1人別居)

表4-2 操業体制の歴史的推移（漁業後継者なし世帯）



資料：聞き取り

- = 世帯所有の本船で漁業就業した期間
- = 他船で漁業就業した期間（イカ釣乗り子、世帯所有の本船以外船）
- - - - = 他産業に従事した期間
- ////// = 親子（兄弟）操業した期間

注）f～hの年齢、主な営漁形態、漁船規模、家族構成
 f＝62歳、のべ縄、6.2t、妻、子3人（うち2人別居）
 g＝51歳、ヨコワ立縄、4t、妻
 h＝52歳、ヨコワ立縄・ケンサキ釣、4t、妻・子6人（就学中6人）

親の親世代からの交代と子世代への交代の双方を把握するため50～60歳代の者とした。また、8世帯の内訳は、漁業後継者が存在する5漁家と、後継者が不在の3漁家である。

これを見ると、まず新規就業するルートが2つ存在することがわかる。すなわち、19tイカ釣漁業の乗り子を経てから親子操業を開始するルートと、はじめから親子操業を開始するルートである。親世代では、前者のルートが1970年以降に新規就業した者（g, h）、後者が1960年代に新規就業した者（a, c, d, e, f）と明確に分かれている。一方、子世代では、前者のルートが2人（c, e）、後者が3人（a, b, d）と新規就業した年代と無関係に二分されている。

まず、親世代において1970年前後で新規就業ルートが変化した要因として、1970年以降は、19tイカ釣漁業の給与水準が上昇したため、子世代が一定期間着業することで、漁家世帯の資本蓄積を可能にしたことが指摘できる。このことは、これらの漁家が親子操業を開始するときに代船建造していることから読み取れる。さらに、この時期の10t未満船の漁家では、イカ釣が中心の営漁形態であったため、イカ釣漁業の船に乗ることは修業的意味合いがあったとされる。一方の後者のルートが生じた要因としては、1960年代当時は、営漁形態がイカ釣だけでなくブリー本釣の比重が高かったことから、親子操業を行うことで魚釣の技術を親から伝承する必要があったこと。また、19tイカ釣漁業の前身にあたるイカ釣漁業は存在したが、10t前後の木船による吉岐周辺の操業にとどまっていたため、給与水準が十分に高くなかったことが指摘できる。これらのことから、1960年代までと1970年以降では、新規就業ルートが明確に変化したと考えられる。

しかし、子世代が新規就業した1990年代前後になると、イカ釣乗り子を経る新規就業とはじめから親子操業を開始するルートが併存している。この要因として、この頃は、イカ釣漁業が不振となり、給与水準が低下傾向となった時期であったことが挙げられる。このため、イカ釣漁業の乗り子を経ない新規就業ルートが再度生じたのである。さらに近年になると、燃油高騰等の影響から19tイカ釣漁業の給与水準がさらに低下したことや、二人乗操業で収益性が向上するメダイの捲き落とし釣やマグロ流し釣が

出現したことから、はじめから親子操業を開始する新規就業ルートが一般的になっている。この傾向は、2003年の漁業センサスで、後継者有り世帯64のうち、後継者が雇われ漁業に従事しているのは1世帯のみであることから確認できる。つまり、調査対象とした漁家の子世代が新規就業した時期は、地域漁業の変容期であったことから新規就業ルートが変化する過渡期にあたり、それ故にルートが二分されたと考えられる。以上のことから、漁家世帯では、世代交代を行うまでの新規就業ルートについて、19tイカ釣漁業の給与水準と漁家自身の営漁形態に応じて変化させている動向を読み取ることができる。

また、親世代と子世代との間で、新規就業に際して異なる点が存在する。第一に、子世代の中には、漁業と陸上産業を出入りしている者(a, b)が存在する。これらの者は、陸上産業の景気動向や自身の適性を見極めるため、このような動向をとっている。その一方、親世代の大半は、10代で新規就業し、その後は一貫して漁業就業を継続している。このことから、子世代の中には、先に示した職業選択期間が長期化している中で、親世代では存在しなかった‘とりあえず’漁業へ就業している者が存在すると見られる。また第二に、親世代の中には、親子操業を開始するまでに親(親の親世代)が亡くなり、親族や同じ無線船団に属する者から漁業技術を指導されている者(b, h)が存在する。このことは、漁業は不測の事故が生じることが多い産業であることから、親子間の技術伝承が不可能となった場合、共同体的意識が発揮されて親族や地域が一体となり、漁家継承に一役買っていたことが示されている。つまり、漁家の世代交代において、地域における漁業者の集団的な力に意義を有していたことが読み取れる。さらに第三に、親世代は、長男として漁業後継者となっている者が多い一方で、子世代の中には次男三男である者(a, d)が漁業後継者となっている場合がある。このことから、漁家の継承において、一定の役割を果たしてきたと考えられる直系家族規範が、子世代では重要視されていない実態があることが明らかである。

さらに、親子操業を開始した後の状況を見ると、親世代と親の親世代の親子操業は短期化、親世代と子世代の親子操業は長期化する傾向が示されている。具体的には、前者では、親子操業を開始してから比較的早い時期に、親の親世代が本船とは別に小船を建造して、単身操業で沿岸のブリ釣を行う世帯が存在する(a, c)。この要因としては、漁家世帯の資本蓄積が進み、一世帯で二隻を保有することが可能であったこと。イカ釣が単身操業で二人乗操業と同じ収益性が確保できる一方、沿岸のブリ資源が豊富であったことが挙げられる。一方の后者では、親世代は、小船を建造して操業を開始する者は存在せず、親子操業を長期間継続している者がほとんどである上に(a, b, d, e)、高齢化しても部分的に親子操業を継続しようとする動きをとる者も出現している(c)。この要因として、二人乗操業の方が収益性の高い漁業が中心であることから、親子操業を長期化し単身操業化による収益性の低下を防ぐ意図と、漁家の資本蓄積の減少やブリ資源の減少が挙げられる。これらのことや、先に述べた新規就業ルートを合わせて考えると、漁家では世帯員労働力の適切な配分を考慮して操業体制を選択していることがわかる。すなわち、単身操業で収益性が保てるイカ釣が中心であり、かつ19tイカ釣漁業の給与や沿岸ブリ釣の所得が高水準である場合は、本船での親子操業を短期化し、19tイカ釣漁業の乗り子や沿岸ブリ釣へ世帯員労働力を配分する。そして、二人乗操業で収益性が向上するメダイ巻き落とし釣やマグロ流し一本釣が中心の場合は、本船に労働力を集中させて親子操業を長期化する、という選択である。

(2) 漁業活動の移行

次に、親世代と子世代における、漁業活動の行為者の移行時期を把握した。漁業活動は漁労活動にお

ける漁場選択や舵取り、陸上作業における漁具メンテや出荷先判断、その他に代船建造の判断や組合会合の出席など多岐に渡る。これらの親子間移行について、漁家では、一つ一つの活動を移行させている訳でなく、大まかに漁労の指揮に関わる「操業権」と経営の判断に関わる「経営権」に分けて移行させている実態が存在した。

そこで、これらの移行時期について把握したところ、操業権については、親子操業開始後2、3年で子世代へ移行させている世帯が大半を占める。これは、魚群探知機やプロッター等の導入による機械化が進んだため、機器類の扱いに長ける子世代の方が操業しやすいこと。漁場開拓されたマグロやメダイを対象とする場合、子世代の方が新たな漁場に柔軟に対応できることによる。つまり、最新機器類や新たな漁場へ積極的に対応できる体制を築く意図から、漁家は子世代への操業権の移行を早期化させていると見られる。

その一方で、経営権については、現段階で親世代から子世代へ移行された漁家は、調査対象とした世帯では確認されていない。そこで、将来的に予定している移行時期を把握した結果、親世代が引退間際まで持ち続ける意向を有する漁家が大勢を占めている。これは、当漁協の場合、出資株数（一株10万円、一人最大15株まで）に応じて借入限度金額が設定される仕組みであることから、出資株数が多い親世代の方が資金借入をしやすいこと。また、「とりあえず」漁業へ就業している者が存在するように、親世代の子世代に対する信頼感が乏しいという事情もあるようである。実際の移行時期については、漁協が資金借入の可能な年齢を65歳までと定めているため（一部例外となる場合あり）、親世代がこの年齢に達したときに行われるようである。なお、漁協への出資株については、定年制は採られていないが、親から子への持ち分譲渡や相続による継承が漁協の規定に存在している。しかし、漁協では組合員数が減少傾向であることから一漁家複数組合員制を採っているため、親とは別に子が新たに出資して組合員となっている。

また、引退時期の決定については、親世代はまだ引退していないことから、参考として親の親世代の状況を見ると、71歳、60歳、70歳、50歳代、56歳、71歳となっている。各々の引退理由は、70歳代で引退した者は体力の限界、60歳で引退した者は年金受給が契機となっている。また、50歳代で引退した者は、代船資金を支出して子の漁業所得から一定の金額を得ることで隠居している。このように引退の契機は、いくつかのパターンに分かれて存在しているが、本人の意向のみでなく妻や嫁を含む世帯構成員で話し合っただけで決定するケースが多く見られる。

6．若年世代と高齢世代の就業動向

(1) 各世代の就業動向

次に、世代別の就業動向を把握するため、若年世代と高齢世代の動向を把握したい。まず、漁業センサスの漁業就業者の定義が海上作業30日以上のものであることを利用して、2003年における当漁協地区の正組合員数と漁業センサス上の漁業就業者数を見ると（図5）、20歳代では漁業就業者が33人に対して正組合員は19人であるが、30歳代になると前者の61人に対して後者が58人と差が小さくなる。20代における差は、海上作業日数が30日未満の者より、親子操業の開始直後で親から操業権を移行されていないことから組合員資格を得る必要がない者、あるいは職業選択過程にあり「とりあえず」漁業へ就業している者が存在するためと解釈すべきであろう。また、この差が30歳代で縮まることから、若年世代は30歳代で漁業就業を最終決定し、操業権を有して主体的に漁業を営み始める傾向を読み取ることができる。

その一方で、60歳以上の漁業就業者数と正組合員数を比べると、前者の174人に対して後者は231人であることから、20歳代までと逆転して組合員数の方が多い。これは、60歳以上になると年間海上作業日数が30日未満でありながら、組合員で有り続ける者が存在すると解釈できよう。先に示したように、当漁協地区は漁船漁業が大半であり、例えば前浜における採介藻のような高齢者が営みやすい漁業が少ない特徴を有する。このため、60歳を過ぎると、操業日数が漸減傾向となると考えられる。つまり、高齢世代は、高齢になるにつれて、積極的な操業を行わずに、年金所得の補助や自家消費を目的とした操業に移行させる傾向が明らかである。

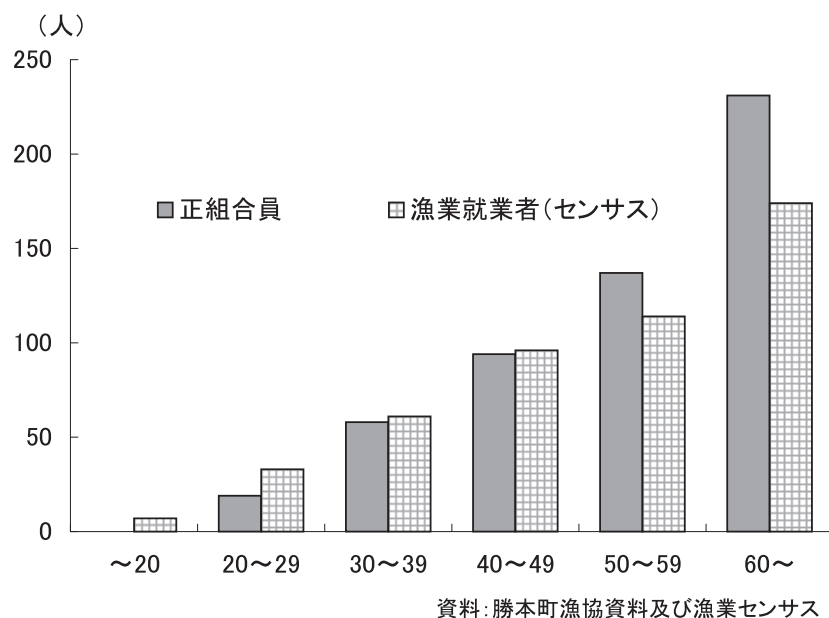


図5 2003年の正組合員数と漁業就業者数

(2) 若年世代の動向

次に、若年世代の動向を確認するため、表5に新規加入組合員の世帯と平均年齢を示した。これを見ると、正組合員への加入は若年の漁家子弟、准組合員は高齢の他産業従事世帯の者という傾向が明確に表れている。長崎県では、都市部から漁業へ新規就業するイターン者を受け入れる動きが多いが、当漁協地区では、都市部からのイターン者や漁家以外の世帯からの若年世代の新規就業は生じていない。これは、現在までのところ、漁家世帯から一定数の後継者が確保されていることに加えて、将来を担う若年世代は、地元の漁家から確保したい意向を有するためである。ただし、当漁協では、組合員数の減少を問題視していることから、主に陸上産業を定年退職した高齢世代の准組合員への加入に積極的である。

表5 新規加入組合員の世帯と平均年齢

	漁家世帯	他産業従事世帯	平均年齢
正組合員	11	0	32.0
准組合員	3	12	57.8

注) 2006年~2008年9月までの期間

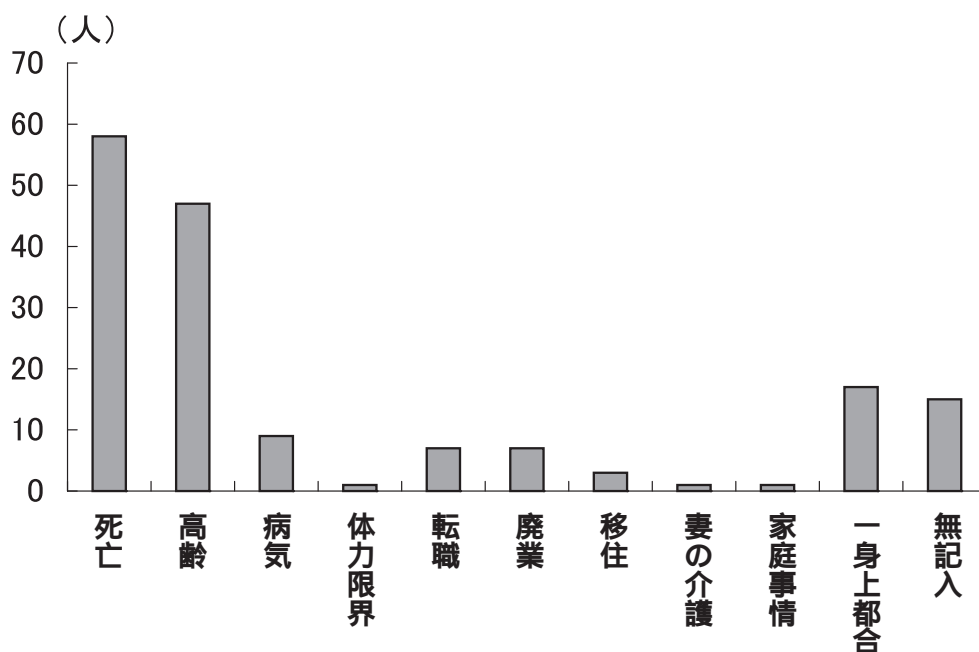
資料: 勝本町漁協資料

また、前節で調査した漁家で漁業後継者となった若年世代の者に、漁業を職業として選択した理由を

把握したところ、注目すべきこととして、第一に、最近の企業倒産の増加や終身雇用の見直し、容赦ないリストラといった陸上産業の不安定さに対する指摘が聞かれた。従来から、漁業後継者の減少の要因について、不安定な漁業より安定したサラリーマンを選択する傾向が指摘されていた。しかし、最近の若年世代には陸上産業の不安定さを危惧し、その結果として地元で漁業後継者となる選択を行う者が出現しているのである。第二に、漁業が自分に向いていることや会社勤めが性に合わないこと等の、自分に向いた職業を模索した結果である指摘が聞かれた。一般的に職業選択においては、給与や拘束時間等の労働条件が重要であるとされる。しかし、これらの理由からは、近年の子世代には、職業の有する労働条件だけでなく、自己の有する適性基準という内向きの条件がもう一つ存在し、それを大切に職業を模索する傾向があることが読み取れる。第一、二の理由は従来の若年世代の動向と異なる事であることから、近年の若年世代の有する特徴として把握すべきことであろう。また、第三に、大型マグロの流し一本釣の魅力に対する指摘が聞かれた。これは、高い収益性に加えて、数百キロに達するマグロを釣り上げることや一本揚げれば数百万円を得られることの醍醐味、青森県大間のマグロー一本釣と同様に世間で注目度が高い漁業を営むことの満足感が、若年世代を惹き付けていると考えられる。このことは、若年世代の中には、陸上産業の不安定さが増す現状の中で、漁業の持つ魅力を再確認する者があり、その魅力には所得以外に職業としての面白さや注目度といった要素が含まれることを示している。

(3) 高齢世代の動向

さらに、高齢世代の動向を把握するため、組合員の脱退理由を把握した結果(図6)、死亡による脱退が58人と、総脱退者数に占める割合が34.9%を占めている。漁業は不慮の事故が少なからず生じる産業ではあるが、それを差し引いても、死ぬまで現役として漁業を営む者が一定の割合で存在することを示している。このように、高齢まで漁業を営み続ける要因として、所得の確保や漁獲物の自家消費とい



資料: 勝本町漁協資料

図6 2002～2007年度の組合脱退の理由

う経済的理由に加えて、老化防止や地域とのコミュニケーションツールという福祉的理由が把握された。このことから、漁業は所得や健康、生きがいの面で、高齢者に優しい機能を有していると評価できよう。また、死亡以外の脱退理由を見ると、高齢や病気、体力の限界といった体力的肉体的な理由が計57人で、同34.3%を占めている。先述したように、当漁協地区は漁船漁業が中心である故に、決して高齢者が営みやすい漁業構成ではない。たとえ沿岸といえども、漁船漁業を高齢者が一人で営むことには、相応のリスクが生じるからである。このことは、漁業は定年がなく高齢者に優しい機能を有する一方で、地域の漁業構成によっては、決して死ぬまで営み続けられる訳ではないことを示している。つまり、漁業者の中には、漁業を引退してからの生活を成立させる必要が生じてくる者が存在しているのである。さらに、転職や廃業、移住といった漁家離脱による理由が17人で、同10.2%を占めている。この要因として、高齢者の中には、馴染みのイカ釣から新たに魚釣を開始することの負担が大きいことから、営漁形態を転換しない者が存在することが指摘される。後継者を確保した漁家世帯においては、若年世代を中心に積極的は営漁形態の転換が可能で、高齢者のみの漁家はこのような変化について行けず、結果としてイカ釣の不振の影響を受けて漁家を離脱する場合が存在するのである。また、妻の介護や家庭の事情を理由に脱退している者が、少数ではあるが見られる。先述したように、子世代が漁業外就業を選択すると島外へ流出するため、漁業後継者が存在しない漁家は、高齢者のみ世帯となる場合が多くなり、介護問題が生じているのである。このことは、漁業地域においても、漁業後継者が減少して高齢者のみ世帯が増加した場合、介護や健康、孤立化などの高齢化社会が抱える問題が出現することを示唆している。このように、高齢者は、操業日数を減少させつつ肉体的体力的事情が許す限り漁業を営んでおり、そこには漁業が有する高齢者に優しい機能が働いている。しかし、死ぬまで漁業を続けられず、引退後の生活を成立させる必要が生じる場合があること。また、高齢者のみ世帯となり、介護や孤立化の問題を抱える漁家が出現する場合があることから、漁村社会における高齢者の経済的福祉的な問題が生じる可能性が示唆されている。

なお、漁業引退後の生活では、公的年金への依存度が高いと考えられる。漁業における年金制度と加入状況については、本事業報告書における松前さくら漁協地区の調査報告に記述したが、漁業者は年金より保険を重視する傾向が強いことや、若年世代に年金に対する不信感が根強いことから、漁業における年金制度の整備と普及活動は今後の検討課題といえる。

8. まとめ

最後に、当漁協地区の漁家世帯における就業動向の特徴をまとめてみたい。第一に、漁家世帯の世代交代の特徴として、世帯員労働力を適切に配分するため選択を行う傾向を指摘できる。すなわち、単身操業でも収益性が保てるイカ釣漁業が中心の当時は、子世代が19tイカ釣漁業の乗り子をしてから親子操業を開始した上に、親子操業を短期化し、親世代は小船で沿岸のブリ釣を営む構造が存在した。この構造によって、漁家世帯員の労働力を過不足なく配分できた結果、本船以外の収入を確保することを可能とした。ところが、19tイカ釣漁業の不振やブリ資源の減少によって、この構造は崩壊の過程を歩み始めた。しかし、この状況下において、二人乗操業で収益性が高まるマグロやメダイ釣が出現したため、世帯員労働力を親子操業に一本化することで余すことなく吸収できる構造が維持された。このことから、漁家世帯の世代交代は、地域漁業全体として、世帯員労働力を過不足無く配分できる構造を土台として成立することが示唆される。このため、今後は、世代交代する漁家を一定数確保するためには、世帯員

労働力の配分を地域漁業全体として検討されるべきであろう。

第二に、漁家世帯の世帯員構成の特徴として、漁業後継者が存在する漁家は完全同居世帯、漁業後継者が存在しない漁家は夫婦のみ世帯と二極化する傾向を指摘できる。さらに、前者では、親子操業かつ同一生計であることから、住居・生計・仕事のすべてで親世代と子世代が一体化している一方で、後者ではUターン者や定年後の帰郷者が少ないことから、このまま高齢者のみ世帯となる特徴を有していた。このような二極化は、漁業地区の住宅事情や産業構造の影響とともに、イカ釣から魚釣への営漁形態の転換とそれを可能にする親子操業体制の確立の可否によって、より進行したと考えられる。このことから、地域漁業の変容は、漁家世帯の漁業のみならず生活環境の分化を引き起こすことが示唆されている。また、このような二極化の進行は、完全同居世帯については子世代の独立志向の阻害問題、夫婦のみ世帯については将来的な経済的福祉的問題を生じさせることが懸念される。このため、今後は、例えば給与制のマニュアル化や年金制度の整備など、二極化する漁家世帯への対応策を行政施策と地域漁業の対応の両面から検討する必要があるだろう。

第三に、若年世代（子世代）の就業動向の特徴として、職業選択期間が長期化する傾向があり、中には漁業と他産業を出入りしつつ‘とりあえず’漁業に就業する者が存在することが指摘できる。また、就業理由として、他産業の不安定さや自己適性の尊重、漁業操業の面白さという、従来の後継者不足の要素と指摘された事項と異なる特徴が抽出された。このような特徴の背景には、漁家世帯における直系家族規範の崩壊と、若年世代の高学歴化や職業観の変化が影響したと考えられる。このことから、若年世代は、親世代とは生き方そのものが異なっており、長期的かつ自由に職業選択を行う様相が示唆されている。このため、後継者確保対策については、近年の若者気質を踏まえて、漁業の有する労働条件以外の要素を含めて多角的に検討すべき時代に入っていると考えられる。

第四に、高齢世代の就業動向の特徴として、一般企業の定年年齢を過ぎても漁業就業し、経済面に加えて福祉面の効果を得ていること。しかし、年齢とともに操業日数は漸減し、いずれ漁業を引退する場合が多いことから、引退後の生活を成立させる必要に迫られていることを指摘できる。このことは、漁業の有する高齢者に優しい機能を確認することができる一方で、現実には、死ぬまで健康に漁業就業できる者は少ないことから、高齢化社会が抱える経済的福祉的問題が漁家世帯でも起こりえることを示唆している。さらに、後継者が存在する漁家の親世代は、自身の引退による単身操業化で収益性を低下させないように、漁業就業を長期化させる動きがあり、この動向はそれ相応に操業事故のリスクを生じさせるであろう。また、後継者が存在しない漁家では、高齢者のみ世帯となることで老老介護や孤立化という福祉面の問題が生じる上に、依存度が高まる公的年金への加入が不十分である故に経済面で困窮することが危惧される。つまり、いずれの場合でも、高齢世代は年齢が上がるにつれて、漁業・生活の両面における不安が増加するのである。しかし、漁業では就業者の高齢化が指摘されて久しいにも関わらず、高齢世代に目を向けた対応策は少ない現状にある。このため、今後は、例えば高齢世代の操業面での安全性の確保や雇用機会の創出による所得確保策、年金制度の充実というような、高齢世代に対して就業及び生活環境を整備するための対策を検討していく必要があるだろう。

福岡県姫島地区における漁業後継者の就業実態と課題

海とくらし研究所 関 いずみ

1. はじめに

玄界灘の離島である姫島は、平成20年現在、島内52世帯のうち75%にあたる39世帯が漁協正組合員の世帯であり、准組合員世帯を含めると全体の94%、49世帯が何らかの形で漁業と関わっている漁業中心の島である。自営漁家の場合、主に長男が高校卒業後に島に戻り漁業を継ぐという形態が定着しており、現在は自営漁家33世帯のうち45%の15世帯に後継者がいる、または卒業後に戻る予定となっている。

姫島地区の人口は昭和35年に373人であったが、昭和47年には290人、昭和52年に268人、昭和57年に228人と減少の一途をたどり、昭和42年と昭和52年には、島内の姫島中学校分校を本土側の志摩中学校（本校）に統合することが協議されるに至った。しかし、漁業労働環境や生活環境の改善を行ってきた結果、昭和50年代後半以降人口は安定的に推移し、平成8年には小中学校併設の校舎が新築されるまでに復活した。

本論では、姫島地区の漁業就業の実態について把握することで、比較的順調に後継者が参入し、地域の人口構成が健全に保たれている要因について考察する。また、女性や高齢者等、漁業世帯の構成メンバーの生活状況について概観し、姫島の地域社会における課題について整理する。

2. 地区の概要

(1) 立地条件

姫島は、福岡県の西北端、糸島郡志摩町に属し、糸島半島の北西約4キロメートルの玄界灘に位置する離島で、玄海国立公園第二種特別地域に指定されている（図1）。円錐形の島の周囲は3.8キロメートル、総面積は0.75平方キロメートル、標高は187メートルである。集落は、風波の影響の比較的少ない南端のなだらかな緩傾斜地に立地し、漁港を中心として南東、南西にほぼL字型に形成され、島の北側は道路がなく急傾斜の地形になっている。

姫島に渡る交通手段としては、本土側の岐志港きしから町営の渡船が一日4便就航している。岐志港からの所要時間は約16分である。

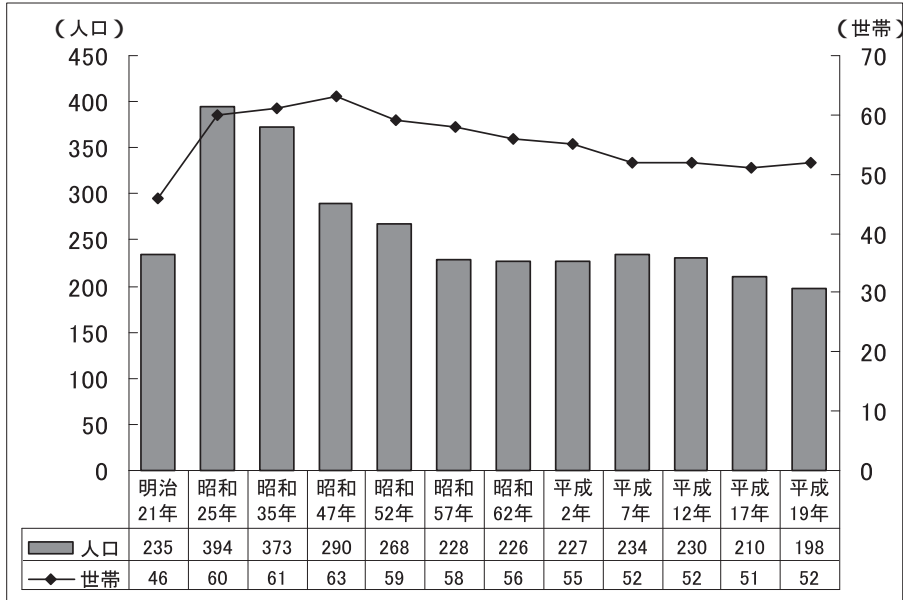


図1 姫島位置図

(2) 人口・世帯の概要

町の資料（平成2年以降は住民基本台帳）によると、姫島地区の人口及び世帯数の推移は図2のようになっている。昭和20年代に人口が増加しているのは戦後の引上げ者が定着したためと見られるが、その後昭和40年代から50年代にかけては高度経済成長の影響を受けて集団就職者が増加、島の人口は減少し昭和52年の人口は昭和35年の71.8%となった。昭和60年代以降は安定した漁業を長男が継ぐという形

態が定着し、人口及び世帯数は安定的に推移した。平成12年以降は人口が減少傾向にあるが、現在高校生の男子6人のうち3人は卒業後漁業後継者となることがほぼ決まっていること、今後結婚を控えている若手世代がいることから、今のところ人口が急激に減少することは考えにくい。



志摩町資料

図2 姫島地区の人口及び世帯数の推移

調査時（平成20年9月）の年齢層別の人口は表1のようになっている。姫島地区には小学校（姫島小学校）と中学校（志摩中学校姫島分校）があり、島の子供たちは中学を卒業すると本土側へ下宿をして高校に通学する。高校卒業後は男性の場合、島に戻って就職するか島外で就職あるいは進学することになる。女性の場合は島内に就職機会がないため、進学にせよ就職にせよそのまま島外で暮らすことになる。50歳代までの女性の中には、姫島出身で一度島を出た後、島の男性と結婚し戻ってきた人もいるが、それより若い世代は、ほとんど島外から島に嫁いできた女性である。

高齢化率についてみると、表1より姫島地区の高齢化率は26.1%となり、志摩町全体の高齢化率23.3%（ただし平成19年度）と比較し高い値になっている。しかし、全国の漁港背後集落の状況を見ると、平成19年時点で高齢化率は30.4%であり、全国平均からすると高齢化はそれほど進んでいない地区であることがわかる。

表1 年齢層別・性別の人口（平成20年12月）

単位：人

年齢区分	男 性	女 性
就学前の幼児	2	4
小中学生	9	13
高校生	6	4
大学生	1	0
高卒～64歳	57	51
65歳以上	18	34
小計	93	106
合計	199	

志摩町資料

(3) 産業の概要

姫島地区は漁家比率が94%であり、漁業に特化した産業構造となっている。海上作業は主に男性が担い、親子二人での操業が基本となっている。親が病気になったり死亡するなどの理由で一人操業となった場合、後継者が学校を卒業して戻ってくるまでの期間、妻が船に乗るケースも多い。また、陸上作業は家族総出で行い、女性や高齢者は重要な労働力となっている。漁業以外の就業機会としては、男性の場合、漁協職員や町の職員（定期船職員等）で、女性の場合は民宿、小売業、保育園職員、介護ヘルパー、学校事務がある。

島内には民宿が3軒あり、釣りや新鮮な魚介料理を目的とする観光客が宿泊している。遊漁案内を兼業している漁家も多い。小売店は漁協経営の店舗が組合事務所の裏手に立地している。食品や日用雑貨を扱う店で、島内の女性がパートで販売に従事している。保育園は町からの補助金により運営されている。農業は自家用程度の小規模なものがある。

3. 漁業の概要と漁業就業の現状

(1) 姫島地区の漁家の構成

漁家世帯における漁協正組合員（複数の場合は年長者）を基準として、それぞれの漁業世帯の構成についてまとめると表2のようになる。島内全世帯の平均家族人数は、昭和60年代以降4人台を保ってきたが、平成19年に3.8人となった。これは、准組合員世帯に見られるように、夫を亡くした高齢女性の一人暮らしが増えたこと等が原因している。しかし、正組合員世帯のみで見ると、依然として複数世代同居による大家族が多く、平均家族人数は4.4人となっている。

(2) 漁協組合員の推移と現状

姫島漁協は平成13年7月1日に、深江・^{かぶり}加布里・岐志新町・姫島・^{はや}芥屋・^{のぎた}野北の6漁協の合併により、現在は系島漁業協同組合姫島支所となっている。

姫島支所の正組合員数の推移は表3のとおりである。正組合員数が平成8年から9年にかけて急が増えているのは、平成8年より一世帯複数組合員制となったためと見られる。それまでは一世帯一組合員制であり、親から子へ正組合員資格が引き継がれるのは、親が70歳代、子が40歳代というのが一般的であった。この時、操業に関する一切の権限や家計の管理も子供世代へと譲渡された。

平成9年の正組合員数は60人で、以降目立った増減なく推移していたが、平成14年より減少している。この原因の一つとして、平成13年の漁協合併の際に組合員資格についての見直しがあり、この時正組合員から准組合員に移行した人が数名いることが挙げられる。准組合員は主に夫を亡くした高齢女性が中心であり、夫の組合員資格を譲渡されたり、磯まわりの漁を行うために准組合員資格を取っている。平成16年には正組合員は56人、准組合員は5人となっている。漁協でのヒアリングによると、平成20年現在では正組合員はさらに減少して47人、准組合員は増加して10人、合計57人である。

また、図3では年齢層別の漁業者数（正組合員数）の割合の推移を示している。平成5年及び15年は漁業センサス、平成20年は漁協へのヒアリングにより作成している。40歳未満の割合は平成5年に42.9%であったのが、平成15年には30.0%、平成20年には19.1%と減少傾向が続いている。一方、65歳以上の割合は、平成5年の16.1%から平成15年の24.0%と増加したが、平成20年には21.3%と減少している。

姫島地区では後継者は漁業に着業して3～4年後に正組合員資格を取るのが一般的であり、現時点で

表2 姫島地区における漁家世帯の構成について（平成20年12月）

No.	本人の年齢	家族人数	家族構成	後継者の有無	後継者について	主な漁業種類	備考
1	59	3	妻・母	×		刺網・延縄	
2	80代	5	息子夫婦・孫(2人)	×		刺網・延縄	息子は公務員、孫の一人は漁協職員
3	53	5	妻・子(3人)	○	子供の内1人は漁業後継者だが、まだ組合員ではない	刺網・延縄	息子が漁業に就くまでは妻が船に乗っていた
4	61	2	妻	×		釣り	
5	41	5	祖母・妻・子(2人)	×		釣り・採貝藻	定置に入り後に独立した子供はみんな女
6	37	6	母・妻・子(3人)	×		刺網・延縄	父親が亡くなるまでは一緒に漁業に従事子供はみんな女
7	51	8	両親・姉・妻・子(3人)	△	現在高校生の息子が帰ってくる予定	刺網・延縄 一双吾智網	父が亡くなってから妻と沖にでているが、息子子が帰ってくれば妻は陸仕事に移る
8	69	2	妻	×		釣り	
9	61	3	妻・子(1人)	○	息子は正組合員(35歳)	刺網・延縄	
10	71	4	息子夫婦・孫(1人)	○	息子は正組合員(40歳)	刺網・延縄 一双吾智網	今年から息子に操業権や経営権を譲る
11	45	2	母	×		定置網	
12	59	3	母・妻	×		釣り・採貝藻	
13	57	2	妻	×		定置網	
14	58	5	妻・子(3人)	○	子供の内1人(22歳)は定置網に従事しているが、まだ組合員ではない	釣り・採貝藻	
15	74	8	母・妻・息子夫婦・孫(3人)	×		釣り・採貝藻	子供は渡船の職員、孫はみんな女
16	42	6	両親・妻・子(2人)	△	現在高校生の息子が帰ってくる予定	釣り・採貝藻	
17	63	6	叔父・妻・孫(3人)	×		定置網	
18	63	3	妻・子(1人)	×		釣り・採貝藻	
19	60	2	妻	×		その他	
20	62	3	母・妻	×		その他	
21	77	2	妻	×		刺網・延縄	現在入院中
22	53	3	妻・子(1人)	○	息子は正組合員(23歳)	釣り・採貝藻	
23	70	4	母・妻・子(1人)	×		刺網・延縄	昨年まで息子(38歳)と漁業に従事していたが、息子は現在渡船職員となっている 3年前に父親が亡くなるまでは親子で操業祖父は入院中 一人で操業するようになってから、小さな船に買い換えた
24	22	5	祖父母・母・妹	×		釣り・採貝藻	
25	55	4	妻・子(2人)	○	息子は正組合員(24歳)	刺網・延縄	

No.	本人の年齢	家族人数	家族構成	後継者の有無	後継者について	主な漁業種類	備考
26	70	7	妻・息子夫婦・孫(3人)	○	息子は正組合員(42歳)	刺網・延縄 一双吾智網	昨年、息子に操業権や経営権を譲った 孫が高校を卒業して戻ってくれば、自分は船 から降りる予定
27	70	6	息子夫婦・孫(3人)	×		刺網・延縄	息子は漁協職員 孫はみんな女
28	45	4	妻・子(2人)	×		刺網・延縄	
29	43	7	祖母・母・妻・子(3人)	○	息子は正組合員(23歳)	釣り・採貝藻	本人は定置で漁業に入り後に独立
30	71	7	妻・息子夫婦・孫(3人)	○	息子は正組合員(42歳)	刺網・延縄	昨年、息子に操業権や経営権を譲った 孫が高校を卒業して戻ってくれば、自分は船 から降りる予定
31	61	2	妻	×		釣り	
32	37	3	母・妻	×		定置網	
33	61	5	妻・息子夫婦・孫(1人)	○	息子は正組合員(28歳)	釣り・採貝藻	
34	84	1		×		刺網・延縄	
35	53	6	叔母・妻・子(3人)	○	息子(20歳)は漁業に従事している がまだ組合員ではない	釣り・採貝藻	息子が戻るまでは、一人で船に乗っていた
36	56	6	母・妻・子(3人)	△	息子は高校を卒業したら戻る予定	刺網・延縄	
37	47	6	母・妻・子(3人)	×		定置網	
38	36	2	母	×		定置網	
39	47	7	両親・妻・子(3人)	○	息子2人(19歳と21歳)が漁業に従 事しているがまだ組合員ではない	釣り・採貝藻	

准組合員世帯

No.	本人の年齢	家族人数	家族構成	後継者の有無	後継者について	主な漁業種類	備考
1	44	5	母・妻・子(2人)	×			
2	79	1		×			女性
3	65	2		×			女性 夫は入院中
4	48	4	母・妻・子(1人)	×			
5	73	1		×			女性
6	77	2	妻	×			女性
7	75	1		×			女性
8	75	1		×			女性
9	-	1		×			高齢女性 磯まわりに従事
10	-	1		×			高齢女性 正組合員の夫が死亡し、組合員 となった

※漁業者及び漁協にアリングより作成

※漁家世帯のうち漁協正組合員(正組合員が複数いる場合は年長者)を本人とする

※現在同居していない高校生、大学生については含まれていない世帯がある

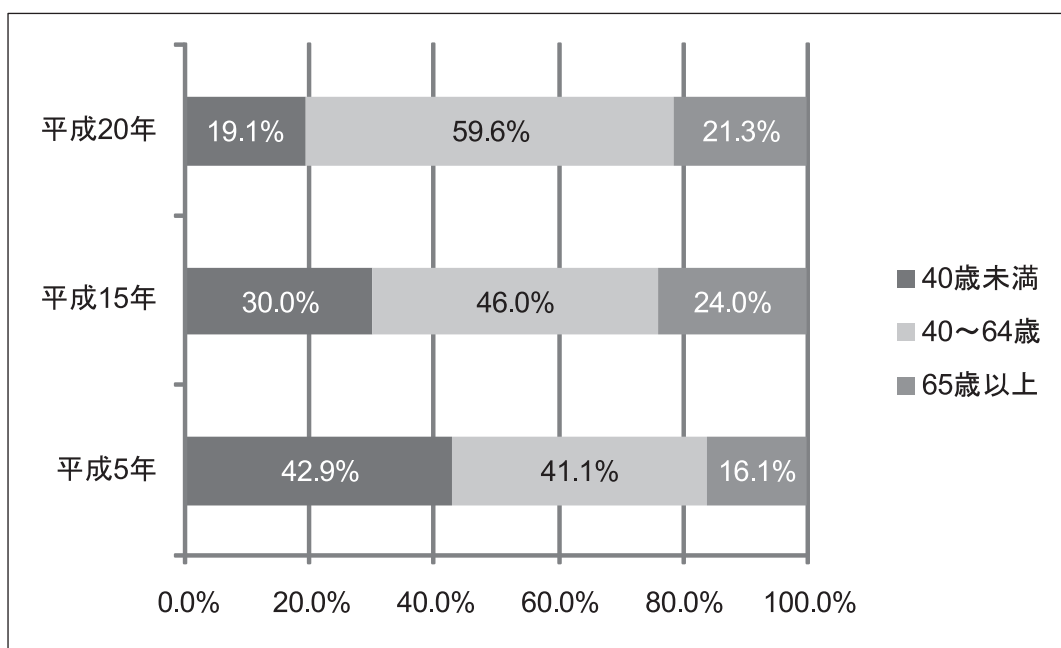
は組合員ではないが、そろそろ資格を取得することになっている20歳代の漁業者が5人いる。現在70歳代以上の高齢漁業者が順次抜けていくとしても、組合員数が急激に減少するとは考えられない。さらに現在高校在学中で、卒業後には漁業に着業する予定の者が少なくとも3人おり、当面は組合員の安定的推移と若返りが期待される。平成20年現在の組合員の年齢別構成は表4のとおりである。

表3 漁協組合員数の推移

単位：人，経営体

階層	最近10ヶ年の推移										10カ年平均	増減傾向 H16/H7
	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年		
地区人口	234	234	230	232	231	224	222	219	211	215	225	0.919
組合員数	53	53	62	64	65	65	65	64	64	61	62	1.151
正組合員	51	51	60	60	60	60	60	57	57	56	57	1.098
准組合員	2	2	2	4	5	5	5	7	7	5	4	2.500
漁業経営体数	53	53	53	55	55	55	55	55	55	55	54	1.038
当該市町村人口	17,703	17,765	17,836	17,778	17,652	17,738	17,737	17,827	17,751	17,732	17,752	1.002

資料：港勢調査



漁業センサス、ヒアリングより

図3 年齢層別漁協正組合員数の推移

表4 姫島地区の漁協組合員の内訳（平成20年現在）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
正組合員	5	5	9	11	11	4	2	47
准組合員		1	4			5		10

漁協ヒアリングより

(3) 漁業種類と就業の状況

姫島地区は、江戸時代には農業を主とし、壮年層が五島や壱岐の捕鯨組に出稼ぎで雇われていた。その後、文化12年(1815年)に島の人が長州の豊浦郡の人から大敷網の技術を学んで帰島、大敷網は姫島地区の主要な漁法となった。文政3年(1820年)にはボラ及び鯛延縄が伝わり、明治42年には区域内の沿岸水産動植物一切という内容で操業を免許された。

大正時代には漁船の動力化が進み定置網と延縄以外に、イワシ漁や刺網、だぐり網が盛んに行われた。戦後は福岡県の奨励もあり姫島地区でも昭和28年頃より巾着網の操業が始まったが、ほとんど成果があらわず数年後に休業となっている。昭和43年には中型まき網が創業した。

現在営まれている漁業には、刺網漁業(固定式刺網・キス流し網・コチ網・イサキ網・建網)、延縄漁業(フグ延縄・鯛延縄・アラカブ縄・甘鯛延縄)、釣り漁業(サワラ曳釣り・イサキ釣り・アジ釣り・スズキ釣り・水イカ釣り)、採貝藻(アワビ・サザエ・ウニ類・ナマコ・海藻類)、底引網(一双吾智網・エビ漕ぎ網)、定置網(漁協の自営定置網・沈下式升網・曲げ建網)がある。姫島地区ではこれら多様な漁業種類を組み合わせることにより、通年操業が可能となっている。主な漁業種類と操業の概要については表5、正組合員の従事する漁業種類の組み合わせについては表6のようになっている。

表5 姫島地区の漁業種類と操業の概要

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
刺網	←→												ヒラメ 25経営体(H15)	
延縄											←→		フグ、プリ 13経営体(H15)	
定置網	←→												組合自営	
採貝藻(海士漁)	←→												アワビ、ウニ、サザエ 35経営体(H15)	
ごち網				←→									タイ、イサキ	
一本釣り	←→												アジ、プリ、サワラ(10月) 28経営体(H15)	
建網			←→											カサゴ、キス
柵網	←→												アジ類	
カゴ漁業	←→												タコ、フグ	
サヨリ漕ぎ網		←→											現在はほとんど操業していない	

漁協ヒアリングより

表6 正組合員の従事する主な漁業種類の組み合わせ

単位:人 ()は世帯数

漁業種類	刺網・延縄 一双吾智	刺網・延縄	釣り 採貝藻	定置網	釣り	その他	合計
従事する 正組合員数(世帯数)	5 (3)	16 (13)	15 (12)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	47 (39)

漁協資料

従事する漁業種類と後継者の関係を見ると、後継者がいる漁業種類は「刺網・延縄・一双吾智網」、
「刺網・延縄」、「釣り・採貝藻」である。後継者が漁業に従事する最も大きな要因は世帯が漁船を所有
していることにある。定置網は漁協自営であり、漁業者は雇われとして従事しているため船は所有して
おらず、継ぐべき漁船がないため後継者はいない。

現在定置網に従事しているのは7人で年齢別の内訳は20歳代1人（まだ正組合員にはなっていない）、
30歳代2人、40歳代2人、50歳代1人、60歳代1人となっている。定置網の定年は60歳だが、応募者が
いなければ定年を超えても乗ることができる。定置網は家では漁船を所有しないが姫島地区で漁業に従
事したいと希望する者にとって、漁業就業のための大切な機会となっている。また、漁船を所有してい
ても一旦定置に雇われ、休業期間を経てから家の漁業を継いで独立するというパターンも見られる。現
在40歳代で釣り・採貝藻を自営している2人の漁業者は、定置に乗ってから家の漁業を継いでいる。ま
た、20歳代の定置網従事者は、本人の家は釣り・採貝藻の自営漁家である。

釣りのみおよびその他の漁業種類に従事しているのはいずれも60歳代の漁業者で、後継者がいないた
め、小規模な漁業経営となっている。

(4) 漁業生産の推移と現状

姫島地区の漁業生産の推移は表7のとおりである。平成7年以降10年間の漁業生産の推移を見ると、
姫島地区の水揚げ金額のピークは平成8年であるが、その後も若干減少傾向にはあるものの2億5千万
円前後で安定的に推移していることがわかる。水揚量については増減が認められるが、300トンを超え
る水準で推移している。平成17年の港勢調査では、属人及び属地漁獲量325トン、陸揚げ金額257百万と
なっており、平成7年との増減傾向は漁獲量が110.2%、漁獲金額は85.1%となっている。

表7 姫島地区における漁業生産の推移

階層	最近10ヶ年の推移										10カ年 平均	増減傾向 H16/H7
	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年		
1) 属人漁獲量	295	326	312	247	392	252	340	350	366	299	318	1.014
2) 属地陸揚量	295	326	312	247	392	252	340	350	366	299	318	1.014
海面漁業	295	326	312	247	392	252	340	350	366	299	318	1.014
海面養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
属地陸揚金額	302	342	319	255	278	216	265	257	255	244	273	0.808
属地陸揚比:%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

資料:港勢調査

漁業センサスによると、平成15年の1経営体当たり平均漁獲金額は801万円となっている。ただし、二
人操業と一人操業では平均の漁業所得に開きがあり、二人操業の場合は平均して1,000万円前後~2,000
万円、一人操業の場合は500万円以下が多くなっている。何らかの理由で漁船に乗る人が一人になった
場合、所得を支えるために女性が漁船に乗ったり、経費節減のために漁船規模を小さくする場合もある。
50歳代の一双吾智網を営む漁業者の場合、父親と二人操業を行っていたが、父親が亡くなったため、妻
が本人と共に沖に出て労働力を担保した。しかし、現在高校に通っている息子が戻ってくる予定なので、
そうなれば妻は船を降り、息子と二人で操業する予定である。また、20歳代の刺網・延縄を営む漁業者
は漁業を継いでから父親と操業していたが3年前に父親が亡くなった。漁業を始めたばかりで技術的
にも不安があったため、小さな漁船に買い換えて現在一人で操業している。

4. 漁家世帯における後継者等の参入形態や生活の実態

(1) 漁業後継者の漁業参入の形態について

姫島地区では親子2人での操業が基本的な形態となっている。親が60～70歳代、本人が40歳代のころに本人の息子が高校を終えて島に戻り、親は引退して、本人は息子と船に乗るようになるというのが姫島地区のモデル的なパターンである(図4)。実際には高校を出た息子が着業して最初の1、2年は親子3代で操業し、親や本人が息子に技術を伝えていく。息子が一通り仕事を覚える頃になると、親は船を降り、本人と息子が操業をするようになる。

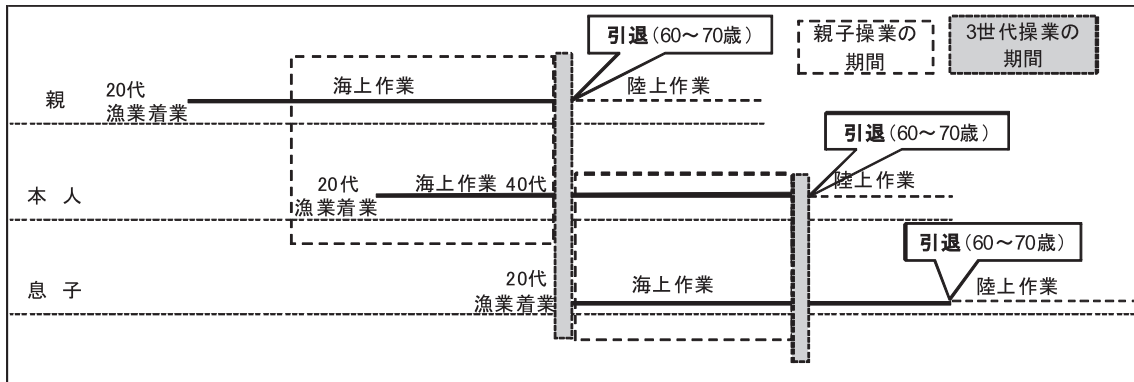


図4 漁業における世帯交代のモデル

後継者は主に長男だが、長男が漁業を継がない場合は二男三男が漁業に従事することもある。親が早く亡くなったりした場合は、後継者である息子が高校を出るまで妻と船に乗るといったケースも多い。祖父、親ともに亡くなり兄弟で島に戻り漁業を継いでいる例もある(ともに帰島したばかりで20歳代)。

親から子へ正式に操業の権利や家計が譲られるのは、親が70歳代、子が40歳代になった頃で、新たな後継者が参入する時期と重なる。かつてはこの時に正組合員資格も親から子へと引き継がれたが、平成8年から一世帯複数組合員制となったため、近年では親と子の二人が正組合員となり、やがて新たな後継者が漁業に就いて2、3年すると、親(祖父)が後継者(孫)に組合員資格を譲る形になっている。複数組合員制であるが、1世帯で3人以上が正組合員となることはない。

家に持ち船がない世帯では後継者世代の若者は島を出て働くことになるが、島で漁業に就きたい場合は定置に乗る。定置の雇われ以外には、渡船の乗組員(町の職員)や漁協職員等の職があるが、常に募集があるわけではない。

< T氏 69歳(調査時)の事例 >

Tさんは昭和29年に中学校を卒業し漁業に就いた。父親は戦死しており、家は漁船を所有していなかったため、定置の雇われとして2年ほど働いた。その後親戚の口利きで島根県の大敷網に乗るが、母親から島に戻るよう請われて帰島、1年間延縄に雇われる。やがて父親への恩給を元手に漁船を購入、弟と二人で自営の漁業を始めるが、意見が合わず結局一人で操業を続ける。この頃Tさんは成人し、正組合員となる。結婚後は妻と二人で船に乗った。現在40歳代の息子が、水産高校を卒業し漁業を継いだときに、妻は船から降り陸上作業に専念するようになった。一世帯複数組合員制になったときに息子も正組合員となり、現在に至っている。

< Y氏 50歳代の事例 >

昭和40年代前半、中学校を卒業したYさんは漁業に就き、父親と共に延縄・吾智網等を営む。10年ほど前に70歳代の父親から正組合員資格と家計を譲られ、Yさんが世帯主となった。家計は母親が管理していたが、現在はYさんの妻が管理している。8年ほど前に父親が亡くなってからは一人で操業していたが、5年前水産高校を出た息子が島に戻り、現在は二人で操業している。3年前に息子も正組合員となった。

(2) 女性の生活について

姫島出身の女性の場合、島内での就業機会はきわめて少ないため、高校を卒業するとそのまま島外で進学や就職、結婚というパターンが一般的である。漁業者の妻になるのはほとんどが島外の女性であり、学生を除けば島内に未婚女性は少ない。

漁家の女性は家の漁業を支える重要な労働力となっている。主な作業は延縄などの漁具の手入れや準備、刺網の網外し、出漁や出荷の手伝いなど一連の陸上作業をこなしている。また、何らかの事情で船に乗る男性が一人になったときに、漁船に乗って海上作業に従事する場合もあるが、たいていは後継者が戻ってくるまでの期間に限られる。

漁業以外の就業機会としては、漁協や学校の事務、学校給食職員、漁協購買店舗の販売員、保育所、ヘルパーがある。これらの職についているのは主に定置従事者の妻である。

自営漁家の後継者は家計の管理を任されるまでは、労働報酬を給与で受け取るのではなく、その都度小遣いとして受け取っている。後継者が結婚しても家計が分けられることはなく、居住形態も同居である。家計は姑の立場の女性が握っているのが普通で、漁業が実質上世代交代した時点で家計も姑から嫁へと譲られる。しかし、世代交代の時期は本人たちが40歳代くらいと遅いため、若い嫁世代には不満も多い。

一方で地区の女性部については、嫁が来ると姑は部員から引退して世代交代が行われる。女性部の集まりは、島に嫁いだ女性たちの交流の機会となっている。女性部の活動は神社や海岸、地区内の公衆トイレの清掃といった地域のボランティア活動や、春のフノリ摘みのような活動資金を稼ぐ活動等多岐にわたり、頻繁に実施される。実際の作業は家事や育児で忙しい若手に代わって年配者がかって出ることも多い。

< Hさん 56歳の事例 >

Hさんは高校入学と同時に島を出て、卒業後は岡山県に集団就職で服飾関係の仕事に5年間従事した。その後両親に呼び戻され、島の同級生の兄である現在の夫と結婚する。婿家は漁業と民宿を営んでおり、Hさんは主に民宿の手伝いをした。民宿は非常に忙しく、子供たち(女の子3人)をつれて遊びに行った記憶がない。家計は姑が握っていて、必要なときにお小遣いをもらうという形で、その中から少しずつ貯めておいて自分の使えるお金をやりくりした。現在もこのような形態が一般的で、島外から来た若いお嫁さんたちと話をしていると、同居への不満や家計管理についての不満が多い。Hさんも、今でも会合などで外出する時に姑に遠慮する気持ちがある。

夫が40歳代半ばの頃、舅が入院したことをきっかけに姑が夫に通帳と印鑑を渡した。その後舅が亡くなり、夫が漁業及び家計に関する一切を譲り受けた。現在も家計の管理は夫が行っているが、民宿についての経理はHさんが管理している。

(3) 高齢者について

姫島地区の65歳以上の人口は、平成20年現在で男性18人、女性34人となっている(表1)。男性の場合、11人(准組合員1人を含む)は漁協組合員で、現役の漁業者である。60歳になると国民年金を受給し、漁業収入と合わせて生活するのが普通である。65歳以上の正組合員世帯を見ると、後継者がいるのは3世帯、いないのは7世帯である。後継者がいる3世帯のうち2世帯は孫世代が高校卒業後島に戻ってくる可能性があり、いずれも孫が戻ってきた時点で自分は船を降りて引退することを予定している。後継者がいない世帯では、自分の身体が動く限り漁業を続けることを考えている。

漁業を引退後は、網繕いなどの陸仕事や畑仕事などに従事するのが一般的である。漁業に関する陸仕事はいくらでもあり、担い手としての高齢者への期待は大きい。高齢により現在本土側の病院に入院している人もいる。

5. 漁家世帯を支える地域組織や活動

姫島地区ではしっかりした地域組織や様々な活動が地域を支える仕組みとして機能し、世帯の維持や後継者の参入に何らかの影響を与えていると考えられるので、漁家世帯や就業者に関わる組織や活動について触れておくこととする。

(1) 姫島振興委員会

姫島地区では昭和40年代に後継者不足や地区の過疎化が深刻化し、その対策として保育所の開設やし尿処理等、生活環境の改善が求められた。昭和50年にこれら地区の問題について協議する場として発足したのが「姫島振興委員会」である。委員会は地区内組織の代表者により構成され、各組織との連携を図りながら島の活性化に関する様々な取り組みを実施してきた。委員会の構成メンバーは表8のとおりである。

表8 姫島振興委員会構成(平成18年度)

役員	所属	役員	所属
会長	姫島区長	委員	P T A副会長
副会長	漁協組合長	委員	青壮年部長
会計	離島振興委員	委員	離島振興委員
事務局	P T A会長	委員	女性部長
委員	漁協理事	委員	女性副部長
委員	漁協参事	委員	青年団長
委員	支所主任	委員	姫島小学校
委員	姫島区会計	委員	中分校教頭
委員	民生委員	委員	姫島小教頭
委員	自治公民館主事		

資料一 姫島地区資料

委員会の主な取り組みとしては、昭和50年に決定された毎月第三土曜日の休漁の設定(その後学校の休みに合わせて第二土曜に変更)、保育所設立の請願による町補助による保育所の開設、し尿処理事業(漁業集落環境整備事業)の要望による排水処理施設の設置(平成4年供用開始)等がある。特に排水処理については、施設整備によってし尿くみ取り作業から女性が解放されることになり、供用開始以降、

後継者の婚姻率が上がったと言われている。減少していた児童生徒数も徐々に増加し、本土との統合計画まで持ち上がった中学校も存続が決まり、平成8年には小中併設の新校舎も建設された。このように、姫島振興委員会は地区の生活や就労環境を住民の意志で改善していく実効性のある組織となっている。

(2) 『志摩の四季』への参加

平成10年、志摩町観光協会は直販所『志摩の四季』を開店し、農漁業者等を中心とする出荷者と連携しながら売り上げを伸ばしてきた。平成13年に6組合が合併してできた漁協に、さらに船越漁協、福吉漁協が合併し、平成17年に現在の形になった糸島漁協では、『志摩の四季』を平成19年に志摩町観光協会との共同出資によって株式会社とした。現在「志摩の四季」は大型スーパー（イオン）の敷地内で開業している。

『志摩の四季』は、生産者が品物を送ると委託販売をしてくれるシステムで、出店する生産者は手数料15%を『志摩の四季』に支払う。各自が出す水産物は、毎朝午前2時に出港する漁協の鮮魚運搬船で運んでいる。

売れ残りは翌日、島から出荷に来た鮮魚運搬船に積まれ各自へ返品される。姫島では、できる限り売れ残りをなくすよう、各自で宣伝のラベルを作成して商品に貼ったり、日々の販売速報の情報を管理する等の販売努力を重ねている。姫島地区からは漁業部門では当初12人の参加があったが、現在は24人に増えている。

大型量販店と隣接しているこの施設には県内だけでなく観光客も訪れ、特に若年層の客層が増えている。扱っているのは水産物40%、農産物40%、加工品20%で、漁業者だけでも糸島漁協8支所、約400人が参画している。平成19年の実績は、集客数46万人、売上金額約6億7千万円であった。

『志摩の四季』へはそれぞれの漁業世帯が個別に品物を出している。姫島地区では、午前2時に漁協の鮮魚運搬船が島内漁業者の漁獲物を本土側に運んでいるが、『志摩の四季』に出す商品も、この運搬船が運んでくれる。

漁業者は数やサイズがそろわないなど、市場では値の付きにくい漁獲物をパック詰めして商品化している。これまでト口箱単位で40~50円という安値しかつかなかったいわゆる半端ものの水産物が1パック300~400円で売れるため、直販は高く評価されている。現在姫島地区では全体の水揚げのうち約3,000万円、参加者一人当たり平均125万円/年がこの直販施設で販売されている。

親子で操業していたAさんは親が病気になり一人操業となったため、近場の漁場にしか行けなくなったが、『志摩の四季』ではロットがそろわないときでもきちんと値が付くので、漁業を維持することができるという。また、後継者世代の参加が多く、『志摩の四季』で販売した分は自分たちの所得として自分たちの通帳に入れることができるという点でも好評である。後継者の妻がニナやカメノテ、フノリ、ヒジキ等をパックにして売り始めたり、女性部の加工グループが品物を出す等、女性の副業の機会ともなってきた。

(3) その他

姫島地区には、かつては青年小屋（若衆宿）があり、中学を出て漁業に就いた時点から結婚するまでの期間、同世代の若者が集まって話をしたり祭りの準備をするような場があった。現在はなくなってしまったが、それに代わるものとして、月に一度姫島小中学校の先生の講義やスポーツ大会等を行う青年

学級がある。また、島内唯一の店舗の中には、椅子とテーブルが置いてあり、店舗の方で飲み物やつまみを買ってそこで飲食できるようになっている。夕方から三々五々漁業者が集まり、閉店までの数時間、世代を超えて情報交換を含む賑やかな交流の場が形成されている。島に帰れば仲間がいるというような居心地良い雰囲気は後継者の参入に多少なりとも影響を与えているとは考えられないだろうか。

6. 就業実態のまとめと今後の課題

姫島地区で後継者がいる漁業世帯は刺網・延縄・吾智網・釣り・採貝藻等を組み合わせた自営漁家で、後継者として島に戻る最大の要因は家が継承すべき船を所有しているということにある。さらに当該地区は豊かな漁場に恵まれ、多様な漁業種類を組み合わせることで、年間通して漁業を営むことができる。立地的にも離島とはいえ本土とは15分程度の距離で比較的便利である。また、早い時期から休漁日を設定して就労環境の改善を図ったり、保育所や排水処理施設等の生活環境を整える等、働きやすく暮らしやすい環境づくりに島全体として取り組んできた経緯がある。これらの条件が、漁家率94%の漁業の島を維持し、漁業後継者が比較的安定的に参入する要因となっている。現状では数年後に後継者が戻ってくる予定のある世帯を含めると、自営漁家33世帯の45%にあたる15世帯に後継者がいる。

一般に後継者は高校を卒業すると島に戻り親と共に船に乗るが、実際の操業や家計管理については親世代が実権を握り、それらの権利が譲渡されるのは本人が40歳代になってからが普通である。これまで後継者は40歳近くなるまで正組合員資格も取得できなかった。しかし、平成8年より一世帯複数組合員制となり、後継者は着業後数年で組合員として社会的に認められるようになった。

一方で家計については親世代が引退するまでその管理下にあり、とりわけ後継者の妻として島外から入ってくる女性たちにとっては不満が出る原因ともなっている。また、複数世代同居による大家族が基本であり、家事や子育て、漁業作業での分担や助け合いが容易にできるという利点とともに人間関係等の問題もある。町としては、後継者が結婚をしたら、せめて第一子が生まれるまで別居できるような漁民住宅についても考えているが、現在の漁家収入で独立した二世帯分の生活が十分にカバーできるかという課題もある。島の女性が島に戻らない理由の中に、そういった生活形態に対する否定があるのか、後継者世代の婚姻率について変化があるのかといった点についても今後見ていく必要があるだろう。

船を所有していない世帯では、男性は漁協自営の定置網に乗るか、漁協職員等の数少ない職を得なければ島に戻ることはできない。さらに女性の場合は、島に戻るための条件は島の人と結婚することしかないというのが現状である。一方で近年、人口及び世帯数の減少傾向が見られることもあり、今後の課題として後継者が継続的安定的に参入するための漁業生産の維持はもちろんのこと、特に新卒女子の就業機会の創出ということも考えられる。

また、後継者のいない自営漁業者は60～80歳代という年齢の高い層が多く、子供との同居もなく家族人数が少ない世帯も多い。これらの世帯では本人の引退によって漁業を廃業することになるため、これらの条件のもとで引退する漁業者の生活についても見ていくことが必要である。

<参考文献>

JF全漁連「歩みだそう漁村活性化にむけて」；平成19年3月（漁村リフレッシュ運動報告書）
志摩町史編集委員会「志摩町史」福岡県糸島郡志摩町；昭和47年

大分県における漁家世帯の夫婦操業と就業構造の変化について

大分県臼杵市・武蔵町のタチウオ漁家を事例として

(独)水産大学校 三木奈都子

1. はじめに

本稿では、夫婦操業を操業形態の中心とした漁業地区において、女子の海上作業従事を後継者の漁業継承とからめて、漁家と地区漁業の継続についてみていくことを課題としている。そのため、過去に遡って妻の海上作業従事に至るプロセスと男子後継者の漁業着業との関係、女性が海上作業を継続させてきた要因と新規の女性の海上作業従事の状況についてみていく。また、一般的に男子よりも引退年齢が早い女子の引退に伴う高齢者漁業のあり方の変化についても注意する。

調査対象地区は、タチウオ漁（延縄漁業・こぎ釣り漁業）において夫婦操業を行う漁業経営体の割合が高い大分県の臼杵市くしきと国東市武蔵町を対象地区とした。臼杵市については、加瀬（1992年）の調査で捉えられた漁家を追跡し、17年後の変化を把握する形で調査を実施した。

2. 大分県の夫婦操業地帯の概況

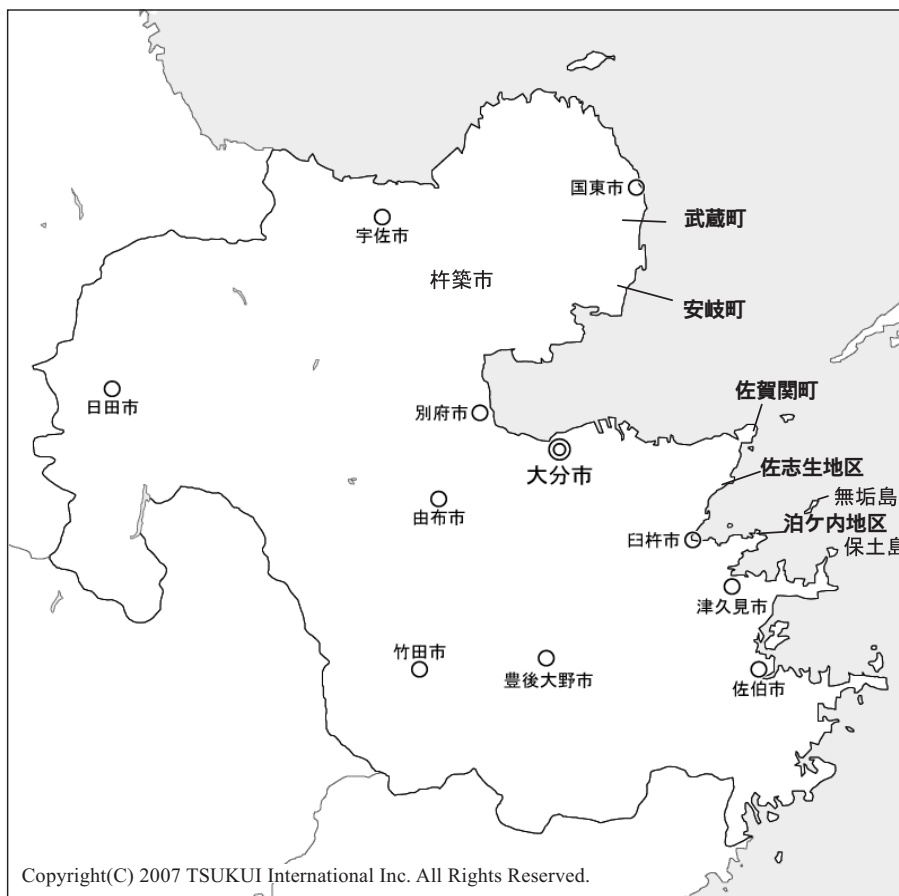
(1) 漁業就業者数に占める女子の割合

大分県は、全国と比較して漁業就業者数に占める女子の割合が高い地区が多い。表1は大分県の中北部沿岸地区（図1）の2003年の漁業就業者の年齢構成と女子割合を示したものである。漁業就業者数に占める女子の割合は、国東町とみく富来が39.2%、国東町国東が47.4%、武蔵町が31.1%、臼杵市が26.2%であり、全国平均の16.4%を大きく上回っている。これは主に複数人の海上作業者を要するタチウオ漁を夫婦操業で行っていることによる。

表1 大分県北部地区の漁業就業者

地区	漁業 経営体 数	漁業就業者数						女子
		計	男子			計		
			計	～39	40～59		60～	
国東町 富来	90	189	115	15	56	44	74	
国東	89	156	99	7	51	41	57	
武蔵町	58	106	73	9	33	31	33	
安岐町	55	81	70	12	29	29	11	
杵築市	257	441	386	86	180	120	55	
臼杵市	236	382	282	23	89	170	100	
	1経営体 あたりの 漁業就 業者数		男子漁業就業者の年代別割合(%)				漁業就 業者に占 める女子 の割合(%)	
			計	～39	40～59	60～		
国東町 富来	2.1	100.0	100.0	13.0	48.7	38.3	39.2	
国東	1.8	100.0	100.0	7.1	51.5	41.4	47.4	
武蔵町	1.8	100.0	100.0	12.3	45.2	42.5	31.1	
安岐町	1.5	100.0	100.0	17.1	41.4	41.4	13.6	
杵築市	1.7	100.0	100.0	22.3	46.6	31.1	12.5	
臼杵市	1.6	100.0	100.0	8.2	31.6	60.3	26.2	

資料：農林水産省統計部「第11次漁業センサス」、2003年



資料:「世界地図」(<http://www.sekaichizu.jp/atlas/japan/prefecture/oita.html>)

図1 大分県沿岸地区の位置

(2) タチウオ漁

夫婦操業の展開

大分県における主要なタチウオ漁業には、自由漁業である延縄漁業とこぎ釣り漁業の他、小型底びき網漁業（知事許可漁業）がある（表2）。このうち延縄漁業とこぎ釣り漁業は、1970年代後半に広島県豊島の漁業者から技術が伝えられ、大分県に次第に普及していった漁業種類である。

両漁業は共通して、船上では操船作業員以外に縄や針の投入と回収、魚を外す作業を行う者が必要である。夫婦操業の場合には、夫が潮流に合わせて船を移動させて操船し、機械で糸をたぐり、同乗の妻は魚を外してオケに入れ、サイズ別に選別し5kg単位で発泡スチロールの箱に魚を立て、パチをかけるという一連の作業を行う。この妻の作業では、価格を左右する表面の銀をはがさないように丁寧に仕立てていくことが要求される。大分県中北部地区では、このように複数人の海上

表2 タチウオを主対象とする漁業者数

支店名	漁業者数			
	計	延縄	釣り	小型機船 底曳き
計	434	111	214	109
国見	29	9	20	
姫島	61	26	35	
くにさき	86	76	10	
武蔵	20		20	
安岐	27		26	1
杵築	100			100
日出	8			8
佐賀関	45		45	
臼杵	40		40	
津久見	18		18	
その他	0			

資料:大分県「大分県タチウオ資源回復計画」、2009年2008年3月大分県調べ

作業者が必要なタチウオ漁の普及により、夫婦操業が展開したといえる。夫婦操業はタチウオ漁以外にも、刺網漁業や小型定置網漁業でも多く見られるが、これらにおける女子の海上作業は比較的、短時間であるのに対して、タチウオ漁の夫婦操業は女子が長時間の海上作業を行う漁業である。

タチウオのこぎ釣り漁業と延縄漁業の漁場は佐賀関沖、無垢島、保土島東方、愛媛県側の日振島周辺等である。国東町ではタチウオ漁はほとんどが延縄漁業であるが、武蔵町と臼杵市では主にこぎ釣り漁業が行われている。近年、県内の関係市町村間だけでなく、県間調整や漁業者間での申し合わせができてきているものの、加瀬（1992年）が指摘しているように、基本的には漁場への人為的・制度的な参入障壁がないため、漁家の主体的な条件がこれらこぎ釣り漁業・延縄漁業への対応を左右している。

近年の漁獲金額の減少

1970年代後半のタチウオ漁の導入以降、大分県におけるタチウオ漁の漁獲量と漁獲金額は順調に推移し、上層の漁家（夫婦操業）では漁獲金額2,000万円台を示し、なかには「タチウオ御殿」を建てる漁家も出現した。2006年のタチウオの漁獲量を大分県漁協の支店別にみると、くにさき、臼杵、姫島の順で多い（表3）。

表3 大分県の漁協支店別のタチウオ漁獲量の推移

単位:トン

支店名	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
計	1,985	1,614	2,951	2,364	3,133
国見	108	101	235	142	306
姫島	48	61	509	319	466
くにさき	521	205	591	553	953
武蔵	96	55	63	41	46
安岐	92	111	120	134	144
杵築	225	193	343	412	313
日出	27	36	68	60	30
佐賀関	141	158	177	149	178
臼杵	489	478	561	381	524
津久見	87	51	31	35	75
その他	151	165	253	138	98

資料:大分県「大分県タチウオ資源回復計画」、2009年
元データは「大分県農林水産統計年報」

2008年からは漁獲量の減少とともに価格が低下し、タチウオ漁の漁獲金額は急激に悪化したという。価格低落は主にタチウオの出荷先であった韓国業者がウォン安のなかで輸入量を大幅に減らしたためである。サイズにもよるが1998年頃に2,000円/kg程度だった価格は約3分の1にまで落ち、最低価格も300円/kgだったものが2009年1月現在で200円/kgにまで下がったという。

タチウオの資源状況について大分県は1993年から調査を開始し、1999年には大分県漁業協同組合連合会（現大分県漁業協同組合）が資源管理計画を策定して、こぎ釣り漁業と延縄漁業での漁獲サイズの制限と休漁を自主的な資源の管理として取り組んできた。

休漁日については、資源管理のために従来、毎月第2土曜日のみであった休漁日を、2007年夏以降は7～9月の毎土曜日を追加して、日数を増やした。これは資源管理対策であると同時に、漁獲物が日曜の市場の休みをまたいで流通されることを避ける鮮度対策であり、また、市場への入荷量を減らす価格維持対策であり、漁業者の休日確保対策でもある。そして2009年3月からは大分県タチウオ資源回復計

画が開始され、禁漁区の設定も予定されている。

3. 大分県臼杵市の夫婦操業と漁業就業構造

(1) 大分県漁協臼杵支店地区の漁業

臼杵市は北西南の三方を山に囲まれ、東は豊後水道北部の臼杵湾に面している。37kmに及ぶ海岸線は複雑な地形をしており、各所に点在する入り江に小さな漁村集落が形成されている。2002年以降、大分県漁協臼杵支店となった旧臼杵市漁協は、1968年に佐志生、下ノ江、海辺、臼杵の4つの漁協が合併してできた漁協である。

かつては、臼杵市の漁業はイカ釣り、タイ・フグ延縄漁業が中心であったが、現在はタチウオこぎ釣り漁業が増加し、その他に延縄（フグ、タイなど）、刺網、潜水、まき網、船びき網、底びき網漁業等の沿岸漁船漁業と、ブリ等の魚類及び真珠養殖、アワビ養殖などの養殖が営まれている。また、突棒漁業も行われている。なお、潜水漁業とまき網漁業は後述する泊ヶ内地区だけに存在している。多くが5トン未満の漁船規模のタチウオこぎ釣り漁業では、1漁家あたりの年間漁獲金額の平均は1,000万円弱で、約400万円から約1,200万円までの間に集中している。漁業従事は周年で、平均漁業従事日数は200日程度である。

(2) 大分県漁協臼杵支店の漁協組合員の構成

大分県漁協臼杵支店の正組合員資格は複数組合員制である。臼杵支店では、行使規則で操業者が正組合員資格を有する必要があるとしている漁業がいくつかある。若年男性が行うことが多い潜水漁業もそのひとつである。ただし正組合員の配偶者については正組合員でなくても潜水漁業を行えるとして運用している。潜水漁業の漁期は3月から夏までで、主に津久見支店の管轄の無垢島に入漁して行っている。潜水をしないタチウオ漁家のほとんどが周年、タチウオこぎ釣り漁業を操業している。

図2に示したように臼杵市の漁協組合員数は1970年代前半に減少したが、タチウオ漁が導入された1970年代後半から徐々に増加し、ピークの1991年には903人を数えた。加瀬の調査はこの漁協組合員数

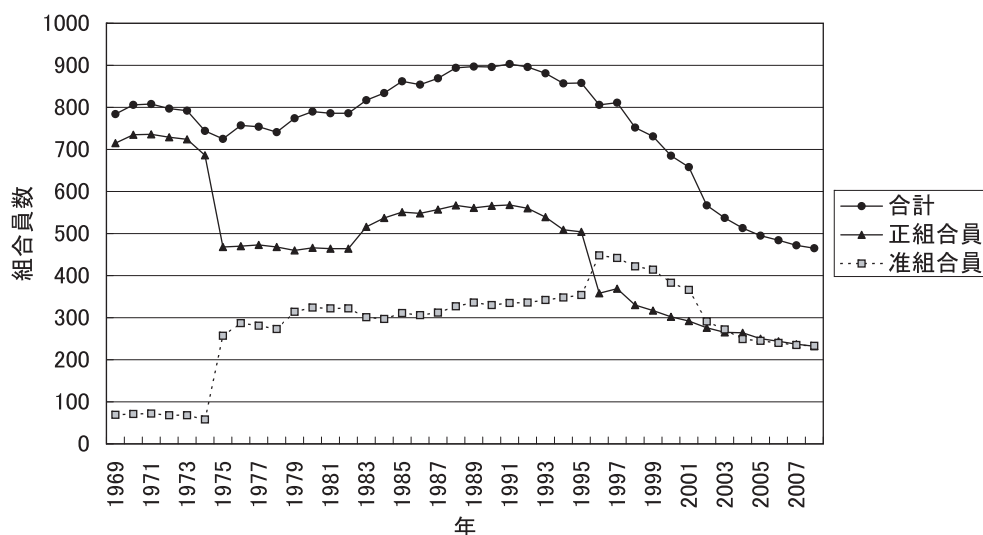


図2 臼杵の漁協組合員数の推移

のピーク時に行われたことが分かる。その後、特に90年代後半に大きく減少し、2008年にはピーク年の約半分の465人にまでなった。年齢は全体では20～40代は13.5%と割合が低く、50代以上、特に60歳代と70歳代が中心世代になっている（表4）。女性の漁協組合員が70歳代以上が中心であるのは、夫の死亡後に組合員資格を引き継いだものと考えられる。

表4 臼杵の漁協組合員の年齢（2008年10月）

年齢階層	合計			正組合員			准組合員		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
計	460	439	21	228	215	13	232	224	8
～20歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～	4	4	0	3	3	0	1	1	0
30～	17	17	0	13	13	0	4	4	0
40～	41	40	1	22	21	1	19	19	0
50～	110	107	3	49	46	3	61	61	0
60～	143	140	3	67	66	1	76	74	2
70～	133	119	14	71	63	8	62	56	6
80～	12	12	0	3	3	0	9	9	0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
～20歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20～	0.9	0.9	0.0	1.3	1.4	0.0	0.4	0.4	0.0
30～	3.7	3.9	0.0	5.7	6.0	0.0	1.7	1.8	0.0
40～	8.9	9.1	4.8	9.6	9.8	7.7	8.2	8.5	0.0
50～	23.9	24.4	14.3	21.5	21.4	23.1	26.3	27.2	0.0
60～	31.1	31.9	14.3	29.4	30.7	7.7	32.8	33.0	25.0
70～	28.9	27.1	66.7	31.1	29.3	61.5	26.7	25.0	75.0
80～	2.6	2.7	0.0	1.3	1.4	0.0	3.9	4.0	0.0

資料：大分県漁協臼杵支店資料

（3）漁協の販売事業とタチウオの流通

かつて、タチウオは漁業者から仲買業者に直接手渡しした後、仲買業者の判断で福岡や熊本の消費地卸売市場などに出荷されていた。しかしながら、漁業者の協議により1995年から臼杵市漁業協同組合共同出荷組合が組織され、共同出荷が開始された。その後、経営が厳しくなった民間業者は撤退し、共同出荷組合の組合員が増加していった。共同出荷によるタチウオの出荷先は、ほとんどが福岡市中央卸売市場である。

2002年からは大分県漁協臼杵支店が産地卸売市場での販売（主に市内向け）を行うようになった。2006年には種子島周辺漁業対策事業による補助金により荷捌施設も建設され、現在、仲買人は32人（地元スーパー・料理店）である。

（4）調査対象地区とその特徴

本稿で調査対象地区としたのは、加瀬が取り上げたのと同じく、臼杵駅・臼杵港があり商店街が広がっている臼杵地区をはさんだ、佐志生地区と泊ヶ内地区の2地区である。佐志生地区は市の北部に位置し大分市に近いために通勤者が増加しつつも漁村的色彩を残している地区であるのに対して、泊ヶ内地区は市の東端に位置し臼杵駅から海沿いの細い道を通して自動車でも30分以上かかり、商店がない漁業専門的な地区である（前掲図1）。加瀬が調査した1991年以降、泊ヶ内地区の子供が通う小学校が統合により遠くなり、この特徴はますます拡大したといえる。1991年の漁協正組合員数は、佐志生地区が70、泊ヶ内地区は36であったが、2008年には佐志生地区が35、泊ヶ内地区は33になった（表5）。泊ヶ内地区の漁協組合員数がほぼ維持されたのに対し、佐志生地区は臼杵市全体と同じく半数になった。

1991年の加瀬の調査によって示された、佐志生地区と比較した泊ヶ内地区の特徴は以下の点であった。第一に、タチウオ漁の導入時期に佐志生地区と比べて泊ヶ内地区では比較的、夫婦操業がスムーズに進んだのは、もともと潜水という女子の海上作業が行われ、イカ釣り漁業では一部、夫婦操業を行っていたという夫婦操業の下敷きがあったこと、そして、漁家世帯や地区内で女子の海上作業を進め、支える雰囲気や体制ができていたことによる。加えて地理的に就業先が限定されやすい泊ヶ内地区では若い後継者が比較的多く、積極的にタチウオ漁に投資したことも関係している。それに対して佐志生地区では、フグ延縄漁業・雑漁が多いため、もともと1人乗船が多く、泊ヶ内地区と比べて後継者が少なく積極的に新しいタチウオ漁の技術を取り込み投資を行う漁業者が少なかった。

表5 臼杵市における地区別の漁協正組合員数と釣漁業者数（2008年3月）

地区	漁協正組合員(人)		一本釣漁業協議会会員(人)	
	計	泊ヶ内出身	計	泊ヶ内出身
計	232		48	
泊ヶ内	33		21	
臼杵	19	6	5	2
佐志生	35		12	
その他	145		21	

資料：大分県漁協臼杵支店資料

第二に泊ヶ内地区では潜水漁業やまき網乗組員¹⁾という後継者導入的な漁業があり、状況に応じて単身操業と夫婦操業、父子操業に切り替えられたのに対し、他地区ではそのような漁業がなかったことである。男子の潜水漁業では、水深10～15mに潜りアワビを漁獲し年間500～600万円程度の漁獲金額を得ている者がいる。そのため、漁業後継者は親の漁業とは別の漁業を行いながら漁業に慣れ、また、別の漁獲金額を確保できることから、学卒後にすぐに漁業に参入するケースが多いという。第三に泊ヶ内地区では代がわりがほしい60歳前後と比較的早く、後継者のやる気を引き出していた点である。

(5) 泊ヶ内地区漁家の漁業操業形態の変化

1991年時点で示されていたこのような泊ヶ内地区の漁業就業の特徴を踏まえ、その後の変化をみていく。

1) 1991年の状況

表6は、1991年と2009年の泊ヶ内地区の漁家の状況を漁業の操業形態別に示したものである。1991年のデータには、加瀬が表に整理した22漁家（漁家番号B）以外に個票で把握していた漁家も含めた。その36漁家はすべてなんらかの形で漁業に関係した仕事をし、そのうち27漁家はタチウオ漁を営んでいたとみられる。加瀬が年齢を把握した上記22漁家の操業形態はすべて「夫婦と息子」（6漁家）、「父子」（4漁家）、「夫婦」（12漁家）で、海上作業を複数人で行っていた。それ以外の漁家では、まき網漁業の乗組員、遊漁案内、女性の単身での潜水などが行われていた。

タチウオこぎ釣り漁業が順調に推移していた1991年には、上記22世帯のうち、「夫婦と息子」、「父子」という後継者を確保していた漁家は約半数であり、いったん他産業に従事していた息子がタチウオ漁が好調であることを理由に自営漁業に戻っていたケースも5漁家で示されていた（漁家番号A：6・8・10・13・18）。一方で経営主（男子）の年齢が45歳以上であった漁家番号Aの16～22では、後継者を得られてはいなかった。

表 6 泊ヶ内地区の操業類型別の漁家状況の変化

操業タイプ	1991年				2009年				他産業従事・他出の息子の年齢	
	漁家番号 A B	操業形態	年齢		漁業種類	息子 出身	息子 居住地	代わり 新規 着業		
			夫	妻						漁業種類
B	1	夫婦と息子	42	18	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	2	夫婦と息子	48	45	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	3	夫婦と息子	48	46	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	4	夫婦と息子	53	51	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	5	夫婦と息子	55	52	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	6	夫婦と息子	54	49	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	7	夫婦と息子	56	31	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
C	8	父子	59	52	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	9	父子	58	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	10	父子	63	60	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	11	父子	50	死亡	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
A-1	12	夫婦	40	31	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	13	夫婦	42	不明	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	14	夫婦	不明	不明	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	15	夫婦	37	40	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	16	夫婦	42	無	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	17	夫婦	42	37	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	18	夫婦	44	37	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	19	夫婦	45	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	20	夫婦	48	43	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	21	夫婦	55	52	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
A-2	22	夫婦	57	49	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	23	夫婦	59	49	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	24	夫婦	57	49	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	25	夫婦	35	不明	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	26	夫婦	59	51	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	27	夫婦	59	56	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	28	夫婦	61	57	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	29	夫婦	67	67	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	30	女性・単身	死亡	65	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	31	母子	不明	不明	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
A	32	母子	60	40	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	33	母子	65	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	34	母子	49	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	35	母子	65	49	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	36	母子	49	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢
	36	母子	49	36	潜水(各人別)	不明(既婚)			息子 年齢	他産業従事・他出の息子の年齢

注) 加瀬の1991年のデータをもとに、2009年に行った聞き取り調査のデータを追加して作成した。「？」がついている項目は確認は得られていないが、聞き取り対象者の話から推察して記入した。

2) 漁家の漁業者の年齢変化に伴う操業形態変化のモデル (1991年)

当時の泊ヶ内地区の漁家世帯の操業形態の変化をモデル的に示したのが図3である。操業形態をA「夫婦」、B「夫婦と息子」、C「父子」とすると、後継者が確保された場合には、A「夫婦」→B「夫婦と息子」→C「父子」→A'「夫婦」と操業形態を変化させるのが一般的である。すなわち、親から代がわりした後、息子がまだ漁業に参入していない40代ではA「夫婦」操業を行う。その後、学卒後に息子が漁業に参入するとB「夫婦と息子」操業になる。この段階では、一般的に夫よりも海上作業からの引退が早いと言われる妻も海上作業を継続できている。父が40代～50代、息子が学卒後～30代前半の頃である。

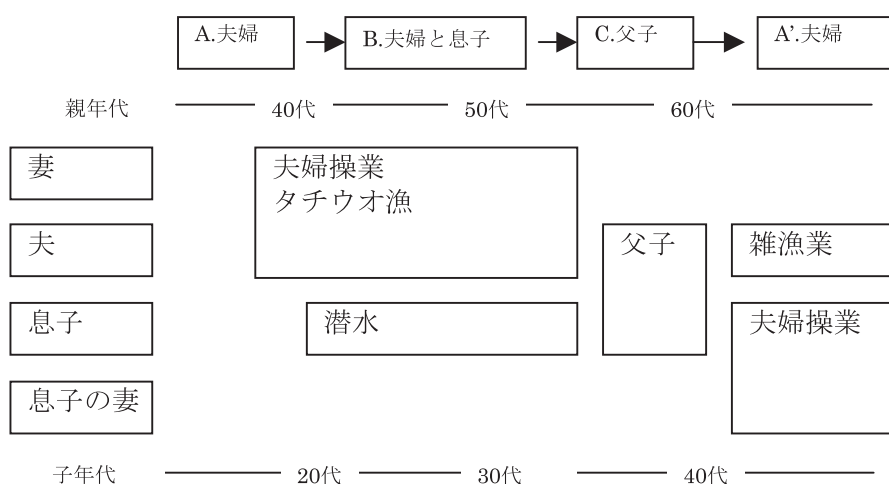


図3 泊ヶ内地区の後継者を確保した場合の操業形態の変化のモデル

妻が体力的に海上作業を行うのが困難になり夫よりも先に引退すると、「父子」で操業することになる。父が50代～60代で、息子が30代前後である。その後、親が60歳を過ぎると代がわりし父親は雑漁業に移行し、子育てから少し手が離れた息子の妻が漁業に参入し、再びA'の「夫婦」操業になる。しかしながら、1991年時点でこのサイクルにあてはまらないのが前掲表3のA-2「夫婦」操業である。親は学卒後の息子がいると考えられる50代～60代であるが、息子が漁業に参入していないために、50代以上になっても夫婦操業を継続している場合である。

3) 1991年から2008年までの間の変化

全体的な変化

i) 後継者を確保できていない漁家数の増加

1991年の泊ヶ内地区の正組合員数は36であったが、2009年には33に減少した。把握できた範囲では漁家数も36が30に減少した。漁家数の減少は死亡や転居、病気による漁業廃業などによる。そのなかでタチウオこぎ釣り漁業を営む漁家については、1991年の27漁家から21漁家となった。また、他の漁業も含めて、「夫婦と息子」「父子」「夫婦操業」という主要な操業類型で漁業を営んでいる漁家数は、1991年の29が2009年には23になった。このように漁家数及びタチウオこぎ釣り漁業を営む漁家数、主要な操業類型で漁業を営む漁家数は大幅な減少を示していないが、後継者を確保できていないA-2「夫婦」の割合が31.0%から43.5%に上昇したという質的な変化が示された(表7)。しかしながら、後述する佐志生

地区と異なり、泊ヶ内地区ではまだ夫婦操業をはじめとする複数人の操業形態が維持されており、新たな漁船漁業の単身操業が出現しているわけではない。

表7 泊ヶ内地区の主要な操業類型別の漁家数と割合の変化

		操業類型		1991年	2009年
漁家数	計			29	23
	夫婦と息子(B)			7	5
	父子(C)			4	4
	夫婦操業(A)	計		18	14
		A-1:~40歳代		9	4
		A-2:50歳代~		9	10
割合(%)	計			100.0	100.0
	夫婦と息子(B)			24.1	21.7
	父子(C)			13.8	17.4
	夫婦操業(A)	計		62.1	60.9
		A-1:~40歳代		31.0	17.4
		A-2:50歳代~		31.0	43.5

資料:加瀬和俊「大分県臼杵市漁協地区」『水産経済研究No.49 沿岸漁村における就業構造に関する研究』、水産庁漁政部企画課(1992年)、聞き取り

ii) 地区外への転居

泊ヶ内地区の漁業者が臼杵市街地に転居しながらも、泊ヶ内地区に所属を残して潜水を行う者(前掲表6の漁家番号A:11・14)や、臼杵地区所属の漁協組合員となって漁船漁業を継続している者(前掲表5)が出現した。これは泊ヶ内地区が市街地から自動車で約30分以上かかるという地理的な不便さや小学校の統合による子供の通学の不便さの改善策として行われているが、どこに居住してもタチウオ漁の漁場が共通しているからこそできることである。

iii) 地区外出身の妻の増加と海上作業従事の開始

従来、漁業者の妻はほとんどが地区内出身者であったが、おおよそ1955年生まれ(2009年時点の54歳)より若い世代で地区外出身の妻が増加している。かつては、地区内出身の妻は結婚直後から漁業を開始することを当たり前とされ、子守役の姑や実母に子供を預けて漁に出ていた。地区外出身の妻が泊ヶ内地区に来てからは、地区の慣習を知らない彼女たちに姑が海上作業を強制できないためか、妻の漁開始時期が遅くなったものの、子育てが一段落した40代から彼女たちも海上作業に従事している(前掲表6の漁家番号A:6・8・9・10)。夫婦で年間約200日間働くタチウオ漁の漁獲金額は平均1,000万円程度であり、その場合の所得は一般的に夫が漁業の単身操業を行い、妻がパートタイムなどの勤務を行う場合と比較して高いことや、妻が泊ヶ内地区から通勤するには不便なため、漁業外の仕事を行うという選択は行われにくいという。

iv) 代がわり年齢の上昇

泊ヶ内地区では、代がわりは一般的に家計を若い世代に任し、父親は別の小舟で雑魚漁に行くことで示されてきた。かつて60歳前後で代がわりするのが一般的であったが、現在はその年齢が上昇している。それは親が代がわりを渋るのではなく、むしろ、子供世代が敬遠するという。経営者になると、従事者として受け取っていた定額の小遣いと同程度の、自由になるお金を手に入れられなくなる恐れがあるためであるという。

B「夫婦と息子」タイプとC「父子」タイプの変化

表8は表6をもとに1991年から2009年の間の泊ヶ内地区の漁家の操業類型の変化を示したものである。1991年に既に後継者を確保していたB「夫婦と息子」とC「父子」のタイプでは、後継者が漁業を継続し、加齢に伴いB「夫婦と息子」はC「父子」やA'「夫婦」へ、C「父子」はA'「夫婦」のタイプに移行した。

表8 泊ヶ内地区の主要な操業類型別の漁家数の変化

1991年		2009年		変化の理由
計	29	計	23	
夫婦と息子(B)	7	夫婦と息子(B)	3	変化なし
		父子(C)	2	妻が引退
		夫婦操業(A')	1	代がわり
		父子(C')	1	代がわり・後継者着業
父子(C)	4	計	4	
		夫婦操業(A')	3	代がわり
		父子(C)	1	変化なし
夫婦操業(A)計	18	計	18	
A-1:~40歳代	9	夫婦と息子(B)	2	後継者着業
		単身	1	後継者着業・親引退?
		夫婦操業(A-2)	6	変化なし
A-2:50歳代~	9	夫婦操業(A-2)	4	変化なし
		廃業	5	廃業

資料:加瀬(1992年)及び聞き取り調査結果(2009年)

注)2009年の合計漁家数の23は、1991年の合計漁家数29から、単身操業となった漁家1と廃業した漁家5を引いた数である。

i) B「夫婦と息子」タイプ(7漁家)

息子の漁業離脱はなく、7漁家はすべて継続している。「夫婦と息子」のまま変わらなかったのが3漁家、妻の漁業引退によりC「父子」に移行したのが2漁家、代がわりしてA'「夫婦」になったのが1漁家であった。さらに、代がわりと孫(男子)の漁業着業によりC'「父子」にまで進んでいたのが1漁家あった。

ii) C「父子」タイプ(4漁家)

1991年のC「父子」タイプの4漁家のうち、代がわりしてA'「夫婦」になったのが3漁家である。これらの漁家の息子の妻は地区外出身者であるが、海上作業に従事したことが分かる。C「父子」のまま変化しなかった1漁家はもともと夫婦操業を行うタチウオ漁家であったが、1991年より以前に妻が40代で死亡した段階で息子が学卒前であったため、父親はタチウオ漁を継続することができず、単身でできるまき網乗組員になった。その後、息子が漁業者になったが、父子は別々の漁業を行う父子タイプのままである。

A「夫婦」タイプ(18漁家)

既に示したように、操業類型のA「夫婦」は、親から代がわりした後、息子がまだ漁業に参入していない段階である。これは、将来的には息子の漁業に参入する可能性が残っている30代~40代のA-1タイ

ブと、学卒後の息子がいるが、漁業に参入していないために夫婦操業を継続している50代以上のA-2タイプに分けることができる。

i) A-1「夫婦」タイプ(9漁家)

A-1「夫婦」タイプであった9漁家のうち、3漁家は息子が漁業に参入して2漁家がC「夫婦と息子」、1漁家は親が引退したのか「単身」操業となった。しかしながら、残りの6漁家は息子が漁業参入しないまま50代以上になり、後継者確保の可能性が低いA-2「夫婦」となった。

ii) A-2「夫婦」タイプ(9漁家)

A-2「夫婦」タイプであった9漁家すべてで、息子が漁業に参入しなかった。9漁家のうち、4漁家はそのまま夫婦操業を続けたが、5漁家は夫婦のどちらかが船酔いや病気などにより海上作業を継続できない、あるいは死亡したという理由から漁業を廃業した。

4) タチウオこぎ釣り漁業の夫婦操業の事例

タチウオこぎ釣り漁業の夫婦操業の事例として、前掲表6の漁家番号Aの20(2009年時点で夫65歳、妻60歳)をとりあげる。1991年時点から2009年まで夫婦操業を継続し、年齢が上昇した分、タイプはA-1「夫婦」からA-2「夫婦」に移行した。

もともと親はイカ釣り漁業とアジー本釣り漁業を行っていた。学卒後いったん他県の会社に勤務した妻は、三姉妹であったため21歳のとき(1970年)に、地区内の漁家出身男性と結婚して実家の漁業を継いだ。結婚直後から経験のない潜水漁を開始し、9年間は潜水漁(夫婦・親別々に)、イカ釣り(夫)みかん栽培を組み合わせていた。

1979年に入漁していた広島県豊島の漁業者から教えてもらったタチウオ漁を他の漁業と組み合わせ、夫婦操業を開始した。はじめは漁獲金額が低かったが努力して釣れるようになったため、1981年にタチウオこぎ釣り漁業を周年操業するようになった。その後1983年から2007年までは、年間漁獲金額は1,800~2,400万円と高い水準で推移した。1日あたり漁獲金額はイカ釣り時代は3~5万円であったが、タチウオこぎ釣り漁業を行うようになってからはほぼ10万円以上であり、多い日は30万円以上あった。経費率は4割を切るため、所得としても満足のいく漁業であった。父親が58歳、夫43歳、妻38歳であった1987年に代がわりをした。船は夫の代になって4隻を新造し、総額1億円以上をかけた。2007年は漁獲金額が約2,300万円であったが、2008年は5割減の状況である。息子は大学進学後にいったん県外の会社に勤務したが、その後、帰郷し、現在、漁業関連の仕事に就くことを考えている。

5) 高齢漁業者の生活

泊ヶ内地区の漁業者の年金は国民年金だけである場合が多いが、なかには漁獲金額が高かった時期に個人年金に加入していた漁家もある。上記事例の漁家では30歳代から個人年金に加入して掛金を支払っており、夫(65歳)が個人年金203万円/年(2本)と国民年金72万円/年を受け取り、妻(60歳)が個人年金180万円/年を受け取り始めた。漁家では代がわりをして同居の後継者がいる場合には、一般的に食費は息子夫婦が支払うため、国民年金を受給している親が支払うのは病院代程度であるという。介護が必要になった高齢者は、泊ヶ内地区から離れた白杵市街の介護施設等を利用している。

6) 将来予測

泊ヶ内地区で現在、後継者を確保した、あるいは代がわりして比較的若い漁業者が複数人で海上作業を行い、10～15年後も漁家の継続が予想されるのは前掲表8で示した1991年時点のB「夫婦と息子」の7漁家と、C「父子」の4漁家、A-1「夫婦」のうちB「夫婦と息子」に移行した2漁家を足し合わせた13漁家である。前掲表8には示していないまき網乗組員・潜水漁業者も含めれば15漁家となるが、これらの漁家の継続についても今後のタチウオの資源状況と価格の推移が大きく影響すると考えられる。

(6) 佐志生地区

佐志生地区の漁協組合員数は、1991年の70から2008年には35となり半減した。1991年時点で既に泊ヶ内地区よりも高齢化が示されていた佐志生地区では、体力を要し新しい技術を習得する必要のあったタチウオ漁の導入は若年層だけで限定的であり、1991年に複数人でタチウオ漁を行っていたのは17漁家であった。その数は2009年には11漁家にまで減少した。タチウオ漁を行う漁家の減少度合いは、佐志生地区の漁協組合員の減少度合いよりは小さいものの、泊ヶ内地区と比べると大きいことが分かる。

1991年に加瀬が作成した佐志生地区の操業類型別の漁家状況のなかからタチウオ漁に関わる部分を取り出し、2009年のデータを付け加えたのが表9である。2009年データは、漁業者の年齢と漁業種類から推察して1991年データとつなげているため確実なものではないが、だいたいの状況を把握することは可能と思われる。

2009年にタチウオ漁を行っている漁家の漁業者の年齢は、母子で操業をする32歳(息子)と単身操業を行う47歳の2人以外は50代後半以上である。また、タチウオ漁を単身操業で行う者が4人出現している。このように後継者を確保できていないことから今後、佐志生地区でのタチウオ漁家の再生産は展望できない状況であるといえる。

表9 佐志生地区のタチウオこぎ釣り漁家の男子漁業者の年齢

番号	操業形態	1991年			漁業種類	2009年		
		年齢(歳)				番号	操業形態	年齢(歳)
夫	妻	息子	番号	操業形態	年齢(歳)			
1	夫婦+父	67		43	1	単身	60	タチウオ
2		70		42	2	夫婦	61	養殖従事・タチウオ
3	父子	56		30	3	単身	47	タチウオ
4		59		35				
5		61		39				
6		65		44	4	夫婦	61	タチウオ
7		68		44	5	単身	61	タチウオ
8		70		41	6	夫婦	58	タチウオ・運送
9		73		54	7	夫婦	71	タチウオ
10	夫婦	43	31					
11		51	46		8	夫婦	67	タチウオ
12		53	50					
13		55	48					
14		56	50					
15		58	54					
16		59	59		9	夫婦	76	タチウオ
17		59	52					
18		59	59					
19		59	56					
	不明				10	母子	32	タチウオ
					11	夫婦	80	タチウオ

資料: 加瀬和俊「大分県臼杵市漁協地区」『水産経済研究No.49 沿岸漁村における就業構造に関する研究』、水産庁漁政部企画課(1992年)、聞き取り
注: 1991年データと2009年データのつなぎ合わせは、2009年の漁家の漁業者の年齢と漁業種類から推察した。

(7) 地区間の比較結果

1991年から2009年の間に佐志生地区では臼杵市全体と同様に漁協組合員数が半減したのに対して、泊ヶ内地区ではほぼ維持された。この違いは基本的には、既に示したように泊ヶ内地区では後継者の漁業参入を容易にする潜水漁業やまき網漁業の乗組員の仕事が存在していることや、地区として夫婦操業を当然とし、それを支える雰囲気などによりもたらされたと考えられる。

しかしながら、この泊ヶ内地区でも質的には後継者を確保している漁家数の減少や、代がわり年代と女性の海上作業従事の年齢の上昇、市街地への居住地の変更など今後の漁家と漁業地区の存続に影響を与える大きな変化が示された。

4. 大分県国東市武蔵町の夫婦操業と漁業就業構造

(1) 漁業の概況

漁協組合員数

大分県漁協武蔵町支店では、一漁家一正組合員制をとっている。正組合員・准組合員を合わせた総組合員数は、1950年代頃のピーク時には110～120人であったが、2008年現在は58人（正組合員42人、准組合員16人）である。

漁業就業者

2003年の漁業就業者数は男子が73人、女子が33人で計106人であった（前掲表1）。漁業就業者の年代は2008年の聞き取りによれば、男子は30歳代から80歳代まで、女子は40歳代後半から60歳代までである。女子の漁船漁業の海上作業員数は23人で、すべて夫婦操業である。

主要漁業と操業形態

武蔵町の主要漁業は、タチウオこぎ釣り漁業と、タイを主要な漁獲対象とする吾智網漁業である。1960年代から1970年代前半はノリ養殖と刺網漁業が中心であったが、1970年代後半以降、タチウオこぎ釣り漁業を営む漁家が増加した。しかしながら、タチウオ延縄漁業を営む漁家が多数で地区の中心的漁業となっている隣の国東町と異なり、武蔵町ではそれよりも規模の大きい吾智網漁業が地域漁業の中心であるという特徴を持つ。国東町から安岐町までの地区で営まれている吾智網漁業12隻のうち、8隻が武蔵町である。

表10は漁業種類別に女子が海上作業を行う漁家の数を示したものであり、表11は吾智網漁業の操業類型別の漁家の従事状況を示したものである。夫婦操業が最も多いのは釣り漁業を営む26漁家で、そのうち夫婦操業は15漁家である。吾智網漁業を営む8漁家すべてが複数人での操業で、そのうち「夫婦」が3漁家で、「夫婦と息子」が2漁家、「兄弟」（2～3人）が3漁家である。吾智網漁業の海上での操業時間はおよそ10時から6時までで、この間に何回か網をあげる。夫婦操業の場合、夫が操船して妻が網はずしと陸上作業を担当するが、荷捌きは漁協職員が行うので夫婦が行う必要はない。吾智網漁業を行う8漁家のうち4漁家が、大分県職員の勧めで家族経営協定を締結している。

小型底曳網漁業では3漁家のうち、夫婦操業が1漁家あるが、単身操業を行っているその他の1漁家は人手が足りないことを理由に、釣り漁業に転向する予定であるという。刺網漁業を営む6漁家のうち、夫婦操業は2漁家である。

表 10 武蔵町における漁業種類別の漁家数と女子の海上作業

漁業種類	2005年 統計	聞き取り(2008年12月)	
		計	女子の海上作業あり
計	49	58	23
吾智網	8	8	5
小型底曳網	3	3	1
刺網	26	6	2
釣り	9	26	15
その他	3	15	

資料:「大分県農林水産統計年報」、聞き取り

表 11 武蔵町の吾智網漁業経営体の操業類型別の漁業者の年齢

操業類型	年齢(歳)			
	夫または男 子1	男子2	妻	息子
1 男子2人(兄弟)	48	45		
2 男子2人(兄弟)	約50	約50		
3 男子3人(兄弟)	不明	不明		
4 夫婦と息子	59		58	35
5 夫婦と息子	58		58	32
6 夫婦	52		47	
7 夫婦	57		56	
8 夫婦	65		60	

聞き取りから作成

タチウオこぎ釣り漁業の操業形態

タチウオこぎ釣り漁業を営む26漁家のうち、夫婦操業が15漁家ある。26漁家の多くは、近年のアジの不漁から主軸をアジ刺網漁業からタチウオこぎ釣り漁業に転換した。夫が縄繰り、妻が魚はずしと選別、箱詰め作業を行う。漁場は沖8kmくらいで午前3時30頃から約5時間の操業を行う。年間の漁獲金額は、最高で約1,000万円で、平均的には500～600万円である。

26漁家を漁業者の年代別にみると、50歳代が中心で60歳代が約3分の1、40歳代が2漁家である。40歳代は2漁家とも単身操業で、うち1人は20代の頃から漁業に従事し父子操業のアジ刺網漁業を行っていたが、父親が引退し単身操業になったため、かろうじて単身でも可能なタチウオこぎ釣り漁業に変わった。妻は別の仕事をしている。

(2) タチウオこぎ釣り漁業の夫婦操業の事例

夫は1955年生まれの53歳の漁家の次男で、分家した。子供3人はそれぞれ独立し別居している。1～5月はタチウオこぎ釣り漁業にマアジ刺網漁業を組み合わせるが、アジの量が少ない年には周年、タチウオこぎ釣り漁業を行っている。

高卒後の1973年から2年間は東京で働き、20歳(1975年)のときに地元に戻り実家の漁業に従事した。当時は父・長男・次男(本人)の男子3人が乗船して、フグ底延縄漁業(9～11月の3ヶ月間)とアクアリング潜水(12月・ナマコ対象)、タチウオ釣り、マアジ網(別府湾の日出沖^{ひじ}に入漁)を組み合わせで漁を行っていた。

1980年に25歳で県外出身の妻と結婚し、長男漁家(父親は53歳と早期に引退)と同じ敷地に隣接した住居で暮らすようになった。同時に船を所有して独立し、単身操業でタチウオこぎ釣り漁業と延縄漁業を行った。資源が豊富であったため、単身操業でも子供3人を育てていけるだけの漁獲金額を得ること

ができたという。31歳の時（1986年）に2隻目の船を造り10年間使用した。35歳（1990年）のときに刺網漁業も行うようになった。そして、末子が11歳、本人39歳の1994年に夫婦操業を開始した。41歳（1996年）のときに3隻目の船（聞き取り時点まで13年間使用。4.8トン）を購入した。

夫婦操業を開始した理由は、単身操業よりも海上で作業を多くこなすことができ、それだけ漁獲金額が増加するためである。本家と同じ敷地にある家に住んでいるが、分家であるため漁業と子育てに実母の手はほとんど借りなかった。早朝から夕方までが海上作業時間であるタチウオこぎ釣り漁業を行うため、朝食時に母親が不在であるものの、夕食時には在宅することができた。組み合わせているアジ刺網漁業の場合でも、夜間の5～6時間は親が不在になるものの、早めに夕食をとれば、家族団らんの時間を持つことができ、育児・家事との両立は可能であるという。家族経営協定は結んでいないが、1年間の妻の報酬はおおよそ120万円にボーナスが加わった額としている。漁業経営及び家計全体の管理は夫が行い、生活費の管理は妻が担当している。仮に子供が漁業を好きでも、現在は燃油高騰と魚価安で後継者になることを勧める条件にはなく、子供達への漁業の継承は考えていない。将来的には妻が早く引退する可能性があるが、体力的に可能な年齢まで夫婦操業を継続させ、国民年金と合わせて普通に生活していけるだけの漁業収入を得たいと考えている。

（3）女子の漁業就業をめぐる状況

武蔵町では女子の雇用就業先は多くなく、海上作業に従事しない漁家女性の多くは家事をしている。漁業者の妻の漁業就業は、子供の年齢と祖母の海上作業からの引退状況によるが、漁業者とその妻においても結婚年齢と出産年齢の上昇が示されているため、子供が手を離れた段階で妻が50代だと海上作業に身体が慣れず船酔いがひどいなど乗船が困難なケースも出現しているという。

5. おわりに

（1）タチウオ漁業地区の漁家の変化

大分県中北部地区では、1970年代後半にタチウオ漁が導入され、多くが夫婦操業を中心とする複数人で海上作業を行う操業形態をとってきた。タチウオ漁は自由漁業であるため、漁場使用にあたっての居住地の地理的な違いの影響は小さく、むしろ複数人の海上作業者を確保できるか否かという主に漁家のあり方がタチウオ漁への対応に違いをもたらした。その結果、1991年段階で泊ヶ内地区と佐志生地区との間には地区間の漁業就業構造の違いが生じ、さらに2009年にその違いが拡大した。同時に、比較的後継者を確保してきた泊ヶ内地区でも、後継者を確保できていない漁家の増加という地区の漁家が減少に向かっている状況が示された。このタチウオ漁は、2008年から示された単価の低落と漁獲量の減少からこれまでにない局面を迎えており、タチウオ漁を中心としてきた地区の漁場使用、操業類型、漁業就業状況に少なからぬ影響を与えたと考えられる。

（2）夫婦操業と女子の海上作業について

夫婦操業は父子間での漁業継承の一段階であり一般的に補助的といわれるが、妻が育児期の30歳代から行ってきた泊ヶ内地区では最も長期に渡る操業形態となっている。そのため、妻の死亡や、船酔いによる夫婦操業からの妻の早期引退が、漁家の収入に大きな影響を与えたケースもあった。このように夫婦操業という操業形態を続け、女性が海上作業で重要な役割を果たしている大分県中北部地区ではある

が、女子を中心とした漁船漁業の海上作業が展開するに至ってはいない。

(3) 夫婦操業の再生産

夫婦操業を次の世代に継続していくためには、後継者の確保、結婚、子供の誕生、妻の海上作業従事（育児・家事のサポート）という父子間での漁業継承よりも多くのライフサイクル上の段階がある。

後継者の確保については、単身で操業できる漁業の有無が、佐志生地区と泊ヶ内地区との後継者の参入状況の違いをもたらしていた。ここから、地域の漁業が単純化されずに漁業者の年代の条件に合わせて参入できる漁業が存在していることが重要であると思われる。

妻の海上作業従事については、武蔵町では近年、晩婚化の傾向があり、結婚年齢が遅いと当然出産年齢も高くなり、一般的に子育てが一段落して行われる女子の海上作業への参入は、妻の年齢が上昇することにより行われにくくなることが指摘された。本報告書で山内が指摘するように²⁾、漁業への後継者の参入とともに、今後、漁業者の結婚と出産を含めた漁家の再生産の状況について押さえる必要があると考えられる。また、女性の海上作業を支える育児をめぐる状況についても、地区外出身の妻が増加してきたなかで、地区の育児をめぐる意識と支援のあり方に変化があると思われる。

その他、今後、自営漁業従事における労働報酬や、実質的な経営の移譲である財布の移譲など経済的問題の具体的な状況についても触れる必要がある。農業と異なり家族経営協定や農業者年金のための経営移譲などの制度が普及していない漁家での、女性や後継者の報酬と女性の雇用就業化や親子二世代の家計の分離傾向との関係、青色申告の専従者給与の実際などである。

注)

- 1) 泊ヶ内地区に1ヶ統ある中型まき網の乗組員は全体で15～16人であり、従来、地元出身者がほとんどであった。現在は職業安定所経由の募集に応募した臼杵市街地出身の20～30歳代の若年者が増加している。タチウオ漁が盛んであった時期にほぼ一致する1978～2003年頃には、中型まき網漁業の乗組員が不足したため、地区内の女子が乗船していた。例えば船主の妻は25年間（1978～2003年：32～57歳）の乗船であった。
- 2) 山内昌和「自営漁業就業者の再生産に関する人口学的検討 - 自営漁業就業者と個人経営体世帯員に関する漁業センサスの分析 - 」、「『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究 - 平成20年度事業報告 - 』、財団法人東京水産振興会、2009年（本報告書）

参考文献

- ・加瀬和俊「大分県臼杵市漁協地区」『水産経済研究No.49 沿岸漁村における就業構造に関する研究』、水産庁漁政部企画課、1992年
- ・宮澤晴彦「大分県における水産物地域ブランド維持方策に関する取組」『国産水産物新需要創出ビジネスモデル化支援事業報告書（平成17年度）』、財団法人魚価安定基金、2006年
- ・三木奈都子「事例からみる男女共同参画への取り組み 大分県の事例から」『漁業・漁村における男女共同参画社会推進に向けて 男女共同参画関係調査・分析調査事業 平成17年度報告書』、社団法人農山漁村女性・生活活動支援協会、全国農業改良普及支援協会、2006年

- ・白杵支店共同出荷組合「獲るだけの漁師からの脱却～共同出荷への取り組みについて～」、『第8回全国青年・女性漁業者交流大会資料』、全国漁業協同組合連合会、2003年
- ・大分県「大分県タチウオ資源回復計画」、2009年
(<http://www.pref.oita.jp/16400/tatiuo/sigen.pdf>)

劣悪な漁村生活環境と家族形成の崩壊

鹿児島県南さつま市秋目地域の事例から

鹿児島大学 島 秀典

1. はじめに

沿岸漁村地域の多くは僻地等の条件不利地域に点在しており、社会資本整備の中でも、特に生活基盤整備の立ち後れが指摘されて久しい。このため漁家の子弟は学卒後に他出して高齢化した親だけが地元に残り、また漁業を継承した後継者の多くは未婚や離婚等により家族形成ができず、高齢化と過疎化と未家族化が著しく進行し、特に西日本の僻地漁村地域では限界集落から崩壊集落の段階に入りつつある。本稿で取り上げる鹿児島県南さつま市秋目地域もそのような状況にある漁村地域の一つであり、個人漁業者及び漁業従事者を問わず家族形成のプロセスが崩れ、地域漁業の継承性に赤信号が灯りつつある現状について報告する。

2. 秋目地域の一般概況

本調査の対象地である秋目地域は、鹿児島県の薩摩半島の西南端に位置する南さつま市の外縁の一地域である（図1）。東シナ海に面して、風光明媚で自然資源に恵まれ、漁場豊度も高いことから、昔は漁業の盛んな地域であった。しかし、「陸の孤島」という状態が長きにわたって続いており、現代のような高度な高速交通体系や情報化社会にあっても、交通アクセスや情報アクセスが非常に劣悪で、しかも生活基盤に関する社会資本整備の立ち後れが著しいことから、過疎化と高齢化が急激に進行し、いわゆる限界集落という段階を乗り越えて崩壊集落の段階に突入している。



図1 秋目地域の位置

地域内には学校はなく、地域に居住する数少ない児童（小学生6人、中学生1人）は、隣接する地域の小中学校へスクールバスで通学しており、高校へ進学するには枕崎市へのバイク通学か地域を出て寄宿舎等の学生生活を余儀なくされ、離島に匹敵する不便さを強いられている。このため中学・高校を卒業した漁家の子弟はすべて他出するという状態が続いている。また、診療所はあるが医師が常駐ではなく、日常の生活用品を購入するにも店がなく、住民は地域外から来る移動販売車や生協を利用した共同購入、あるいは誰かに買い出しを依頼するなど、車がなければ地域生活が難しい条件不利地域である。

このように地域における生活条件が非常に劣悪であることから、人口の減少が加速度的に進行しており、2008年には地域人口が133人（男子58人、女子75人）、世帯数が76世帯という状態に陥っている。さらに高齢化が著しく、しかも高齢者の一人暮らしが多数を占め、その自然減に伴って空き家の増加が目立つようになってきている。地域人口の大半は、以前、漁業に携わり、その後子弟の他出と高齢化に伴い、体力的限界から漁業を引退し、離村することなく地域に留まり、年金暮らしをしているのが現状である。恵まれた漁場条件であっても、生活条件が劣悪であるため、漁家の跡取りが残って、婚姻による家族形成を続けることなど現実的に困難であり、漁村集落は櫛の歯が欠けたような状態となりつつある。

3．秋目地区の漁業概要

秋目漁協は、2006年に隣接する野間池漁協と合併して、新しく誕生した南さつま漁協の支所となった。

秋目地域の主な漁業は、大型定置網、小型定置網、キビナゴ刺網、磯建網、一本釣り、魚類養殖、真珠母貝養殖であるが、このうち一本釣りは専業で営むだけの生産条件がないことから、磯建網やキビナゴ刺網などと組み合わせて周年操業が行われており、真珠母貝養殖は1996年に奄美大島から参入したが、赤字が続く撤退状況にある。漁港は、第2種漁港である秋目漁港があり、船外機船20隻、動力船3トン未満8隻、3～5トン18隻、10トン以上2隻が係留されている。大型定置網の10トン以上漁船を除いて、地域の沿岸漁業の大半は5トン未満の漁船によって営まれている。

各漁業種類別の漁業内容や漁業時期及び漁業の組合せは、次の通りである。

大型定置網は、地域内に2ヶ統ある。T大型定置網は、隣接の久志地域に根拠をおくT漁業会社によって経営されており、漁業従事者は11人で半数が秋目地域居住者であり、残りは久志地域及び枕崎市から来ている。K大型定置網は、秋目地域に根拠をおくK漁業会社の所有で、親の跡を継いだ兄弟（表2の漁業者番号7と9）が経営しており、漁業従事者は9人で大半が隣接する、杜氏の集落として知られている黒瀬地域から来ている。この黒瀬地域からの漁業従事者の多くは年金をもらう高齢者であり、青壮年労働力の確保が非常に難しく、大型定置網の労働力問題は深刻である。また、K漁業会社はカンパチを主とする魚類養殖も営んでいる。大型定置網の年間水揚げ高は3～5千万円程度である。

小型定置網（壺網）は、経営者が50歳代と60歳代（漁業者番号8と13）の2経営体がそれぞれ専業で周年操業を行っており、年間水揚げ高は約300万円である。

キビナゴ刺網は、兄弟3人で周年操業する1経営体を除いて、大半が磯建網や一本釣り、遊漁などを組み合わせて営まれており、最盛期は5～7月である。最盛期の3ヶ月間操業で水揚げ高が約500万円に達することもあり、特に兄弟3人でキビナゴ刺網のみを営む経営体の年間水揚げ高は約2千万円と高い漁業収入を上げるなど、キビナゴ刺網は秋目地域の基幹漁業となっている。キビナゴ刺網と他の漁業等との組合せは3つのパターンしかなく、60歳代（漁業者番号11）が営む「キビナゴ刺網＋一本釣り」、60歳代と30歳代の親子操業（漁業者番号1と12）による「キビナゴ刺網＋遊漁（船釣り）」、70歳代の夫

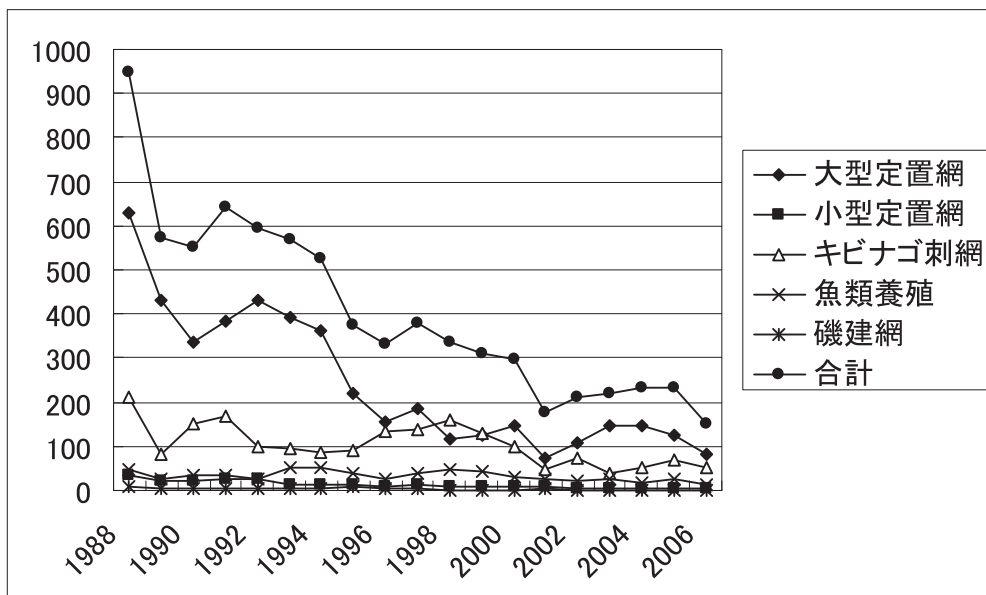
婦操業（漁業者番号17）による「キビナゴ刺網+磯建網」の組合せである。

この他に、漁場条件に恵まれた地域であるから、主に遊漁（瀬渡し）を専門的に営みつつ漁業を組み合わせるといったパターンが見られ、60歳代の漁業者（漁業者番号14と15）は「遊漁+磯建網+一本釣り」と「遊漁+他の漁業者の手伝い」の2つのパターンであり、40歳代の漁業者（漁業者番号6）は「遊漁+一本釣り」である。最初の60歳代の漁業者（漁業者番号14）の場合、磯建網や一本釣りを営んでいるといっても、遊漁への依存率が90%以上と高く、遊漁（瀬渡し）によって生計を立てている。

秋目地域の漁獲量及び漁獲金額の推移は、図2及び図3の通りである。この図は漁協合併前の漁獲量及び漁獲金額の推移であるが、これを見ると明らかなように総漁獲量及び総漁獲金額は著しい減少傾向を示している。特に、大型定置網の漁獲量及び漁獲金額の推移が秋目地域の総漁獲量及び総漁獲金額の推移に大きく影響していることが分かる。また、水揚げされた漁獲物の流通ルートは、第1に大型定置網の場合、鹿児島市中央卸売市場へ陸送で活魚出荷され、その際小型定置網等の漁獲物も便乗させてもらっていること、第2にキビナゴの場合、キビナゴ刺網専門の漁業者（漁業者番号5）が鹿児島市中央卸売市場へ陸送しており、他のキビナゴ刺網の漁業者も便乗させてもらっていること、第3に漁場から枕崎市漁協市場へ直接持ち込むケースがあること、以上のような3つの流通ルートでもって秋目地域で水揚げされた漁獲物は捌かれている。

漁協の組合員数の推移を見たのが、表1である。正組合員数は若干の変動があるものの減少傾向を示している。これに対して准組合員数は、特に1998年以降増加しているが、この背景に漁協経営の存続を企図した准組合員の受入があり、多額の出資金を納めることを条件として地域外から積極的に「よそ者」を受け入れた。しかし、正組合員の増加が見込めず、組合設立要件である正組合員数20名近くまで減少し、漁協存立の危機に直面したことから、2006年に野間池漁協との合併に踏み切ったという経緯がある。

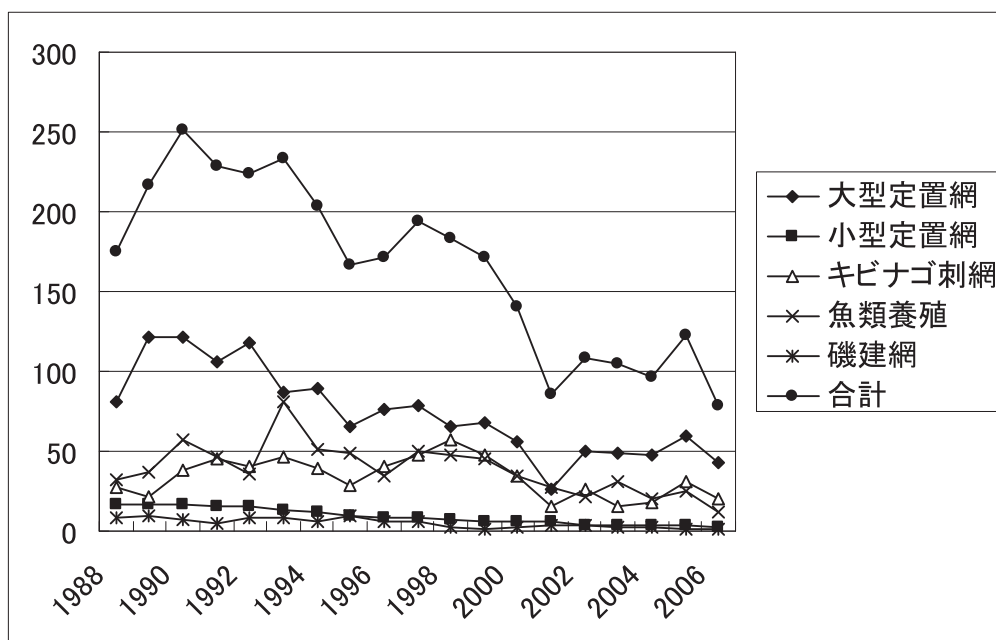
（単位：トン）



資料：秋目漁協「業務報告書」より作成。

図2 秋目地域の漁獲量の推移

(単位：百万円)



資料：秋目漁協「業務報告書」より作成。

図3 秋目地域の漁獲金額の推移

4. 正組合員の就業実態

表2は、秋目支所の正組合員の就業実態である。この表をもとに正組合員の就業実態を概観してみよう。

秋目地域には、20歳代の青年漁業者はいない。青壮年漁業者は7人おり、年齢別では30歳代が4人、40歳代が3人である。漁業者番号1は、漁業者番号12の後継者で独身であり、親子操業でキビナゴ刺網と遊漁を営んでいる。漁業者番号2は、UターンしてT大型定置網の漁業従事者となるが、妻が劣悪な生活条件に嫌気をさし、離婚後に子供を連れて地域外へ出て行った。漁業者番号3は、漁業者番号5の弟で独身であり、最近Uターンしてきたもう一人の独身の弟を加えた兄弟3人でキビナゴ刺網を専業として周年操業を行い、年間水揚げ約2千万円という高い漁業収入を上げている。漁業者番号4は、以前トラック運転手をしてしたが、妻子を連れてUターンし、T大型定置網の漁業従事者となる。漁業者番号5は前述した兄弟3人の長兄であり、離婚後、兄弟3人でキビナゴ刺網を専業で営んでいる。漁業者番号6は、趣味の釣りが高じて地域外から妻子を連れてUターンし、遊漁船業を専業として営むかたわら、時々一本釣りも行っており、年間約500万円の収入がある。妻は漁協職員として働くことで、漁村社会に溶け込む努力をしているが、子育て環境等の劣悪な生活環境への対応に苦慮している。現在、子供は鹿児島市で寄宿舎生活をして学校に通っていることから、週に数回、勤務終了後に子供のところへ行っている。漁業者番号7は、漁業者番号9が長兄で、漁業者番号21を父親とする後継者であり、父親が引退して、K大型定置網の漁業社会を引き継ぎ、漁業者番号9を経営者とし、本人は漁業従事者として兄弟で大型定置網を営んでいる。既婚者であり、妻と子供がいるが、子供の通学等の生活環境の不便さを痛感している。

高年・老年漁業者は10人おり、年齢別では50歳代が2人、60歳代が6人、70歳代が2人であり、子弟

表1 秋目漁協の組合員数及び職員数の推移

年度	組合員計	正組合員	准組合員	職員
1988	43	34	9	3
1989	43	34	9	3
1990	41	30	11	3
1991	44	31	13	3
1992	45	33	12	3
1993	43	31	12	3
1994	43	33	10	2
1995	40	32	8	2
1996	42	35	7	2
1997	43	30	13	2
1998	42	33	9	1
1999	42	31	11	1
2000	41	26	15	1
2001	41	25	16	1
2002	44	26	18	2
2003	45	24	21	2
2004	45	24	21	2
2005	45	25	20	2
2006	44	25	19	2

資料：秋目支所の資料より作成。

はほとんどすべて他出している。漁業者番号8は、後継者がなく、小型定置網を専業として一人で周年操業し、年間約300万円の水揚げを上げているが、個人漁業者として一代限りで廃業である。漁業者番号9は、前述したK大型定置網の後継者であり、経営者としてK漁業社会を取り仕切っている。2人の子供のうち、1人は大学へ進学し、もう1人はUターンしてK大型定置網に従事しているが、組合員ではない。漁業者番号10は、K大型定置網の漁業従事者であり、後継者がなく、漁業従事者として一代限りで廃業である。漁業者番号11は、キビナゴ刺網を営んでいるが、後継者がなく、個人漁業者として一代限りで廃業である。漁業者番号12は、漁業者番号1を後継者として確保しており、キビナゴ刺網と遊漁を親子操業で営んでいる。漁業者番号13は、漁業者番号8と同様で、後継者がなく、小型定置網を専業として一人で周年操業し、年間約300万円の水揚げを上げているが、個人漁業者として一代限りで廃業である。漁業者番号14は、瀬渡しを専門とする遊漁船業者であり、漁業としては時々磯建網や一本釣りを行う程度で、後継者がなく、遊漁船業者として一代限りで廃業である。同じく漁業者番号15も瀬渡し

しを専門とする遊漁船業者であり、時々他の漁業者の漁業を手伝う程度で、後継者がなく、遊漁船業者として一代限りで廃業である。漁業者番号16は、K大型定置網の漁業従事者であるが、時々一本釣りを行ったり、他の漁業者のキビナゴ刺網を手伝うなどしており、後継者がなく、漁業従事者として一代限りで廃業である。漁業者番号17は、夫婦でキビナゴ刺網と磯建網を営んでいるが、後継者がなく、個人漁業者として一代限りで廃業である。

表2 正組合員の就業実態(2008年)

漁業者番号	年齢	漁業種類等	備考
青壮年漁業者 1	32	キビナゴ刺網+遊漁	漁業者12の後継者、独身
2	33	T大型定置網従事者	僻地生活に嫌気をさし、妻と子供は他出
3	35	キビナゴ刺網	独身
4	39	T大型定置網従事者	トラック運転手から15年前Uターン。妻と子供1人
5	41	キビナゴ刺網	バツイチ。漁業者3(弟)と非組合員(弟)と3人で約2千万円の水揚げ
6	43	遊漁船業者(瀬渡し)	年間500万円前後。7年前、趣味の釣りが高じて遊漁船業者
7	44	K大型定置網従事者	妻と子供
高老年漁業者 8	50	小型定置網	
9	51	K大型定置網経営者	漁業者7の兄
10	61	K大型定置網従事者	
11	63	キビナゴ刺網+一本釣り	
12	63	キビナゴ刺網+遊漁	漁業者1の父親
13	64	小型定置網	
14	64	遊漁船業者(瀬渡し)	遊漁95%。+磯建網+一本釣り
15	64	遊漁船業者(瀬渡し)	その他漁業の手伝い
16	74	K大型定置網従事者	一本釣りも営む
17	76	キビナゴ刺網+磯建網	夫婦操業
引退漁業者 18	74	元カンパチ養殖	病院に通院中、組合脱退予定
19	75	元大型定置網従事者	高齢のため組合脱退予定
20	81	元大型定置網従事者	高齢のため組合脱退予定
21	81	K大型定置網元経営者	漁業者7と9の父親、元漁協組合長

資料：漁協等での聞き取り調査により作成

最後に、2008年には正組合員の資格を有していたが、その後高齢等のため漁業を引退し、秋目地域に居住している4人の老年漁業者の生活実態を見てみよう。この4人はすでに漁業を引退しており、うち3人が漁協組合員の脱退を予定している。年齢別では70歳代が2人、80歳代が2人である。漁業者番号18は、以前、魚類養殖（カンパチ）を営んでいたが、体調を崩して廃業し、漁業を引退して地域外の病院に通院中である。漁業者番号19及び20は、元大型定置網従事者であるが、高齢のため漁業従事から引退し、2009年には漁協組合員を脱退して年金暮らしをしている。漁業者番号21は、元漁協組合長で、漁業者番号7と9の父親である。以前、K大型定置網を経営していたが、老齢のため漁業者番号9に経営を譲って引退した。

以上、漁家世帯の就業実態の概観から、ここでは次の4つの点を指摘しておきたい。第1は、地域の劣悪な生活環境が小規模な沿岸漁業経営の継承を阻んでいることである。特に、女性にとって子育て環境としては最悪であり、このため離婚を余儀なくされたり、婚姻による家族形成ができない状態にある。また、劣悪な生活環境が漁家の子弟の他出を促進したことから、個人漁業者及び漁業従事者を問わず、体力の限界で引退を強いられ、一代限り廃業の運命にある。第2は、このような劣悪な生活環境にあっても、漁業の良好な経済条件があれば、後継者が残り、漁業経営の継承性が保たれる可能性は十分にある。特に、大型定置網のような高い漁業収入を上げることができる漁業では、権利保持のためにも後継者を確保し、漁業経営を継承する傾向が見られる。しかし、漁業従事者は小規模な個人漁業者と同様に、高齢化の進行が著しく、大型定置網の継承にとって必要不可欠な良質な労働力の確保が困難となりつつあり、深刻な労働力問題に直面している。第3は、地域の基幹漁業の一つであるキビナゴ刺網を兄弟3人で専業として営み、高い漁業収入を実現している漁業経営があるように、高い漁場豊度に恵まれ、青壮年漁業者が漁業を営む生産条件はある。しかし、劣悪な生活環境が婚姻による家族形成を拒んでおり、生涯独身として一代限り廃業の予備軍を形成している。第4に、引退漁業者の就業実態からも明らかのように、体力の限界ぎりぎりまで漁業を続けてから引退後、地域に留まって年金暮らしを続け、生涯を閉じるというパターンが一般的であり、現在漁業を営む高年・老年漁業者は徐々にその域に到達しつつある。

5. 准組合員の就業実態

表3は、秋目支所の准組合員の就業実態である。この表をもとに准組合員の就業実態を概観してみよう。

前述したように、1998年以降、漁協経営を存続するため地区外から「よそ者」を積極的に受け入れた経緯があり、2008年には表3のように17人の准組合員が漁協に所属している。准組合員番号（以下、准組番号という）の順に就業実態を見てみよう。准組番号1は、秋目地域に隣接する大浦町の消防職員で、秋目漁港にプレジャーボートを係留して遊漁を楽しんでいるが、プレジャーボートの係留等でトラブルを起こすことも多々ある。准組番号2は、秋目支所の職員であり、隣接する加世田地域に居住し通勤している。准組番号3は、秋目地域の住民であるが、漁業実績もなく、現在消息がつかめない状態である。准組番号4は、秋目地域で唯一の民宿旅館を営むかたわら、秋目海岸の豊富な水産資源を活用して積極的にダイビング活動を展開している。准組番号5は、枕崎市に住居があり、K大型定置網の漁業従事者である。准組番号6は、遠方の日置市東市来町ひがいちきに住居があり、毎日のように秋目に通いウニ等を対象とした素潜りを行っている。准組番号7は、遠方の指宿市に住居があり、秋目の沿岸域で遊漁船業を

営んでいる。准組番号8は、遠方の金峰町に住居があるが、漁業実績もなく、就業実態も不明である。准組番号9は、元大型定置網の従事者であったが、漁業従事を辞めて、現在、枕崎市でタクシー運転手をしている。准組番号10は、隣接する久志地域に居住し、T大型定置網の漁業従事者である。准組番号11は、定年後Uターンし、年金暮らしをしながら一本釣りを楽しんでいる。准組番号12は、遠方の加世田地域に居住し、金物屋を営んでいる。准組番号13は、合併前の秋目漁協の職員であり、退職後、秋目地域に留まり年金生活をしている。准組番号14は、隣接する大浦町で自動車修理工として働いており、准組合員資格を持っているにすぎない。准組番号15は、以前、秋目の魚介類を枕崎市等へ行商していたが、高齢のため廃業し、現在、秋目地域で年金生活をしている。准組番号16は、秋目地域に居住し、高齢であるが、瀬渡しを中心に遊漁船業を営んでいる。准組番号17は、以前、漁業者番号13と共同で小型定置網を営んでいたが、高齢のため漁業を引退して秋目地域に居住し、年金生活をしている。

表3 准組合員の生活実態（2008年）

准組合員 番号	年齢	地区内	地区外	備考
1	37		○（大浦町）	遊漁船係留、消防職員
2	39		○（加世田）	漁協職員
3	41	○		行方不明、漁業実績なし
4	46	○		民宿経営
5	54		○（枕崎市）	K大型定置網漁業従事者
6	54		○（東市来町）	素潜り（ウニ等）
7	57		○（指宿市）	遊漁船業
8	58		○（金峰町）	実態不明、漁業実績なし
9	59		○（枕崎市）	元大型定置網漁業従事者、タクシー運転手
10	63		○（久志）	T大型定置網漁業従事者
11	66	○		定年後一本釣り、年金生活
12	69		○（加世田）	金物屋
13	69	○		元漁協職員、年金生活
14	70		○（大浦町）	自動車修理工
15	76		○（久志）	元行商、年金生活
16	76	○		遊漁船業（瀬渡し）
17	83	○		漁業者番号13と以前小型定置網を共同経営、年金生活

資料：漁協等での聞き取り調査より作成

以上、准組合員の就業実態を概観したが、准組合員は正組合員の予備軍として位置付けられる面もあり、実際に表2の漁業者番号6は、釣りが趣味で秋目地域に通っているうちに、漁協の准組合員資格を取得し、その後妻子を連れてIターンして正組合員となり、遊漁船業を専業として営むようになった経緯から明らかのように、准組合員は正組合員への登竜門でもある。しかし、秋目支所の准組合員の就業実態を見る限り、正組合員へ昇格し、漁業者となって地域漁業を担うような可能性はまったくない状況である。むしろ地域外の「よそ者」が都合の良いときに秋目地域にやって来て海洋レジャーを好き勝手に楽しんでおり、秋目地域に居住していないことから劣悪な生活環境とは全く無縁で、地元の漁業者とトラブルを起こすなどマイナス面が多く、漁村地域を食い物にしているような状況である。したがって、准組合員の就業実態を見る限り、地域漁業の継承者として期待することは全くできない。

6. まとめ

生活基盤に関する社会資本整備が遅れている条件不利な秋目地域という漁村地域を取り上げ、地域漁業の維持・存続という視点から、そこで居住し漁業を営む漁業者の就業実態を整理すると、以下のような点を指摘することができる。

第1に、地域で歴史的に定着し基幹漁業として代々営まれてきた大型定置網のような大規模な漁業は劣悪な生活環境にあっても、漁業条件に恵まれていれば権利保持の観点から、親から子へと漁業経営の継承が行われる傾向が強い。しかし、漁業従事者は劣悪な生活環境を容易に受け入れられず、高齢化に伴い一代限り廃業の可能性が高い。このため大型定置網を持続的に経営するにあたって、良質な漁業従事の労働力確保が難しくなっており、後継者への権利継承が行われたにもかかわらず、深刻な労働力問題に直面しつつある。第2に、キビナゴ刺網を3兄弟で営む漁業経営のように、約2千万円の水揚げを可能とする高い漁場豊度に魅せられて条件不利地域で生活する漁業者の存在がある。しかし、3兄弟とも独身及び離婚による単身であり、婚姻による家族形成ができなければ漁業経営の継承は難しく、一代限り廃業の可能性が高い。第3に、地域の劣悪な生活環境が漁業経営の継承性を拒んでいる大きな要因となっている。特に女性にとって生活環境の劣悪さは深刻であり、離婚を余儀なくされたり、子育て環境への影響が甚大である。現在子育て最中の漁業者世帯は劣悪な生活環境への対応に苦慮しており、また漁家の子弟の多くは学卒後に他出して地元に戻ることがない。このため小型定置網やキビナゴ刺網、磯建網、一本釣り等の小規模な沿岸漁業の継承性は断絶しており、体力の続く限り地域で漁業を営み、その後引退して地域に残り、年金暮らし等でもって生涯を閉じることから、地域漁業の衰退傾向は著しい。

以上のように、条件不利な漁村地域では、劣悪な生活環境が婚姻による家族形成を拒んでおり、後継者もなく、高齢化して体力的限界から漁業を引退し、その引退漁業者集団の消失とともに漁村集落の崩壊が進み、地域漁業の衰退が加速度的に進行することが予測される。秋目地域のような生活環境の劣悪な条件不利地域においては、地域漁業の崩壊に歯止めをかけ、その危機を乗り越えるだけの内発的な力はすでにない。地域漁業の崩壊に歯止めをかけ、漁業経営の継承性を取り戻すには、婚姻による家族形成のできる生活基盤等の社会資本整備のネットワーク化が喫緊の課題であり、外発的な力が必要不可欠で行政的な政策支援なくして実現できないというのが条件不利な沿岸漁村の現状である。

第 部

漁業センサス分析

自営漁業就業者の再生産に関する人口学的検討

自営漁業就業者と個人経営体世帯員に関する漁業センサスの分析

国立社会保障・人口問題研究所 山内昌和

1. 本研究の課題

本稿は、漁業センサスの全国データを用いて自営漁業就業者と個人経営体世帯員の推移を人口学的に検討するものである。

自営漁業就業者の減少と高齢化が続いている。漁業センサスによれば、自営漁業就業者は1973年の340,514人から2003年にはほぼ半分の175,826人へ減少し、65歳以上の就業者が占める割合はこの間に10.3%から39.9%へ上昇した。

こうした自営漁業就業者の動向に関する研究は加瀬の一連の論考（加瀬1988、1991、2001、2006など）が代表的である。その特徴は、コーホート（同時出生集団）の視点と世帯内での労働力配置を意識した視点にある。前者のコーホートの視点は就業者の動向の世代別の分析へ、後者の世帯内での労働力配置を意識した視点は労働力の再生産の検討へつながるものである。加瀬は、これらの視点を用いて漁業経営に関する諸属性（漁船規模や漁業種類、地域など）と自営漁業就業者の動向との関係进行分析し、後継者参入の経済的論理を明らかにした。

しかしながら、加瀬の研究では十分に検討されなかった点が2つあり、いずれも人口学的な研究視点と関わっている。1点目は、自営漁業への参入・退出数に関する定量的な分析である。加瀬が導入したコーホートの視点は、自営漁業への参入・退出数をおおまかに把握することを可能にした。しかし、コーホートでみた自営漁業就業者の推移には参入数と退出数、死亡数の影響が混在する。とくに漁業は死亡リスクの高い産業であることから、コーホートでみた自営漁業就業者の推移に与える死亡数の影響は少なくないと考えられる。この点で参考になるのが服部（1991）の研究である。同研究は沖合・遠洋漁業の雇われ就業者の推移を分析したもので、コーホートの就業者の変化から死亡数の影響を除き、参入数と退出数のどちらがどのくらい上回っているか¹を明らかにした。服部（1991）が用いた死亡数の算出方法には問題があると考えられるが²、漁業への参入数や退出数に関する統計が整備されていないことを考えるならば、示唆的な研究といえよう。

加瀬の研究で十分に検討されなかった2点目は、自営漁業就業者の家族・世帯に関わる点である。加瀬の研究は、「家族経済論の沿岸漁業への適用」（加瀬1988、pp.2）という側面を持つものであり、就業に関する領域では家族・世帯について踏み込んだ検討を行っている。しかし、「再生産」に関する領域、具体的には結婚を含めた出生に関わる領域についての検討は、自営漁業の後継者の大部分が既存漁家の子弟であるにもかかわらず、実施されていない。この点は、漁家の女性労働に注目した代表的な研究で

¹ 参入数から退出数を引いたネットの値のことである。

² 死亡の影響を考慮する方法について、服部（1991）は「当初の集団構成員数に死亡率を乗じた自然減少を加味して」（pp.165）と述べる。服部のいう「死亡率」とはいわゆる年齢別死亡率と推察されるが、「自然減少」（死亡数のこと）を算出するためには、理論上は生命表生残率を利用するべきである。年齢別死亡率と生命表生残率の違いについては山口編（1989、1990）などを参照のこと。

ある三木（1999）においても同様である³。結婚を含めた出生が漁業就業に与える影響とは、例えば、未婚化によって家族形成が進まない、或いは男の子がいないといった理由で後継者になる可能性のある次世代が減少することである。日本全体で未婚率の上昇や出生率の低下が進み、年少人口（0～14歳人口）や生産年齢人口（15～64歳人口）が減少している中で、自営漁業においても結婚を含めた出生の影響が生じているものと推察される。

以上を踏まえ、本稿の具体的な課題は、自営漁業就業者の動向に対する参入・退出、死亡、出生、結婚の影響を定量的に検討することである。以下、次節で方法を述べ、3節で自営漁業者の参入・退出と死亡について、4節で漁業世帯員の動向ならびに出生について検討し、5節で若干の考察とまとめとする。

2. 方法

(1) 死亡の影響の算出

コーホートでみた人口変化は次のように表すことができる。

$$P(e, x+n, t+n) = P(e, x, t) - D(e, x \rightarrow x+n, t \rightarrow t+n) + M(e, x \rightarrow x+n, t \rightarrow t+n) \quad ①$$

P ：人口、 D ：死亡、 M ：移動（参入数－退出数）、 e ：属性、 x ：年齢、 t ：年齢、 n ：期間（年）

式は、期末の $t+n$ 年に $x+n$ 歳である属性 e の人口は、期首の t 年に x 歳であった属性 e の人口からこの間に生じた死亡数を引き、この間の純移動数（理論上は参入数から退出数を引いた値で、退出数が多ければマイナスとなる）を加えた値、ということを表す。

式の左辺を期首年の人口で割った値がコーホート変化率と呼ばれる指標である。

$$\frac{P(e, x+n, t+n)}{P(e, x, t)} = \frac{P(e, x, t) - D(e, x \rightarrow x+n, t \rightarrow t+n)}{P(e, x, t)} + \frac{M(e, x \rightarrow x+n, t \rightarrow t+n)}{P(e, x, t)} \quad ②$$

式は、期首から期末へのコーホート変化率を、右辺第1項の生残率と呼ばれる死亡の影響に関する部分と、右辺第2項の純移動率と呼ばれる移動（参入・退出）の影響に関する部分に分解できることを表す。右辺第1項と第2項を直接算出することは、死亡数や純移動数（または参入数と退出数）に関する統計が存在しないため不可能である。しかし、式の右辺第1項は厚生労働省『人口動態職業・産業別統計』を利用して推定可能であるため、結果として右辺第2項、さらには死亡数や純移動数についても推定可能となる。生残率の推定方法の詳細は附論1の通りである。

(2) 出生力の指標

出生力を計測するためには、厳密には出生数についての統計が必要となる。しかし、漁業世帯の出生数に関する統計は存在しない。そこで静態統計の一種である漁業センサスで算出可能なCWR（Child-

³ 三木（1999）では労働を中心として漁家の女性が果たす様々な機能について分析されるが、自営漁業就業者の動向との関連で結婚を含む出生についての分析はなされていない。

Woman Ratio (子ども女性比) に注目することにした。

CWRは、一般に、再生産可能年齢とされる15～49歳の女性人口に対する0～4歳人口の比として表される指標である(式)。

$$CWR = P(e, 0-4) / P(e, f, 15-49) \quad \textcircled{3}$$

f : 女性

CWRは、分子である0～4歳人口が過去5年間の出生数とおおむね等しく、分母である15～49歳女性人口の死亡や人口移動が無視できる水準であるとの仮定に基づいた出生力の代替指標である。ただし、異なる人口集団のCWRを比較する際に分母の15～49歳の女性人口の年齢分布に偏りがあると不適切な結果となるため、山内(2006)に従って、分母の15～49歳の女性人口の年齢分布の影響を除いた標準化CWR(sCWR)を用いることにする。これにより、個人経営体世帯の出生力の経年変化や日本全体との出生力の比較が可能となる。標準化CWRの算出方法は下記の通りである。

$$sCWR = {}^e CWR \times \frac{P(e, f, 0-4)}{\sum_{i=1}^7 \{P(e, f, 10+5 \times i \sim 14+5 \times i) \times \alpha(10+5 \times i \sim 14+5 \times i)\}} \quad \textcircled{4}$$

I : 1980年の国勢調査の人口 α : 標準人口の母の年齢5歳階級別出生数を5年間累積し、年齢5歳階級別女子人口で除した値(女子の年齢別出生率に相当)

なお、個人経営体世帯員の出生力は親が漁業者の出生力とは異なるものである。個人経営体世帯員の出生力とは、個人経営体世帯に属する再生産年齢の女性(未婚者や夫が非漁業者の女性も含む)がどのくらいの数の子どもを生むのかを表すものである。それに対し、親が漁業従事者の出生力とは、夫ないし本人が漁業者である女性の出生水準を表すものである。しかし、夫ないし本人が漁業者である女性の出生数または子ども数は漁業センサスで調査(または公表)されておらず、親が漁業者の出生力を計測することは困難である。

(3) 0～4歳の個人経営体世帯員の推計

14歳以下の個人経営体世帯員は、第7次漁業センサス以降、一括して調査されるようになり、5歳階級別に把握することができなくなった。標準化CWRの算出には0～4歳の個人経営体世帯員のデータが必要となるため、第5次から第11次までの年齢別の個人経営体世帯員の統計をもとに、1983年以降5年おきに0～4歳の個人経営体世帯員数を推計しなければならない。

推計に際しては、地域別や男女別の推計値を積算して全国の値とする方法もありうるが、統計的な安定性を考慮し、全国の男女を合計した0～4歳の個人経営体世帯員数を直接推計することにした。基本的な推計方法は、1973～1978年における0～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳の個人経営体世帯員数のコーホート変化率と、1983年以降の14歳未満人口を利用するものである。

推計手順は、1983年を例にすると、おおよそ次のようになる。すなわち、1978年の0～4歳人口、5～9歳は1983年にそれぞれ5～9歳、10～14歳になるので、この間の0～4歳、5～9歳、10～14歳のコーホート変化率を仮定することで、1983年の5～9歳、10～14歳の個人経営体世帯員を推計す

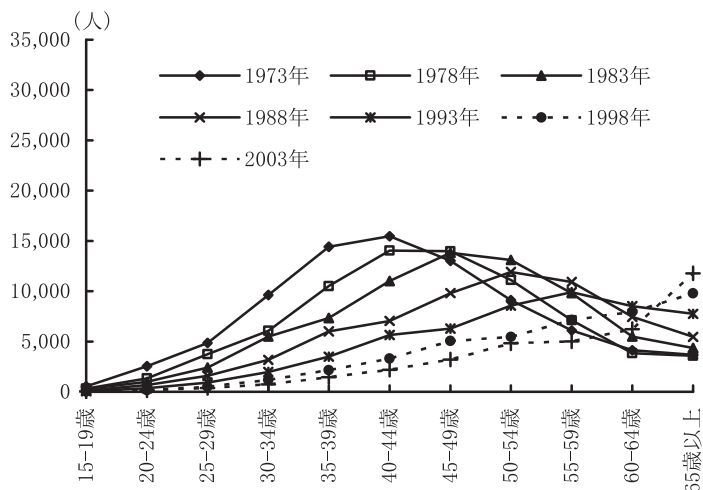
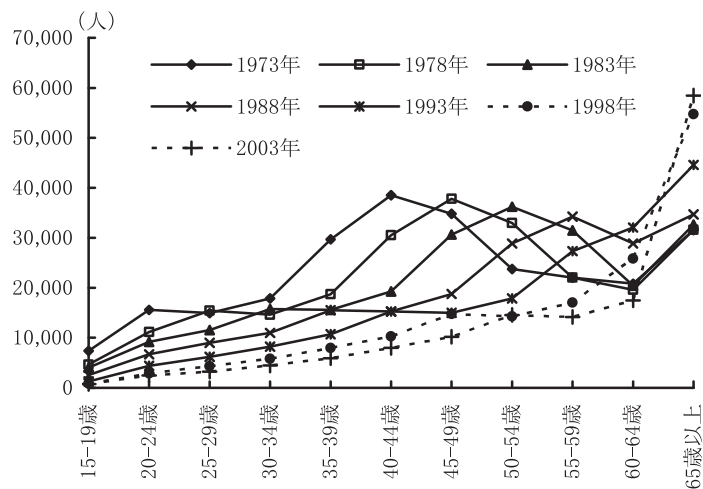
ることができる。1983年の0～4歳個人経営体世帯員は、公表された1983年の14歳以下の個人経営体世帯員から推計された1983年の5～9歳と10～14歳の個人経営体世帯員を引くことで推計することが可能となる。また、推計された1983年の10～14歳の個人経営体世帯員と、公表された1988年の15～19歳の個人経営体世帯員とのコーホート変化率について検討し、必要に応じて若干の補正を実施する。

1988年以降についても、1983年の推計結果を利用して、同様の方法で0～4歳の個人経営体世帯員数を推計する。推計方法の詳細は附論2の通りである。

3. 自営漁業就業者の推移

(1) 男性

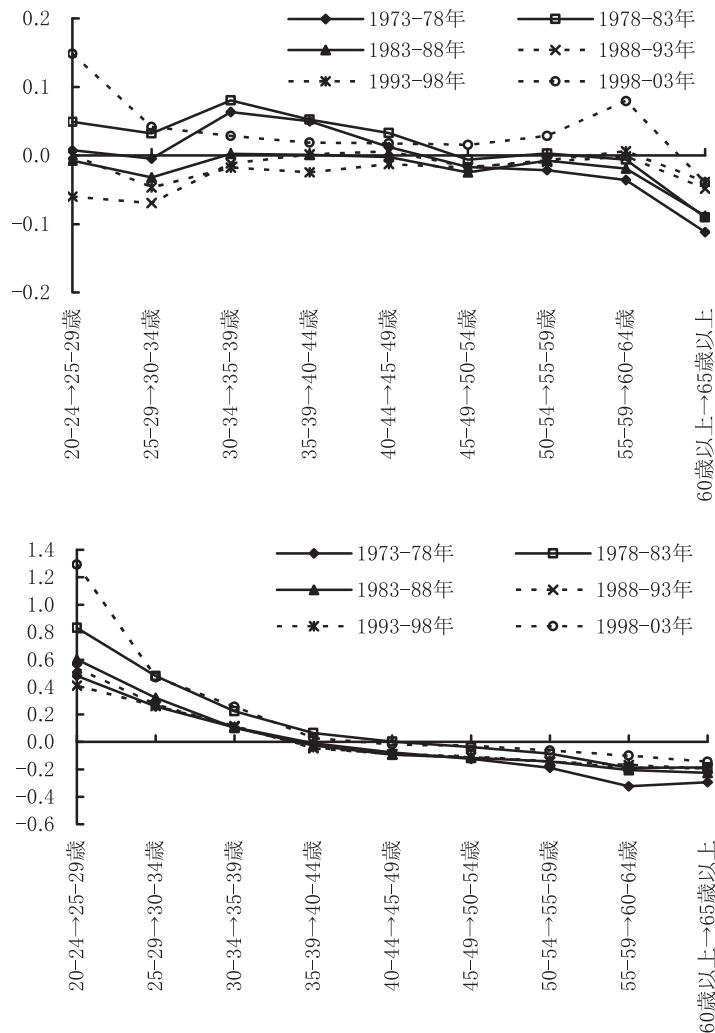
男性の自営漁業就業者は1973年の256,981人から2003年には45.6%減の139,827人へ推移した。図1は自営漁業就業者の年齢別分布の推移を示したものである。これまで指摘されてきたように、昭和一桁世代を最大とする年齢構造が保持される一方で、15～19歳や20～24歳の規模は年々低下した。近年は、昭和一桁世代が65歳以上となったため、若い世代ほど数が少ない年齢構造である。



資料：漁業センサス

図1 年齢別自営漁業就業者の推移（上：男性 下：女性）

自営漁業就業者の参入・退出の動向を検討するために作成したのが図2の年齢別純移動率である。同図には、全年次で0.5以上となる期末年齢20～24歳のコーホート変化率は含めていない。それによれば、年齢別純移動率のパターンには若い年齢で参入超過、高齢で退出超過になるという共通した傾向がみられる。その間の年齢層、具体的には期末年齢25～29歳から55～59歳頃の年齢層では純移動率がおおむね±0.05以内であり、流動性は低いものの、その時々を経済状況を反映して若干のプラスないし若干のマイナスとなる。



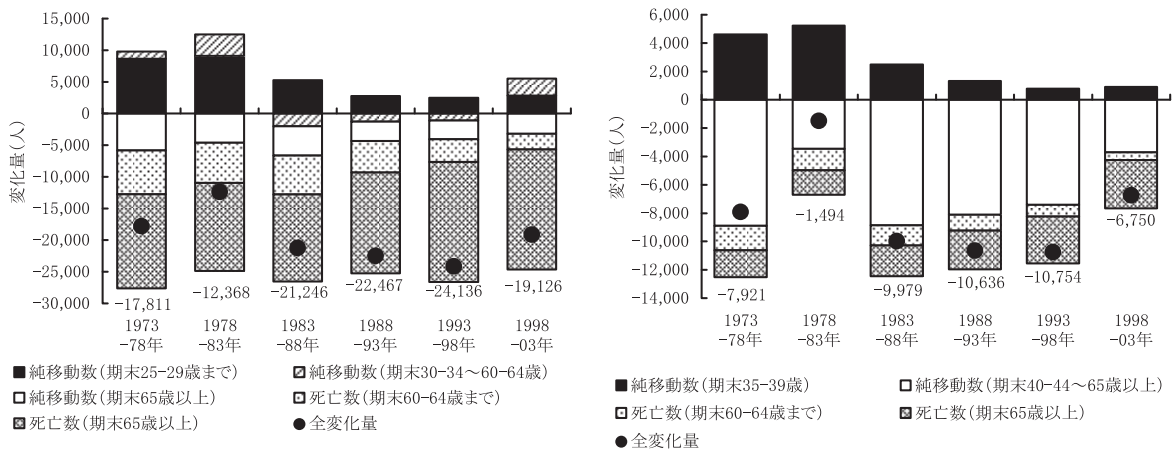
資料：漁業センサス、完全生命表

図2 自営漁業就業者の年齢別純移動率推移（上：男性 下：女性）

こうした自営漁業就業者の参入・退出の動向が自営漁業就業者の変化に与えた影響を表したのが図3である。同図は、2時点の自営漁業就業者の変化量を死亡数と純移動数の寄与に分解したものである。各期間に共通する傾向として、期末年齢25～29歳までは純移動数が自営漁業就業者を増やす方向で寄与するのに対し、期末年齢65歳以上は減らす方向に寄与すること、期末年齢35～39歳から55～59歳は自営漁業就業者の推移に与える寄与が小さいこと、自営漁業就業者の減少の大部分は死亡数、とくに期末年齢65歳以上の死亡数の影響であることがわかる。他方、時系列でみると、自営漁業就業者の高齢化に伴

って期末年齢65歳以上の死亡数の寄与が増す反面、期末年齢25～29歳までの純移動数の寄与が減っており、自営漁業就業者の減少につながっていた。

このように、男性の自営漁業就業者については、加瀬がたびたび指摘してきたように（例えば加瀬2006）新たに漁業に参入する若年者は減少傾向にあるが、いったん漁業に従事すると死亡や高齢による引退を除いて就業を継続する傾向にある。



資料：漁業センサス、完全生命表

注）男性の純移動数（期末25-29歳まで）と女性の純移動数（期末35-39歳まで）には15～19歳の加入分を含む

図3 自営漁業就業者の変化量の内訳（左：男性 右：女性）

なお、1998～03年にかけての純移動率と純移動数は、中壮年層でプラスとなっていた。この新しい傾向は新規漁業就業者の増加を意味するものと考えられるが、詳細は不明である。参考までに1973年から1998年までの新規漁業就業者に関する統計をみると⁴、より新しい年次ほど新規漁業就業者に占める30歳以上の割合が高まる傾向にあり、こうした傾向がより強まっている可能性がある（表1）。ただし、このような新規漁業就業者の増加と考えられる現象が漁業就業者の減少に歯止めを掛けるには至っていないことも事実である。

表1 新規漁業就業者の年齢構成

		1973年	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年
男	総数(人)	1,815	2,045	1,853	885	2,141	1,932
	構成%						
	20歳代まで	80.9	73.3	77.4	74.2	47.5	45.3
	30～40歳代	12.3	16.7	14.1	17.1	22.3	23.8
女	総数(人)	196	208	158	10	565	475
	構成%						
	20歳代まで	65.8	51.4	48.7	20.0	22.8	20.4
	30～40歳代	25.5	33.7	43.7	80.0	36.1	31.8
	50歳代以上	8.7	14.9	7.6	0.0	41.1	47.8

資料：漁業センサス

⁴ 新規漁業就業者に関する統計は1993年以降と1988年以前で調査方法が異なっている。新規漁業就業者の統計については加瀬（2001）に詳しい。

(2) 女性

女性の自営漁業就業者は1973年の83,533人から2003年には56.9%減の35,999人へと推移し、男性の自営漁業就業者に対する比も同期間に32.5%から25.7%へ低下した。自営漁業就業者の年齢別分布の推移を示した図1によれば、かつては男性と異なる年齢構造を示したが、昭和一桁世代とその前後の世代が規模を保ちながら高齢化する一方で若い年齢層は年々減少したため、近年は男性同様に若い世代ほど数が少ない年齢構造となった。

図2は年齢別純移動率を示したものである。同図には、全年次で1.4以上となる期末年齢20～24歳の純移動率は含まれていない。純移動率のパターンは期間により若干の違いはあるが、期末年齢20～24歳から35～39歳頃までは純移動率がプラス、期末年齢40～44歳頃から65歳以上では純移動率がマイナスとなる。男性に比べてほとんどの年齢で純移動率の絶対値が大きく、女性の方が自営漁業就業者の流動性は高い。

図3は2時点の自営漁業就業者の変化量を死亡および純移動数の寄与に分けて示したものである。各期間に共通するのは、全体の変化量に対して期末年齢40～44歳から65歳以上までの純移動数の寄与が大きいことである。時系列での推移をみると、期末年齢35～39歳までの純移動数のプラスの寄与が低下すること、男性ほど顕著ではないが自営漁業就業者の高齢化に伴って期末年齢65歳以上の死亡数のマイナスの寄与が増すことがわかる。

女性においても男性同様に自営漁業就業者が減少していたが、そのペースは男性よりも急速であった。この要因として、漁業内部の事情としては女性の多くが基幹的漁業就業者である夫とともに操業する存在であることが考えられるが(三木1999)就業や結婚のあり方など女性特有の事情も挙げられよう。

なお、女性においても1998～03年の純移動率や純移動数が1980年代以降の傾向とはやや異なっており、女性の参入を促すような何らかの変化があったものと推察される。

4. 個人経営体世帯員の変化と自営漁業就業者への影響

(1) 個人経営体世帯員の推移

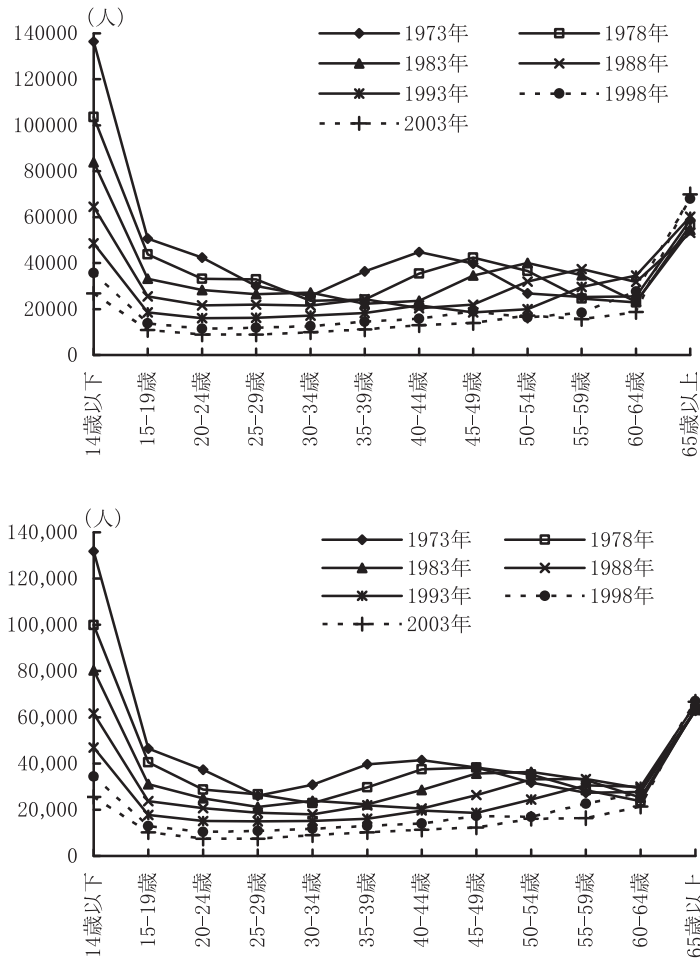
全国人口と個人経営体世帯員の基本指標を整理したのが表2である。個人経営体世帯員は1973年の1,084千人から2003年には59.5%減の439千人へ推移した。この間に14歳以下の世帯員の占める割合は24.7%から11.9%へ低下し、65歳以上の世帯員の占める割合は11.2%から31.1%へ上昇した。全国人口に比べ、個人経営体世帯員の減少と年齢構造の高齢化が顕著である。

表2 個人経営体世帯員と全国人口の推移

		個人経営体世帯員		全国人口	
		1973年	2003年	1973年	2003年
総数(千人)		1,084	439	108,710	127,619
構成 %	0-14歳	24.7	11.9	24.3	14.0
	15-64歳	64.1	57.0	68.2	66.9
	65歳以上	11.2	31.1	7.5	19.0

資料：漁業センサス、推計人口

個人経営体世帯員の推移を年齢別にみたのが図4である。それによれば、男女で年齢構造に若干の差はあるものの、年齢構造の変化のパターンは同様である。すなわち、かつては昭和一桁世代が多い年齢構造で、若い世代もそれなりに存在し、15～19歳の世帯員は昭和一桁世代に匹敵するほどの規模であった。時代が進むなかで昭和一桁世代やその前後の世代はある程度の規模が維持されたが、若い年齢層は急速に減少した。最近では昭和一桁世代が65歳以上となり、若い年齢ほど少ないという年齢構造になった。



資料：漁業センサス

図4 年齢別個人経営体世帯員の推移（上：男性 下：女性）

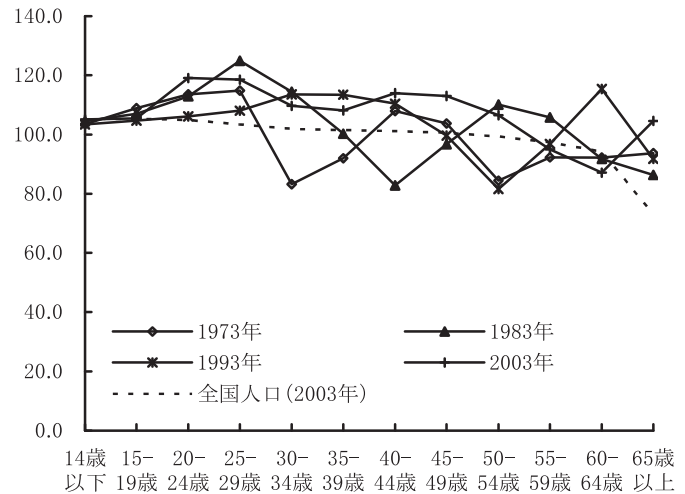
個人経営体世帯員は男女で規模に差がある。図5は個人経営体世帯員の性比（女性100人当たりの男性人口）を示したもので、参考として全国人口の性比も含めた。全国人口の性比は、女性に比べて出生児に占める男児の割合が高く、死亡率も高いことを理由として、0～14歳の105程度から加齢とともに低下していく。それに対し、個人経営体世帯員は、かつて昭和一桁世代とその前後の世代で性比が上下するパターンを示したが、それら世代の高齢化が進み、近年は20～24歳から50～54歳の性比が高い値を示すようになった。

コーホートの個人経営体世帯員の参入・退出の動向を示したのが図6である⁵。男性に比べ女性の方が総じて低い値を示す傾向がみられるものの、基本的な傾向は男女で類似する。具体的には、第1に、個人経営体世帯員の純移動率は、期末年齢60～64歳以上を除いて自営漁業就業者の純移動率（図2）を

⁵ 純移動率の算出は、個人経営体世帯員を自営漁業就業者と個人経営体世帯員から自営漁業就業者を引いたものに区分し、自営漁業就業者の生残率は『完全生命表』より1%低い水準を、個人経営体世帯員から自営漁業就業者を引いたものには『完全生命表』と同じ生残率をそれぞれ適用して純移動数を算出し、自営漁業就業者の純移動数と個人経営体世帯員から自営漁業就業者を引いたものの純移動数を合計して純移動率を算出した。

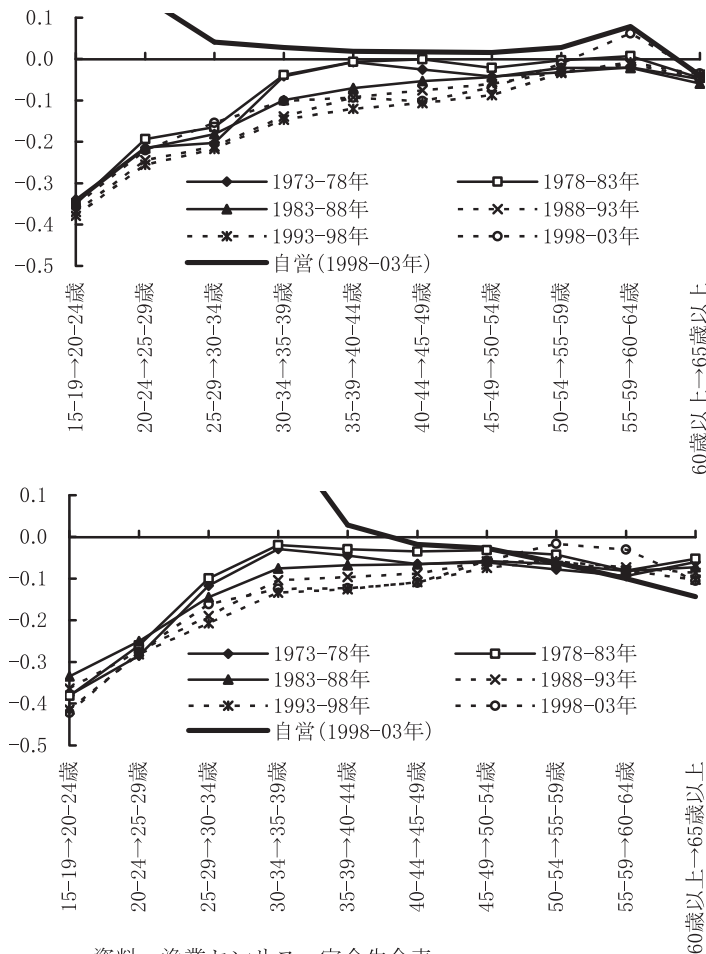
下回り、ほぼ全ての年齢でマイナスとなる。第2に、年齢別にみると、期末年齢が若いほど低い値をとる。第3に、時系列での変化については、1998～2003年がやや例外的であるが、新しい期間ほど低い値を示す傾向がみられる。これら3つの点は、個人経営体世帯員が若年層を中心に全年齢で退出する傾向にあることを示すものであり、自営漁業就業者とは大きく異なる。

さらに、2時点の個人経営体世帯員の変化量を死亡数および純移動数の寄与に分けて示したものが図7である⁶。同図によれ



資料：漁業センサス、推計人口

図5 個人経営体世帯員の性比
(女性100人当たりの男性人口)



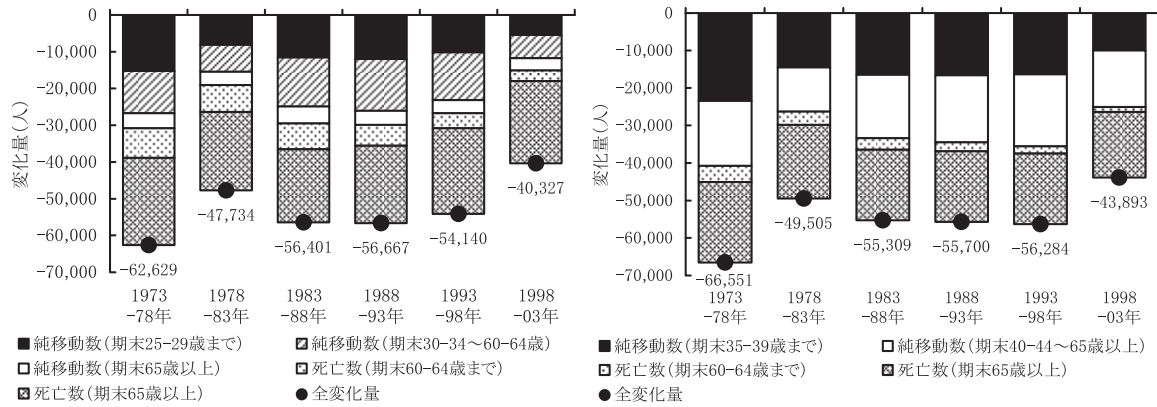
資料：漁業センサス、完全生命表

注) 自営とは自営漁業就業者のこと

図6 個人経営体世帯員の年齢別純移動率の推移(上：男性 下：女性)

⁶ 14歳以下の年齢データがないため、ここでは5年間の0～14 5～19歳には死亡が発生しないと仮定して算出した値である。

ば、自営漁業就業者とは異なり、全てのカテゴリがマイナスの寄与である。とくに寄与量大きいのは、男女とも期末年齢65歳以上の死亡数と、男性の場合には期末年齢25～29歳までと30～34歳から60～64歳の純移動数、女性の場合には期末年齢35～39歳までと40～44歳から65歳以上の純移動数である。



資料：漁業センサス、完全生命表

注) 男性の純移動数（期末25-29歳まで）と女性の純移動数（期末35-39歳まで）には0～4歳の加入分を含む

図7 個人経営体世帯員の変化量の内訳（左：男性 右：女性）

このように個人経営体世帯員の変化のパターンは、自営漁業就業者とは大きく異なり、若年ないし中壮年層での退出超過の影響が大きい。その要因としては、若年層では子ども数の減少に加えて進学・就職で離家する子弟が多いこと、中壮年層では世帯継承を期待されない人員の離家や、親世代の漁業引退に伴い非漁業世帯化するケースが挙げられよう。そこで、個人経営体世帯員の純移動数に関係している点について（2）では就業との関連を、（3）では子ども数の減少についてそれぞれ検討する。

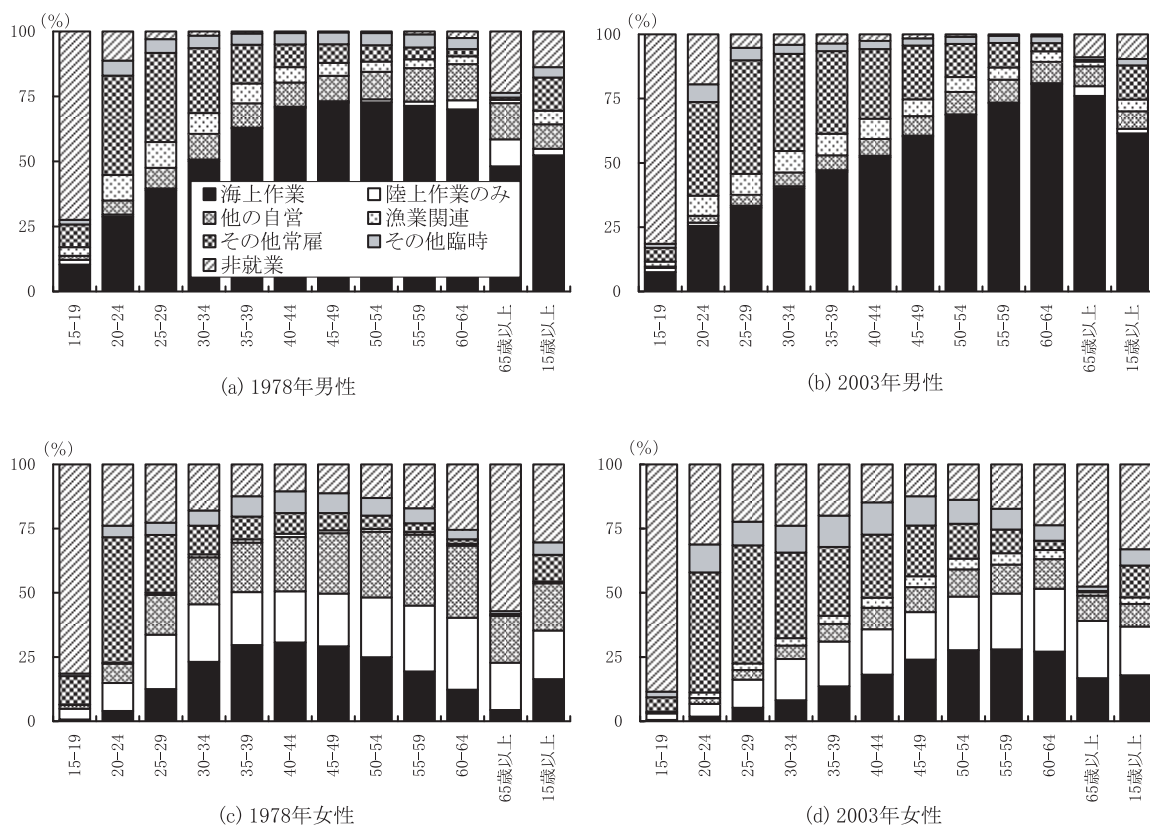
（2）主な就業からみた個人経営体世帯員の推移

i) 男性

図8は1978年と2003年の個人経営体世帯員を年齢別・主な就業別に整理したものである。ここでは主な就業の種類を、自営部門は「海上作業」「陸上作業のみ」「他の自営」に、雇われ部門は「漁業関連」「その他常雇」「その他臨時」に分けて集計した。両年次とも、15～19歳は「非就業」の割合が高く、20～24歳は「その他常雇」「海上作業」の順に高い割合を示すが、年齢が上がるにつれ両者は逆転して「海上作業」が最大となり、65歳以上では再び「非就業」の割合が高くなる、というパターンを示す。その一方でこの間に変化も生じており、50歳代後半以上、とくに60歳以上で「海上作業」の割合が高まり、若い年齢では「その他常雇」の割合が上昇して「海上作業」の割合が低下した。

主な就業別の個人経営体世帯員の動向を詳細に検討するために、1988年以降の主な就業別のコーホート変化率⁷を示したのが図9である。同図には、人数が少ない「陸上作業のみ」と「非就業」は含めて

⁷ 純移動率ではなくコーホート変化率を用いた理由は、就業の違いの影響を把握する場合には両指標のいずれでも大差ないと判断したからである。その理由は、生残率の違いはせいぜい数%程度であること、若い世代では生残率がほぼ1であること、である。



資料：漁業センサス

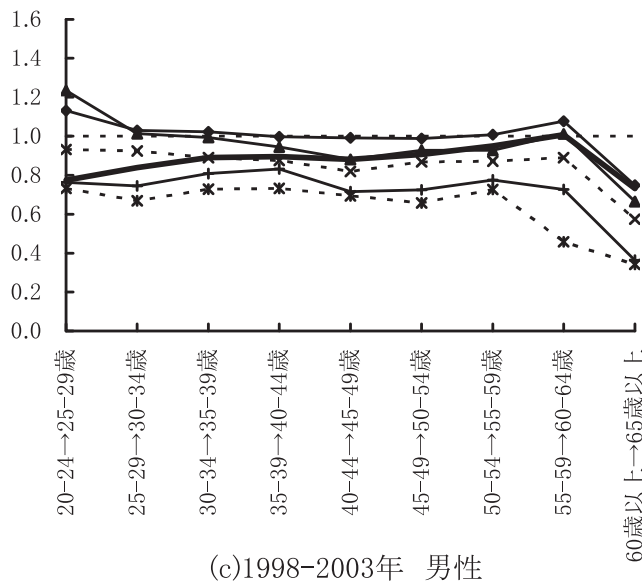
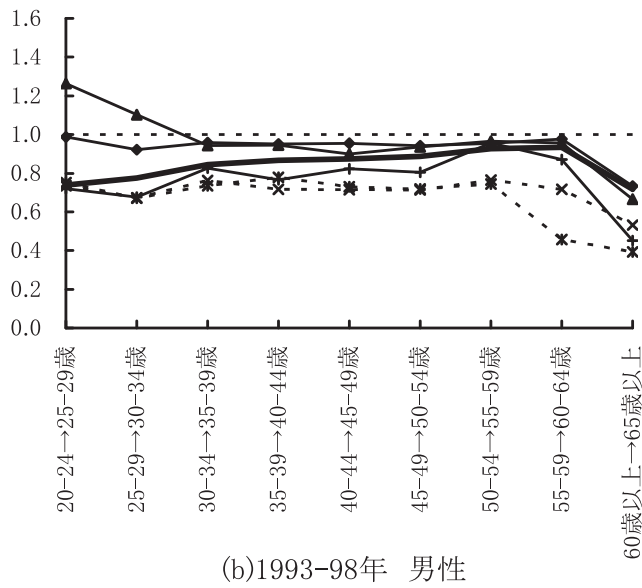
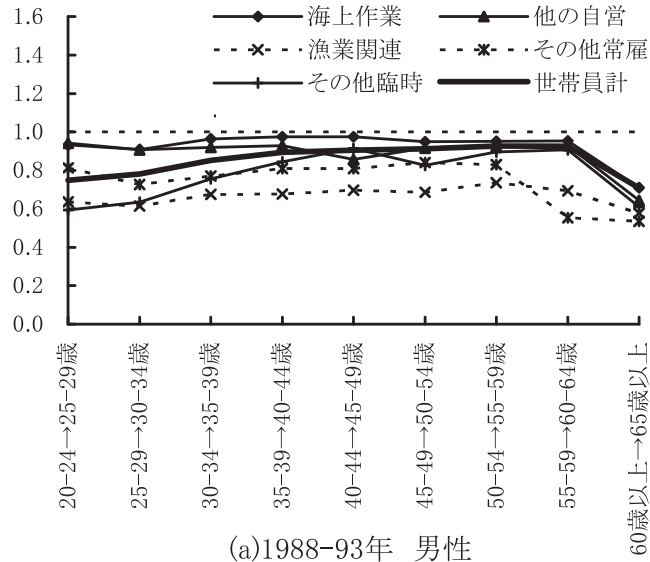
図8 年齢別にみた個人経営体世帯員の主な就業構成

いない。それによれば、主な就業は「海上作業」「他の自営」と「その他常雇」「その他臨時」「漁業関連」におおむね大別できる。前者の「海上作業」「他の自営」のコーホート変化率はおおむね1.0に近い値を示すのに対し、後者の「その他常雇」「その他臨時」「漁業関連」は総じて個人経営体世帯員全体のコーホート変化率よりも低い値を示し、期末年齢55～59歳までは0.7前後、期末年齢が60歳を超えると0.5を下回ることもある。

こうしたことから、男性の漁業世帯員の減少は、「その他常雇」に代表される雇われ部門を主な就業先とする世帯員の減少による影響が大きいといえよう。この背景には、そもそも世帯の継承を期待されない世帯員がこれら非自営部門に従事していることや、世帯継承を期待される世帯員が非自営部門に従事する場合は漁業者であった親の引退を機に非漁業世帯化する、といった事情が考えられる。世帯継承を期待される世帯員の非自営部門への就業は、若い世代で非自営部門を主な就業とする者の割合が高まっていることと考え合わせると、漁業世帯員の減少を加速させる要因になるだろう。また、60歳以上の世帯員に占める「海上作業」の世帯員の割合が高まっていることは生産設備の向上によって高齢でも操業可能な条件が整ったこと以外にも、親の引退を機に非漁業世帯化するケースの増加によって結果として高齢でも漁業に従事する世帯のみが漁業センサスの集計対象となっていることを反映している可能性がある（加瀬2001）。

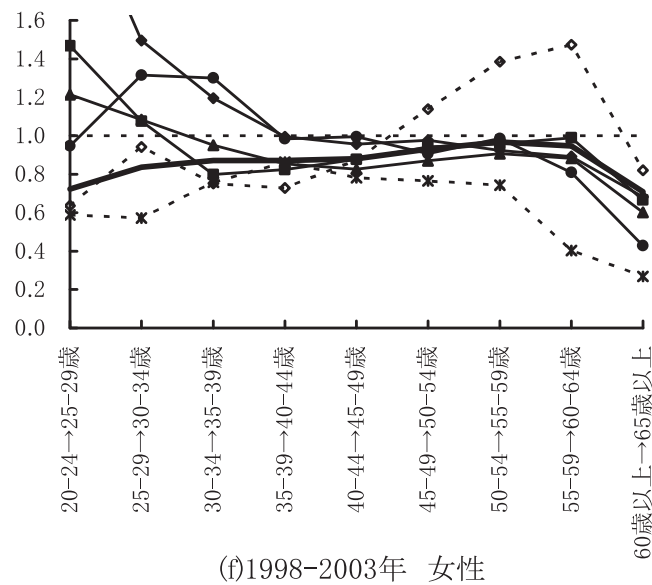
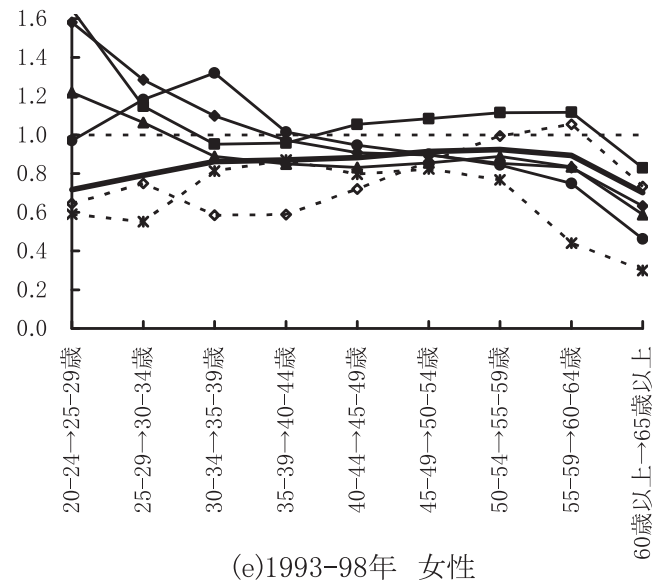
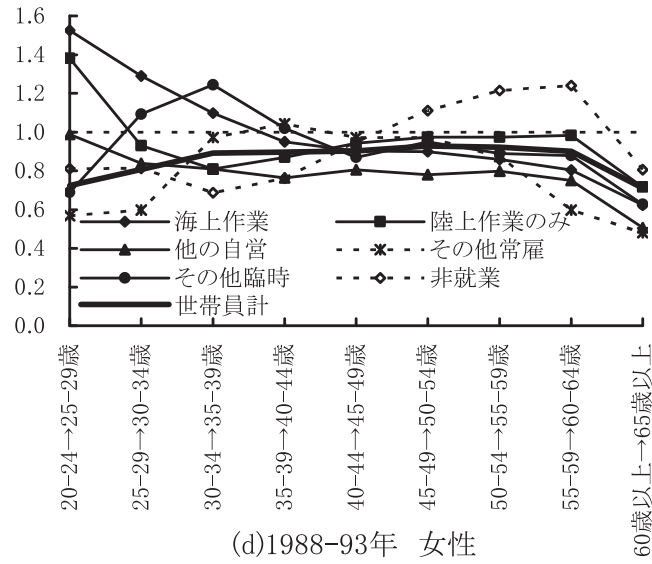
ii) 女性

女性の世帯員の年齢別の就業状況をみたのが図8である。男性に比べて「海上作業」の割合が低い反面「陸上作業のみ」あるいは「他の自営」「その他臨時」の割合が高い傾向がみられる。1978年と2003



資料：漁業センサス

図9-1 個人経営体世帯員の主な就業別年齢別コーホート変化率



資料：漁業センサス

図9-2 個人経営体世帯員の主な就業別年齢別コーホート変化率

年に共通する傾向として、15～19歳は「非就業」の割合が高く、20～24歳は「その他常雇」が高い割合を示すが、年齢の上昇とともにこれらの割合は低下する。その一方で「海上作業」や「陸上作業のみ」の割合が高まり、65歳以上では再び「非就業」の割合が高くなる。この間に生じた変化としては、「その他常雇」や「その他臨時」の割合が上昇したのに対し「他の自営」や「陸上作業のみ」の割合が低下したこと、「海上作業」の割合は50歳未満で低下し、60歳以上で上昇したことである。

1988年以降の主な就業別にコーホート変化率を示したのが図9である。同図には、人数の少ない「漁業関連」を含めていない。それによれば、男性ほどはっきりした傾向はみだしにくい、「海上作業」「陸上作業のみ」「他の自営」「その他臨時」と「その他常雇」および「非就業」に3区分できるだろう。前者の自営部門と「その他臨時」では期末年齢45～49歳頃までコーホート変化率が1を上回る傾向があるのに対し、「その他常雇」ではコーホート変化率が総じて低い値を示す。残る「非就業」については若年層で総じて低い値となるが、期末年齢50～54歳頃からコーホート変化率が1を上回る傾向を示す。

女性世帯員のコーホート変化率は、男性に比べてやや複雑なパターンを示す。その背景として、女性世帯員が主に2つのタイプから構成されることがあるだろう。すなわち、個人経営体世帯の女性には、タイプA：当該世帯で生まれ育ち、結婚等を通じていずれ他出することを期待される者、タイプB：結婚を通じて新たに世帯員となった者、である。典型的なパターンとしては、タイプAの人々は学卒時点或いはいったん就職した後の比較的若い年齢で離家する傾向があるのに対し、タイプBの人々は年齢が若い間は新しく入った世帯で漁業を含む自営部門へ関与するか、或いは現金収入の必要性から「その他臨時」の職に就き、高齢になると仕事を離れて「非就業」となる。このように考えるならば、主な就業別にみた女性世帯員の減少は、その多くがタイプAから成ると考えられる「その他常雇」を主な就業先とする世帯員の減少による影響が大きいといえよう。また、漁業を含む自営部門や「その他常雇」を除く非自営部門に新たに参入する人が相対的に少なく、「その他常雇」を主な就業先とする世帯員の減少を補うことができていないことも女性世帯員の減少につながっていると考えられる。

(3) 子ども数の減少とその影響

2節ならびに附論2における0～4歳の個人経営体世帯員の推計結果ならびに関連する指標を整理したのが表3である。同表によれば、0～4歳の個人経営体世帯員は1973年の64,825人から2003年には

表3 推計された0～4歳の個人経営体世帯員と関連指標

	1973年	1978年	1983年	1988年	1993年	1998年	2003年
0～4歳の個人経営体世帯員(人) ^{注1}	64,825	48,574	42,039	33,574	23,845	18,158	13,747
個人経営体世帯員が 全国人口に占める割合(0～4歳;%)	0.66	0.53	0.54	0.48	0.39	0.30	0.24
15～49歳の女性の個人経営遺体世帯員(人)	260,270	224,269	187,770	150,047	117,276	90,286	68,318
個人経営体世帯員の標準化CWR(%)	331.3	287.8	285.4	272.5	242.1	247.0	255.4
全国の標準化CWR(%)	324.6	294.7	271.2	264.8	227.0	205.6	199.3
個人経営体世帯員のTFR ^{注2}	2.13	1.85	1.84	1.76	1.56	1.59	1.64
15～49歳の個人経営体世帯員の性比 ^{注3}	103.6	105.1	104.3	104.7	107.8	109.6	112.1

注1 推計値。推計方法は本文を参照のこと。

注2 標準人口のTFRを全国の1976～1980年の平均値とし、標準人口と標準化した人口とのCWRの格差が標準人口と標準化した人口とのTFRの格差と等しいと仮定して算出した値

注3 女性100人に対する男性の人口

資料：漁業センサス、推計人口、山内（2006）

13,747人へと大幅に減少した。また、全国人口に占める割合も同期間に0.66%から0.24%へ低下した。こうした0～4歳の個人経営体世帯員の減少は、再生産年齢の女性世帯員の減少と出生力の低下に依るものである。

再生産年齢の女性世帯員、すなわち個人経営体世帯員の15～49歳の女性は1973年の260,270人から68,318人へ大幅に減少した(表3)。これは、15～49歳の女性のなかでもっとも子どもを生みやすい年齢である20～34歳の女性世帯員についても同様であった。一方、個人経営体世帯員の出生力は1973年から1988年まで全国とほぼ同じように減少したが、1993年以降は全国の出生力が低下したのに対し、個人経営体世帯員の出生力はほぼ横ばいで推移した(表3)。

これら2つの要因が0～4歳個人経営体世帯員の減少にどの程度寄与しているのかを示したのが表4である⁸。1973年から2003年にかけて0～4歳個人経営体世帯員は51,078人減少し、このうち15～49歳女性の個人経営体世帯員の変化による効果が81.5%、標準化CWRの変化による効果が18.5%であった。これを1973～1988年と1988～2003年に区分すると、15～49歳女性の個人経営体世帯員の変化効果がそれぞれ70.0%、92.4%となっていた。

表4 0～4歳の個人経営体世帯員の変化量とその要因

		1973- 2003年	1973- 1988年	1988- 2003年
0～4歳個人経営体世帯員の変化量(人)		51,078	31,251	19,827
内訳	15～49歳女子人口の効果(%)	81.5	70.0	92.4
	sCWRの効果(%)	18.5	30.0	7.6

資料：漁業センサス、山内(2006)

このように、0～4歳の個人経営体世帯員の減少はもっぱら再生産年齢の女性世帯員の変化によるものである、といえる。ただし、注意すべき点が2点ある。1点目は個人経営体世帯員の出生力の水準自体が低いことである。個人経営体世帯員の出生力をTFR(合計(特殊)出生率)⁹に換算すると、1978年以降、人口の置換水準¹⁰を下回っており、2003年は約1.6であった(表3)。このTFRの水準では、仮に生まれた子ども全てが将来も漁業世帯員として次世代を再生産するとしても、現在の漁業世帯員の規模を維持することはできない。つまり、近年の個人経営体世帯員の出生力がほぼ横ばいであるにもかかわらず低水準であることは、親世代よりも少ない数の子どもしか生まれなかったことを意味する。注意すべき

⁸ 式を変形すると下記ようになる。

$$P(e, f, 0-4) = \frac{sCWR^e}{lCWR} \times \sum_{i=1}^7 \{P(e, f, 10 + 5 \times i \sim 14 + 5 \times i) \times \alpha(10 + 5 \times i \sim 14 + 5 \times i)\}$$

右辺第1項をX、右辺第2項をYとすると、1973年と2003年の0～4歳人口の変化は下記ようになる。

$$\begin{aligned} P(e, f, 0-4, 1973) - P(e, f, 0-4, 2003) &= X(1973) \times Y(1973) - X(2003) \times Y(2003) \\ &= 1/2 \times \{X(1973) - X(2003)\} \times \{Y(1973) + Y(2003)\} \\ &\quad + 1/2 \times \{Y(1973) - Y(2003)\} \times \{X(1973) + X(2003)\} \\ &= 1/2 \times (1/lCWR) \times \{sCWR^e(1973) - sCWR^e(2003)\} \times \{Y(1973) + Y(2003)\} \\ &\quad + 1/2 \times \{Y(1973) - Y(2003)\} \times \{X(1973) + X(2003)\} \quad \text{⑤} \end{aligned}$$

式の右辺第1項はsCWRの変化効果、右辺第2項は女性の15～49歳人口の変化効果となる。

⁹ TFRは、1人の女性が生涯に生むと期待される平均的な出生数であるとみなすことができる指標である。

¹⁰ ある人口集団の規模が維持されるために必要な出生率の水準のことで、通常は人口移動が発生しないと仮定する。近年の日本ではTFRでおよそ2.1である。

2点目は再生産年齢の女性が男性よりも少ないことである。15～49歳の性比をみると1973年の103.6から112.1へと上昇した(表3)。このことは、世帯員の縮小再生産圧力を高めることになる。なぜなら、現在の再生産年齢の男性世帯員と生まれてくる男児の数との差は、女性世帯員と女児の差以上に大きくなるためである。また、上述した女性の個人経営体世帯員の減少を加速させるからでもある。このような再生産年齢における性比の不均衡化は、もっぱら男性の個人経営体世帯員の未婚化によるものと考えられる。個人経営体世帯員の配偶関係を示す資料は存在しないが、2005年国勢調査によれば、漁業就業者のうちの非雇用者の未婚者の割合は全国とほぼ同様であり、30～34歳で4割以上が未婚であった(表5)。

ところで、出生力の水準は世帯の継承権を持つ男子の規模縮小に影響を与える。また、世帯の側からみると、出生力の水準は後継者として期待される男子を持てるかどうかにも影響する。以下ではこれら2点について検討するが、附論3で述べるように、夫婦の出生力は個人経営体世帯員と全国人口とでほぼ同水準であると考えられることを指摘しておく。

世帯の継承権を持つ男子の規模縮小については、出生数に占める長男の割合と関連がある。そこで、夫婦1組あたりの出生数の分布が全国人口と同じ¹¹⁾で、出生性比を104.5と仮定して、男子の出生数に占める長男の割合を検討したのが表6である。同表の作成には、国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査』における夫婦とも初婚である45～49歳

の妻の出生数データを利用した。それによれば、男児に占める長男の割合は67%前後であった。この結果をもとに、毎年の男子出生数の2/3が長男であり、10～14歳の性比が0～14歳と等しいと仮定して、当該コーホートの25～29歳時点での人数との比をとったのが表7である。

表5 2005年の男性の漁業就業者(非雇用者)の未婚者割合(%)

年齢	全国人口	漁業就業者(非雇用者)
15～19歳	98.4	98.4
20～24歳	91.5	91.7
25～29歳	68.5	69.0
30～34歳	41.9	42.3
35～39歳	26.2	26.6
40～44歳	16.9	17.0
45～49歳	11.7	11.6
50～54歳	8.9	8.9
55～59歳	6.4	6.5
60～64歳	3.8	4.0

資料：国勢調査

表6 45～49歳妻のコーホート別の完結出生児数から推定される長男の割合

妻の出生年	平均子ども数(人)	出生数に占める長男の割合(%)
1928-32年	2.33	64.5
1933-37年	2.21	66.8
1938-42年	2.22	66.8
1943-47年	2.18	67.2
1948-52年	2.13	68.2
1953-57年	2.20	66.8
1956-60年	2.15	66.9

資料：出生動向基本調査

注) ここでの妻は本人とその夫とも初婚である

表7 出生年別個人経営体世帯員の残留率

	出生年			
	1959-63年	1964-68年	1969-73年	1974-78年
10～14歳の個人経営体世帯員のうち25～29歳時点で自営漁業就業者であった割合(%)	15.4	13.9	12.2	12.7
10～14歳の個人経営体世帯員(長男)のうち25～29歳時点で自営漁業就業者であった割合(%)	23.1	20.8	18.4	19.1
10～14歳の個人経営体世帯員のうち25～29歳時点で個人経営体世帯員であった割合(%)	37.6	36.1	33.2	34.5

資料：漁業センサス、出生動向基本調査

¹¹⁾ 国立社会保障・人口問題研究所『第11回出生動向基本調査』を利用し、1948～1952年生まれの女性を妻とする夫婦で、夫と妻のいずれも初婚の夫婦の出生数の分布を用いた。これら夫婦の平均出生児数は2.1人である。

それによれば、10代前半の男性の個人経営体世帯員のうち15年後に漁業に従事したのはおよそ7人に1人、世帯継承権をもつと考えられる者に限れば約5人に1人であり、新しい世代ほど少なくなっている。この値は、加瀬が提起した漁業後継者率（例えば50～59歳の自営漁業者に対する25～34歳の自営漁業者の比）に比べて低い値であるが、これは父親が非漁業者である漁業世帯員の子は漁業に従事する可能性が低いからであろう。いずれにせよ、新しく生まれる世帯員の減少は、漁業という職を選択する者の割合が高くないこととあわせて、自営漁業の後継労働力の確保を難しくしているといえよう。参考までに、10代前半の男性の個人経営体世帯員のうち15年後も個人経営体世帯員であったのは3人に1人を若干上回る程度であった。若い個人経営体世帯員の中には自営漁業以外を選択する例が少なからず存在するのである。

最後に、個々の世帯が後継者として期待される男子を持てるかどうかについて検討しよう。ここでは先ほどと同じ資料を用いて、1組の夫婦が少なくとも男の子を1人生む確率を計算した。その結果、夫婦が少なくとも男の子を1人生む確率は0.75前後であった（表8）。この値は、ほぼ4組に1組の夫婦が男の子を持っていないことを意味する。

表8 45～49歳妻のコーホート別の完結出生児数から推定される1組の夫婦が男児1人以上を産む確率

妻の出生年	平均子ども数 (人)	1組の夫婦が少なくとも1人の男の子を産む確率
1928-32年	2.33	0.76
1933-37年	2.21	0.75
1938-42年	2.22	0.75
1943-47年	2.18	0.75
1948-52年	2.13	0.74
1953-57年	2.20	0.75
1956-60年	2.15	0.73

資料：出生動向基本調査

注) ここでの妻は本人とその夫とも初婚である

5. まとめと若干の考察

これまでみてきたことを整理すると以下ようになる。男性の自営漁業就業者は20歳代で漁業を開始すると、その後は高齢になるまで漁業を続けることが一般的である。しかし、若い漁業者が年々減少していることと漁業者の高齢化によって死亡数が増加するため、自営漁業就業者の減少が続いていた。若い自営漁業就業者の減少は、個人経営体世帯における子ども数の減少と、若い個人経営体世帯員の職業選択において漁業の位置づけが高くないために生じていた。とくに前者の子ども数の減少については、男性の未婚化の影響もあって親世代に相当する年齢層の世帯員が減少していることや置換水準以下の出生率であることが影響していた。後者の職業選択については、後継世代が漁業世帯にとどまったとしても漁業以外の部門に就業する例が少なからずみられるように、後継世代が漁業に従事する割合は低かった。このようにみえてくれば、男性の自営漁業就業者は減少がさらなる減少を引き起こすような縮小再生産の状況にあることが分かる。

一方、女性の自営漁業就業者は、若い漁業者が減少していることと40歳を過ぎたあたりから漁業を辞めるケースが多いことにより、漁業者の減少が続いていた。若い漁業者の減少に関しては、女性の漁業就業は夫である男性の補助的な役割を担うという側面が強いため（三木1999）、男性の自営漁業就業者の減少と未婚化の進展が女性の自営漁業への参入機会を縮小させていると考えられる。そうであれば、女性の自営漁業就業者についても縮小再生産の状況にあると考えられる。

このような自営漁業の担い手の縮小再生産は自営漁業の経済条件と一定の関連性を持つと考えられる。とくに男性の後継世代の職業選択との関連では、すでに加瀬（1993）が指摘したように、漁業所得が低いことに加えて父子操業となっても漁業所得の増加見込みが十分なものにならないこと、労働市場の特性によって父親よりも子どもが漁業外就業をする方が世帯内所得の最大化につながりやすいこと、

といった点が自営漁業の後継労働力の参入を阻む要因となっているのであろう。ただし、結婚を含む出生への影響については、全国人口との比較において明瞭な差がみられなかったことから、男性の自営漁業者の未婚化や、個人経営体世帯員の出生力の低さが自営漁業の経済条件に起因するとは言い切れない。再生産の領域に関しては日本社会全体の変化が自営漁業者とその世帯員にも共通に作用している可能性がある。

以上のような自営漁業就業者にみられる縮小再生産メカニズムは数十年の長きにわたって築かれたものであり、一時的な景気回復により状況が改善するようなものではないであろう。なぜなら、仮に出生率や既婚者の割合が高まり、後継世代の漁業への参入割合が上昇したとしても、その結果として次世代が労働市場に参入するようになるのは15年以上も先の話だからである。また、非漁家出身者の自営漁業への参入が増えることも考えられないわけではないが、これらが自営漁業就業者の縮小再生産の状態を変えるほどの水準にまで達するのは難しいであろう。

このため、自営漁業の見直しを検討する際には、就業構造の少人数化と高齢化がさらに進むことを前提とすることが不可避であろう。また、自営漁業就業者の高齢化は、限界集落化する漁業地域の出現や、高齢の単独または夫婦のみの世帯が増加するといった事態を生じさせることから、これら高齢化が及ぼす社会的な側面への配慮がより一層必要となるだろう。

本稿では自営漁業就業者や個人経営体世帯員を全て同質のものとして検討してきたが、今後は地域差や階層差についても考慮しながら自営漁業就業者の再生産について検討していきたい。また、未婚化や子ども数が減少する要因の検討も今後の課題である。

なお、漁業センサスに対する最低限の要望として、0～14歳人口については5歳別に調査をすること、15歳以上については配偶関係を尋ねること、世帯を単位とした集計を充実させること、を挙げておく。

文献

加瀬和俊（1988）『沿岸漁業の担い手と後継者 - 就業構造の現状と展望 - 』成山堂書店

加瀬和俊（1991）「自営漁業就業者と漁家世帯」財団法人農林統計協会『第8次漁業センサス 日本漁業の構造分析（第8次漁業センサスの総合分析報告書（日本漁業の構造編））』pp.137-161

加瀬和俊（1993）「自営漁業就業者の存在形態 - 階層格差の根拠をめぐって - 」『漁業経済研究』pp.89-112

加瀬和俊編（2001）『日本漁業の再編過程 第10次漁業センサス分析』農林統計協会

加瀬和俊編（2006）『わが国水産業の再編と新たな役割 - 2003年（第11次）漁業センサス分析 - 』農林統計協会

服部 昭（1991）「雇われ漁業就業者」農林統計協会『第8次漁業センサス 日本漁業の構造分析（第8次漁業センサスの総合分析報告書（日本漁業の構造編））』pp.162-178

三木奈都子（1999）「漁家における女性労働の存在形態に関する研究」『北海道大学水産学部紀要』46-1 . pp.1-101

山内昌和（2006）「Child-Woman Ratioを応用した地域出生力指標の検討 - 夫婦出生力指標を中心に - 」『人口学研究』38 . pp.99-110

山口喜一編著（1989）『人口分析入門』古今書院

山口喜一編著（1990）『人口推計入門』古今書院

附論 1 . 漁業者の生命表生残率の検討

本文 式の右辺第 1 項は生命表生残率 (s) で近似することが可能である。ここでは、実際の算出手続きで利用した 5 歳階級別の生残率として表記すると、下記の (1-1) 式ようになる。

$$\frac{P(e, x \sim x + 4, t) - D(e, x \sim x + 4 \rightarrow x + 5 \sim x + 9, t \rightarrow t + 5)}{P(e, x \sim x + 4, t)} \cong {}_5^e S_{x \sim x + 4 \rightarrow x + 5 \sim x + 9, t \rightarrow t + 5} \quad (1-1)$$

生命表生残率 (s) は、生命表死亡率 (q) を用いて次のように近似することができる (1-2 式)。

$$\begin{aligned} {}_5^e S_{x \sim x + 4 \rightarrow x + 5 \sim x + 9, t \rightarrow t + 5} &\cong \frac{{}_5^e L_{x+5, t+2.5}}{{}_5^e L_{x, t+2.5}} = \frac{(5/2) \times ({}^e l_{x+10, t+2.5} + {}^e l_{x+5, t+2.5})}{(5/2) \times ({}^e l_{x+5, t+2.5} + {}^e l_{x, t+2.5})} \\ &= \frac{{}^e l_{x, t+2.5} \times {}_5^e p_{x, t+2.5} \times {}_5^e p_{x+5, t+2.5} + {}^e l_{x+5, t+2.5} \times {}_5^e p_{x, t+2.5}}{{}^e l_{x, t+2.5} \times {}_5^e p_{x, t+2.5} + {}^e l_{x+5, t+2.5}} = \frac{{}_5^e p_{x, t+2.5} \times ({}_5^e p_{x+5, t+2.5} + 1)}{{}_5^e p_{x, t+2.5} + 1} \\ &= \frac{(1 - {}_5^e q_{x, t+2.5}) \times \{(1 - {}_5^e q_{x+5, t+2.5}) + 1\}}{(1 - {}_5^e q_{x, t+2.5}) + 1} = \frac{(1 - {}_5^e q_{x, t+2.5}) \times (2 - {}_5^e q_{x+5, t+2.5})}{2 - {}_5^e q_{x, t+2.5}} \quad (1-2) \end{aligned}$$

L : 生命表関数 (定常人口) l : 生命表関数 (生存数) p : 生命表関数 (生存率)

生命表死亡率 (q) は、ある年の死亡数 (d) と属性 e の人口 (P(e)) を用いて次のように近似することができる (1-3 式)。

$${}_5^e q_{x, t} \cong 5 \times \frac{{}_5^e d_x}{P(e, x \sim x + 4, t)} \left/ \left\{ 1 + \frac{5}{2} \times \frac{{}_5^e d_x}{P(e, x \sim x + 4, t)} \right\} \right. \quad (1-3)$$

以上から、ある年の漁業者数とそのうちの死亡者数が分かれば、本文 式の右辺第 1 項を求めることが可能となる。本稿では厚生労働省『人口動態職業・産業別統計』を利用して漁業者の生命表生残率を算出することにした。同統計には 1985 年以降 5 年おきに産業別男女・年齢 5 歳階級別死亡者数と就業者数が公表されている。

(1-2) 式を用いて算出した生残率が附表 1-1 である。同表によれば、漁業者の生残率は他産業に比べて低い水準にある。参考として加えた厚生労働省『完全生命表』との比較では、年次や年齢による差はみられるものの、厚生労働省『完全生命表』よりも 0.5 ~ 1.5% 程度低い水準であった。このため、本稿では、男性の自営漁業就業者の生残率を厚生労働省『完全生命表』より 1.0% 低い値とすることにした。女性の漁業者の生命表生残率については、そもそも年齢別の女性漁業者は少ないため生残率の推定値が統計的に十分な安定性を保てないであろうと判断し、男性同様に厚生労働省『完全生命表』の値よりも 1.0% 低い値とした。

なお、厚生労働省『人口動態職業・産業別統計』でいうところの漁業者として死亡した人というのは、死亡発生時点で漁業に従事していた人であって、漁業センサスの定義する自営漁業就業者とは異なる。

しかし、他に代替可能な統計がないことやおよその死亡水準の把握は可能と判断して利用することとした。

また、方法上の問題として、(1-2)式で示した生命表生残率の作成方法では、年齢区分の上限が関係すると算出ができない。例えば、1985年の人口動態職業・産業別統計では65歳以上が一括して表章されているため、期末年齢65歳以上となる漁業者の生残率の算出は不可能となる。本来ならば、別途、漁業者の生命表の作成が必要となるが、十分な統計が揃っていないことから、本稿では、期末年齢65歳以上の漁業者の生残率として期末年齢60～64歳までと同様に完全生命表より1.0%低い値を用いた。

附表1-1 . 産業別にみた男性就業者の生命表生残率

1985年

産業	15～19→	20～24→	25～29→	30～34→	35～39→	40～44→	45～49→	50～54→	55～59→
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
農業	0.9856	0.9913	0.9915	0.9908	0.9859	0.9793	0.9719	0.9637	0.9564
林業	0.9738	0.9806	0.9851	0.9796	0.9754	0.9748	0.9700	0.9590	0.9429
漁業	0.9872	0.9904	0.9899	0.9862	0.9826	0.9765	0.9678	0.9568	0.9438
鉱業	0.9381	0.9537	0.9634	0.9550	0.9353	0.9199	0.9022	0.8432	0.7752
建設業	0.9943	0.9961	0.9961	0.9952	0.9926	0.9881	0.9814	0.9740	0.9675
製造業	0.9962	0.9973	0.9977	0.9971	0.9954	0.9924	0.9876	0.9814	0.9752
電気・ガス	0.9846	0.9905	0.9916	0.9890	0.9824	0.9713	0.9554	0.9402	0.8759
運輸・通信	0.9943	0.9964	0.9964	0.9955	0.9935	0.9902	0.9848	0.9773	0.9685
卸売・小売り	0.9978	0.9982	0.9981	0.9974	0.9957	0.9922	0.9861	0.9783	0.9700
金融・保険	0.9928	0.9971	0.9971	0.9964	0.9934	0.9885	0.9811	0.9713	0.9643
サービス	0.9956	0.9975	0.9975	0.9968	0.9945	0.9912	0.9868	0.9821	0.9765
公務	0.9961	0.9962	0.9962	0.9951	0.9916	0.9849	0.9735	0.9581	0.9489
完全生命表	0.9958	0.9960	0.9958	0.9943	0.9911	0.9857	0.9757	0.9621	0.9455

1990年

産業	15～19→	20～24→	25～29→	30～34→	35～39→	40～44→	45～49→	50～54→	55～59→
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
農業	0.9857	0.9909	0.9920	0.9909	0.9875	0.9821	0.9756	0.9665	0.9551
林業	0.9456	0.9740	0.9801	0.9745	0.9770	0.9732	0.9682	0.9612	0.9450
漁業	0.9849	0.9888	0.9895	0.9870	0.9844	0.9790	0.9703	0.9574	0.9432
鉱業	0.7965	0.9633	0.9737	0.9697	0.9514	0.9191	0.8886	0.8436	0.7742
建設業	0.9941	0.9962	0.9964	0.9957	0.9939	0.9898	0.9840	0.9772	0.9701
製造業	0.9966	0.9976	0.9977	0.9973	0.9963	0.9939	0.9905	0.9843	0.9764
電気・ガス	0.9757	0.9884	0.9913	0.9879	0.9803	0.9707	0.9542	0.9250	0.8226
運輸・通信	0.9939	0.9964	0.9968	0.9961	0.9947	0.9922	0.9879	0.9807	0.9722
卸売・小売り	0.9976	0.9984	0.9983	0.9976	0.9962	0.9936	0.9892	0.9814	0.9712
金融・保険	0.9939	0.9977	0.9976	0.9970	0.9956	0.9933	0.9887	0.9809	0.9725
不動産	0.9936	0.9982	0.9980	0.9965	0.9947	0.9912	0.9857	0.9795	0.9739
サービス	0.9958	0.9978	0.9979	0.9973	0.9957	0.9924	0.9879	0.9827	0.9765
公務	0.9953	0.9965	0.9967	0.9960	0.9939	0.9888	0.9792	0.9611	0.9491
完全生命表	0.9962	0.9963	0.9962	0.9951	0.9925	0.9877	0.9802	0.9666	0.9466

1995年

産業	15～19→	20～24→	25～29→	30～34→	35～39→	40～44→	45～49→	50～54→	55～59→
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
農業	0.9928	0.9932	0.9924	0.9910	0.9879	0.9834	0.9748	0.9644	0.9548
林業	0.9885	0.9871	0.9857	0.9839	0.9840	0.9730	0.9583	0.9532	0.9459
漁業	0.9880	0.9858	0.9848	0.9848	0.9837	0.9795	0.9689	0.9605	0.9517
鉱業	0.9521	0.9639	0.9742	0.9711	0.9617	0.9361	0.8915	0.8557	0.8173
建設業	0.9958	0.9970	0.9971	0.9961	0.9946	0.9914	0.9863	0.9809	0.9736
製造業	0.9972	0.9980	0.9981	0.9977	0.9966	0.9945	0.9912	0.9868	0.9802
電気・ガス	0.9864	0.9916	0.9909	0.9904	0.9883	0.9726	0.9567	0.9381	0.8598
運輸・通信	0.9967	0.9973	0.9972	0.9964	0.9947	0.9924	0.9888	0.9834	0.9761
卸売・小売り	0.9987	0.9987	0.9985	0.9981	0.9969	0.9948	0.9914	0.9855	0.9773
金融・保険	0.9959	0.9986	0.9985	0.9979	0.9971	0.9949	0.9911	0.9854	0.9803
不動産	0.9986	0.9978	0.9976	0.9966	0.9950	0.9918	0.9871	0.9815	0.9760
サービス	0.9968	0.9980	0.9981	0.9977	0.9964	0.9937	0.9893	0.9844	0.9802
公務	0.9961	0.9971	0.9969	0.9959	0.9945	0.9915	0.9847	0.9702	0.9584
完全生命表	0.9966	0.9964	0.9961	0.9952	0.9929	0.9882	0.9805	0.9693	0.9497

2000年

産業	15～19→	20～24→	25～29→	30～34→	35～39→	40～44→	45～49→	50～54→	55～59→
	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
農業	0.9934	0.9921	0.9910	0.9881	0.9865	0.9827	0.9749	0.9641	0.9557
林業	0.9719	0.9812	0.9864	0.9810	0.9778	0.9732	0.9642	0.9426	0.9296
漁業	0.9877	0.9857	0.9842	0.9837	0.9847	0.9800	0.9670	0.9536	0.9471
鉱業	0.9512	0.9661	0.9656	0.9608	0.9566	0.9377	0.9077	0.8627	0.8324
建設業	0.9957	0.9972	0.9973	0.9964	0.9948	0.9923	0.9885	0.9829	0.9772
製造業	0.9976	0.9982	0.9982	0.9978	0.9968	0.9949	0.9919	0.9877	0.9829
電気・ガス	0.9908	0.9926	0.9914	0.9897	0.9883	0.9797	0.9627	0.9433	0.8967
運輸・通信	0.9963	0.9975	0.9972	0.9964	0.9954	0.9934	0.9898	0.9849	0.9808
卸売・小売り	0.9990	0.9989	0.9986	0.9981	0.9971	0.9953	0.9920	0.9875	0.9816
金融・保険	0.9962	0.9988	0.9988	0.9985	0.9969	0.9952	0.9927	0.9884	0.9824
不動産	0.9951	0.9978	0.9981	0.9974	0.9952	0.9924	0.9889	0.9848	0.9810
サービス	0.9969	0.9980	0.9980	0.9976	0.9965	0.9943	0.9905	0.9859	0.9827
公務	0.9973	0.9976	0.9971	0.9961	0.9947	0.9922	0.9870	0.9769	0.9704
完全生命表	0.9971	0.9966	0.9962	0.9950	0.9929	0.9887	0.9812	0.9701	0.9554

資料：人口動態職業・産業別統計、完全生命表

附論 2 . 0 ~ 4 歳の個人経営体世帯員の推計

0 ~ 4 歳の個人経営体世帯員の推計は、下記 (2-1)~(2-3) 式により実施する。この方法の基本的な考え方は、本文にも記したとおり、個人経営体世帯員のコーホートでみた加齢による推移には安定した傾向があるとの仮定に基づいている。

$$p(t,5\sim 9) = p(t-5,0\sim 4) \times c(1973\sim 78,0\sim 4 \rightarrow 5\sim 9) \times \alpha(u) \quad (2-1)$$

$$p(t,10\sim 14) = p(t-5,5\sim 9) \times c(1973\sim 78,5\sim 9 \rightarrow 10\sim 14) \times \beta(u) \quad (2-2)$$

$$p(t,0\sim 4) = p(t,0\sim 14) - \{p(t,5\sim 9) + p(t,10\sim 14)\} \quad (2-3)$$

ただし

$$\begin{aligned} \alpha(u) = & (1/3) \times \{c(u,25\sim 29 \rightarrow 30\sim 34) / c(1973\sim 78,25\sim 29 \rightarrow 30\sim 34) \\ & + c(u,30\sim 34 \rightarrow 35\sim 39) / c(1973\sim 78,30\sim 34 \rightarrow 35\sim 39) \\ & + c(u,35\sim 39 \rightarrow 40\sim 44) / c(1973\sim 78,35\sim 39 \rightarrow 40\sim 44)\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \beta(u) = & (1/3) \times \{c(u,30\sim 34 \rightarrow 35\sim 39) / c(1973\sim 78,30\sim 34 \rightarrow 35\sim 39) \\ & + c(u,35\sim 39 \rightarrow 40\sim 44) / c(1973\sim 78,35\sim 39 \rightarrow 40\sim 44) \\ & + c(u,40\sim 44 \rightarrow 45\sim 49) / c(1973\sim 78,40\sim 44 \rightarrow 45\sim 49)\} \end{aligned}$$

$p(t,a)$: t 年に a 歳の個人経営体世帯員

$c(u,m \rightarrow n)$: 期間 u における期首年 m 歳から期末年 n 歳のコーホート変化率

$t=1983, 1988, 1993, 1998, 2003$

$u=1978\sim 1983, 1983\sim 1988, 1988\sim 1993, 1993\sim 1998, 1998\sim 03$

0 ~ 4 5 ~ 9 歳のコーホート変化率における (u) は 1973 ~ 1978 年と当該期間における 25 ~ 29 30 ~ 34 歳、30 ~ 34 歳 35 ~ 39 歳、35 ~ 39 歳 40 ~ 44 歳の各コーホート変化率の比の平均を用いた。その理由は、理論的には、0 ~ 4 5 ~ 9 歳のコーホート変化率は親世代の移動に伴って生じる随伴移動の影響を強く受けるからである。また、1975 ~ 2005 年の国勢調査の都道府県別のコーホート変化率について、都道府県別に 1975 ~ 1980 年の 0 ~ 4 5 ~ 9 歳のコーホート変化率と 1980 ~ 1985 年等の 0 ~ 4 5 ~ 9 歳のコーホート変化率の比を算出し、この値ともっとも高い相関を示すのが同期間における 25 ~ 29 30 ~ 34 歳、30 ~ 34 歳 35 ~ 39 歳、35 ~ 39 歳 40 ~ 44 歳の格差の平均であった (附表 2-1)。5 ~ 9 10 ~ 14 歳のコーホート変化率における (u) についても (u) 同様の理由で設定した (附表 2-2)。

推計結果を用いて、10 ~ 14 歳 15 ~ 19 歳のコーホート変化率を検討した。検討方法は下記の (2-4) 式である。

$$\min \sum_u \{c(u,10\sim 14 \rightarrow 15\sim 19) - th\}^2 \quad (2-4)$$

$$th = c(1973\sim 78,10\sim 14 \rightarrow 15\sim 19) \times \frac{c(u,15\sim 19 \rightarrow 20\sim 24)}{c(1973\sim 78,15\sim 19 \rightarrow 20\sim 24)} \times \frac{c(1978\sim 83,10\sim 14 \rightarrow 15\sim 19)}{c(1978\sim 83,15\sim 19 \rightarrow 20\sim 24)}$$

(2-4) 式の th は 10 ~ 14 歳 15 ~ 19 歳のコーホート変化率の理論値である。10 ~ 14 15 ~ 19 歳のコーホート変化率は、15 ~ 19 20 ~ 24 歳のコーホート変化率同様に、進学移動や就職移動の影響を強く受けることから、15 ~ 19 20 ~ 24 歳のコーホート変化率の格差と関連させて設定した。1975 ~ 2005 年の国

勢調査の都道府県別のコーホート変化率について検討し、都道府県別に1975～1980年の10～14歳 15～19歳のコーホート変化率と、1980～1985年等の10～14歳 15～19歳のコーホート変化率の比を算出し、この値ともっとも高い相関を示すのが同期間における15～19 20～24歳のコーホート変化率の比であった（附表2-3）。また、1978～1983年の10～14歳 15～19歳のコーホート変化率は実績値の算出が可能であることから、 th にはこの点も考慮している。

ただし、(2-4)式の解は複数存在する。そこで、(2-1)～(2-3)式のみから算出された値に基づく10～14歳 15～19歳のコーホート変化率と th との乖離が1993～1998年に特に大きいことを理由に、1978～1983年の0～4 5～9歳、5～9 10～14歳のコーホート変化率を一律に調整することとした（附表2-4）。なぜなら、1983年の0～4歳の個人経営体世帯員が過大に推計されたために(2-1)～(2-3)式のみから算出された値に基づく10～14歳 15～19歳のコーホート変化率と th との乖離が1993～1998年に特に大きくなったと考えられるからである。具体的には、1978～1983年の0～4 5～9歳、5～9 10～14歳のコーホート変化率をそれぞれ1.03倍した。

附表2-1 $c(u, 0 \sim 4 \ 5 \sim 9) / c(1975 \sim 80, 0 \sim 4 \ 5 \sim 9)$ と $c(u, m \ n) / c(1975 \sim 80, m \ n)$ の相関係数

年齢 ($m \rightarrow n$)	期間(u)					5期間 の平均
	1980 -85年	1985 -90年	1990 -95年	1995 -00年	2000 -05年	
a 15-19→20-24	0.414	0.475	0.167	0.132	0.079	0.254
d 20-24→25-29	0.810	0.844	0.706	0.858	0.860	0.816
e 25-29→30-34	0.968	0.974	0.937	0.953	0.953	0.957
f 30-34→35-39	0.971	0.976	0.961	0.962	0.967	0.967
g 35-39→40-44	0.922	0.935	0.897	0.935	0.949	0.928
h 40-44→45-49	0.845	0.873	0.834	0.857	0.904	0.862
i 45-49→50-54	0.805	0.801	0.736	0.803	0.841	0.797
j e~gの平均	0.974	0.979	0.967	0.961	0.966	0.969

資料:国勢調査

附表2-2 $c(u, 5 \sim 9 \ 10 \sim 14) / c(1975 \sim 80, 5 \sim 9 \ 10 \sim 14)$ と $c(u, m \ n) / c(1975 \sim 80, m \ n)$ の相関係数

年齢 ($m \rightarrow n$)	期間(u)					5期間 の平均
	1980 -85年	1985 -90年	1990 -95年	1995 -00年	2000 -05年	
a 15-19→20-24	0.390	0.492	0.267	0.242	0.158	0.310
d 20-24→25-29	0.711	0.776	0.567	0.757	0.784	0.719
e 25-29→30-34	0.883	0.897	0.826	0.906	0.914	0.885
f 30-34→35-39	0.936	0.930	0.931	0.944	0.959	0.940
g 35-39→40-44	0.923	0.943	0.951	0.960	0.973	0.950
h 40-44→45-49	0.858	0.893	0.899	0.904	0.951	0.901
i 45-49→50-54	0.839	0.843	0.818	0.856	0.899	0.851
j f~hの平均	0.933	0.943	0.955	0.953	0.971	0.951

資料:国勢調査

附表2-3 $c(u, 10 \sim 14 \ 15 \sim 19) / c(1975 \sim 80, 10 \sim 14 \ 15 \sim 19)$ と $c(u, m \ n) / c(1975 \sim 80, m \ n)$ の相関係数

年齢 ($m \rightarrow n$)	期間(u)					5期間 の平均
	1980 -85年	1985 -90年	1990 -95年	1995 -00年	2000 -05年	
a 15-19→20-24	0.439	0.296	0.553	0.504	0.412	0.441
d 20-24→25-29	0.069	-0.150	0.243	0.391	0.268	0.164
e 25-29→30-34	-0.119	-0.304	-0.093	0.146	0.006	-0.073
f 30-34→35-39	-0.088	-0.241	0.034	0.194	0.093	-0.002
g 35-39→40-44	-0.044	-0.176	0.171	0.249	0.139	0.068

資料:国勢調査

附表2-4 10~14 15~19歳のコーホート変化率の理論値と推計値

	1973 -78年	1978 -83年	1983 -88年	1988 -93年	1993 -98年	1998 -03年
理論値	0.7354	0.7320	0.7605	0.7306	0.6966	0.7081
推計値(補正前)	0.7354	0.7320	0.7295	0.7443	0.6291	0.7694
推計値(補正後)	0.7354	0.7320	0.7082	0.7226	0.6823	0.7214

資料:漁業センサス

附論 3 . 個人経営体世帯の夫婦の出生力

既にみたように個人経営体世帯員の出生力が全国人口を上回っているために、個人経営体世帯員の夫婦の出生力も全国を上回る可能性がある。しかし、個人経営体世帯員の夫婦の出生力を直接知るための統計は存在しない。また、個人経営体世帯員の女性の配偶関係も不明である。そこで、男性を基準とした出生力について考えることにした。

男性を基準とした出生力とは、15～49歳の男性からどのくらいの数の子どもが生まれるかについての指標であり、ここでは本文と同様に15～49歳の男性を基準とするsCWRを算出した。その際に、式のは標準人口の父の年齢5歳階級別出生数を5年間累積し、年齢5歳階級別男性人口で除した値（男性の年齢別出生率に相当）とした。この結果を示したのが附図3-1である。それによれば、個人経営体世帯員と全国ではほぼ同水準のsCWRとなっている。

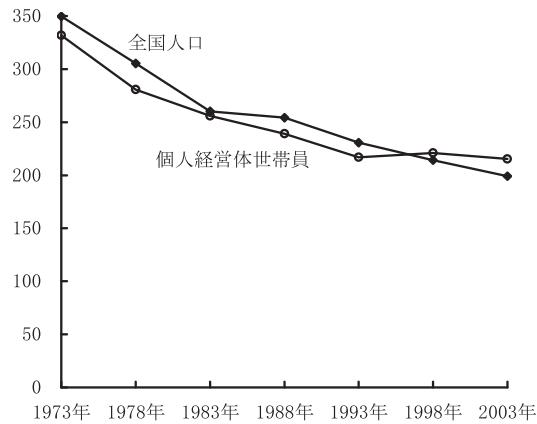
他方で、総務省『国勢調査』によれば、2005年の自営漁業就業者の結婚経験者の割合は全国人口とほぼ同じであった（附表3-1）。このため、男性の個人経営体世帯員の結婚経験者の割合も全国人口とほぼ同じであると考えて良いだろう。

出生力は、夫婦の出生力と結婚経験者の割合を合成した指標とみなせる。CWRを例にとれば、(3-1)式のように、出生力は左辺第1項の夫婦の出生力と左辺第2項の結婚経験者の割合に分解できるのであり、標準化CWRについても同様である（山内2006）。

$$\begin{aligned} CWR &= P(e,0-4)/P(e,f,15-49) \\ &= \{P(e,0-4)/P(e,fm,15-49)\} \times \{P(e,fm,15-49)/P(e,f,15-49)\} \end{aligned}$$

fm : 有配偶の女性

このことから、男性を基準にした出生力と男性の結婚経験者の割合が個人経営体世帯員と全国人口とでほぼ同じであれば、夫婦の出生力についても個人経営体世帯員と全国人口とでほぼ等しいと考えられるのである。



資料: 漁業センサス、推計人口、国勢調査、人口動態統計

附図3-1 男性を基準とするsCWR

附表3-1 年齢別結婚経験者の割合 (2005年)

年齢	(%)	
	全国人口	漁業就業者 (非雇用者)
15～19歳	1.6	1.6
20～24歳	8.5	8.3
25～29歳	31.5	31.0
30～34歳	58.1	57.7
35～39歳	73.8	73.4
40～44歳	83.1	83.0
45～49歳	88.3	88.4
50～54歳	91.1	91.1
55～59歳	93.6	93.5
60～64歳	96.2	96.0

資料: 国勢調査

～ 水産に関する調査研究事業～

本会は水産業の振興に寄与するため、昭和43年6月「水産物の流通事情」を発表して以来、内外漁業問題、水産物の生産・流通・消費及び漁協・漁家の経営問題等に関する様々な研究テーマを設定し、それぞれ専門の委員会を設けて、現在までに30回以上の研究発表（調査研究報告書の刊行など）を行っている。

財団法人 東京水産振興会

会 長 中 澤 齊 彬

平成21年6月30日印刷・発行

《無断転載を禁ず》

沿岸漁業における漁家世帯の 就業動向に関する実証的研究

- 平成20年度事業報告 -

編集 財団法人 東京水産振興会
発行

〒104-0055 東京都中央区豊海町5-9 東京水産会館5階

電話 (03)3533-8111(代)

FAX (03)3533-8116

印刷 株式会社連合印刷センター

〒160-0008 東京都新宿区三栄町18番地

電話 (03)3225-1241